

令和6年第1回北中城村議会臨時会会期日程表

開 会 1月15日（月曜日） 会期 1日間
閉 会 1月15日（月曜日）

月日	曜	会議別	開議時刻	摘 要
1. 15	月	本会議	午前10時	開 会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案説明、質疑、委員会付託省略、討論、決定 閉 会

令和6年第1回北中城村議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	令 和 6 年 1 月 1 5 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令 和 6 年 1 月 1 5 日 午 前 1 0 時 0 0 分			議 長	比 嘉 義 彦
	閉 会	令 和 6 年 1 月 1 5 日 午 前 1 0 時 2 4 分			議 長	比 嘉 義 彦
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別
	1 番	川 上 龍 太	出	8 番	大 城 律 也	出
	2 番	屋 良 朝 春	欠	9 番	上 間 堅 治	出
	3 番	比 嘉 悟	出	1 0 番	喜 屋 武 す ま 子	出
	4 番	比 嘉 正 志	欠	1 1 番	比 嘉 義 弘	出
	5 番	平 安 山 和 美	出	1 2 番	名 幸 利 積	出
	6 番	喜 屋 武 功	欠	1 3 番	山 田 晴 憲	欠
	7 番	伊 集 守 吉	出	1 4 番	比 嘉 義 彦	出
会 議 録 署 名 議 員	1 0 番 議 員		喜 屋 武 す ま 子			
	1 1 番 議 員		比 嘉 義 弘			
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		仲 村 静 香			
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	村 長	比 嘉 孝 則	教 育 長	德 村 永 盛		
	副 村 長	大 田 繁	教 育 総 務 課 長	平 田 清 徳		
	総 務 課 長	喜 納 克 彦	生 涯 学 習 課 長	比 嘉 利 彦		
	企 画 振 興 課 長	仲 本 正 一	建 設 課 長	安 次 嶺 正 春		
	会 計 課 長	喜 屋 武 の り 子	農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	瀬 上 恒 星		
	住 民 生 活 課 長	楚 南 兼 二	健 康 保 険 課 長	玉 栄 治		
	税 務 課 長	玉 栄 幸 憲	学 校 教 育 指 導 主 事			
	上 下 水 道 課 長	伊 佐 秀 樹				
	福 祉 課 長	喜 納 啓 二				
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第1号

令和6年1月15日（月曜日）

1. 開議 午前10時

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3	議案第 1号	令和5年度北中城村一般会計補正予算（第9号）について	説明、質疑、委員会付託 省略、討論、決定
4	議案第 2号	令和5年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について	〃

○議長（比嘉義彦）

ただいまから令和6年第1回北中城村議会臨時会を開会します。

開 会（午前10時00分）

本日の会議を開く前に、本日の臨時会に欠席する旨の届出がある議員を報告いたします。

まず、屋良朝春議員、そして比嘉正志議員、喜屋武 功議員、山田晴憲議員の4名から届出が出ております。

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

日程第1． 会議録署名議員の指名

○議長（比嘉義彦）

日程第1． 会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、喜屋武すま子議員及び比嘉義弘議員を指名します。

日程第2． 会期決定の件

○議長（比嘉義彦）

日程第2． 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。会期は、本日1日間に決定しました。

日程第3． 議案第1号 令和5年度北中城村一般会計補正予算（第9号）について

○議長（比嘉義彦）

日程第3． 議案第1号 令和5年度北中城村一般会計補正予算（第9号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（比嘉孝則）

皆さん、新年あけましておめでとうございます。

では、議案第1号を御説明申し上げます。

議案第1号

令和5年度北中城村一般会計補正予算（第9号）について

令和5年度北中城村の一般会計補正予算（第9号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和6年1月15日 提出
北中城村長 比 嘉 孝 則

令和5年度北中城村一般会計補正予算（第9号）

令和5年度北中城村の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ112,135千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,016,148千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
17 国庫支出金		2,028,189	112,135	2,140,324
	2 国庫補助金	717,089	112,135	829,224
歳入合計		10,049,349	112,135	10,161,484

歳出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,957,949	312	1,958,261
	1 総務管理費	1,780,616	312	1,780,928
3 民生費		3,762,519	102,217	3,864,736
	1 社会福祉費	1,907,530	102,217	2,009,747
6 商工費		189,925	10,000	199,925
	1 商工費	189,925	10,000	199,925
13 予備費		34,611	△394	34,217
	1 予備費	34,611	△394	34,217
歳出合計		10,049,349	112,135	10,161,484

今回の補正につきましては、地方創生臨時交付金（物価高騰対応重点支援分）についてでございます。詳細については、副村長より御説明申し上げます。

○議長（比嘉義彦）

副村長。

○副村長（大田 繁）

それでは私から、議案第1号 令和5年度北中

城村一般会計補正予算（第9号）につきまして御説明いたします。

今回の補正予算については、先月の12月22日に閣議決定されました地方創生臨時交付金（物価高騰対応重点支援分）に係るものとなります。これまでの推奨メニューに加えまして、新たに2つの給付事業がございます。

1つ目は、住民税均等割のみ課税世帯への給

付金と、その給付に係る事務費となっております。2つ目は、低所得者の子育て世帯への加算給付金と、その給付に係る事務費となっております。

詳細につきましては、歳入歳出事項別明細書で御説明いたします。

まず、歳入のほうから御説明いたします。5ページをお願いいたします。

17款国庫支出金、2項国庫補助金、29目地方創生交付金、3節地方創生臨時交付金（物価高騰対応重点支援）1億1,213万5,000円の増が、今回の重点支援分の交付金となっております。

1億1,213万5,000円の内訳といたしまして、推奨メニュー分が1,917万5,000円、新たな給付支援措置といたしまして9,296万円となっております。詳細につきましては歳出のほうで御説明いたします。

続きまして6ページでございます。歳出のほうを御説明いたします。

2款総務費、1項総務管理費、3目会計管理費、11節役務費31万2,000円の増につきましては、今回の給付に係る口座振込手数料となっております。

続きまして7ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、9目臨時福祉給付金、1節報酬から18節負担金、補助及び交付金までが今回の地方創生臨時交付金（物価高騰対応重点支援）を受けて実施する事業費でございます。冒頭でも御説明いたしましたが、給付の種類が2つございます。1つ目が住民税均等割のみ課税世帯への給付金で、これまで給付してきた住民税非課税世帯と同水準の額を給付するものであります。2つ目が低所得者の子育て支援への加算給付金となっております。説明欄中の括弧書きの部分で、それぞれ均等割、それから子ども加算と表記しております。1節報酬から13節使用料及び賃借料までが給付に係るそれぞれの事務費となっております。

18節負担金、補助及び交付金9,065万円の物価高騰支援給付金の内訳を御説明いたします。均等割世帯のみ課税世帯の給付が4,020万円となっております。均等割世帯のみ課税世帯につきましては1世帯当たり10万円、402世帯を見込んでおります。

次に低所得者の子育て世帯への加算、子ども加算でありますけれども、その給付が5,045万円となっております。これは住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯のうち、18歳以下の子供1人当たり5万円を加算するものであります。非課税世帯の子供の人数が780人、均等割のみ課税世帯の子供の人数が229人見込んだ額となっております。

この2つの給付金につきましては、システム改修等の準備ができ次第、順次支給していく予定でございます。

8ページをお願いいたします。

6款商工費、1項商工費、3目観光費、18節負担金、補助及び交付金1,000万円の増につきましては、物価高騰対応重点支援分の推奨メニューで、現在も実施しております地域における消費喚起・下支えを目的といたしました電子地域通貨まーいの還元分原資額について計上しております。

続きまして9ページをお願いいたします。

13款1項1目予備費39万4,000円の減につきましては、今回の歳入歳出補正額の調整によるものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

お尋ねします。

7ページ、歳出です。今回の補正の主な内容であります物価高騰に対する給付金であります。

1つはトータルでお尋ねします。財源ですね、前回12月でも7万円の給付がございましたけれども、あのときはたしか3割は一般財源の捻出があったと思います。今回はほぼ10割国庫支出金の負担ということでありましてけれども、その違いは何でしょうか、お尋ねします。

それからもう一つ、12節の委託料、この委託先は委託の方法、入札なのかプロポーザルなのか随契なのかお尋ねをいたします。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

名幸議員の御質疑にお答えします。

まず、初めの7万円給付と今回の違いですが、基本的に10割補助でして、事務費を限度額にどのぐらい置いているか置いていないかという差であります。給付が少なければその分を全部事務費に回す予定となっております。

次に委託費の入札かということですが、これは随契を予定しております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

今回は分かりました。

委託料についてですが、これは前回も計上がありました。随契をする理由ですね、それと前回の委託先と今回の委託先は一緒なのか違うのか。その目的を教えてください。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

うちのシステム自体RKK株式会社が行っておりまして、前回のシステム改修もRKK、今回もこれに伴うシステム改修がございます。これをほかの会社にしてしまうとうちの住民票とかいろいろな税の結びつきがおかしくなります

ので、お互いが今行っているRKKとの随契ということを考えています。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

改めてお尋ねします。

そうしたらその委託先というのは、これまで村内のそういった業務に対しての実績が十分であるという判断でそこに委託しているということでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

うちの電算自体がずっとRKKで行っておりまして、信頼を含めてそちらのほうに委託をする予定でございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

今の名幸議員の関連ですけれども、私のほうは財源内訳に納得できなくて、前は一般財源も5,000万円近く使っていて、この事業自体が10割補助という話をしていました。私は前回、これまたもう一度今回みたいに同じものがあるから、そこからまた内訳を替えて、財源組替えて8号の予算で一般財源から出された5,000万円をマイナスにするのかなと考えていました。

また、そういった一般財源も使いながら今回この観光費の中で1,000万円を地域通貨まーいに充てる。結局は5,000万円を一般財源から出している。また、3月までに同じような臨時財政交付金があつて、この5,000万円はまた戻ってくるのか。その辺もし戻ってこなければ、なぜ1,000万円もこういった地域通貨まーいに使

うのか。予算がない、赤字だ赤字だ、厳しい厳しいと言っておきながら、もちろん地域の経済の振興も大切ですが、財政難と言っている割にはそういった使い方をしているのかなというふうにちょっと疑問に思います。この辺の説明をよろしくをお願いします。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

まず、前回一般財源があった分ですけれども、上限額は国から示された額が多分上限7割、10割補助なので後から予算が来ることになっております。今回の補正も事務費が余れば前回のものに充当もできるということになっているので、前回の一般財源については後ほど来る予定となっております。

それと地域通貨まーいと今回の10万円と5万円の給付は、あくまでも地域通貨は前にあった推奨分がまだ3,000万円が残っているものから、追加をするということで、今回のこの分野と名称は一緒ですけれども、中身自体がもともとあった原資がまだ残っているということで、地域通貨をやっているということでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

確認ですけれども、なぜ地域通貨まーいを使うかということは後に置いて、一般財源で前回出した分がまた交付税措置されるということですよ。それでは10割補助だよという考え方でいいのか、その辺を確認したいのですけれども、それではよろしいのかお願いします。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

交付税なのか歳入で来るのか分かりませんが、基本的には10割補助でございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第1号 令和5年度北中城村一般会計補正予算（第9号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。議案第1号 令和5年度北中城村一般会計補正予算（第9号）については原案のとおり可決されました。

日程第4．議案第2号 令和5年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

○議長（比嘉義彦）

日程第4．議案第2号 令和5年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、議案第2号 令和5年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

議案第2号

令和5年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

令和5年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和6年1月15日 提出
北中城村長 比嘉孝則

令和5年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

令和5年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ436千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,402,195千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
12 諸収入		284,737	436	285,173
	4 雑入	284,732	436	285,168
歳入合計		2,401,759	436	2,402,195

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		72,548	436	72,984
	1 総務管理費	55,941	436	56,377
歳出合計		2,401,759	436	2,402,195

詳細については、所管課長のほうから御説明申し上げます。

○議長（比嘉義彦）

健康保険課長。

○健康保険課長（玉栄 治）

それでは議案第2号 令和5年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

5ページをお願いします。

歳入、12款諸収入、4項雑入、9目歳入欠かん補填収入43万6,000円につきましては、歳出予算に対する調整額を計上したものです。

続きまして6ページをお願いします。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、12節委託料43万6,000円につきましては、令和6年度特定健診受診券の受診期間に関するシステムを変更するための改修費となっております。

説明は以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

お聞きいたします。

まず1点ですが、5ページ、歳入の12款4項9目1節、この歳入欠かん補填収入という表現をされておりますが、これの内容、財源はどこからどうなっているのか御説明をいただきたいと思っております。

○議長（比嘉義彦）

健康保険課長。

○健康保険課長（玉栄 治）

お答えします。

一般的には国保税、国保料で国保加入者からの収入で補っておりますが、それだけでは足りないものがございますので、調整交付金というのがございまして、その中からおおむね入ってきます。今回こういった予算に対しては、急に予算を計上するというのは、国保税の仕組みの中で難しいものですから、歳入欠かん補填収入ということで帳尻を合わせる形で歳入を計上している状況でございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

帳尻を合わせると言っても、そうすると来年度の予算からこちらのほうにまた計上していくという形になるんですか。

○議長（比嘉義彦）

健康保険課長。

○健康保険課長（玉栄 治）

これまでの国保財政の手法の中で繰上充用という形で次年度から歳入の欠陥を補うという形を取っておりますが、今後これをなくしていこうという形もあります。また一般財源のほうから繰出金という形で収入を補っている部分もありますので、そういった調整が国保税というのには必要ということで御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第2号 令和5年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

異議なしと認めます。議案第2号 令和5年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)については原案のとおり可決されました。

お諮りします。本臨時会における議決事件の字句及び数字、その他の整理を要するものは、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

異議なしと認めます。本臨時会における議決事件の字句及び数字、その他の整理を要するものは議長に委任することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

これをもって、令和6年第1回北中城村議会臨時会を閉会します。御苦労さまでした。

午前10時24分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北中城村議会

議長 比嘉義彦

署名議員 喜屋武 すま子

署名議員 比嘉義弘

令和6年第2回北中城村議会臨時会会期日程表

開 会 1月31日(水曜日) 会期 1日間
閉 会 1月31日(水曜日)

月日	曜	会議別	開議時刻	摘 要
1. 31	水	本会議	午後2時	開 会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案説明、質疑、委員会付託省略、討論、決定 閉 会

令和6年第2回北中城村議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	令 和 6 年 1 月 3 1 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令 和 6 年 1 月 31 日 午 後 2 時 00 分			議 長	比 嘉 義 彦
	閉 会	令 和 6 年 1 月 31 日 午 後 2 時 22 分			議 長	比 嘉 義 彦
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別
	1 番	川 上 龍 太	出	8 番	大 城 律 也	出
	2 番	屋 良 朝 春	出	9 番	上 間 堅 治	出
	3 番	比 嘉 悟	出	1 0 番	喜 屋 武 す ま 子	出
	4 番	比 嘉 正 志	出	1 1 番	比 嘉 義 弘	出
	5 番	平 安 山 和 美	出	1 2 番	名 幸 利 積	出
	6 番	喜 屋 武 功	出	1 3 番	山 田 晴 憲	出
	7 番	伊 集 守 吉	出	1 4 番	比 嘉 義 彦	出
会 議 録 署 名 議 員	1 2 番 議 員		名 幸 利 積			
	1 3 番 議 員		山 田 晴 憲			
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		仲 村 静 香			
地 方 自 治 法 第 121 条 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	村 長	比 嘉 孝 則	教 育 長	德 村 永 盛		
	副 村 長	大 田 繁	教 育 総 務 課 長			
	総 務 課 長	喜 納 克 彦	生 涯 学 習 課 長			
	企 画 振 興 課 長	仲 本 正 一	建 設 課 長			
	会 計 課 長		農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長			
	住 民 生 活 課 長		健 康 保 険 課 長			
	税 務 課 長		学 校 教 育 指 導 主 事			
	上 下 水 道 課 長					
	福 祉 課 長					
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第1号

令和6年1月31日（水曜日）

1. 開議 午後2時

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3	議案第 3号	令和5年度北中城村一般会計補正予算（第10号）について	説明、質疑、委員会付託 省略、討論、決定

○議長（比嘉義彦）

ただいまから令和6年第2回北中城村議会臨時会を開会します。

開 会（午後 2時00分）

これから本日の会議を開きます。

開 議（午後 2時00分）

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（比嘉義彦）

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、名幸利積議員及び山田晴憲議員を指名します。

日程第2. 会期決定の件

○議長（比嘉義彦）

日程第2. 会期決定の件を議題とします。お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日

間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。会期は、本日1日間に決定しました。

日程第3. 議案第3号 令和5年度北中城村一般会計補正予算（第10号）について

○議長（比嘉義彦）

日程第3. 議案第3号 令和5年度北中城村一般会計補正予算（第10号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、議案第3号 令和5年度北中城村一般会計補正予算（第10号）について御提案申し上げます。

議案第3号

令和5年度北中城村一般会計補正予算（第10号）について

令和5年度北中城村の一般会計補正予算（第10号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和6年1月31日 提出
北中城村長 比 嘉 孝 則

令和5年度北中城村一般会計補正予算（第10号）

令和5年度北中城村の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,162,484千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
21 繰入金		766,334	1,000	767,334
	2 基金繰入金	764,993	1,000	765,993
歳入合計		10,161,484	1,000	10,162,484

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,958,261	1,000	1,959,261
	1 総務管理費	1,780,928	1,000	1,781,928
歳出合計		10,161,484	1,000	10,162,484

1 ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳入のほうですけれども、100万円の補正でございます。これについては財政調整基金から100万円の繰入れでございます。

そして対する歳出のほうでは、第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、25節寄附金100万円でございます。これは令和6年度能登半島地震災害義援金でございます。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

お疲れさまです。

まず、能登半島ですね。我々は能登半島地震に対して亡くなられた方の御冥福を祈るというのが基本だろうというふうに思っています。だ

からその家族や被災された方々、復旧に当たられた方々に対しても、またお見舞いを申し上げなければならないだろうと思っております。

ただいま100万円の義援金を計上されております。私もこれに対しては多いのか少ないのかよく分かりませんが、何ら異議はありませんけれども、これに併せて村が、村民も一緒になってこの能登半島地震に対して復興に支援している。そういう中で、それぞれの各自治会に義援箱の設置も大至急その対応を取るべきだろうというふうに思っておりますが、これに関連して改めて行政の考えをお聞きします。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

今、大城律也議員からの御質疑で各字自治会に募金箱を設置する必要があるかという趣旨だと思いますが、今回の義援金に関しましては議

長会独自で義援金を募るというふうなことを聞いています。それぞれの手法がありまして、字費から出すのか、それとも新年会で集めた参加費をもって義援金に充てるとか各種団体によって違いますので、現段階では募金箱の設置は考えてなく、それぞれ自治会の義援金の取組に任せたいと思っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

総務課長、今議長会と言っていました、議長会というのはどこの議長会ですか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

すみません、議長会ではなくて自治会長会です。

○議長（比嘉義彦）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

その自治会長会から、これは行政からお願いしたわけじゃないだろうと。あくまでも自治会長会が自主的に支援しようと、自治会長会で決定した事案だというふうに理解しておりますが、その自治会に、例えば一自治会当たりが何万円を義援金として準備をするのか。それから各自治会は人数も違うわけです。その辺でどういう形で各自治会、幾らずつの義援金を予定しているのか、もし御存じでしたらお聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

詳しくは存じ上げませんが、一部の自治会では3万円というふうなことをお聞きしています。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

それでは質疑いたします。

先ほど大城律也議員からもあったように、この100万円の義援金が多いのか少ないのか分かりませんが、事務方から聞いた話だと近隣市町村も合わせてということなので、それはそれでいいだろうというふうに思っているんですけども、ひとつ気になることが、この義援金100万円を出して、我々北中城村は震災に対しての支援はもう終わりなのか。またほかにどういったことがあるか考えているのか、この辺を少しお聞きしてから次の質疑に行きたいと思っております。お願いします。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

お答えします。

ハワイの火災のときに募った職員間の募金を今取組の準備をしています。併せて庁舎内の窓口に募金箱の設置及び今度2月4日に中央公民館のほうで講演会を開催させていただきます。その際にも募金箱の設置を予定してございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

やはり義援金、支援金、そのような形での支援しか頭がないのかなというふうに少し残念に思います。

阪神淡路大震災が起こって30年余り、その前も、またその間にも多くの震災、台風被害、また豪雨被害、もちろん地震、津波等結構ありまして、支援の在り方というものもいろんな形で相当変わってきていると思うんですよ。その中で我々北中城村はそういった金銭的な面も確かに重要です。それだけでいいのか。

今度沖縄県が宿泊施設の補助、渡航費とか宿

泊施設、1.2次避難というんですか、1.5次避難でしたか、そういった形で心のケアもできるような形で能登震災の被災者の方に寄り添っていきこうということでやっています。

県もそういうふうに行っていることもあって、我々北中城村にもそういった宿泊施設等が2か所あります。一緒になって、こっちの北中城村の事業者に宿泊する被災者に対して我々から支援、宿泊費は支援しますよ、補助しますよとか。その中でまたこちらに来た被災者に対して、うちにはY O R I S O I 隊というしっかりしたボランティア団体もあります。その中でいろんな寄り添いの支援活動というのもできるんじゃないかなというふうに思っていて、震災が起こった時点が1月1日、その間にも臨時会があったんですね、その間に。そのときに私出るのかなと思ったんですけども、出てこなかった。それはやっぱりこういったいろんな支援の在り方がいっぱいあって、これを考えていろんな取組もしながらちょっと遅れたのかなというふうに期待しながら待っていて、今回のこの金額だけの義援金というのが一番私は残念に思うところであります。

村長、これはトップダウンでできることだと思うんですけども、村長の考えですね。これだけでいいのか。ほかにもっとやることがないのか、その辺を考えてやっているのか。こういった支援ですね、在り方に対して。ハワイでもそうですね、私ちょっと遅いよとか。村に対しての取組も薄いんじゃないかという話もしました。その辺村長としてはどういうふうに考えているのかお聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

お答えします。

公益性のある団体が寄附とかそういったものは基本的には難しいものがあります。即寄附す

るということはいかないと思います。これは客観的な判断に基づいて、適切なかどうかということをございますので、じゃあこれを100万円、200万円にしましょうとかそういうものではなくて、客観的に見てこれが妥当だと。そしてこれは近隣市町村との比較等もいろいろあると思います。我々は今、近隣市町村との比較と調整をしまして、この100万円の結論に至ったわけです。

そしてもう一つの後段の質疑ですけども、義援金以外の支援はないのかと。今、人的支援ということで看護師、保健師等の調整もしておりますので、そういった派遣等にもこれから関わってまいります。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

私が聞きたかったのはそういうことですよ。我々金額だけで済みますかということじゃないです。人的に出すこともですし、また来てもらってこちらからしっかりやる、できる支援というのもしっぱいあります。そういった部分をもっと表に出して行って、村民が分かるような形で北中城村もこういった形でやっていますということをどんどんアピールしてもらいたいんですよ。その辺をもう少しアピールの仕方、そういったことがどんどんアピールできれば、ほかの方々もどんどん支援していこうじゃないか。一緒になってやっついていこうじゃないかという運氣も高まってくると思うんですよ。その辺もしっかり考えながら、アピールの仕方、村民に対してのメッセージの伝え方もしっかりやっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

議員から御指摘がありましたように、我々アピールする部分が弱かったんじゃないかという

ことがありました。それは承知いたしました。今後またこれらの支援等について、また御報告等を広報等で示していきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

今の上間議員の質疑に関連するんですが、水道のほうが大分現地のほうは遮断されていて、まず水がないと何もできない状況が起きている中で、近隣県から水道に関する担当職員とか、そういったものが被災地のほうにどんどん入っていっています。水道の管をどんどんつなげていって水を早く供給していこうという動きもある中で、本村の職員も、例えば水道課の職員とかを送ることができなかつたのか。今、村長の答弁からは保健師などの職員を送るのを検討しているということでしたが、今現地が本当に必要な人材、しかも今すぐ必要というときに、事前に準備しておけば早めに送れるんじゃないかなど。今村長が考えている保健師等の派遣も、相手から要望があつて行くのではなくて、ここは水道職員であれば何名派遣できる、保健師だったら何名派遣できるということを事前に準備しておいて、こちらから逆に被災地のほうにアプローチかけて、いつからでも送れますよとか、そういう相手に寄り添う形の対応はできないのかなど。石川県、北陸地方なのでさすがに沖縄には早急にそういう依頼はないのかなと思うんですが、こちら水道であり、建設課関係ですね、そういった職員がほしいという要望が来たら即座に送れるように、そういう人員も先に選定しておいてすぐ送れる体制をつくれなかなと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

お答えします。

今ですね、まさに沖縄県から、先ほど村長がお答えしたように保健師、管理栄養士などの派遣依頼が来ています。実際3名の職員を3月に派遣する予定で今スケジュール調整をしているところです。こういった災害があると水道に関してでも、沖縄県を通して水道の技術者の派遣依頼が来ると思います。恐らくそういったこと、水道課ではないのでまだ状況は分からないんですが、来た段階で水道事業者の中でそういう派遣ができるのかどうか、それぞれ検討していかなければいけないものだと思っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

ありがとうございます。

災害が起こった1月1日ですね、72時間というタイムリミットがある中で早急に医師団の派遣ですね、DMA Tとかがまず最初に動いて、沖縄県の消防もそういう災害が起きた場合、九州の真ん中あたりから、そこで災害が起きたときは近隣の県、沖縄県も含むそういったのが対応しましょう。九州の北部で起きたときは九州の鹿児島以北、山口とかあの辺ぐらいから集まってやろうとか。そういう事前に受援体制がどの県が動くよというのは最初に決まっているんですね。今回の北陸地方で起きた場合に、どここの県のどのチームがどういうふう動いていくとか、事前にそういう災害に対する話合いとか自治体間のそういった取決めなどはあるんでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

詳しい取決めに関しましては原課ではないので知らないんですが、阪神淡路大震災以降そういった派遣、協力依頼というのが構築できてい

るように聞いてございます。実際阪神淡路大震災のほうにも南部企業団のほうから水道技術者のほうが派遣されたというお話もありますので、そういったのをそれ以降、協力体制、連携体制が取れてきているのかなというのは思っています。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

分かりました。ありがとうございます。

今回1月1日という、1年の中で最初に浮かれた気分を年を迎えたところ、ああいった大きい災害が急に来たんですが、今回の能登半島地震を踏まえて、本村でそういった災害が起きた場合にどういう対応をしていこう、どこに連絡をいこう、早急に何から準備しよう、そういったイメージは村長お持ちでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

初動体制等についてしっかり協議されておりますので、まずそれぞれの対策本部が設置されますので、そこの中のそれぞれの役割が持っております各課長たち、それぞれの役割を持っておりますので、その役割に連絡調整をして、そこからいろんな支援を求めるとか、あるいは自ら動いていくとかそういったことが我々の計画としては持ち得ておりますので、これをただ、実際いざ起こったときに果たしてどれぐらいの活動ができるか分かりませんが、大変難しいものがあると思います。ただ、しかしその計画にのっとって行動を起こしていきたいとそのように考えます。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

お尋ねします。

今、様々な意見がございました。確かに義援金以外の支援の在り方というのも必要でしょうし、対応は必要だろうとは思いますが、しかし、その場合は相手方の受け入れ先の要望、希望。そして体制が整わないと支援をしていったときにうまく機能しないという課題もあるということをお伺っております。実際、今被災地ではたくさんの方の支援物資が届けてはいるんですけども、これをストックしておく場所とか、これをうまく配給というんでしょうか、被災者に届ける段取り等に苦慮しているというニュースも流れています。今はこれからの復興、現在の被災地の皆さんを助ける手段、そしてこれからの復興に向けても現金が重要だという報道も私耳にしておりますので、今回の100万円の支援は非常に喜ばしいことだと思います。

そこで、この義援金を被災地に届く、そういう経路というのはどういう経路で届けられるのかお尋ねします。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

一般的に赤十字を通して石川県なりに配分されると考えてございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を

省略します。

午後 2時22分 閉会

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

これから議案第3号 令和5年度北中城村一般会計補正予算(第10号)についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

北中城村議会

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

異議なしと認めます。議案第3号 令和5年度北中城村一般会計補正予算(第10号)については原案のとおり可決されました。

議長 比 嘉 義 彦

村長、比嘉正志議員の質疑の中で水道課の件が出ておりました。総務課長は水道課ではないので分からないという答弁でしたが、次回からの臨時会においてはどの課に質疑が来るか分からないですから、課長の皆さんは出席させてください。

署名議員 名 幸 利 積

お諮りします。本臨時会における議決事件の字句及び数字、その他の整理を要するものは、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

署名議員 山 田 晴 憲

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

異議なしと認めます。本臨時会における議決事件の字句及び数字、その他の整理を要するものは議長に委任することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

これをもって、令和6年第2回北中城村議会臨時会を閉会します。御苦労さまでした。

令和6年第3回北中城村議会臨時会会期日程表

開 会 2月22日（木曜日） 会期 1 日間
 閉 会 2月22日（木曜日）

月日	曜	会議別	開議時刻	摘 要
2. 22	木	本会議	午前10時	開 会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案説明、質疑、委員会付託省略、討論、決定 閉 会

令和6年第3回北中城村議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	令 和 6 年 2 月 2 2 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令 和 6 年 2 月 2 2 日 午 前 10 時 00 分			議 長	比 嘉 義 彦
	閉 会	令 和 6 年 2 月 2 2 日 午 前 10 時 25 分			議 長	比 嘉 義 彦
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別
	1 番	川 上 龍 太	出	8 番	大 城 律 也	出
	2 番	屋 良 朝 春	出	9 番	上 間 堅 治	欠
	3 番	比 嘉 悟	出	1 0 番	喜 屋 武 す ま 子	出
	4 番	比 嘉 正 志	出	1 1 番	比 嘉 義 弘	出
	5 番	平 安 山 和 美	出	1 2 番	名 幸 利 積	欠
	6 番	喜 屋 武 功	出	1 3 番	山 田 晴 憲	出
	7 番	伊 集 守 吉	出	1 4 番	比 嘉 義 彦	出
会 議 録 署 名 議 員	1 番 議 員		川 上 龍 太			
	2 番 議 員		屋 良 朝 春			
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		仲 村 静 香			
地 方 自 治 法 第 121 条 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	村 長	比 嘉 孝 則	教 育 長	德 村 永 盛		
	副 村 長	大 田 繁	教 育 総 務 課 長	平 田 清 徳		
	総 務 課 長	喜 納 克 彦	生 涯 学 習 課 長	比 嘉 利 彦		
	企 画 振 興 課 長	仲 本 正 一	建 設 課 長	安 次 嶺 正 春		
	会 計 課 長	喜 屋 武 の り 子	農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	瀬 上 恒 星		
	住 民 生 活 課 長		健 康 保 険 課 長	玉 栄 治		
	税 務 課 長	玉 栄 幸 憲	学 校 教 育 指 導 主 事			
	上 下 水 道 課 長	伊 佐 秀 樹				
	福 祉 課 長	喜 納 啓 二				
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第1号

令和6年2月22日（木曜日）

1. 開議 午前10時

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3	議案第 4号	令和5年度北中城村一般会計補正予算（第11号）について	説明、質疑、委員会付託 省略、討論、決定
4	議案第 5号	令和5年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について	〃
5	議案第 6号	令和5年度北中城村水道事業会計補正予算（第5号）について	〃
6	議案第 7号	令和5年度北中城村下水道事業会計補正予算（第4号）について	〃

○議長（比嘉義彦）

ただいまから令和6年第3回北中城村議会臨時会を開会します。

開 会（午前10時00分）

会議を開く前に報告事項が1件あります。

名幸利積議員、そして上間堅治議員から、本日の臨時会を欠席する旨の届出が出ております。

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（比嘉義彦）

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、川上龍太議員及び屋良朝春議員を指名します。

日程第2. 会期決定の件

○議長（比嘉義彦）

日程第2. 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。会期は、本日1日間に決定しました。

日程第3. 議案第4号 令和5年度北中城村一般会計補正予算（第11号）について

○議長（比嘉義彦）

日程第3. 議案第4号 令和5年度北中城村一般会計補正予算（第11号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（比嘉孝則）

おはようございます。

では、議案第4号 令和5年度北中城村一般会計補正予算（第11号）について御提案申し上げます。

議案第4号

令和5年度北中城村一般会計補正予算（第11号）について

令和5年度北中城村の一般会計補正予算（第11号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和6年2月22日 提出

北中城村長 比 嘉 孝 則

令和5年度北中城村一般会計補正予算（第11号）

令和5年度北中城村の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12,642千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,175,126千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
21 繰入金		767,334	12,642	779,976
	2 基金繰入金	765,993	12,642	778,635
歳入合計		10,162,484	12,642	10,175,126

歳出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		99,162	97	99,259
	1 議会費	99,162	97	99,259
2 総務費		1,959,261	2,553	1,961,814
	1 総務管理費	1,781,928	1,297	1,783,225
	2 徴税費	114,930	595	115,525
	3 戸籍住民基本台帳費	57,491	661	58,152
3 民生費		3,864,736	2,564	3,867,300
	1 社会福祉費	2,009,747	730	2,010,477
2 児童福祉費		1,854,989	1,834	1,856,823
	1 保健衛生費	689,894	1,167	691,061
4 衛生費		1,062,247	1,167	1,063,414
	1 保健衛生費	689,894	1,167	691,061
5 農林水産業費		161,619	478	162,097
	1 農業費	149,608	478	150,086
6 商工費		199,925	365	200,290
	1 商工費	199,925	365	200,290
7 土木費		706,423	138	706,561
	1 土木管理費	49,806	58	49,864
	3 都市計画費	288,825	80	288,905
9 教育費		1,361,973	5,280	1,367,253

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 教育総務費	93,648	226	93,874
	2 小学校費	424,629	1,862	426,491
	3 中学校費	91,884	643	92,527
	4 幼稚園費	63,770	642	64,412
	5 社会教育費	440,343	714	441,057
	6 保健体育費	247,699	1,193	248,892
歳 出 合 計		10,162,484	12,642	10,175,126

1 ページをお開きいただきたいと思います。

歳入の補正につきましては、繰入金で全て賅うものでございまして、基金繰入金が1,264万2,000円でございます。

そして歳出のほうでは、この今回の補正につきましては、人事院の指針の改正により職員の給与が改定された場合に会計年度任用職員の給与も職員に準じて改定するよう努めるとされたことを踏まえ、北中城村会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則の一部を改正し、給料表の適用の時期を令和5年4月に遡及して改正を行うために、所要の予算額を補正するものでございます。

ですからこれの歳出の補正につきましては、全て人件費に係るものでございまして、詳細な説明といたしまして、7ページの議会費から29ページの教育費までとなっております、会計年度任用職員の給料、報酬、期末手当、時間外勤務手当及び共済費の詳細を記載しておりますのでお目通しのほうをお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

この正規職員、あるいは非正規職員の給与遡及についてということで、地元の報道では41市

町村の中で15市町村は見直しをしないという報道がありましたけれども、そのときに判断をしたときの状況ですね、これは庁議で決定したのか、あるいは村長独断で決定をしてこういう判断をされたのか、そのときの状況。今回は見直しということですから、やはりこれは官製ワーキングプア、働く貧困ですよ。やはり同一労働同一賃金という形から行くと、最初から遡及、見直しをすべきだったんじゃないかというふうに思っておりますので、そのときの判断をお聞きしたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

大城律也議員にお答えします。

確かに新聞報道で15市町村、遡及しないというふうな報道がされましたが、多分そのときは全くしないという話ではなくて、多分今やるあれではないというふうな答えだと思います。そのときの判断が会計年度任用職員の給料を雇用契約時に、採用の年の3月31日の給料を適用するというのが決められて雇用契約を締結しております。そのため当初は沖縄県、もちろん近隣市町村の動向を踏まえながら、令和6年度から勤勉手当の支給と併せて給与改定をするつもりでした。

しかしながら、今律也議員から御指摘のとおり、年が明け沖縄県、那覇市、また近隣市町村

の動向が変化しながら、本村でも支給の可能性を検討してまいりました。それに関しては村長、副村長、財政あたりと相談しておおよその流れを決定しながら進めてまいりました。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

こういう大事な件です、これはね。これはひょっとしたら村民から苦情が出たんじゃないかなど、役場にですよ。何でだと。そういうことがあったんじゃないかという気がしてならないんです。そういう状況ですから、やっぱりこれは15自治体が見直しをしないという判断をして、新聞にあれだけ報道された。それで残りは一発で見直しますという判断をしているわけです。我が村もできたらそういう状況の中で新聞に見直すという報道がされていけばよかったかというふうに思いますが、何回も新聞に出てきて、やっと見直そうかなど。

一般的な会社では役員会を開いてこういう大事なことを決定するんです。新聞に出たから見直すとかというような状況、村民はそう思っていると思いますよ。ですからこれはやっぱり大事なこと、家計を守るという状況の中、非常に大事な案件でありますから、次回もそういう案件が出れば、もっと深刻に吟味をして一発で回答をしていただければというふうに思っております。

しかし、見直しておりますので、改めてその件については私もほっとというような感覚であります。よろしくお願いします。

以上であります。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

す。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第4号 令和5年度北中城村一般会計補正予算（第11号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。議案第4号 令和5年度北中城村一般会計補正予算（第11号）については原案のとおり可決されました。

**日程第4．議案第5号 令和5年度北中城村
国民健康保険特別会計補正予算
（第5号）について**

○議長（比嘉義彦）

日程第4．議案第5号 令和5年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、議案第5号 令和5年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について

御説明申し上げます。

議案第5号

令和5年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について

令和5年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和6年2月22日 提出
北中城村長 比嘉孝則

令和5年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

令和5年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ904千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,403,099千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
12 諸収入		285,173	904	286,077
	4 雑入	285,168	904	286,072
歳入合計		2,402,195	904	2,403,099

歳出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		72,984	427	73,411
	1 総務管理費	56,377	238	56,615

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 徴 税 費	16,353	189	16,542
1 保 健 事 業 費		52,757	477	53,234
	1 保 健 事 業 費	52,757	477	53,234
歳 出 合 計		2,402,195	904	2,403,099

この補正についても会計年度任用職員の人件費に係るものでございまして、まず歳入のほうでは諸収入、これは歳入欠かん補填で賄っているものでございまして、全額90万4,000円をそこから補填するものでございます。

歳出のほうにつきましては、1款の総務費から6款の保健事業費まで会計年度任用職員に係る人件費の措置でございまして、90万4,000円でございます。

詳細については、同じく歳入の5ページから、そして歳出のほうは6ページ以降をお目通しお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

議案第5号の北中城村国民健康保険特別会計補正予算についてですけれども、先ほど一般会計のほうでもありましたように、やはり今回遡及するということが非常に喜んでおります。しかしながら、来年、令和6年度から会計年度任用職員もそれぞれボーナスも与えるということですので、やはり人数、今正職員より会計年度任用職員の数が圧倒的に多いんですね。ですからこの職員を全部抱えていくのか非常に大きな問題になっていると思います。もうちょっとシビアに考えて、業務分担とかあるので、そして令和6年度からは勤勉手当も支給するので、人員というのをもっとシビアにやるべきじゃない

かなと考えております。地方交付税もどんどん減らされていく時代になっておりますので、半分ぐらいは来るとしてもですよ、やっぱりこれを住民が支えていかないといけないということがあるので、そこら辺を令和6年度はどういうふうにお考えなのかもお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午前10時14分 休憩

午前10時15分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

今の御質疑ですが、確かにこれまで会計年度任用職員、現在うちの庁舎で行くと約180名弱います。これまでの給与体系だったり職務内容からして、すま子議員が御指摘のように給与も改定され、なおかつ今まで期末手当のみの支給でしたが、令和6年度から勤勉手当も支給されます。それだけ多くの人件費がかさみます。たしかにその180名今までどおりでいいのか、ある程度私たち職員も自分の身を引き締めてよく考えて、必要な人数で最大限の効果が得られるように人選であったり、何名採用するのかというのは真剣に考えていかないといけないときかなと考えてございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

ぜひ、これも新年度予算に反映されるように、これと今、関連しておりますので、現在いる会計年度任用職員をどうしていくのかというのは非常に大きな課題ですので、皆さんの御努力に期待したいと思います。ありがとうございます。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第5号 令和5年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。議案第5号 令和5年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）については原案のとおり可決されました。

日程第5．議案第6号 令和5年度北中城村水道事業会計補正予算（第5号）について

○議長（比嘉義彦）

日程第5．議案第6号 令和5年度北中城村水道事業会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、議案第6号 令和5年度北中城村水道事業会計補正予算（第5号）について御提案申し上げます。

議案第6号

令和5年度北中城村水道事業会計補正予算（第5号）について

令和5年度北中城村水道事業会計補正予算（第5号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和6年2月22日 提出

北中城村長 比嘉孝則

令和5年度北中城村水道事業会計補正予算（第5号）

第1条 令和5年度北中城村水道事業会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度北中城村水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
<u>収 入</u>			
第1款 水道事業収益	589,497千円	0千円	589,497千円
第1項 営業収益	537,763千円	0千円	537,763千円
第2項 営業外収益	51,732千円	0千円	51,732千円
第3項 特別利益	2千円	0千円	2千円
<u>支 出</u>			
第1款 水道事業費用	558,297千円	315千円	558,612千円
第1項 営業費用	556,109千円	315千円	556,424千円
第2項 営業外費用	1,186千円	0千円	1,186千円
第3項 特別損失	2千円	0千円	2千円
第4項 予備費	1,000千円	0千円	1,000千円

今回の補正につきましては、収益的収支のほうで支出のほうで補正がございまして、31万5,000円の補正がございまして、これにつきましても先ほどの会計年度任用職員の改定に伴う手当、報酬、法定福利共済費等の補正でございまして、予算書の2ページをお目通しお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

今、村長の説明のほうで会計年度任用職員、これまでの議案第4号、5号と同様な件だと思っていたんですが、資料の3ページのほうで会計年度任用職員以外の職員というところの特別

職5名のほうに補正の数字が入っているんですが、さらに会計年度任用職員のほうの欄では数字が見当たらないのかなと思っているのですが、今回この議案第6号というのは会計年度任用職員の遡及分についてでしょうか。教えてください。

○議長（比嘉義彦）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

お答えします。

今回の補正については、会計年度任用職員の遡及によるものだけです。今おっしゃっている特別職というのは、これは水道事業再評価委員の報酬として当初計上しておりましたということです。令和4年度に再評価を行いまして、令和5年をまたぐ可能性もあることから当初予算で計上していたところでありまして。しかし、令

和4年度で委員会のほうは終了しております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

ちょっとよく分かるような分からないようなので、今回資料3ページにある会計年度任用職員以外の職員の特別職の方の業務はどういったものか教えていただけますか。

○議長（比嘉義彦）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

先ほど申し上げましたとおり、これは水道事業再評価委員の報酬になっております。この委員会は令和4年度の3月に開催しまして、令和5年度もまたぐ可能性もあったものですから、当初予算として計上しておりました。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第6号 令和5年度北中城村水道事業会計補正予算（第5号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。議案第6号 令和5年度北中城村水道事業会計補正予算（第5号）については原案のとおり可決されました。

日程第6．議案第7号 令和5年度北中城村
下水道事業会計補正予算（第4号）
について

○議長（比嘉義彦）

日程第6．議案第7号 令和5年度北中城村下水道事業会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、議案第7号 令和5年度北中城村下水道事業会計補正予算（第4号）について御提案申し上げます。

議案第7号

令和5年度北中城村下水道事業会計補正予算（第4号）について

令和5年度北中城村下水道事業会計補正予算（第4号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求

めます。

令和6年2月22日 提出
北中城村長 比嘉孝則

令和5年度北中城村下水道事業会計補正予算（第4号）

第1条 令和5年度北中城村下水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度北中城村下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
<u>収 入</u>			
第1款 下水道事業収益	373,099千円	0千円	373,099千円
第1項 営業収益	122,907千円	0千円	122,907千円
第2項 営業外収益	250,191千円	0千円	250,191千円
第3項 特別利益	1千円	0千円	1千円
<u>支 出</u>			
第1款 下水道事業費用	354,180千円	197千円	354,377千円
第1項 営業費用	327,836千円	197千円	328,033千円
第2項 営業外費用	25,342千円	0千円	25,342千円
第3項 特別損失	2千円	0千円	2千円
第4項 予備費	1,000千円	0千円	1,000千円

下水道事業会計につきましても、1ページですけれども、収益的支出のほうで19万7,000円の補正がございます。

これにつきましては、2ページ以降の下水道事業費用、そして営業費用に係る人件費、報酬、手当の補正でございます。お目通しのほうをお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（比嘉義彦）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませ

んか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第7号 令和5年度北中城村下水道事業会計補正予算(第4号)についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

異議なしと認めます。議案第7号 令和5年度北中城村下水道事業会計補正予算(第4号)については原案のとおり可決されました。

お諮りします。本臨時会における議決事件の字句及び数字、その他の整理を要するものは、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

異議なしと認めます。本臨時会における議決事件の字句及び数字、その他の整理を要するものは議長に委任することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

これをもって、令和6年第3回北中城村議会臨時会を閉会します。御苦労さまでした。

午前10時25分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北中城村議会

議長 比 嘉 義 彦

署名議員 川 上 龍 太

署名議員 屋 良 朝 春

令和6年第4回北中城村議会定例会会期日程表

開 会 3月 7日（木曜日） 会期 21 日間
閉 会 3月27日（水曜日）

月日	曜	会議別	開議時刻	摘 要
3. 7	木	本会議	午前10時	開 会 会議録署名議員の指名 会期の決定 諸般の報告 議員全員協議会 施政方針 議案説明
3. 8	金	本会議	午前10時	質疑、委員会付託省略、討論、決定（条例、補正予算、報告等） 質疑、委員会付託（条例、当初予算等）
3. 9	土	休 会		各自研究 （中学校卒業式）
3. 10	日	休 会		各自研究
3. 11	月	委員会	午前10時	委員会審査 予算質疑事項の検討、抜き出し、質疑事項各課へ通知 ※一般質問通告締切（午後5時）
3. 12	火	委員会	午前10時	委員会審査 付託案件・陳情案件等審議
3. 13	水	委員会	午前10時	委員会審査 各課聞き取り
3. 14	木	委員会	午前10時	委員会審査 各課聞き取り （幼稚園卒園式）
3. 15	金	委員会	午前10時	委員会審査 各課聞き取り
3. 16	土	休 会		各自研究
3. 17	日	休 会		各自研究
3. 18	月	委員会	午前10時	委員会審査
3. 19	火	委員会	午前10時	委員会審査 （北中城小学校、島袋小学校卒業式）
3. 20	水	休 会		各自研究 （春分の日）
3. 21	木	本会議	午前10時	一般質問
3. 22	金	本会議	午前10時	一般質問
3. 23	土	休 会		各自研究
3. 24	日	休 会		各自研究
3. 25	月	本会議	午前10時	一般質問
3. 26	火	委員会	午前10時	委員会審査（委員長報告確認）、議員全員協議会（合同審査）
3. 27	水	本会議	午前10時	委員長報告、質疑、討論、決定（議案、陳情案件等） 議員研修会等派遣決議・調査の申出及び閉会中の継続審査 閉 会

令和6年第4回北中城村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令 和 6 年 3 月 7 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和6年3月7日 午前10時00分			議 長	比 嘉 義 彦
	散 会	令和6年3月7日 午後2時38分			議 長	比 嘉 義 彦
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別
	1 番	川 上 龍 太	出	8 番	大 城 律 也	出
	2 番	屋 良 朝 春	出	9 番	上 間 堅 治	出
	3 番	比 嘉 悟	出	10 番	喜屋武 すま子	出
	4 番	比 嘉 正 志	出	11 番	比 嘉 義 弘	出
	5 番	平安山 和 美	出	12 番	名 幸 利 積	出
	6 番	喜屋武 功	出	13 番	山 田 晴 憲	出
	7 番	伊 集 守 吉	出	14 番	比 嘉 義 彦	出
会 議 録 署 名 議 員	3 番 議 員		比 嘉 悟			
	4 番 議 員		比 嘉 正 志			
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		仲 村 静 香			
地 方 自 治 法 第 121 条 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	村 長	比 嘉 孝 則	教 育 長	德 村 永 盛		
	副 村 長	大 田 繁	教 育 総 務 課 長	平 田 清 徳		
	総 務 課 長	喜 納 克 彦	生 涯 学 習 課 長	比 嘉 利 彦		
	企 画 振 興 課 長	仲 本 正 一	建 設 課 長	安 次 嶺 正 春		
	会 計 課 長	喜 屋 武 の り 子	農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	瀬 上 恒 星		
	住 民 生 活 課 長	楚 南 兼 二	健 康 保 険 課 長	玉 栄 治		
	税 務 課 長	玉 栄 幸 憲	学 校 教 育 指 導 主 事			
	上 下 水 道 課 長	伊 佐 秀 樹				
	福 祉 課 長	喜 納 啓 二				
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第1号

令和6年3月7日（木曜日）

1. 開議 午前10時

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		行政報告	
4		令和6年度施政方針	
5	議案第8号	北中城村課設置条例の一部を改正する条例について	説 明
6	議案第9号	北中城村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	〃
7	議案第10号	北中城村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	〃
8	議案第11号	北中城村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	〃
9	議案第12号	北中城村税条例の一部を改正する条例について	〃
10	議案第13号	アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例の一部を改正する条例について	〃
11	議案第14号	北中城村公営墓地条例の一部を改正する条例について	〃
12	議案第15号	北中城村老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	〃
13	議案第16号	北中城村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について	〃
14	議案第17号	北中城村水道事業給水条例の一部を改正する条例について	〃
15	議案第18号	北中城村水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について	〃
16	議案第19号	北中城村地域活動支援センターの指定管理者の指定について	〃
17	議案第20号	北中城村老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について	〃

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
18	議案第21号	村道北中城高校127号線道路護岸整備工事（R5）改定契約について	説 明
19	議案第22号	令和5年度北中城村一般会計補正予算（第12号）について	〃
20	議案第23号	令和5年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第6号）について	〃
21	議案第24号	令和5年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について	〃
22	議案第25号	令和5年度北中城村水道事業会計補正予算（第6号）について	〃
23	議案第26号	令和5年度北中城村下水道事業会計補正予算（第5号）について	〃
24	議案第27号	令和6年度北中城村一般会計予算について	〃
25	議案第28号	令和6年度北中城村国民健康保険特別会計予算について	〃
26	議案第29号	令和6年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算について	〃
27	議案第30号	令和6年度北中城村水道事業会計予算について	〃
28	議案第31号	令和6年度北中城村下水道事業会計予算について	〃
29	同意第1号	北中城村教育長の任命について	説明、質疑、委員会付託 省略、討論、決定
30	同意第2号	北中城村教育委員会委員の任命について	〃
31	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	〃
32	諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について	〃
33	諮問第3号	人権擁護委員候補者の推薦について	〃
34	報告第1号	令和6年度沖縄県町村土地開発公社事業計画書の報告について	報 告
35	報告第2号	専決処分事項の報告について（北中城小学校擁壁改修工事 第二回改定契約）	〃

○議長（比嘉義彦）

皆様、おはようございます。ただいまから令和6年第4回北中城村議会定例会を開会します。

開 会（午前10時00分）

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時04分）

日程に入るに先立ち、会務の報告をします。

会務の報告。

令和5年12月から令和6年2月までの会務報告です。

12月2日、第4回JAおきなわ北中城支店まつり開会式が開催され出席し、テープカットを行い、挨拶を述べました。

4日、県町村議会議長会定例役員会が開催され出席しました。

5日、12月定例議会に向けて議会運営委員会を開催しました。

8日～19日まで、12月定例議会を開催しました。

16日、第26回わかてだを見る集いが開催され出席しました。

20日、飲酒運転根絶県民大会及び令和5年度交通安全フォーラムが浦添市で開催され出席しました。

令和6年1月4日、令和6年1月1日付職員辞令交付式が開催され出席し、辞令を交付しました。

7日、令和6年北中城村はたちを祝う記念式典が開催され出席し、祝辞を述べました。

9日、中城北中城消防本部中城出張所での消防出初式に出席し、祝辞を述べました。

同日、令和6年商工会会員交流新年会が開催され出席し、挨拶を述べました。

11日、令和6年村民新年会、村功労者表彰式が開催され出席し、挨拶を述べました。

12日、第1回臨時議会に向けて議会運営委員会を開催しました。

13日、沖縄オペラフェスティバル2024オープ

ニングセレモニーが中城城で開催され出席しました。

15日、第1回臨時議会を開催しました。

19日、中部地区町村議会議長会1月定例会及び年始会が読谷村で開催され副議長とともに出席しました。

20日、沖縄花のカーニバル2024オープニングイベントが中城城で開催され出席しました。

1月29日、第2回臨時議会に向けて議会運営委員会を開催しました。

31日、第2回臨時議会を開催しました。

同日、本村自治会長会との意見交換会及び懇親会を開催しましたが、初めての開催でとても有意義な時間だったと思います。

2月2日、令和5年度北中城村教育の日記念式典が開催され多くの議員とともに出席し、祝辞を述べました。今回の教育の日記念式典、運営方法というか、これまでと異なったやり方で会場いっぱいの関係者が出席し、賞を受賞した皆さんは大変喜んだと思います。

5日、令和5年度中部市町村会・中部広域市町村圏事務組合理事及び議員合同研修会が沖縄市で開催され出席しました。

6日から9日までの日程で、岩手県葛巻町及び宮古市へ13名の議員とともに行政視察研修を行いました。

7日は、姉妹町村の葛巻町においてクリーンエネルギー事業の取組についての研修、そして人口減少に伴う葛巻高校の維持に大変同町は危機感を感じ、その事業として山村留学制度を取り入れ、そしてまた独自の学習事項を開設し、今日では県内外からたくさんの児童生徒が留学する希望者が増えていると聞いています。そして本村からも留学された女子生徒がいて、今年度3月には卒業ということを知りました。そして町内施設の視察終了後に、町議会、当局との交流会において盛大な歓迎会、ウトゥイムチを受けました。

翌8日には、東日本大震災で甚大な被害を被った後に復興を遂げた宮古市において、防災事業の取組について研修を行いました。大きな被害を被った宮古市であります、今ではいろいろな防災設備ができてたくさんの方の事を学ぶことができました。

10日、令和5年度北中城村農水産物フェアオープニングセレモニーが開催され出席し、祝辞を述べました。

11日、第9回ちゅーぶ広域産業まつりオープニングセレモニーが西原町で開催され出席しました。

同日、第10回石平家人衆会桜小路まつりが開催され出席し、挨拶を述べました。

18日、第29回2024年おきなわマラソン開会式が開催され出席しました。

19日、第3回臨時議会に向けて議会運営委員会を開催しました。

20日、中部広域市町村圏事務組合第103回定例会が開催され出席しました。

22日、第3回臨時議会を開催しました。

25日、北中城村文化協会第26回文化祭舞台部門が開催され出席しました。

27日、県町村議会議長会定例理事会及び定期総会が那覇市で開催され出席しました。

以上をもって会務の報告を終わります。

次に、諸般の報告事項として、令和5年12月定例会以降に受理しました請願・陳情は、配布しました請願・陳情一覧表のとおりとなっておりますので御承知おきください。

村監査委員より、地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和5年12月から令和6年2月までの例月現金出納検査報告書が提出され、お配りしてありますので御参照ください。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（比嘉義彦）

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、比嘉 悟議員及び比嘉正志議員を指名します。

日程第2. 会期決定の件

○議長（比嘉義彦）

日程第2. 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月27日までの21日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。会期は、本日から3月27日までの21日間に決定しました。

日程第3. 行政報告

○議長（比嘉義彦）

日程第3. 行政報告を行います。

村長から行政報告の申出がありますので、これを許可します。

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、行政報告を行います。

12月1日、平和を守る北中城村民の会、平和図書、作文の表彰式を執り行いました。

2日、JAおきなわ北中城支店まつりで挨拶を述べました。

同じく未来創造フォーラム、EMウェルネス暮らしの発酵ライフスタイルリゾートで行われ挨拶を述べました。

12月5日、地域懇談会仲順地区ということで記してありますが、これは11月から執り行っておりますけれども、12月21日まで地域懇談会を行いました。全自治会を行いました、最

後にはライカム地区を中央公民館のほうで行いました。

7日、ふるさと納税マイメロ制作発表会を村長室のほうで行いまして、挨拶を述べました。

16日、わかてだを見る集いを中城城跡で行いまして、乾杯の音頭を申し上げました。

同じく、ふれあい福祉交流会ポッチャ大会を村民体育館で行いまして、社協主催によりますポッチャ大会でございまして挨拶を述べました。

18日、北中城村地域見守り・支えあいに関する協定締結式を村長室で行いまして、これはコープとの協定締結でございます。

21日、北中城村有償観光ガイド育成講座修了式に参加をいたしまして挨拶を述べました。

28日、赤い羽根募金贈呈式を村長室で行いました。

1月4日、年始式を執り行いまして挨拶を述べました。

7日、はたちを祝う記念式典を中央公民館で行いまして挨拶を述べました。

9日、中城北中城消防本部出初式がございまして挨拶を述べました。

同じく9日に商工会新年会が行われまして、そこでまた挨拶を述べました。

10日、市町村長研修会と令和6年年始会がロワジュールホテル那覇で行われ出席をいたしました。

11日、令和6年村民新年会・村功労者表彰式典を中央公民館で行いました。

13日、沖縄オペラフェスティバル2024と銘打って中城城跡で行っています。これは観光協会の主催によりますオペラ、プッチーニのラ・ボエームを上演いたしまして、私もテープカットに参加いたしました。

15日、中央公民館におきまして自治会長会との情報交換会を行いました。

17日から19日の3日間、岩手県葛巻町を表敬訪問いたしまして、総務課長、企画課長と一緒

に行っていました。大変有意義な交流ができたと思います。また、見習うべき点が相当なものございました。

20日、沖縄花のカーニバル2024を中城城跡で行いまして挨拶を述べました。

同じ20日、屋宜原自治会新年会がございまして祝辞を述べました。

23日、宜野湾青年会議所通常総会がラグナガーデンホテルで行われまして挨拶をいたしました。

25日、ジョブシャドウイング出発式を北中城小学校で行い、参加いたしまして挨拶を述べました。

27日、中部徳洲会病院災害対策訓練九州DMAT訓練視察を中部徳洲会病院で行いまして参加いたしました。多くの職員もまた同じように参加しております。

28日、北中城村キャリア教育フォーラムをあやかりの杜で行いまして挨拶を述べました。

同じく28日、仲順自治会合同祝いが仲順児童館で行われまして挨拶を述べました。

29日、沖縄振興会議及び沖縄振興市町村協議会が開催されまして参加いたしました。

31日、南部広域行政組合理事会に参加いたしました。

2月1日、日本郵便との包括連携協定調印式を役場のほうで行いました。

2日、北中城村教育の日記念式典がございまして挨拶を述べました。

3日、横浜ベイスターズ歓迎・感謝の夕べがラグナガーデンホテルで行われまして参加いたしました。

4日、令和5年度平和を守る北中城村民の会の平和講演会が中央公民館で行われまして、比嘉太郎さんの功績等の映画があり、そしてまた朝日先生、そして高山先生のセッションもございまして、大変感銘を受けたものでございます。

5日、中部市町村会・中部広域市町村圏事務

組合理事議員の研修が沖縄こどもの国で行われました。総合事務局の田村参事官を招聘しての研修会でした。

6日、沖縄県景観形成審議会に出席いたしました。

8日、赤十字大会伝達表彰式を村長室で行いました。

10日、北中城村長杯学童軟式野球大会がしおさい公苑で行われまして挨拶を述べました。

同じく10日、北中城村農水産物フェアが中央公民館で行われまして挨拶を述べました。

11日、東海岸地域サンライズ推進協議会サイクルイベント、同じく11日、第9回ちゅーぶ広域産業まつりが西原町で行われ出席いたしました。

同じく11日、健康マエストロ養成講座がEMウェルネス暮らしの発酵ライフスタイルリゾートで行われ修了証書を授与いたしました。挨拶も述べました。

16日、沖縄県立芸術大学卒業・修了作品表彰式が沖縄県立博物館で行われまして、北中城村長賞を芸大の山崎壺大さんに授与いたしました。造形美術のもので私たちには大変理解しづらいものがございますけれども、村長賞ということで表彰をいたしました。

同じくその日に、県知事のほうに面談をいたしまして、都市計画区域の再編に関する沖縄県知事への要請を行いました。中城村と一緒に要請をしております。

同じく16日、沖縄県町村会定期総会、そして町村土地開発公社理事会、さらに国民健康保険団体連合会通常総会がありまして出席いたしました。

18日、おきなわマラソン開会式に出席いたしました。

同じく18日に、国民健康保険税滞納者休日訪問を行いました。滞納者訪問を健康保険課の職員の皆さんと一緒に回りました。

20日、自治会館管理組合定例会が自治会館で行われまして出席いたしました。

22日、中部徳洲会地域医療支援病院運営委員会に出席いたしました。

25日、文化協会による第26回文化祭「舞台部門」の発表会がございまして挨拶を述べました。

同じく25日、北中城村コスプレイベント、きたコスを中城城跡、あるいは中城家住宅を活用して行われまして挨拶を述べました。

29日、北中城村グッジョブ地域連携協議会が役場のほうで行われ挨拶を述べました。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

以上で村長の行政報告を終わります。

日程第4．令和6年度施政方針

○議長（比嘉義彦）

日程第4．令和6年度施政方針を行います。

村長から施政方針の申出がありますので、これを許可します。

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、3月定例会に先立ち、令和6年度施政方針を述べたいと思います。

令和6年度 施政方針。

令和6年第4回北中城村議会定例会の開会にあたり、提案いたしました議案等の説明に先立ちまして、村政運営の基本方針と施策の概要を申し述べ、村民の皆さまをはじめ、議員各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

これまで「村民が主役のまちづくり」を目指して村政運営に取り組んできましたが、村長としての任期も最終年を迎えました。就任当初は新型コロナウイルスの影響による世界的な経済低迷、外出自粛などの行動制限により地域活動の休止が続いておりましたが、新型コロナウイルスが5類感染症へ引き下げられたことにより、

地域活動が再開し、地域に活気が戻りつつある状況です。また、昨年は地域懇談会を開催し、村民の皆様から地域が抱える課題やご要望を直接伺うことができました。今後も、地域の課題解決に向け、行政と村民、地域が連携したより良いまちづくりを推進してまいります。

さて、日本経済はデフレ脱却に向けた動きが見られ、景気の回復が期待されるものの、依然として物価高騰や慢性的な人手不足などが懸念されております。沖縄県内においてもインバウンド需要の回復により、経済は持ち直しの動きにあるものの、物価高騰により県民の生活は依然として厳しくなることが懸念されます。本村においては、このような社会情勢を踏まえつつ、様々な施策を展開し、行政サービスの向上、本村の成長・発展を推進していく必要があります。村民の皆様の声をしっかり聞き、村民と行政の協働による共生のまちづくりを推進してまいります。

これらを踏まえ、令和6年度に重点的に取り組む施策について、総合計画で示されている「まちづくりの6つの目標」に基づきお示しいたします。

1、全村植物公苑づくり。

(1) 秩序ある土地利用と村の発展に資する拠点形成。

2024年度又はその後とされるキャンプ瑞慶覧の一部返還につきまして、ロウワー・プラザ住宅地区では、北中城村・沖縄市の地権者による地権者会が結成され、勉強会が行われるなど徐々に動きが活発になっております。返還後の跡地利用が円滑に行えるよう地権者支援に取り組むとともに、跡地利用計画の策定に向けて引き続き取り組んでまいります。また、喜舎場住宅地区については、返還の状況を注視し、様々な可能性を想定した跡地利用の検討を進めてまいります。

東海岸地域については、大型MICE施設整

備に向けた沖縄県の取り組みが進む中、本村においてもアフターMICEの経済効果が期待されます。今後も与那原町、西原町、中城村、北中城村で構成する東海岸地域サンライズ推進協議会による大型MICE施設整備に向けた取り組みを推進し、東海岸地域全体の振興と発展に寄与してまいります。

中城村との共同まちづくりに関する取り組みとして、将来的な少子高齢化、人口減少傾向も視野に持続可能なまちづくりを目指した立地適正化計画の策定に向けて取り組んでまいります。

(2) みどりの保全創出と景観形成。

都市公園の安全・安心かつ快適な利用を図るため、若松公園のテニスコート改修工事を実施するほか、ライカム公園の整備に向け検討を進めるとともに、既存公園の適切な維持管理による快適な公園空間の提供に努めてまいります。

(3) 暮らしを支える道路交通環境の形成。

新たな道路整備として、村道仲順屋宜原線の予備設計業務及び実施設計業務を行うほか、中城公園アクセス線の用地買収の進捗を図ってまいります。既設道路については、村道北中城高校127号線の道路護岸改修工事を実施するとともに、橋梁補修及び法面補修など適切な維持管理に努めてまいります。また、北中城小学校区の通学生徒や道路利用者の安全対策を図るため交通安全施設整備工事を実施してまいります。

本村は、中南部圏の交通の要衝として、国道330号沿線を中心に広域移動は充実しているものの、村内においては、公共交通空白地域が多数存在しており、域内移動に課題があります。令和元年度から実施しているコミュニティバス実証実験の運行ルートを村内全地区に拡充することで村民の移動ニーズの把握に努め、持続可能な交通モードの検討を続けてまいります。また、既存公共交通の役割と位置付けを整理し、それぞれが連携できる公共交通ネットワークを構築するため、関連部署との連携に努めてまい

ります。

(4) 環境共生社会の実現。

脱炭素化に向けた取り組みとして、北中城村地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を改定し、温室効果ガス排出削減対策を推進してまいります。

家庭や公園、街路などの枯れ木等を村植物資源化ヤードで受入れ、チップ、堆肥処理し、再資源化に取り組んでおります。引き続き、ごみの減量化に取り組んでまいります。

(5) 上下水道の整備・環境衛生の推進。

上水道事業については、給水区域内の安定供給と安全安心な給水を確保するため、配水設備の点検・整備及び水質検査を実施するとともに、有収率向上のための漏水調査や修繕を引き続き実施してまいります。また、今年度は、喜舎場ポンプ場機械設備及び弁配管設備改良工事及び村内配水管改良工事を実施してまいります。

下水道事業については、清潔で快適な生活環境の確保及び公共水域の水質の保全を図るため、未普及地域の整備を推進します。今年度は、島袋、屋宜原、安谷屋地区の下水道整備を実施してまいります。普及地域では下水道への接続率向上にむけて引き続き個別訪問及びポスティングによる普及活動に取り組んでまいります。

本村においては、火葬場施設がないことから、火葬待ちの状況が深刻となり住民負担の軽減が喫緊の課題となっております。近隣市町村と連携して火葬場建設に向けた検討に取り組んでまいります。

2、生涯健やかで笑顔あふれる健康づくり。

(1) 地域保健の充実と健康増進。

地域住民の健康保持・増進を図るため、集団休日健診・ナイト健診の実施、また集団健診会場までの送迎サービスや人間ドック費用の助成、個別がん検診等を実施し、健診の受診率向上に努めてまいります。また、健診後は専門職員による生活習慣病重症化予防を実施してまいりま

す。さらに乳幼児から高齢者までを対象に食育SATシステムを活用した食生活指導の実施や働き盛り世代には健康マエストロ養成講座を開催するなど村民の健康意識向上に努めてまいります。

子育て支援については、子育て世代包括支援センターを中心に産後ケアや伴走型総合支援、出産・子育て応援ギフト、乳幼児健診等による、妊娠期から産後、乳幼児期を通した切れ目のない支援に努めるとともに、児童福祉と母子保健の連携を図り、母子保健サービスの充実を図ってまいります。

高齢者の健康づくりについて、閉じこもりなど身体活動の低下に加え、社会的孤立、低栄養など複合的な要因により要介護状態に陥るいわゆるフレイルの予防が求められています。本村では、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」に取り組んでおり、75歳以上の後期高齢者に対し、地域特性を踏まえながら生活習慣病の重症化予防やフレイル予防等の介護予防を一体的に推進し、本村の健康長寿の維持・向上を目指してまいります。また、疾患などで要支援状態となった高齢者に対する地域リハビリテーションを推進し、今年度は県モデル事業を活用したリエイブルメントの手法による効果的な介護予防の実践に取り組んでまいります。

(2) 国民健康保険の安定運営。

昨年度に引き続き、県が責任主体となり保険税水準の統一に向けて取り組んでいるところであります。沖縄県国民健康保険運営方針（第3期）を踏まえ、本村の国保財政運営の見直し等を進めてまいります。

(3) 健康づくりと他分野連携。

本村では、昨年11月に「健幸長寿の村きたなかぐすく宣言」が採択されました。誰もが健康長寿で幸せを感じられるまちづくりに向けて、引き続き、関係機関や他分野にわたる企業等と連携し、村民の健康づくりの推進に努めてまい

ります。

3、人と文化を育み時代を担う人づくり。

(1) 学校教育の充実。

幼小中学校での連続した学びを支援するため、幼小中連携研究部会を組織し「幼児児童生徒の連続的な学びを通じた魅力ある学校づくり」に取り組むとともに、保幼小の円滑な接続に向けて、教育・福祉が一体となって取り組みを進めてまいります。

医療的ケアが必要な子が安心して教育を受けられるように看護職員を配置し、学びの保障を確保してまいります。また、教職員が児童生徒と向き合うための時間を増やす為に、各校へスクールサポートスタッフの配置を進め教員の業務支援を図ってまいります。

GIGAスクール構想を推進し、情報社会に対応する教育の展開を目指し、学校ICT支援員の配置や、安心して端末を使用できるようにフィルタリングソフトの導入を行ってまいります。

学校施設の整備については、島袋小学校のトイレ改修工事を進め、教育環境の改善を図ってまいります。

学校給食については、学校給食調理場エアコン入替工事及び食器類入替事業を実施し安心安全な給食の提供に努めてまいります。また、物価高騰の影響で学校給食費の値上げを余儀なくされる中においても、学校給食費補助の補助率を1/2から、3/4へと引き上げることで、更なる保護者の経済的負担の軽減を図ってまいります。

(2) 生涯学習の推進と生きがいづくり。

英語の学習機会の創出について、米国ワシントン州立大学への短期留学や米国ワットコムコミュニティカレッジから提供されるESL検定など、高度な学習を提供する事業を継続しつつ、中学生に向けては、英語を学ぶだけでなく、活用と体験が実践できる講座を計画し、英語に親

しみ、資格取得を目指す事業を実施してまいります。

国が進めている公立中学校における学校部活動の地域移行については、昨年度に引き続き、実施に向けた取り組みを進めてまいります。

ライカム地区に検討されていた旧アリーナ計画について、引き続き多目的な交流が図れる施設として検討を行っております。施設の検討にあたっては、多角的な視点で検討し、最適な規模及び機能を付帯するとともに、効率的で利便性の高い運営を図ることのできる施設となるよう、専門的人材も含めて検討し、村民の多様で豊かな“学び”が継続して行える施設となるよう計画してまいります。

(3) 地域文化の振興と継承。

北中城村内の旧跡や祭祀などの歴史的風致資産を踏まえた「歴史まちづくり計画（歴史的風致維持向上計画）」を策定し、国からの認定に向けて取り組んでまいります。

終戦から復帰までの本村の歴史的変遷の過程並びに固有の生活等、村勢を明らかにした北中城村史「戦後編」を令和8年度発刊に向け進めてまいります。

移設先及び返還地となっている駐留軍用地内において埋蔵文化財調査を継続するとともに、荻道・大城地区において検討が進められている「農を活かした健康福祉の里づくり」事業区域内の文化財試掘調査を実施することで、土地利用の推進と文化財の保護との両立を目指し事業を推進してまいります。

村文化協会や民俗芸能保存会への支援、伝統芸能振興基金を活用した伝統芸能等の後継者育成等に取り組む団体への活動に対しても引き続き支援してまいります。

(4) 平和活動・国際交流の推進。

平和思想の啓発・普及を図るため、村内保育所、幼稚園、小学校への平和図書の贈呈や小中学生を対象にした平和に関する絵画・作文展の

開催、青少年平和学習への参加など、「平和を守る北中城村民の会」の活動を継続して推進してまいります。

また、昨年度4年ぶりに実施した「南米3か国の研修生受け入れ事業」を今年度も継続し、ウチナーネットワークの拡大・発展に取り組んでまいります。

(5) 地域で見守る青少年育成。

村父母教師会連合会や地域自治会と連携した子供たちへの声かけ見守りや夜間パトロール活動を引き続き実施することで、青少年の健全育成に取り組んでまいります。

4、ゆいまーる（相互扶助）で築く安全・安心な地域づくり。

(1) 児童福祉・子育て支援の充実。

こども達の健やかな成長を育むため、産後・育児・就学・進学等の過程において、きめ細やかな支援に取り組むため課を新設し、子育て支援の充実を図ってまいります。また、第3期村子ども・子育て支援事業計画を策定し、入所や利用待機が発生している保育や学童クラブの基盤整備をはじめ、次世代を担うこども達への支援を充実させてまいります。

(2) 高齢者福祉の充実。

新型コロナウイルスの流行や高齢化の進展により、高齢者を取り巻く環境が深刻化しています。働き手不足は更に進行するとされ、地域での支え合いがますます重要になってまいります。昨年度に立ち上がった住民が主体的に地域の支え合いについて話し合う協議体の活動をサポートし、高齢者の生活支援に係る事業の充実を図ってまいります。

認知症になっても、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域住民の病気への理解促進、適切な医療への繋ぎ、家族支援など各種事業に取り組んでまいります。また、成年後見制度をはじめ、高齢者の権利擁護やご本人の意思が尊重されるよう支援してまいります。

(3) 障がい者（児）福祉の充実。

障がい福祉につきましては、障がい福祉・障がい児福祉計画に基づき、福祉サービスによる日常生活の支援を継続するとともに、障がいの有無により分け隔てられることのない地域共生社会の実現を目指し取り組んでまいります。とりわけ、障がい者の権利擁護のための仕組みづくりとして村内ネットワーク化に向けた事業を展開してまいります。

障がいの理解促進のため、スポーツ大会、作品展の開催等を継続して支援してまいります。

(4) 地域防災力の向上。

災害時等に迅速、確実な情報提供ができるよう防災無線設備の点検、調整整備に努めてまいります。併せて大規模災害に備え、引き続き非常食等の備蓄品や資器材の充実に取り組むとともに、自治会の自主防災組織の立ち上げに関する支援を行ってまいります。

また、安全・安心な暮らしを確保するため、島袋地域浸水対策として、引き続き5号調整池整備を推進してまいります。

(5) 安全・安心な住環境の確保。

沖縄警察署、沖縄県警察本部と連携・協力しながら村内の交通安全の推進に取り組むとともに、自治会と連携のもとで、街灯・防犯灯を整備し「安全・安心な住環境の確保」に努めてまいります。

(6) 人にやさしい環境づくり。

こどもの貧困、児童虐待やヤングケアラー等こども達を取り巻く様々な課題に対して、直接的な支援を拡充するため相談支援体制の強化を図ってまいります。また、誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあう地域共生社会を実現すべく、心のバリアフリーを推進してまいります。

5、地域の魅力を活かした賑わいある産業づくり。

(1) 観光・商工業の振興。

令和6年度は第二次北中城村観光振興基本計

面の計画初年度になります。村民の暮らしを重視した観光地を形成し、観光地づくりイコール地域づくりに繋がる観光振興を観光協会や観光関連事業者と連携しながら推進してまいります。具体的施策として、昨年度養成した北中城村観光ガイドによる歴史・文化・自然・人に触れるガイドツアーを展開し、観光客の受け入れ環境の整備を図ってまいります。

商工業の振興につきましては、官民連携による地域内キャッシュレス化を推進し、持続可能な経済循環を実現してまいります。

(2) 農業の振興。

沖縄県中部農業改良普及センターやJAおきなわと協力し、推奨品目であるパッションフルーツの生産拡大を継続して進めるとともに、今後村の特産品として有望視される品目の選定調査を行ってまいります。

荻道・大城地区において民間活力を活かして進めている「農を活かした健康福祉の里づくり」事業について、第一整備事業エリアではバイオガス発電施設運用開始に向け事業者と協力し準備を進めており、第二整備事業エリアでは事業者が活用できる補助金等について協議を進めております。第三整備事業エリアについては、決定した事業者により基礎調査及び設計を行ってまいります。当事業においては、参画する全事業者及び地元自治会で総合的なエリアマネジメント会議を行い協力して取り組んでまいります。

全農地面積の約49%を占める本村の遊休農地（耕作放棄地）について、村農業委員会と協力し継続して農地の再生及び有効利用のために問題解消に努めてまいります。また、作成した農地利用目標地図に基づき、農業担い手への農地の効率的な利用について助言や情報提供を行ってまいります。

農業生産力の向上を図るため、村内農家に対する営農支援やパイプハウス等の施設整備支援を進めるほか、新規就農者の育成を推進いたし

ます。

整備中である安谷屋土地改良区（かんがい施設整備工事）については、事業計画変更を行い令和7年度からの工事再開に向け沖縄県と調整してまいります。

(3) 水産業の振興。

佐敷中城漁業協同組合で策定・更新される「浜の活力再生広域プラン」における生産性向上に向けた関係施設等への設備投資について、協力して取り組んでまいります。また、養殖環境の向上を目的としたアーサ養殖場環境モニタリング調査を引き続き実施し、生産基盤の強化と生産性向上を図ってまいります。

(4) 雇用の創出と就業支援。

村雇用サポートセンターによる事業者と求職者のマッチングを図り、昨今の人手不足による企業経営への影響緩和に努めてまいります。また、村商工会等と連携し、新規創業予定者を対象とした個別支援等の充実を図ってまいります。

6、村民と共に創造する夢のあるまちづくり。

(1) 村民と協働のまちづくり。

「村民参加による手づくりのまつり」を推進し、村民が集う語らいの場として活用するとともに、各種団体の育成や産業振興を図ってまいります。北中城まつりと青年エイサーまつりを合同で実施し、本村特有の伝統芸能の普及を促進するためのプログラムを実施してまいります。

(2) 効率的な行財政運営。

行政改革の取り組みとして、「こども未来課」を新設し子育て支援の拡充に向けて取り組んでまいります。

行政手続きのデジタル化が急速に進む中、健康保険証としての利用や運転免許証との一体化により、今後ますます必要性が高まるマイナンバーカードについて、本村においても、国の方針に基づき普及促進に取り組んでまいります。

村税については、個人住民税において、デフレ脱却の一時的な措置として、国の施策に基づ

く減税措置を実施します。また、固定資産税においては3年に1回、価格の変化を反映する評価替えを行います。税の基本的な機能は、公共サービスを提供するための資金を調達することです。納税簡素化を図るため、口座振替及び納税者がインターネット等を利用した納付手続きを電子的に行う共通納税を推進してまいります。

本年度の一般会計当初予算において、歳入面では、令和6年度税制改正による定額減税措置の影響で住民税の減少が見込まれ、地方特例交付金でその補填はあるものの、厳しい状況が今後も続くものと思われまます。歳出面においては、これまでと同様に扶助費等の社会保障関係費の増加、電気料金をはじめとした燃料高騰や物価高騰による物件費の増加、特別会計への赤字補てんのための繰出しなど、避けては通れない状況が続いております。また、今後整備予定であります一般廃棄物処理施設整備事業に必要な財源を確保するため、基金を積み立てていく必要があります。こうした旺盛な財政需要や多様な住民ニーズに対応すべく、国・県の予算編成の動向を注視しつつ、可能な限り補助金、交付金など特定財源の確保に努めるとともに、持続可能な行財政運営に取り組んでまいります。

(3) 誰もがチャレンジできる社会づくり。

村シルバー人材センターの支援を継続して実施し、高齢者の生きがいづくりや就労機会の充実に努めてまいります。また、村民が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会、場所において学習することができる社会の実現に努めてまいります。

おわりに。

これまで申し上げました施策並びに諸事業を実施するため、令和6年度当初予算規模は次のとおりとなります。

一 般 会 計	8,922,000千円
---------	-------------

国民健康保険特別会計	2,244,052千円
後期高齢者医療特別会計	298,070千円
水道事業会計	611,273千円
下水道事業会計	884,842千円
合 計	12,960,237千円

以上、令和6年度の村政運営の基本方針と重点施策の概要について申し上げます。

今年度も、本村の将来像である「平和で人と緑が輝く 健康長寿と文化のむらきたなかぐすく」の実現を目指し、職員と共に全力で取り組んでまいります。

議員各位をはじめ、村民の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます、私の施政方針といたします。

令和6年3月7日

北中城村長 比嘉孝則

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

以上で村長の施政方針を終わります。

しばらく休憩します。

午前10時52分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

日程第5. 議案第8号 北中城村課設置条例の一部を改正する条例について

日程第6. 議案第9号 北中城村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第7. 議案第10号 北中城村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 8. 議案第 11 号 北中城村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 9. 議案第 12 号 北中城村税条例の一部を改正する条例について

日程第 10. 議案第 13 号 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 11. 議案第 14 号 北中城村公営墓地条例の一部を改正する条例について

日程第 12. 議案第 15 号 北中城村老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 13. 議案第 16 号 北中城村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

日程第 14. 議案第 17 号 北中城村水道事業給水条例の一部を改正する条例について

日程第 15. 議案第 18 号 北中城村水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 16. 議案第 19 号 北中城村地域活動支援センターの指定管理者の指定について

日程第 17. 議案第 20 号 北中城村老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について

日程第 18. 議案第 21 号 村道北中城高校 127 号線道路護岸整備工事 (R5) 改定契約について

日程第 19. 議案第 22 号 令和 5 年度北中城村一般会計補正予算 (第 12 号) について

日程第 20. 議案第 23 号 令和 5 年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算 (第 6 号) について

日程第 21. 議案第 24 号 令和 5 年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) について

日程第 22. 議案第 25 号 令和 5 年度北中城村水道事業会計補正予算 (第 6 号) について

日程第 23. 議案第 26 号 令和 5 年度北中城村下水道事業会計補正予算 (第 5 号) について

日程第 24. 議案第 27 号 令和 6 年度北中城村一般会計予算について

日程第 25. 議案第 28 号 令和 6 年度北中城村国民健康保険特別会計予算について

日程第26. 議案第29号 令和6年度北中
城村後期高齢者医療特別会計予
算について

日程第27. 議案第30号 令和6年度北中
城村水道事業会計予算について

日程第28. 議案第31号 令和6年度北中
城村下水道事業会計予算につい
て

○議長（比嘉義彦）

日程第5. 議案第8号 北中城村課設置条例
の一部を改正する条例についてから日程第28.
議案第31号 令和6年度北中城村下水道事業会
計予算についてまでの24件を一括議題とします。
本案について村長の説明を求めます。
村長。

○村長（比嘉孝則）

では、議案第8号 北中城村課設置条例の一
部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第8号

北中城村課設置条例の一部を改正する条例について

北中城村課設置条例（平成7年北中城村条例第13号）の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年3月7日 提出
北中城村長 比 嘉 孝 則

提出理由

令和6年度から機構改革により新たな課の設置を行うことに伴い、条例の改正が必要なため。

北中城村課設置条例の一部を改正する条例

北中城村課設置条例（平成7年北中城村条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正例規	現行例規
(課の設置) 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 158条第1項の規定に基づき、次の課を置く。 省略 福祉課 こども未来課	(課の設置) 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 158条第1項の規定に基づき、次の課を置く。 省略 福祉課 (新規)

健康保険課	健康保険課
省略	省略
(課の分掌事務)	(課の分掌事務)
第2条 各課の分掌事務は、次のとおりとする。	第2条 各課の分掌事務は、次のとおりとする。
省略	省略
福祉課	福祉課
省略	省略
(2) 援護事務に関すること。	(2) 援護事務に関すること。
(削除)	(3) 児童福祉に関すること。
(3) 障害者福祉に関すること。	(4) 障害者福祉に関すること。
(4) 老人福祉に関すること。	(5) 老人福祉に関すること。
(5) 介護保険に関すること。	(6) 介護保険に関すること。
(6) 精神保健に関すること。	(7) 精神保健に関すること。
こども未来課	(新規)
(1) 児童福祉に関すること。	(新規)
健康保険課	健康保険課
省略	省略

附 則

(施行期日)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

続きまして、議案第9号 北中城村特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する

る条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第9号

北中城村特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

北中城村特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和48年北中城村条例第25号）の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年3月7日 提出
北中城村長 比嘉孝則

提出理由

国会議員の選挙時の執行経費の基準に関する法律の改正に合わせて、選挙執行時における管理者等の報酬額を法律に定める基準額に改める必要がある。

また、他市町村との均衡を考慮し、各種委員会の委員長と委員の報酬月額を同額とするとともに、医師や弁護士・税理士、学識経験者・知識経験者の報酬額を見直すため。

北中城村特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

北中城村特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和48年北中城村条例第25号）の一部を次のように改正する。

改正例規		現行例規	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
省略		省略	
投票管理者	日額 <u>12,800円</u>	投票管理者	日額 <u>10,000円</u>
開票管理者	日額 <u>10,800円</u>	開票管理者	日額 <u>10,000円</u>
選挙長	日額 <u>10,800円</u>	選挙長	日額 <u>10,000円</u>
投票立会人	日額 <u>10,900円</u>	投票立会人	日額 <u>9,000円</u>
開票立会人	日額 <u>8,900円</u>	開票立会人	日額 <u>8,800円</u>
選挙立会人	日額 <u>8,900円</u>	選挙立会人	日額 <u>8,800円</u>
期日前投票管理者	日額 <u>11,300円</u>	(新設)	(新設)
期日前投票立会人	日額 <u>9,600円</u>	(新設)	(新設)
固定資産評価審査委員会委員	日額 8,500円	固定資産評価審査委員会委員	日額 8,500円
都市計画審議会委員	日額 4,000円	都市計画審議会会長	日額 4,000円
(削除)	(削除)	都市計画審議会委員	日額 3,500円
景観美化促進委員会委員	日額 4,000円	景観美化促進委員会会長	日額 4,000円
(削除)	(削除)	景観美化促進委員会委員	日額 <u>3,500円</u>
(削除)	(削除)	国民健康保険運営協議会会長	日額 4,000円
(削除)	(削除)	国民健康保険運営協議会委員	日額 <u>3,500円</u>

総合計画審議会委員	日額 4,000円
(削除)	(削除)
文化財保護審議会委員	日額 4,000円
(削除)	(削除)
民生委員推薦会委員	日額 4,000円
(削除)	(削除)
功労者表彰審査委員会委員	日額 4,000円
(削除)	(削除)
例規審議委員会委員	日額 7,000円
(削除)	(削除)
廃棄物減量等推進審議会委員	日額 4,000円
(削除)	(削除)
スポーツ推進委員	年額 66,000円
校医・歯科医	年額 135,000円
薬剤師	年額 98,000円
保育所嘱託医師・歯科医師	年額 90,000円
(削除)	(削除)
政策参与	月額 村長が別に定める額

総合計画審議会会長	日額 4,000円
総合計画審議会委員	日額 3,500円
文化財保護審議会会長	日額 4,000円
文化財保護審議会委員	日額 3,500円
民生委員推薦会委員	日額 4,000円
民生委員推薦会委員	日額 3,500円
功労者表彰審査委員会委員長	日額 4,000円
功労者表彰審査委員会委員	日額 3,500円
例規審議委員会委員	日額 10,000円
心身障害児童・生徒 適正就学指導委員会 委員 医師	日額 10,000円
心身障害児童・生徒 適正就学指導委員会 委員 学識経験者	日額 4,500円
心身障害児童・生徒 適正就学指導委員会 委員 その他	日額 3,500円
老人ホーム入所判定 委員医師	日額 10,000円
廃棄物減量等推進審議会会長	日額 4,000円
廃棄物減量等推進審議会委員	日額 3,500円
スポーツ推進委員	年額 66,000円
校医	年額 135,000円
薬剤師	年額 98,000円
保育所嘱託医師・歯科医師	年額 90,000円
村税等徴収嘱託員	年額 40,000円
政策参与	月額 村長が別に定める額

情報公開及び個人情報保護審査会委員	日額 8,500円	
(削除)	(削除)	
行政不服審査会委員	日額 8,500円	
(削除)	(削除)	
成年後見制度利用促進協議会委員 医師・弁護士	日額 10,000円	
成年後見制度利用促進協議会委員	日額 8,000円	
新型インフルエンザ等対策有識者会議委員 医師	日額 10,000円	
新型インフルエンザ等対策有識者会議委員	日額 8,000円	
部活動指導員	時給 1,600円	
その他、諸委員会、諸審議会、諸調査会	医師	日額 10,000円
	弁護士・税理士	日額 8,500円
委員	学識経験者・知識経験者	日額 7,000円
	その他	日額 4,000円
(削除)	(削除)	
地域活性化アドバイザー	日額 10,000円	

備考

学識経験者とは学問上の知識と高い識見を有し、豊富な経験を持つと社会的に認められている者をいい、知識経験者とは諸委員会、諸協議会等の目的を達成するために必要な専門的知識経験又は識見を有する者をいう。

情報公開及び個人情報保護審査会委員長	日額 8,500円	
情報公開及び個人情報保護審査会委員	日額 7,500円	
行政不服審査会会長	日額 8,500円	
行政不服審査会委員	日額 7,500円	
(新規)	(新規)	
(新規)	(新規)	
新型インフルエンザ等対策有識者会議委員長	日額 8,500円	
新型インフルエンザ等対策有識者会議委員	日額 8,000円	
(新規)	(新規)	
その他、諸委員会、諸審議会、諸調査会	委員長及び会長	日額 4,000円 を超えない額
その他、諸委員会、諸審議会、諸調査会	委員及び嘱託委員	日額 3,500円 を超えない額
地域活性化アドバイザー	日額 10,000円	

(新規)

附 則

(施行期日)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

続きまして、議案第10号 北中城村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第10号

北中城村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

北中城村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年北中城村条例第21号）の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年3月7日 提出
北中城村長 比嘉孝則

提出理由

地方自治法の一部改正により、令和6年度から会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給することができるようになったことを受けて、勤勉手当を支給するための改正を行う必要があるため。

北中城村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

北中城村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年北中城村条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正例規	現行例規
(会計年度任用職員の給与) 第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号により採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあつては、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、 <u>期末手当及び勤勉手当</u> をいい、同項第1号によって採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年	(会計年度任用職員の給与) 第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号により採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあつては、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び <u>期末手当</u> をいい、同項第1号によって採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年

度任用職員」という。)にあつては、報酬、期末手当及び勤勉手当をいう。

2・3 省略

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第11条の2 給与条例第26条(第2項第2号の規定を除く。)は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前条第2項及び第3項の規定は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第20条 給与条例第23条から第25条までの規定(給与条例第23条第3項の規定を除く。)は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として村長が規則で定めるものを除く。以下この条及び次条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第23条第4項の期末手当基礎額は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- _____
- _____
- _____
- _____
- _____
- _____
- _____
- _____

(1) 月額による支給の場合 第15条第2項の規定により計算して得た額

(2) 日額による支給の場合 第15条第3項の規定により計算して得た額に基準日(給与条例第23条第1項に規定する基準日をいう。次号において同じ。)以前6月以内の期間におけるパートタイム会計年度任用職員としての勤務日数を乗じて得た額を基準日以前6月以内の期間におけるパートタイム会計年度任用

度任用職員」という。)にあつては、報酬及び期末手当 _____をいう。

2・3 省略

(新規)

(新規)

(新規)

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第20条 給与条例第23条から第25条までの規定(給与条例第23条第3項の規定を除く。)は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として村長が規則で定めるものを除く。以下この条 _____において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第23条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日)以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して村長が規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

(新規)

(新規)

<p>職員としての在職期間の月数で除して得た額</p> <p>(3) <u>時間額による支給の場合 第15条第4項の規定により計算して得た額に基準日以前6月以内の期間におけるパートタイム会計年度任用職員としての勤務時間数を乗じて得た額を基準日以前6月以内の期間におけるパートタイム会計年度任用職員としての在職期間の月数で除して得た額</u></p> <p>2・3 省略</p> <p><u>(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)</u></p> <p><u>第20条の2 給与条例第26条(第2項第2号を除く。)の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用について準用する。</u></p> <p><u>2 前条第1項第1号から第3号までの規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。</u></p>	<p>(新規)</p> <p>2・3 省略</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p>
--	---

附 則

(施行期日)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

続きまして、議案第11号 北中城村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例に

ついて御提案申し上げます。

議案第11号

北中城村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

北中城村職員の育児休業等に関する条例(平成4年北中城村条例第10号)の一部を改正したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年3月7日 提出
北中城村長 比嘉孝則

提出理由

地方自治法の一部改正により、令和6年度から会計年度任用職員へ勤勉手当を支給することに伴

い、育児休業をしている職員に係る勤勉手当の支給対象に会計年度任用職員を含める改正を行う必要があるため。

北中城村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

北中城村職員の育児休業等に関する条例（平成4年北中城村条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正例規	現行例規
<p>（育児休業をしている職員の期末手当及び勤勉手当の支給）</p> <p>第7条 省略</p> <p>2 給与条例第26条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業している職員_____のうちに、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に勤勉手当を支給する。</p>	<p>（育児休業をしている職員の期末手当及び勤勉手当の支給）</p> <p>第7条 省略</p> <p>2 給与条例第26条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業している職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に掲げる職員を除く。</u>）のうちに、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に勤勉手当を支給する。</p>

附 則

（施行期日）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

続きまして、議案第12号 北中城村税条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第12号

北中城村税条例の一部を改正する条例について

北中城村税条例（昭和47年北中城村条例第49号）の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年3月7日 提出
北中城村長 比嘉孝則

提案理由

の末日に属する年度の翌年度分の村民税に係る
条例の規定の適用については、当該親族資産損
失額が生じた年において生じなかったものとみ
なす。

3 第1項の規定は、令和6年度分の第36条の2
第1項又は第4項の規定による申告書（その提
出期限後において村民税の納税通知書が送達さ
れる時まで提出されたもの及びその時まで
提出された第36条の3第1項の確定申告書を含
む。）に第1項の規定の適用を受けようとする
旨の記載がある場合（これらの申告書にその記
載がないことについてやむを得ない理由がある
と村長が認める場合を含む。）に限り、適用す
る。

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の
医療費控除の特例）

第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度
分の個人の村民税に限り、法附則第4条の5第
3項の規定に該当する場合における第34条の2
の規定による控除については、その者の選択に
より、同条中「同条第1項」とあるのは「同条
第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあ
るのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の
規定により読み替えて適用される法第314条の
2第1項（第2号に係る部分に限る。）」とし
て、同条の規定を適用することができる。

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の
医療費控除の特例）

第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度
分の個人の村民税に限り、法附則第4条の4第
3項の規定に該当する場合における第34条の2
の規定による控除については、その者の選択に
より、同条中「同条第1項」とあるのは「同条
第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあ
るのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の
規定により読み替えて適用される法第314条の
2第1項（第2号に係る部分に限る。）」とし
て、同条の規定を適用することができる。

附 則

（施行期日）

この条例は、交付の日から施行し、令和6年2月21日から適用する。

議案第13号 アメリカ合衆国軍隊の構成員等
の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種

別割の特例に関する条例の一部を改正する条例
について提案申し上げます。

議案第13号

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に
関する条例の一部を改正する条例について

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例（昭和47年北中城村条例第51号）の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年3月7日 提出
北中城村長 比嘉孝則

提案理由

徴収の方法にする地方税法関連条項の繰り下げにより、本村アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例の一部を改正する必要がある。

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例の一部を改正する条例

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例（昭和47年北中城村条例第51号）の一部を次のように改正する。

改正例規	現行例規
<p><u>北中城村</u>アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例 (徴収の方法)</p> <p>第2条 特例法第2条に規定するアメリカ合衆国軍隊の構成員、軍属家族、契約者又は軍人用販売機関等（以下「アメリカ合衆国軍隊の構成員等」という。）の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割は、<u>地方税法第463条の18第1項</u>及び村税条例第85条の規定にかかわらず、この条例の定めるところにより、証紙徴収の方法によって徴収する。</p> <p>(証紙徴収の手続)</p> <p>第3条 前条に掲げる軽自動車税の種別割の納税義務者は、毎年4月中において、<u>村</u>が発行する第1号様式の証紙によって、当該軽自動車税の種別割を払い込まなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、軽自動車税の種別割の</p>	<p>_____アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例 (徴収の方法)</p> <p>第2条 特例法第2条に規定するアメリカ合衆国軍隊の構成員、軍属家族、契約者又は軍人用販売機関等（以下「アメリカ合衆国軍隊の構成員等」という。）の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割は、<u>地方税法第446条第1項</u>及び村税条例第85条の規定にかかわらず、この条例の定めるところにより、証紙徴収の方法によって徴収する。</p> <p>(証紙徴収の手続)</p> <p>第3条 前条に掲げる軽自動車税の種別割の納税義務者は、毎年4月中において、<u>村</u>が発行する第1号様式の証紙によって、当該軽自動車税の種別割を払い込まなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、軽自動車税の種別割の</p>

納税義務は、購入した証紙に第2号様式の納税
済の検印を受けたときに完了するものとする。

(税率)

第4条 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有す
る軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の税
率は、村税条例第82条の規定にかかわらず、次
の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台につい
てそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(3) 省略

(規則への委任)

第5条 この条例に定めるものを除くほか、この
条例の施行に関し必要な事項は、規則で定め
る。

納税義務は、購入した証紙に第2号様式の押印
_____を受けたときに完了するものとする。

(税率)

第4条 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有す
る軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の税
率は、村税条例第82条の規定にかかわらず、次
の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台につい
てそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(3) 省略

(規則への委任)

第5条 この条例に定めるものを除くほか、この
条例の施行に関し必要な事項は、規則で定め
る。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、令和元年10月1日から適用する。

続きまして、議案第14号 北中城村公営墓地 上げます。
条例の一部を改正する条例について御提案申し

議案第14号

北中城村公営墓地条例の一部を改正する条例について

北中城村公営墓地条例（令和3年条例第19号）の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年3月7日 提出
北中城村長 比嘉孝則

提案理由

北中城村公営墓地の使用資格について条件の緩和及び管理料を徴収し、適正な公営墓地管理運営を行うため、北中城村公営墓地条例を改正する必要がある。

北中城村公営墓地条例の一部を改正する条例

北中城村公営墓地条例（令和3年条例第19号）の一部を次のように改正する。

改正例規	現行例規
<p>(使用の目的)</p> <p>第4条 公営墓地施設は、墳墓の設置、焼骨又はこれに準ずるものの埋蔵又は収蔵及びこれらに伴う<u>際</u>の目的以外に使用することはできない。ただし、村長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>(使用資格)</p> <p>第6条 前条第1項の許可を受けようとする者は、次に掲げる全ての要件を満たしていなければならない。</p> <p>(1) 本村に住所を有すること。ただし、公営墓地の使用許可を受けようとする者であって、<u>村内に墳墓を所有し、現に使用している者又は死亡時において村内に住所を有していた者の焼骨を埋蔵しようとするものは、この限りでない。</u></p> <p>(2)・(3) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(使用料)</p> <p>第8条 第5条第1項の許可を受けた者は、当該許可を受けた際に、別表<u>1</u>に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p><u>2 前項の納付を完了した者から、墳墓の建築工事を行う者は、工事期間中の必要な水道使用として、1区画につき1,000円の水道使用料を納付しなければならない。</u></p> <p><u>3 省略</u></p> <p>(管理料)</p> <p>第9条 <u>墳墓地の使用許可を受けた者は、前条の使用料のほかに、公営墓地の維持管理に必要な</u></p>	<p>(使用の目的)</p> <p>第4条 公営墓地施設は、墳墓の設置、焼骨又はこれに準ずるものの埋蔵又は収蔵及びこれらに伴う<u>祭</u>の目的以外に使用することはできない。ただし、村長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>(使用資格)</p> <p>第6条 前条第1項の許可を受けようとする者は、次に掲げる全ての要件を満たしていなければならない。</p> <p>(1) 本村に住所を有すること。ただし、公営墓地の使用許可を受けようとする者であって、<u>_____死亡時において村内に住所を有していた者の焼骨を埋蔵しようとするものは、この限りでない。</u></p> <p>(2)・(3) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(使用料)</p> <p>第8条 第5条第1項の許可を受けた者は、当該許可を受けた際に、別表<u>__</u>に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 新規</p> <p><u>2 省略</u></p> <p>新規</p>

経費として、別表 2 に定める管理料を徴収する。ただし、村長が特に必要と認めたときは、減免することができる。

2 その他必要な事項は、規則で定める。

(使用料の減免)

第10条 村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

(1) 第5条第1項の許可を受けた者又は第13条の規定により使用権を承継した者（以下これらを「使用者」という。）が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による扶助を受けている場合において、納骨堂を使用するとき。

(2) 省略

(管理上の措置等)

第11条 省略

(転貸等の禁止)

第12条 省略

(使用権の承継)

第13条 省略

(墳墓の工事等)

第14条 省略

2～4 省略

(公営墓地の一時使用)

第15条 省略

(埋蔵等の手続)

第16条 省略

(使用者の責務)

第17条 省略

2・3 省略

(変更等の届出)

第18条 省略

(使用許可証の書換え等)

第19条 使用者は、第13条の規定による使用権の承継があったとき、又は前条第1号の変更があったときは、使用許可証の書換えを受けなければならない。

(使用料の減免)

第9条 村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

(1) 第5条第1項の許可を受けた者又は第12条の規定により使用権を承継した者（以下これらを「使用者」という。）が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による扶助を受けている場合において、納骨堂を使用するとき。

(2) 省略

(管理上の措置等)

第10条 省略

(転貸等の禁止)

第11条 省略

(使用権の承継)

第12条 省略

(墳墓の工事等)

第13条 省略

2～4 省略

(公営墓地の一時使用)

第14条 省略

(埋蔵等の手続)

第15条 省略

(使用者の責務)

第16条 省略

2・3 省略

(変更等の届出)

第17条 省略

(使用許可証の書換え等)

第18条 使用者は、第12条の規定による使用権の承継があったとき、又は前条第1号の変更があったときは、使用許可証の書換えを受けなければならない。

2・3 省略

(使用権の消滅)

第20条 墳墓地の使用権は、使用者の死亡後5年(第13条の規定による使用権の承継があったときを除く。)又は使用者の住所が不明となって7年を経過したときに消滅する。

(使用許可の取消し)

第21条 省略

(使用場所の返還)

第22条 省略

(使用場所の変更又は返還の命令)

第23条 省略

2 省略

(行為の禁止)

第24条 省略

(過料)

第25条 省略

(委任)

第26条 省略

別表1 (第8条関係)

省略

備考

- 1 納骨壇の使用期限が経過した後は、合葬室へ埋蔵する。
2 納骨壇の使用料には、合葬室の使用料、管理料も含まれている。

別表2 (第9条関係)

Table with 3 columns: 公営墓地施設, 単位, 管理料. Rows include 墳墓地 (住所が北中城村内) with 3,000円 and 墳墓地 (住所が北中城村外) with 5,000円.

附 則

(施行期日)

この条例は、令和6年4月1日より施行する。

2・3 省略

(使用権の消滅)

第19条 墳墓地の使用権は、使用者の死亡後5年(第12条の規定による使用権の承継があったときを除く。)又は使用者の住所が不明となって7年を経過したときに消滅する。

(使用許可の取消し)

第20条 省略

(使用場所の返還)

第21条 省略

(使用場所の変更又は返還の命令)

第22条 省略

2 省略

(行為の禁止)

第23条 省略

(過料)

第24条 省略

(委任)

第25条 省略

別表__ (第8条関係)

省略

備考

- 1 納骨壇の使用期限が経過した後は、合葬室へ埋蔵する。
2 納骨壇の使用料には、合葬室の使用料、管理料も含まれている。

別表2 新規

続きまして、議案第15号 北中城村老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

議案第15号

北中城村老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

北中城村老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例（平成17年北中城村条例第20号）の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年3月7日 提出
北中城村長 比嘉孝則

提案理由

老人デイサービスセンターにおける、サービスの更なる充実を図り、施設の利用に係る条件等を明確にする必要があるため。

北中城村老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北中城村老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例（平成17年北中城村条例第20号）の一部を次のように改正する。

改正例規	現行例規
(指定管理者による管理) 第3条 デイサービスセンターの管理は、法人_____であって、村長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせる。	(指定管理者による管理) 第3条 デイサービスセンターの管理は、法人 <u>その他の団体</u> であって、村長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせる。
(指定管理者が行う業務) 第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 (1)・(2) 省略 (3) 北中城村生きがい活動支援通所事業実施	(指定管理者が行う業務) 第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 (1)・(2) 省略 (3) 北中城村生きがい活動支援通所事業実施

要綱（平成16年訓令第6号。以下「実施要綱」という。）による事業の実施

(4) 省略

(事業の実施)

第6条 省略

2 指定管理者は、_____高齢者の生きがいと社会参加を促進するとともに、家に閉じこもりがちな一人暮らし老人、虚弱老人等に対して、人材や施設等を活用し_____社会的孤立感の解消及び自立生活の助長を図る事業を実施するものとする。

(職員の配置)

第7条 指定管理者は、当該事業を実施するため、デイサービスセンターに次の各号の職員を配置するものとする。

- (1) 看護師 1名以上
- (2) 生きがい活動指導員 3名以上

(利用の許可)

第8条 実施要綱以外の者で施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可を与えないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設、設備等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがあると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、施設の管理上支障があると認められるとき。

(利用の制限)

要綱（_____以下「実施要綱」という。）による事業の実施

(4) 省略

(事業の実施)

第6条 省略

2 指定管理者は、実施要綱に基づき、高齢者の生きがいと社会参加を促進するとともに、家に閉じこもりがちな一人暮らし老人、虚弱老人等に対して、通所による各種サービスを提供し、社会的孤立感の解消及び自立生活の助長を図るものとする。

(職員の配置)

第7条 指定管理者は、当該事業を実施するため、デイサービスセンターに次の各号の職員を配置するものとする。

- (1) 看護師 1名_____
- (2) 生きがい活動指導員 2名_____

(新規)

(新規)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、若しくは許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

(1) 施設を利用する者（以下「利用者」という。）が許可を受けた利用の目的に違反したとき。

(2) 利用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又は指定管理者の指示した事項に違反したとき。

(3) 利用者が偽りの内容により申請を行う等の不正手段によって許可を受けたとき。

(4) 天災地変その他の避けることができない理由により必要があると認められるとき。

(5) 公益上必要があると認められるとき。

(6) その他、施設の管理運営上特に必要と認められるとき。

2 前項の規定により許可した事項を変更し、若しくは許可を取り消し、又は利用の中止を命じた場合において利用者に損害が生じても、指定管理者はその賠償の責めを負わないものとする。ただし、前項第6号に該当する場合は、この限りでない。

(利用時間)

第10条 デイサービスセンターの利用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、村長の承認を得てこれを変更することができる。

(休館日)

第11条 デイサービスセンターの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、村長の承認を得て、開館又は休館することができる。

(1)～(4) 省略

(5) 暴風雨波浪警報が発令される等、事故発生が予想される場合

(利用時間)

第8条 デイサービスセンターの利用時間は、午前10時から午後4時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、村長の承認を得てこれを変更することができる。

(休館日)

第9条 デイサービスセンターの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、村長の承認を得て、臨時に開館し、又は休館することができる。

(1)～(4) 省略

(新規)

(利用料金)

第12条 施設の利用料金は、次の各号に定めると
おりとする。

- (1) 実施要綱により利用を認められた者は、
実施要綱に定められた利用料金を支払わな
ければならない。
- (2) 前号に定められた利用料金は、実施要綱
に基づき減免又は免除することができる。
- (3) 上記以外の利用料金については、村と協
議したうえで、指定管理者が定めることが
できる。
- (4) 既に納入された利用料金は、還付しな
い。ただし、利用者の責めに帰さない理由が
ある場合はこの限りではない。

2 (削除)

(損害の負担)

第13条 省略

(委任)

第14条 省略

(利用料及び減免)

第10条 実施要綱により利用を認められた者は、
実施要綱に定める利用料を指定管理者に支払わ
なければならない。又、給食サービスを利用す
る者については、利用料の他に指定管理者が定
める実費相当額を支払うものとする。

(新規)

(新規)

(新規)

(新規)

2 指定管理者は、実施要綱に定めるところによ
り、利用料金を減額し、又は免除することがで
きる。

(損害の負担)

第11条 省略

(委任)

第12条 省略

附 則

(施行期日)

この条例は、令和6年4月1日より施行する。

続きまして、議案第16号 北中城村道路占用
料徴収条例の一部を改正する条例についてでご

ざいます。

議案第16号

北中城村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

北中城村道路占用料徴収条例（平成21年北中城村条例第16号）の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年3月7日 提出
北中城村長 比嘉孝則

提案理由

道路法施行令の一部を改正する政令において、道路占用料の額が改定されたことに伴う占用料等の一部を改正する必要があるため。

北中城村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

北中城村道路占用料徴収条例（平成21年北中城村条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正例規				現行例規			
別表（第2条関係）				別表（第4条関係）			
占用物件		占用料		占用物件		占用料	
		単位	金額 (円)			単位	金額 (円)
法第32条 第1項第 1号に掲 げる工作 物	第1種電柱	一本につき1年	800	法第32条 第1項第 1号に掲 げる工作 物	第1種電柱	一本につき1年	730
	第2種電柱		1,200	第2種電柱	1,100		
	第3種電柱		1,700	第3種電柱	1,500		
	第1種電話柱		710	第1種電話柱	650		
	第2種電話柱		1,100	第2種電話柱	1,000		
	第3種電話柱		1,600	第3種電話柱	1,400		
	その他の柱類		71	その他の柱類	53		
	共架電線その他上空 に設ける線類		長さ1メートル につき1年	7	共架電線その他上空 に設ける線類		長さ1メートル につき1年
	地下電線その他地下 に設ける線類	4		地下電線その他地下 に設ける線類	4		
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	700	路上に設ける変圧器	1個につき1年	520	
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方 メートルにつき 1年	430	地下に設ける変圧器	占用面積1平方 メートルにつき 1年	360	
	変圧塔その他これに 類するもの及び公衆 電話所	一個につき1年	1,400	変圧塔その他これに 類するもの及び公衆 電話所	一個につき1年	1,100	
	郵便差出箱及び信書 便差出箱		600	郵便差出箱		450	
広告塔	表示面積1平方 メートルにつき 1年	4,800	広告塔	表示面積1平方 メートルにつき 1年	1,100		

	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	<u>1,400</u>
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.1メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年	<u>43</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			<u>64</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			<u>86</u>
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの			<u>150</u>
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの			360
	外径が1メートル以上のもの			<u>860</u>
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	鉄道、軌道、歩廊その他これに類するもの		占用面積1平方メートルにつき1年	<u>1,400</u>
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	A に <u>0.004</u> を乗じて得た額
		階数が2のもの		A に <u>0.006</u> を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		A に <u>0.007</u> を乗じて得た額
	上空に設ける通路			<u>2,400</u>
	地下に設ける通路			<u>1,500</u>
	その他のもの			<u>1,400</u>
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	<u>48</u>
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	<u>480</u>
政令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	<u>480</u>
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>4,800</u>

	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	<u>1,100</u>
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.1メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年	<u>36</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			<u>53</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			<u>71</u>
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの			<u>140</u>
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの			360
	外径が1メートル以上のもの			<u>710</u>
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	鉄道、軌道、歩廊その他これに類するもの		占用面積1平方メートルにつき1年	<u>1,100</u>
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	A に <u>0.003</u> を乗じて得た額
		階数が2のもの		A に <u>0.005</u> を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		A に <u>0.006</u> を乗じて得た額
	上空に設ける通路			<u>710</u>
	地下に設ける通路			<u>360</u>
	その他のもの			<u>1,100</u>
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	<u>11</u>
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	<u>110</u>
政令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	<u>110</u>
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>1,100</u>

標識		1本につき1年	1,100
旗ざお	祭礼、縁日等に際し一時的に設けるもの	1本につき1日	48
	その他のもの	1本につき1月	480
幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日等に際し一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	48
	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	480
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	4,800
	その他のもの		2,400
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	480

備考

1 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するもの者に限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

2 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置する者に限る。以下この号について同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置

標識		1本につき1年	850
旗ざお	祭礼、縁日等に際し一時的に設けるもの	1本につき1日	11
	その他のもの	1本につき1月	110
幕（政令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日等に際し一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	11
	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	110
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,100
	その他のもの		540
政令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	110

備考

1 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するもの者に限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

2 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置する者に限る。以下この号について同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置

する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。

4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。

5 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。

する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。

4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。

5 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、施行日以後の占用の期間に係る占用料（北中城村道路占用料徴収条例（平成21年北中城村条例第16号）第2条に規定する占用料をいう。以下同じ。）について適用し、施行日以前の占用の期間に係る占用料については、なお従前の例による。

3 施行日前から引き続き道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項若しくは第3項の規定による許可を受け、又は同法第35条の規定による同意を得て道路を占有する物件に係る令和6年度の占用料の額は、改正後の別表の規定により算定した占用料の額が、調整額（改正前の別表の規定により算定した額に1.2を乗じて得た額（施行日の前日において北中城村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（平成21年北中城村条例第16号）附則第3項の規定の適用を受けている物件にあっては、同項の規定による額）をいう。以下同じ。）を超えるときは、調整額とする。

以上でございます。

続きまして、議案第17号 北中城村水道事業

給水条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第17号

北中城村水道事業給水条例の一部を改正する条例について

北中城村水道事業給水条例（平成10年条例第1号）の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年3月7日 提出

北中城村長 比嘉孝則

提案理由

水道法等による権限を厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管するため、「水道法」が一部改正され令和6年4月1日に施行されることから、当該条例の一部を改正する必要がある。

北中城村水道事業給水条例の一部を改正する条例

北中城村水道事業給水条例（平成10年条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正例規	現行例規
<p>(給水装置工事の申込)</p> <p>第5条 給水装置の新設、臨時仮設、増設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）及び撤去工事（以下「工事」という。）をしようとする者は、あらかじめ管理者の定めるところにより、その承認を受けなければならない。</p> <p>第6条～第33条 省略</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第34条 省略</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p>	<p>(給水装置工事の申込)</p> <p>第5条 給水装置の新設、臨時仮設、増設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）及び撤去工事（以下「工事」という。）をしようとする者は、あらかじめ管理者の定めるところにより、その承認を受けなければならない。</p> <p>第6条～第33条 省略</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第34条 省略</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>厚生省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p>

附 則

(施行期日)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

続きまして、議案第18号 北中城村水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並び

に水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第18号

北中城村水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について

北中城村水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成25年条例第9号）の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年3月7日 提出
北中城村長 比嘉孝則

提案理由

水道法等による権限を厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管するため、「水道法」が一部改正され令和6年4月1日に施行されることから、当該条例の一部を改正する必要がある。

北中城村水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

北中城村水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術者の資格基準に関する条例（平成25年条例第9号）の一部を次のように改正する。

改正例規	現行例規
(水道技術管理者の資格) 第4条 省略 (1)～(5) 省略 (6) <u>国土交通大臣及び環境大臣</u> の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者	(水道技術管理者の資格) 第4条 省略 (1)～(5) 省略 (6) <u>厚生労働大臣</u> の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

附 則

(施行期日)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

続きまして、議案第19号 北中城村地域活動 支援センターの指定管理者の指定について。

議案第19号

北中城村地域活動支援センターの指定管理者の指定について

次のとおり北中城村地域活動支援センターの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

1. 施設の名称 北中城村地域ゆいまーる創造館
2. 施設の位置 北中城村字渡口457番地3
3. 指定管理者となる団体
名 称 社会福祉法人北中城村社会福祉協議会
代表者 会長 大城 博
所在地 北中城村字仲順451番地
4. 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和6年3月7日 提出
北中城村長 比 嘉 孝 則

提案理由

村の障害者等への創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等を図るために、施設の管理運営する指定管理者を指定するため。

続きまして、議案第20号 北中城村老人デイサービスセンターの指定管理者の指定についてを御説明申し上げます。

議案第20号

北中城村老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について

次のとおり北中城村老人デイサービスセンターの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求める。

1. 施設の名称 北中城村老人デイサービスセンターしおさい
2. 施設の位置 北中城村字美崎262番地

3. 指定管理者となる団体

名 称 医療法人アガペ会
代表者 理事長 涌波 淳子
所在地 北中城村字大城 3 1 1 番地

4. 指定の期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

令和 6 年 3 月 7 日 提出
北中城村長 比 嘉 孝 則

提案理由

村の高齢者等の生きがいと社会参加を促進するとともに、社会的孤立感の解消及び自立生活の助長を図るために、公の施設の管理運営する指定管理者を指定するため。

続きまして、議案第21号 村道北中城高校 127号線道路護岸整備工事（R5）改定契約について御提案申し上げます。

議案第 2 1 号

村道北中城高校 1 2 7 号線道路護岸整備工事（R 5）改定契約について

下記のとおり工事改定契約を締結するために、北中城村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、又は処分に関する条例（昭和 4 7 年条例第 5 7 号）第 2 条の規定により議会の議決を求めます。

記

1. 契約の目的： 北中城村字 渡口 地内
村道北中城高校 1 2 7 号線道路護岸整備工事（R 5）
2. 改定契約金額： ￥1 0 2, 9 4 9, 0 0 0 -
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額： ￥9, 3 5 9, 0 0 0 -）
3. 契約の相手方： 沖縄市字登川 2 9 8 9 番地
（株）基土木
代表取締役 仲宗根 貢

令和6年3月7日 提出
北中城村長 比嘉孝則

契約内容について、契約書の案として添付してございます。

規定契約金額155万1,000円を減額するものであり、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が14万1,000円でございます。

そして工事変更協議書の中に第1回変更という日付がございますけれども、令和5年6月13

日から令和6年2月20日と書いてありますけれども、この変更は3月29日でございますので、変更をお願いしたいと思います。

続きまして、議案第22号 令和5年度北中城村一般会計補正予算（第12号）について御提案申し上げます。

議案第22号

令和5年度北中城村一般会計補正予算（第12号）について

令和5年度北中城村の一般会計補正予算（第12号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和6年3月7日 提出
北中城村長 比嘉孝則

令和5年度北中城村一般会計補正予算（第12号）

令和5年度北中城村の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50,342千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,124,784千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経

費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 村 税		2,603,355	77,633	2,680,988
	1 村 民 税	966,186	30,998	997,184
	2 固 定 資 産 税	1,471,117	30,919	1,502,036
	3 軽 自 動 車 税	61,691	△342	61,349
	4 村 た ば こ 税	104,361	16,058	120,419
3 利子割交付金		487	△75	412
	1 利子割交付金	487	△75	412
4 配当割交付金		5,054	191	5,245
	1 配当割交付金	5,054	191	5,245
5 株式等譲渡所得割交付金		5,388	481	5,869
	1 株式等譲渡所得割交付金	5,388	481	5,869
6 法人事業税交付金		27,493	6,356	33,849
	1 法人事業税交付金	27,493	6,356	33,849
7 地方消費税交付金		404,007	5,359	409,366
	1 地方消費税交付金	404,007	5,359	409,366
8 ゴルフ場利用税交付金		9,978	△2,836	7,142
	1 ゴルフ場利用税交付金	9,978	△2,836	7,142
9 環境性能割交付金		3,941	893	4,834
	1 環境性能割交付金	3,941	893	4,834
15 分担金及び負担金		82,396	△150	82,246
	1 負 担 金	82,396	△150	82,246
16 使用料及び手数料		60,600	△13,748	46,852
	1 使 用 料	29,400	△5,160	24,240
	2 手 数 料	31,200	△8,588	22,612
17 国庫支出金		2,140,324	4,442	2,144,766

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 国庫負担金	1,115,838	△12,078	1,103,760
	2 国庫補助金	829,224	37,276	866,500
	3 委託金	195,262	△20,756	174,506
18 県支出金		1,078,219	△39,876	1,038,343
	1 県負担金	506,921	1,331	508,252
	2 県補助金	533,565	△40,839	492,726
	3 委託金	37,733	△368	37,365
19 財産収入		50,503	△155	50,348
	1 財産運用収入	50,501	△155	50,346
20 寄附金		250,231	△78,250	171,981
	1 寄附金	250,231	△78,250	171,981
21 繰入金		779,976	△12,752	767,224
	2 基金繰入金	778,635	△12,752	765,883
23 諸収入		92,687	△55	92,632
	3 雑収入	91,086	△55	91,031
24 村債		169,261	2,200	171,461
	1 村債	169,261	2,200	171,461
歳入合計		10,175,126	△50,342	10,124,784

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		99,259	△1,273	97,986
	1 議会費	99,259	△1,273	97,986
2 総務費		1,961,814	△148,467	1,813,347
	1 総務管理費	1,783,225	△144,827	1,638,398
	2 徴税費	115,525	△2,001	113,524
	3 戸籍住民基本台帳費	58,152	△1,414	56,738
	5 統計調査費	1,106	0	1,106
	6 監査委員費	1,798	△225	1,573
3 民生費		3,867,300	242,290	4,109,590
	1 社会福祉費	2,010,477	263,311	2,273,788
	2 児童福祉費	1,856,823	△21,021	1,835,802
4 衛生費		1,063,414	△52,779	1,010,635
	1 保健衛生費	691,061	△47,226	643,835
	2 清掃費	351,353	△5,553	345,800

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 農 林 水 産 業 費		162,097	△17,417	144,680
	1 農 業 費	150,086	△17,417	132,669
	3 水 産 業 費	3,974	0	3,974
6 商 工 費		200,290	△171	200,119
	1 商 工 費	200,290	△171	200,119
7 土 木 費		706,561	△4,750	701,811
	1 土 木 管 理 費	49,864	△1,161	48,703
	2 道 路 橋 梁 費	367,792	△572	367,220
	3 都 市 計 画 費	288,905	△3,017	285,888
8 消 防 費		279,176	△7,442	271,734
	1 消 防 費	279,176	△7,442	271,734
9 教 育 費		1,367,253	△60,269	1,306,984
	1 教 育 総 務 費	93,874	△1,333	92,541
	2 小 学 校 費	426,491	△20,885	405,606
	3 中 学 校 費	92,527	△1,917	90,610
	4 幼 稚 園 費	64,412	△1,272	63,140
	5 社 会 教 育 費	441,057	△32,020	409,037
	6 保 健 体 育 費	248,892	△2,842	246,050
11 公 債 費		433,742	333	434,075
	1 公 債 費	433,742	333	434,075
13 予 備 費		34,217	△397	33,820
	1 予 備 費	34,217	△397	33,820
歳 出 合 計		10,175,126	△50,342	10,124,784

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総 務 費	1 総 務 管 理 費	住民基本台帳システム・戸籍附票システム改修業務	12,837
		戸籍情報システム改修業務	8,701
		住民記録システム改修業務	179
		障害福祉サービス等システム改修業務	330
3 民 生 費	1 社 会 福 祉 費	臨時福祉給付金（電気・ガス・食料品等価格高騰追加分）	70,064

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
		臨時福祉給付金（物価高騰対応重点支援（一体支援枠））	100,029
		障害者福祉行動計画策定業務	3,909
5 農林水産業費	1 農業費	令和5年度台風6号被災漁業組合貯蔵施設修繕費	4,234
7 土木費	2 道路橋梁費	村道北中城高校127号線道路護岸整備事業	96,407
		村道荻道登又線整備事業	94,410
		喜舎場仲順橋整備事業	36,301
		島袋プラザ橋修繕事業	5,499
		村道仲順屋宜原線整備事業	28,500
9 教育費	2 小学校費	小学校教師用教科書・指導書購入事業	13,700
	5 社会教育費	多目的交流施設導入機能調査業務	7,900
合 計			483,000

第3表 債務負担行為補正

1. 変更

(単位：千円)

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
学校施設等照明設備（LED）賃借料	令和6年度～令和14年度	57,209	令和6年度～令和15年度	50,590
合 計		57,209		50,590

第4表 地方債補正

1 変更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
公共事業等債 （仲順屋宜原線整備事業）	5,100	（借入方法） 証書借入又は地方証券発行による。	5%以内 （ただし、利率見直し方式で借入れる財政融資資金及び地方公共団体金融機構資	30年以内の償還、その他借入先の融資条件による。	5,700	変更なし	変更なし	変更なし
公共事業等債 （村道荻道登又線整備事業）	15,600	（借入先） 財政融資資金	政融資資金及び地方公共団体金融機構資	ただし、村財政の都合により繰上償還ま	17,400			

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
学校教育施設等整備事業債 (北中城小学校トイレ改修工事)	67,600	金、地方公共団体金融機構資金、その他	金について、利率の見直しを行った後においては見直し後の利率)	たは低利債に借換えすることができ。	67,400			
計	88,300				90,500			

詳細については、副村長で御説明申し上げます。

○議長（比嘉義彦）

副村長。

○副村長（大田 繁）

それでは私から一般会計補正予算（第12号）につきまして御説明申し上げます。

今回の補正の主な内容は、歳入につきましては、各事業の執行状況に応じまして、国・県支出金等の補正でございます。

歳出におきましては、5万円以上の執行残が見込まれるものについて減額補正としております。

まず初めに、5ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費につきまして、一般会計予算で計上しました事業で、年度内の完了が見込めないことから繰越明許費として設定したものでございます。事業名、金額の順で御説明いたします。

住民基本台帳システム・戸籍附票システム改修業務、繰越金額が1,283万7,000円、戸籍情報システム改修業務870万1,000円、住民記録システム改修業務17万9,000円、障害福祉サービス等システム改修業務33万円、臨時福祉給付金（電気・ガス・食料品等価格高騰追加分）7,006万4,000円、同じく臨時福祉給付金（物価高騰対応重点支援（一体支援枠））1億2万

9,000円、障害福祉行動計画策定業務390万9,000円、令和5年度台風6号被災漁業組合貯蔵施設修繕費423万4,000円、村道北中城高校127号線道路護岸整備事業9,640万7,000円、村道萩道登又線整備事業9,441万円、喜舎場仲順橋整備事業3,630万1,000円、島袋プラザ橋修繕事業549万9,000円、村道仲順屋宜原線整備事業2,850万円、小学校教師用教科書・指導書購入事業1,370万円、多目的交流施設導入機能調査業務790万円、合計で4億8,300万円の繰越明許費の設定でございます。

続きまして6ページをお願いします。

第3表債務負担行為補正、変更が1件ございます。学校施設等照明設備（LED）賃借料に関する債務負担行為変更でございます。LED照明設備の取替え完了によりまして、契約期間及び金額が確定したことによる変更であります。債務負担行為の期間が令和14年度から令和15年度へ、限度額を5,059万円に変更しております。

続きまして7ページをお願いします。

第4表地方債補正、変更が3件ございます。まず、仲順屋宜原線整備事業に係る公共事業等債、限度額を510万円から570万円へ変更しております。次に村道萩道登又線整備事業に係る同じく公共事業等債、限度額を1,560万円から1,740万円に変更しております。次に北中城小学校トイレ改修工事に係る学校教育施設等整備

事業債、限度額を6,760万円から6,740万円に変更しております。いずれも起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更はございません。

続きまして歳入につきまして、事項別明細書で主な補正について御説明いたします。

10ページをお願いいたします。

1 款村税、1 項村民税、1 目個人3,099万8,000円の増につきましては、主に課税対象者数の増と不動産所得が増加したことによる補正でございます。

2 項固定資産税、1 目固定資産税3,091万9,000円の増につきましては、主に土地の負担水準の増と新築家屋の増による実績に合わせた増額補正でございます。

4 項村たばこ税、1 目村たばこ税1,605万8,000円の増につきましては、売渡し本数の増によるものでございます。

11ページをお願いいたします。

3 款利子割交付金から、12ページの各交付金につきましては、交付決定、それから交付実績に応じた増減となっております。

続きまして13ページをお願いします。

16款使用料及び手数料、1 項使用料、5 目衛生使用料、1 節公営墓地使用料516万円の減につきましては、公営墓地の墳墓地等の使用料実績見込みによる減となっております。補正後の歳入見込額は1,216万8,000円となっております。

同じく使用料及び手数料、2 項手数料、5 目清掃手数料、1 節清掃手数料858万9,000円の減につきましては、令和4年度末に地方創生臨時交付金を活用して実施しました全世帯への燃やすごみ袋配付の影響による一般廃棄物処理手数料の減となっております。

続きまして17款国庫支出金、1 項国庫負担金、2 目衛生費国庫負担金、1 節保健衛生費国庫負担金1,051万7,000円減の主な理由といたしまして、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金の減が1,036万4,000円となっております。

実績見込みによる減となっております。同様に国庫補助金についても減額となっております。新型コロナウイルスワクチン接種に係る国庫支出金は今年度で終了となります。

続きまして15ページをお願いします。

17款国庫支出金、2 項国庫補助金、29目地方創生交付金、2 節地方創生臨時交付金（新型コロナウイルス感染症対応）2,038万円の増と、3 節地方創生臨時交付金（物価高騰対応重点支援）3,091万2,000円の増につきましては、最終の交付額決定による増となっております。補正後の地方創生臨時交付金の最終予算額といたしまして4億985万7,000円となり、これまでの歳出補正予算におきまして、一般財源として対応していた分を今回の補正で充当する形となります。

続きまして17ページをお願いします。

18款県支出金、2 項県補助金、7 目沖縄振興特別推進交付金2,122万6,000円の減につきましては、一括交付金事業の実績見込みによる減額補正で、今年度の一括交付金県補助金予算額は2億5,006万9,000円となっております。

続きまして19ページをお願いします。

20款寄附金、1 項寄附金、1 目一般寄附金、1 節一般寄附金のうち、ふるさと納税寄附金8,000万円の減につきましては、昨年10月にふるさと納税に関するルールの変更によりまして、その後の寄附件数が減ったことから、寄附見込み額として8,000万円減額の1億7,000万円としております。

続きまして21款繰入金、2 項基金繰入金、3 目財政調整基金繰入金4,500万円の増につきましては、今回補正予算の財源不足を補うものでございます。繰入れ後の令和5年度末、財政調整基金残高は3億6,817万8,000円となり、直近10年の年度末残高としては過去最低額となりました。

5 目ふるさと応援基金繰入金4,194万3,000円

の減につきましては、先ほどのふるさと納税寄附金の減額に伴う事務費等の減額と、ふるさと納税寄附を活用した各事業の実績額に応じた充当額増減を含めた額となります。その他の基金繰入金につきましては、各事業の執行状況に応じて基金への戻入れ等の補正でございます。

続きまして歳出につきまして、主な補正について御説明いたします。

なお、事業執行残等による減額補正は説明を省略させていただきます。

24ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、5目企画費、12節委託料4,287万円の減につきましては、そのほとんどがふるさと納税寄附額の減額見込みにより、各ふるさと納税関連の業務委託料の減額となります。

続きまして26ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、12目交通安全対策費17万円及び13目街燈設置費5,000円の財源組替えにつきましては、台風6号の被害を受けた道路設備等修繕費の実績額に合わせて、ふるさと応援基金繰入金を充当しまして、一般財源から特定財源への財源組替えを行っております。そのほか農林水産業費、土木費、教育費においても同様に充当組替えを行っております。

23目ふるさと応援基金費8,000万円の減につきましては、歳入のところで申し上げました寄附金減額に合わせて同額を減額しております。

27ページをお願いいたします。

33目特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金費、24節積立金につきましては、交付決定されました特定防衛施設周辺整備調整交付金の活用事業としまして、同基金内に新たに村内公園整備改修及び整備工事積立金としまして470万1,000円を増額しております。今後の公園整備及び修繕に充てるため積立てていくものでございます。

続きまして32ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、27節繰出金3億378万5,000円の増につきましては、国民健康保険事業の給付見込みによる各繰出金の増減の合計となっておりますが、一番下のその他繰出金3億円につきましては、今年度の国民健康保険特別会計の財源不足を補うための繰出金となっております。

38ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、9目臨時福祉給付金、次のページの18節負担金、補助及び交付金1,008万円の減につきましては、電気・ガス等価格高騰重点支援に係る低所得世帯支援として、1世帯当たり3万円を給付する事業で行っております。給付実績額に合わせて減額しております。給付実績額は6,258万円、給付世帯は2,086世帯となっております。

続きまして43ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、10目新型コロナウイルス感染症対策費（ワクチン接種関連）3,613万7,000円の減につきましては、1節報酬から、次の44ページ、13節使用料及び賃借料までが接種関連の事業費を実績見込みに応じて減額しております。

同じページの21節補償補填及び賠償金127万4,000円の増につきましては、予防接種健康被害給付金として国から認定、または認定予定の給付金を計上しております。

46ページをお願いいたします。

5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、補正額1,504万円の減につきましては、主な減額理由といたしまして1節報酬の地域活性化アドバイザーや、次のページの18節負担金、補助及び交付金、地域おこし企業人の人材確保が今年度においてはできなかったことによる減額と一括交付金を活用しましたパイプハウス整備事業の規模縮小によるものでございます。

続きまして53ページをお願いいたします。

8款消防費、1項消防費、1目消防施設費、

18節負担金、補助及び交付金744万2,000円の減につきましては、中北消防への負担金で、主に定年延長の影響による退職手当負担金等の人件費が主な減となっております。

私からは以上となります。教育費につきましては教育委員会のほうから御説明申し上げます。

○議長（比嘉義彦）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

教育委員会の歳入歳出につきまして、事項別明細書で主な補正について御説明いたします。

歳入につきましては、各事業の執行状況に応じた国・県支出金等の補正でございます。

歳出におきましては、5万円以上の執行残が見込まれるものについての減額補正となっております。

では歳入のほうから御説明申し上げます。

14ページをお開きください。

17款国庫支出金、2項国庫補助金、4目教育費国庫補助金、9節地域スポーツクラブ活動体制整備事業補助金56万円の減につきましては、関連しますので併せて17ページをお開きください。18款県支出金、2項県補助金、5目教育費県補助金、14節地域スポーツクラブ活動体制整備事業補助金56万円の減額につきましては、学校部活動の地域移行への取組といたしまして予定しておりましたが、学校部活動と地域部活動との連携の取組がうまく進められず、次年度へ体制を見直すため、歳入歳出共に減額しております。

続きまして15ページをお願いいたします。

17款国庫支出金、2項国庫補助金、28目駐留軍用地跡地利用推進事業費補助金、1節駐留軍用地跡地利用推進事業費補助金162万8,000円の減につきましては、人件費でございまして、駐留軍用地跡地利用推進事業に係る専門職員の採用を予定しておりましたが、応募がなく採用できなかったことから、歳入歳出共に減額してお

ります。

同じく15ページ、17款国庫支出金、3項委託金、5目教育費委託金、1節教育費委託金2,075万6,000円の減額につきましては、基地内埋蔵文化財発掘調査に係る沖縄防衛局からの委託金でありまして、主に入札残分と、こちらも採用できなかった専門職の人件費について減額してございます。

続きまして歳出のほうの説明になります。

主な補正について御説明いたしますが、なお、事業執行残等による減額補正は説明を省略させていただきます。

55ページをお願いいたします。

9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、10節需用費、消耗部品費、80万4,000円、62万2,000円の減につきましては、両小学校の新型コロナウイルス感染症の流行がなかったことによる減額となっております。

続きまして56ページをお願いいたします。

9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、12節委託料688万7,000円の減につきましては、訪問看護料の実績日数に応じた減額160万円と、ほかは入札の執行残による減額となっております。13節使用料及び賃借料157万9,000円の減は、学校施設のLED照明設備の取替え完了により金額が確定したことによる減額でございます。

続きまして57ページをお願いいたします。

9款教育費、2項小学校費、2目教育振興費、17節備品購入費70万円の増は、次年度以降に使用する教師用教科書・指導書の追加による増額となっております。19節扶助費370万円の増につきましては、準要保護児童補助の必要な額が確定したことによる最終の補正となっております。

続きまして58ページをお願いいたします。

9款教育費、3項中学校費、1目学校管理費、10節需用費、消耗品費、83万4,000円の減につきましては、新型コロナウイルス感染症の流行

が発生した際の補助金でございますが、流行がなかったことによる減額となっております。17節備品購入費59万2,000円の増につきましては、次年度生徒が増える予定となっております。机・椅子を購入するためのものとなっております。19節扶助費300万円の増につきましては、準要保護児童補助の必要な額が確定したことによる最終の補正となっております。

続きまして61ページをお願いいたします。

9款教育費、5項社会教育費、1目社会教育総務費、7節報償費174万円減額のうち168万円につきましては、歳入側でも御説明いたしましたが、学校部活動地域移行に関する指導員報償費について次年度へ体制見直しのために全て減額してございます。18節負担金、補助及び交付金167万8,000円の減につきましては、右側説明欄の各事業の実績により減額してございます。

続きまして62ページをお願いいたします。

9款教育費、5項社会教育費、3目文化財保護費、1節報酬438万7,000円の減及び3節職員手当87万円の減額につきましては、主に防衛局受託業務と内閣府駐留軍用地跡地利用推進事業で、学芸員の資格を持った専門職員の配置を予定しておりましたが、応募がなく採用できなかったため減額しております。

64ページをお願いいたします。

9款教育費、6項保健体育費、2目体育施設費、17節備品購入費42万円の減額につきまして

は、村民体育館敷地隣のマンション建設に伴う現場事務所の設置によって、村民体育館奥側の仮設駐車場へ行き交う車両の見通しができなくなることが予想されたことにより、仮設の信号機の設置を考えておりましたが、現場事務所が想定した場所よりマンション建設敷地の内側、南寄りに設置されたことにより、車両の見通しも確保できたことから、設置の必要はないと判断し減額いたしております。

同じく64ページをお願いいたします。

9款教育費、6項保健体育費、3目学校給食管理費、10節需用費100万円の増は、光熱水費の不足による増額となっております。12節委託料135万6,000円の減額につきましては、給食費のコンビニ納付対応によるシステム改修費であります。改修に時間を要することから減額としております。

続きまして65ページをお願いいたします。

9款教育費、6項保健体育費、3目学校給食管理費、18節負担金、補助金及び交付金300万円の増につきましては、準要保護や特別支援の人数が確定したことによる補助金の増額となっております。

以上でございます。

○村長（比嘉孝則）

続きまして、議案第23号 令和5年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第6号）について御提案申し上げます。

議案第23号

令和5年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第6号）について

令和5年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第6号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和6年3月7日 提出

令和5年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第6号）

令和5年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ31,387千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,434,486千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		400,534	△40,682	359,852
	1 国民健康保険税	400,534	△40,682	359,852
4 使用料及び手数料		160	112	272
	1 手 数 料	160	112	272
5 国庫支出金		1	115	116
	2 国庫補助金	1	115	116
10 繰入金		267,379	303,780	571,159
	1 他会計繰入金	267,378	303,780	571,158
12 諸収入		286,077	△231,938	54,139
	1 延滞金、加算金及び過料	3	833	836
	4 雑 入	286,072	△232,771	53,301
歳 入 合 計		2,403,099	31,387	2,434,486

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		73,411	△779	72,632
	1 総務管理費	56,615	△859	55,756
	2 徴 税 費	16,542	70	16,612
	4 趣 旨 普 及 費	198	10	208

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保 険 給 付 費		1,384,532	34,640	1,419,172
	1 療 養 諸 費	1,164,549	39,600	1,204,149
	2 高 額 療 養 費	192,502	1,540	194,042
	3 移 送 費	101	△100	1
	4 出 産 育 児 一 時 金	25,000	△5,000	20,000
	6 傷 病 手 当 金	1,500	△1,400	100
3 国民健康保険事業費納付金		773,030	0	773,030
	1 医 療 給 付 費 分	542,197	0	542,197
6 保 健 事 業 費		53,234	△874	52,360
	1 保 健 事 業 費	53,234	△874	52,360
9 諸 支 出 金		7,243	△1,600	5,643
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	7,243	△1,600	5,643
歳 出 合 計		2,403,099	31,387	2,434,486

詳細については、所管課長のほうから御説明申し上げます。

○議長（比嘉義彦）

健康保険課長。

○健康保険課長（玉栄 治）

それでは議案第23号 令和5年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第6号）について御説明いたします。

5ページをお願いします。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税4,068万5,000円の減につきましては、1月末の調定額からの見込みを計上しております。

続きまして6ページをお願いします。

10款1項1目一般会計繰入金3億378万円の増につきましては、主に8節その他一般会計繰入金3億円を計上したことによるものです。

続きまして7ページをお願いします。

12款諸収入、4項雑入、9目歳入欠かん補填収入2億3,412万2,000円の減につきましては、予算に対する調整額を計上したものです。

続きまして歳出でございます。

8ページから15ページまでは主に実績に基づき予算計上を行っておりますので、確認をお願いします。

16ページをお願いします。

3款1項1目一般被保険者医療給付費分につきましては、6ページその他一般会計からの繰入金に伴い財源組替えを行っております。

説明は以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

しばらく休憩します。

午前11時58分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

上間堅治議員から午後の会議を欠席する旨の届出が出ております。

午前に引き続き再開します。

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、議案第24号 令和5年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につい

て御提案申し上げます。

議案第 24 号

令和 5 年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について

令和 5 年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和 6 年 3 月 7 日 提出
北中城村長 比 嘉 孝 則

令和 5 年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7 2 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 4 6 , 3 4 4 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		204,353	△1,908	202,445
	1 後期高齢者医療保険料	204,353	△1,908	202,445
2 使用料及び手数料		2	48	50
	1 手 数 料	2	48	50
5 繰 入 金		38,858	2,556	41,414
	1 一 般 会 計 繰 入 金	38,858	2,556	41,414
7 諸 収 入		626	25	651
	1 延滞金、加算金及び過料	2	25	27
歳 入 合 計		245,623	721	246,344

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		240,152	721	240,873
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	240,152	721	240,873
歳 出 合 計		245,623	721	246,344

詳細については、担当課長から御説明申し上げます。

○議長（比嘉義彦）

健康保険課長。

○健康保険課長（玉栄 治）

それでは議案第24号 令和5年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

5ページをお願いします。

1款1項1目後期高齢者医療保険料190万8,000円の減につきましては、1月末の調定額からの見込みを計上しております。

続きまして同ページの5款1項2目保険基盤安定繰入金255万6,000円の増につきましては、

均等割額負担軽減に係る7割軽減者数の増によるものとなっております。

6ページをお願いします。

歳出、2款1項1目の後期高齢者医療広域連合納付金72万1,000円につきましては、歳入の特別徴収保険料の減額分と保険基盤安定繰入金の増分を相殺して広域連合に納付するものとなっております。

説明は以上です。

○村長（比嘉孝則）

続きまして、議案第25号 令和5年度北中城村水道事業会計補正予算（第6号）について御提案申し上げます。

議案第25号

令和5年度北中城村水道事業会計補正予算（第6号）について

令和5年度北中城村水道事業会計補正予算（第6号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和6年3月7日 提出
北中城村長 比嘉孝則

令和5年度北中城村水道事業会計補正予算（第6号）

第1条 令和5年度北中城村水道事業会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度北中城村水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
<u>収 入</u>			
第1款 水道事業収益	589,497千円	0千円	589,497千円
第1項 営業収益	537,763千円	0千円	537,763千円
第2項 営業外収益	51,732千円	0千円	51,732千円
第3項 特別利益	2千円	0千円	2千円
<u>支 出</u>			
第1款 水道事業費用	558,612千円	309千円	558,921千円
第1項 営業費用	556,424千円	309千円	556,733千円
第2項 営業外費用	1,186千円	0千円	1,186千円
第3項 特別損失	2千円	0千円	2千円
第4項 予備費	1,000千円	0千円	1,000千円

詳細につきましては、担当課長より御説明申し上げます。

○議長（比嘉義彦）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

それでは議案第25号 令和5年度北中城村水道事業会計補正予算（第6号）について御説明いたします。

2ページをお開きください。

収益的収入及び支出について、支出、1款水道事業費用、1項営業費用30万9,000円の増となっております。内訳としまして4目減価償却

費30万9,000円の増で、内容としまして1節有形固定資産減価償却費で30万9,000円の増額が見込まれるためであります。

これについては、主な要因としまして県道改良工事等に伴う配水管の布設替えによるものであります。

以上です。

○村長（比嘉孝則）

続きまして、議案第26号 令和5年度北中城村下水道事業会計補正予算（第5号）について御提案申し上げます。

議案第26号

令和5年度北中城村下水道事業会計補正予算（第5号）について

令和5年度北中城村下水道事業会計補正予算（第5号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和6年3月7日 提出

令和5年度北中城村下水道事業会計補正予算（第5号）

第1条 令和5年度北中城村下水道事業会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度北中城村下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
<u>収 入</u>			
第1款 下水道事業収益	373,099千円	△775千円	372,324千円
第1項 営業収益	122,907千円	0千円	122,907千円
第2項 営業外収益	250,191千円	△775千円	249,416千円
第3項 特別利益	1千円	0千円	1千円
<u>支 出</u>			
第1款 下水道事業費用	354,377千円	0千円	354,377千円
第1項 営業費用	328,033千円	0千円	328,033千円
第2項 営業外費用	25,342千円	0千円	25,342千円
第3項 特別損失	2千円	0千円	2千円
第4項 予備費	1,000千円	0千円	1,000千円

第3条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「61,869千円」を「85,415千円」に、過年度分損益勘定留保資金「4,327千円」を「27,873千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
<u>収 入</u>			
第1款 資本的収入	486,040千円	△62,388千円	423,652千円
第1項 企業債	203,400千円	△41,500千円	161,900千円
第2項 他会計補助金	110,300千円	0千円	110,300千円
第3項 国庫補助金	150,000千円	△21,663千円	128,337千円
第4項 県補助金	22,340千円	775千円	23,115千円
<u>支 出</u>			
第1款 資本的支出	547,909千円	△38,842千円	509,067千円
第1項 建設改良費	421,858千円	△38,842千円	383,016千円
第2項 企業債償還金	125,051千円	0千円	125,051千円
第3項 予備費	1,000千円	0千円	1,000千円

詳細については、担当課長のほうから御説明申し上げます。

○議長（比嘉義彦）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

それでは議案第26号 令和5年度北中城村下水道事業会計補正予算（第5号）について御説明いたします。

2ページをお開きください。

収益的収入及び支出について、収入、1款下水道事業収益、2項営業外収益77万5,000円の減で、内訳としまして3目県補助金77万5,000円の減は、下水道接続補助に係る県補助金分（沖縄振興公共投資交付金）の実績によるものであります。

3ページをお開きください。

資本的収入及び支出について、収入、1款資本的収入6,238万8,000円の減としております。内訳としまして1項企業債が4,150万円の減で、建設改良費の実績によるものであります。

3項国庫補助金2,166万3,000円の減で、同じく建設改良費の実績によるものであります。

4項県補助金77万5,000円の増で、予算3条

収益的収入の下水道接続補助に係る県補助金減額分を公共下水道和仁屋污水枝線工事（第12工区）に充当しております。

支出、第1款資本的支出、第1項建設改良費が3,884万2,000円の減となっております。内訳としまして1目管渠建設改良費3,700万円の減で、内容としまして8節委託料が700万円の減で、入札執行残となっております。

13節工事費が3,000万円の減となっております。これにつきましては、主な要因としまして公共下水道屋宜原污水枝線工事及び島袋污水枝線工事の2件が入札不調になったため、改めて工事範囲を定めて新年度発注する予定で減額としております。

2目流域下水道建設費負担金が184万2,000円の減で、県の施設である中城湾流域（具志川処理区）と中部流域（伊佐浜処理区）の建設費実績によるものであります。

以上です。

○村長（比嘉孝則）

では、続きまして議案第27号 令和6年度北中城村一般会計予算について御提案申し上げます。

議案第27号

令和6年度北中城村一般会計予算について

みだしのことについて、地方自治法第211条第1項の規定により議会の議決を求めます。

令和6年3月7日 提出
北中城村長 比嘉孝則

令和6年度北中城村一般会計予算

令和6年度北中城村の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,922,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 村 税		2,622,155
	1 村 民 税	941,063
	2 固 定 資 産 税	1,516,647
	3 軽 自 動 車 税	62,909
	4 村 た ば こ 税	101,536
2 地 方 譲 与 税		39,514

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
	1 地方揮発油譲与税	9,348
	2 自動車重量譲与税	27,914
	5 森林環境譲与税	2,252
3 利子割交付金		414
	1 利子割交付金	414
4 配当割交付金		5,267
	1 配当割交付金	5,267
5 株式等譲渡所得割交付金		5,869
	1 株式等譲渡所得割交付金	5,869
6 法人事業税交付金		35,053
	1 法人事業税交付金	35,053
7 地方消費税交付金		405,567
	1 地方消費税交付金	405,567
8 ゴルフ場利用税交付金		7,067
	1 ゴルフ場利用税交付金	7,067
9 環境性能割交付金		4,886
	1 環境性能割交付金	4,886
10 国有提供施設等所在市町村助成交付金		76,000
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	76,000
11 施設等所在市町村調整交付金		243,000
	1 施設等所在市町村調整交付金	243,000
12 地方特例交付金		62,925
	1 地方特例交付金	62,925
13 地方交付税		1,567,000
	1 地方交付税	1,567,000
14 交通安全対策特別交付金		2,715
	1 交通安全対策特別交付金	2,715
15 分担金及び負担金		86,712
	1 負担金	86,712
16 使用料及び手数料		63,623
	1 使用料	32,650
	2 手数料	30,973
17 国庫支出金		1,549,518
	1 国庫負担金	1,065,697
	2 国庫補助金	339,692

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
	3 委託金	144,129
18 県支出金		1,021,180
	1 県負担金	508,182
	2 県補助金	465,851
	3 委託金	47,147
19 財産収入		49,801
	1 財産運用収入	49,799
	2 財産売却収入	2
20 寄附金		202,501
	1 寄附金	202,501
21 繰入金		626,269
	1 特別会計繰入金	1
	2 基金繰入金	626,268
22 繰越金		20,000
	1 繰越金	20,000
23 諸収入		102,565
	1 延滞金、加算金及び過料	1,600
	2 村預金利子	1
	3 雑収入	100,964
24 村債		122,399
	1 村債	122,399
歳入	合計	8,922,000

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		99,977
	1 議会費	99,977
2 総務費		1,478,648
	1 総務管理費	1,271,985
	2 徴税費	128,532
	3 戸籍住民基本台帳費	59,414
	4 選挙費	16,777
	5 統計調査費	552
	6 監査委員費	1,388
3 民生費		3,492,416

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
	1 社会福祉費	1,697,930
	2 児童福祉費	1,794,486
4 衛生費	1 保健衛生費	928,448
	2 清掃費	555,370
5 農林水産業費	1 農業費	373,078
	2 林業費	133,872
	3 水産業費	125,988
6 商工費	1 農業費	4,734
	2 林業費	3,150
7 土木費	1 商工費	154,271
	1 土木管理費	154,271
	2 道路橋梁費	591,975
	3 都市計画費	54,400
8 消防費	1 道路橋梁費	195,472
	1 消防費	342,103
9 教育費	1 消防費	284,402
	1 教育総務費	284,402
	2 小学校費	1,303,308
	3 中学校費	105,501
	4 幼稚園費	365,895
	5 社会教育費	99,548
	6 保健体育費	79,177
10 災害復旧費	1 社会教育費	415,032
	1 保健体育費	238,155
	1 農林水産業施設災害復旧費	2
11 公債費	2 公共土木施設災害復旧費	1
	1 公債費	1
12 諸支出金	1 公債費	434,733
	1 普通財産取得費	434,733
13 予備費	1 普通財産取得費	1
	1 予備費	19,947
歳 出	合 計	8,922,000

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
北中城村立学校通学バス購入事業	令和6年度 ～ 令和7年度	22,000
あやかりの杜指定管理委託料	令和7年度 ～ 令和10年度	240,000
新一般廃棄物処理施設整備事業	令和6年度 ～ 令和10年度	826,512
新一般廃棄物処理施設運営事業	令和6年度 ～ 令和30年度	3,150,040

第3表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共事業等債 (北中城小学校地区交通安全対策工事)	2,500	(借入方法) 証書借入または 地方証券発行の方法による。	5%以内(ただし、利率見直し方式で借入れる財政融資資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	30年以内の償還、 その他借入先の融資条件による。ただし、村財政の都合により繰上償還または低利債に借換えすることができ。
防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債 (北中城村村道整備事業)	24,100	(借入先) 財政融資資金、 地方公共団体金融機構資金、その他		
防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債 (北中城村橋梁長寿命化修繕事業)	2,600			
一般事業債 (しまぶく学童増築事業)	20,900			
学校教育施設等整備事業債 (島袋小学校トイレ改修工事)	46,400			
臨時財政対策債	25,899			
計	122,399			

詳細については、副村長が御説明申し上げます。

副村長。

○議長(比嘉義彦)

○副村長(大田 繁)

それでは私より、議案第27号について御説明

申し上げます。

令和6年度一般会計予算書、グレーの冊子でございますけれども、その冊子の後ろのほうに添付してあります一般会計予算に関する説明資料をお開きください。

では、説明資料の1ページをお願いいたします。

令和6年度一般会計予算の概要でございます。

令和6年度一般会計の歳入歳出予算の総額は、89億2,200万円で、対前年度比較3億2,200万円の増となっております。

増の主な要因といたしましては、歳入におきまして、地方特例交付金約0.5億円、地方交付税約1.6億円、予算不足を補うための財政調整基金を含めた繰入金が0.6億円の増となっております。そして村税につきましては、定額減税の影響で微増に留まり約0.2億円の増となっております。歳出におきましては、民生費が特定教育・保育施設運営負担金や障害福祉サービス費等の増により約3.7億円増となっております。土木費におきましては、若松公園テニスコート改修工事等の影響によりまして0.5億円の増となりました。

同じページでございます、下の当初予算規模の推移を表しています棒グラフを御覧ください。まず青色の棒グラフでございます。当初予算額を示しております。その推移を見てみますと、令和元年度から役場第一庁舎改築事業や公営墓地整備事業、安谷屋第2地区かんがい施設整備事業、島袋小学校増築事業等の影響で、予算規模が増加傾向となっております。過去5年平均で約85億円の予算規模となっております。

続きまして歳入でございます。歳入の村税につきましてはオレンジ色の棒グラフであります。アワセ土地区画整理区域内の開発等によりまして、令和3年度までは増加傾向にありましたが、令和4年度におきまして新型コロナウイルス感染症が及ぼす経済状況悪化によりまして、一時

税収の落ち込みがありました。令和5年度以降は持ち直しの傾向にはありますが、令和6年度は定額減税の影響もありまして微増となっております。

続きまして2ページ目の歳入歳出の状況、それから3ページに続きます地方債・基金の状況については、そのあとのページにある別紙1から別紙4の内容となっておりますので、別紙1から4を後で説明を申し上げます。

それでは資料の別紙1、款別予算一覧表について御説明いたします。

4ページをお願いします。

表の左側、1款から24款まで歳入の構成を示しておりますけれども、構成率の上位項目、1款村税が約26億2,000万円（構成率29.4%）、13款地方交付税が約15億7,000万円（構成率17.6%）、17款国庫支出金が約15億5,000万円（構成率17.4%）、18款県支出金が約10億2,000万円（構成率11.4%）とほぼ前年度同様の項目となっております。

構成比率が大きい項目について対前年度で比較いたしますと、1款村税が固定資産税の増収見込みで約2,000万円（0.7%）の増、13款地方交付税は基準財政需要額の増の影響で約1億6,000万円（11.1%）の増、17款国庫支出金は子供のための教育・保育給付費及び障害者自立支援福祉サービス費の影響により約4,000万円（2.6%）の増となっております。18款県支出金も国庫支出金と同様に民生費に係る県支出金が増となっております。沖縄振興特別推進交付金も前年度に比べまして約2,000万円増えて、県支出金全体で約3,000万円（3.0%）の増となっております。24款村債については昨年度に引き続き臨時財政対策債が発行抑制により減となっております。また、北中城小学校トイレ改修工事の完了によりまして、全体として約2,000万円（14.0%）の減となっております。

次に右側の表の歳出項目、1款から13款まで

を目的別の構成率で見ますと、3款民生費が約34億9,000万円（39.1%）を占めておりまして最も大きく、次いで2款総務費が約14億8,000万円（16.6%）、9款教育費が約13億円（14.6%）、4款衛生費が約9億3,000万円（10.4%）の順となっております。なお、構成率が最も大きい民生費は直近の10年間で約15億円以上予算が増加しておりまして、予算額及び構成率共に過去最高の数値となっております。

対前年度で増減額が大きい項目では、3款民生費が児童福祉費及び障害福祉費の増の影響で約3億7,000万円（11.7%）の増となっております。一方、4款衛生費は新型コロナウイルス感染症対策費（ワクチン接種関連）の皆減の影響によりまして約3,000万円（3.4%）の減、教育費は北中城小学校トイレ改修工事の完了の影響によりまして約3,000万円（2.4%）の減となっております。

次に5ページ、別紙2であります。

歳出性質別内訳について御説明いたします。

義務的経費（人件費、扶助費、公債費）でありますけれども、約41億5,000万円となっております。対前年度で約1億8,000万円（4.4%）の増となっております。人件費の主な増加要因は会計年度任用職員の職員手当のうち、新たに勤勉手当支給の影響により約6,000万円（3.8%）増となっております。扶助費の主な増加要因は、障害福祉サービス費等の増の影響で約1億2,000万円（5.9%）の増となっております。公債費については前年度並みとなっております。

投資的経費でありますけれども、投資的経費は約3億9,000万円となっております。対前年度で約3,000万円（8.1%）の減となっております。減となった主な要因は、北中城小学校トイレ改修工事、北中城小学校擁壁整備工事完了の影響によるものであります。

その他の経費約43億8,000万円は、対前年度で約1億8,000万円（4.3%）の増となっております。

そのうち補助費等は各一部事務組合負担金や学校給食費補助を2分の1から4分の3に引き上げたことによる影響で約1億4,000万円（12.7%）の増となっております。また、積立金は公共施設整備基金積立金や特定防衛施設周辺整備調整交付金を活用しました村内公園整備改修及び整備工事積立金を多く積み立てたことにより約3,000万円（9.2%）の増となっております。

次に別紙3、地方債の見込みに関する調書について御説明いたします。

6ページでございます。

地方債（村の借金）の令和5年度末現在高見込額は約46億2,000万円であります。令和6年度の起債見込額（新たな借入）は約1億2,000万円、元金償還（借金の返済）見込額は約4億2,000万円となっております。令和6年度は償還額（返済）が起債額（借入）を上回る見込みで、令和6年度末現在高は約2億9,000万円減少しまして約43億2,000万円となる見込みであります。

次に別紙4、7ページです。

基金の状況について御説明いたします。

令和5年度末基金残高見込額は約17億8,000万円です。主な内訳は、財政調整基金が約3億7,000万円、減債基金が約1億6,000万円、目的基金が約12億6,000万円です。令和6年度当初予算においては、財政調整基金約2億7,000万円の取崩しを行っておりまして、当初予算時の残高は約1億1,000万円で過去最低の額となっております。同基金は、年度内の財政運営で村税等の歳入増に合わせて戻入れを行う予定であります。過去10年間の財政調整基金残高の推移と令和6年度の基金充当予定の事業は右側にあります表のとおりとなっております。

次に令和6年度の主な事業について、資料令和6年度各課の主な事業を添付しております。8ページから10ページまでとなっております。

一覧表に記載された事業につきましては、村総合計画や3か年実施計画及び各課の個別計画のうち令和6年度事業分を記載しております。青色書きは令和6年度からの新規事業となっておりますので御一読ください。

私からは以上でございます。

○村長（比嘉孝則）

では、議案第28号 令和6年度北中城村国民健康保険特別会計予算についてを御提案申し上げます。

議案第28号

令和6年度北中城村国民健康保険特別会計予算について

みだしのことについて、地方自治法第211条第1項の規定により議会の議決を求めます。

令和6年3月7日 提出
北中城村長 比嘉孝則

令和6年度北中城村国民健康保険特別会計予算

令和6年度北中城村国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,244,052千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

（2）保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		372,669
	1 国民健康保険税	372,669
4 使用料及び手数料		160
	1 手数料	160
6 県支出金		1,476,370
	1 県負担金・補助金	1,476,369
	2 財政安定化基金支出金	1
8 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
10 繰入金		289,391
	1 他会計繰入金	289,390
	2 基金繰入金	1
11 繰越金		1
	1 繰越金	1
12 諸収入		105,459
	1 延滞金、加算金及び過料	3
	2 預金利子	1
	4 雑収入	105,455
13 市町村債		1
	1 財政安定化基金貸付金	1
歳入	合計	2,244,052

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		75,762
	1 総務管理費	59,565
	2 徴税費	15,849
	3 運営協議会費	128
	4 趣旨普及費	220
2 保険給付費		1,408,174
	1 療養諸費	1,197,474
	2 高額療養費	189,500
	3 移送費	100
	4 出産育児一時金	20,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
	5 葬 祭 費	800
	6 傷 病 手 当 金	300
3 国民健康保険事業費納付金		688,423
	1 医 療 給 付 費 分	469,075
	2 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	161,537
	3 介 護 納 付 金 分	57,811
4 共 同 事 業 抛 出 金		1
	1 共 同 事 業 抛 出 金	1
6 保 健 事 業 費		58,683
	1 保 健 事 業 費	58,683
7 基 金 積 立 金		1
	1 基 金 積 立 金	1
8 公 債 費		2
	1 公 債 費	1
	3 財 政 安 定 化 基 金 償 還 金	1
9 諸 支 出 金		3,006
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	3,006
10 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出 合 計		2,244,052

詳細については、所管課長のほうから御説明申し上げます。

○議長（比嘉義彦）

健康保険課長。

○健康保険課長（玉栄 治）

それでは議案第28号 令和6年度北中城村国民健康保険特別会計予算について御説明いたします。

6ページをお願いします

歳入、1款1項1目一般被保険者国民健康保険税3億7,266万1,000円、前年度比7%の減につきましては、令和5年度の調定額から見込額を計上しております。

7ページをお願いします。

6款県支出金、1項1目保険給付費等交付金14億7,636万9,000円、前年度比2.1%の増につきましては、主に医療費から試算を行う普通交付金の増によるものです。

8ページをお願いします。

10款1項1目一般会計繰入金2億8,939万円、前年度比8.2%の増につきましては、8節その他一般会計繰入金を前年度と比較して2,000万円増額計上したことによるものです。

続きまして14ページをお願いします。

歳出、1款1項2目国民健康保険団体連合会負担金330万7,000円、前年度比22.4%増につきましては、国民健康保険基盤システム運用管理負担金59万7,000円が新たに追加となったため

でございます。

続きまして18ページをお願いします。

2款1項1目一般被保険者療養給付金11億8,400万円、前年度比2.8%の増につきましては、医療費給付の実績を勘案し計上してございます。

19ページをお願いします。

2款2項1目一般被保険者高額療養費1億8,900万円、前年度比1.7%の減につきましては、令和5年度の実績に基づき予算計上をしてございます。

21ページをお願いします。

2款4項1目出産育児一時金2,000万円、前年度比20%減につきましても、令和5年度の実績に基づき予算計上しております。

24ページをお願いします。

3款国民健康保険事業納付金、1項医療給付費分、また25ページ、26ページの後期高齢者支援金等分と介護納付金分につきましては、県に収める納付金となっており、県の試算に基づき予算計上を行っております。

説明は以上になりますが、予算書の裏についている別添の令和6年度国民健康保険特別会計に関する資料も御参照ください。

以上です。

○村長（比嘉孝則）

では続きまして、議案第29号 令和6年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算について御提案申し上げます。

議案第29号

令和6年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算について

みだしのことについて、地方自治法第211条第1項の規定により議会の議決を求めます。

令和6年3月7日 提出

北中城村長 比嘉孝則

令和6年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算

令和6年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ298,070千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		255,879
	1 後期高齢者医療保険料	255,879
2 使用料及び手数料		40
	1 手 数 料	40
5 繰 入 金		41,456
	1 一 般 会 計 繰 入 金	41,456
6 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
7 諸 収 入		694
	1 延滞金、加算金及び過料	10
	2 償還金及び還付加算金	621
	5 雑 入	63
歳 入	合 計	298,070

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総 務 費		3,379
	1 総 務 管 理 費	1,306
	2 徴 収 費	2,073
2 後期高齢者医療広域連合納付金		293,969
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	293,969
3 諸 支 出 金		622
	1 償還金及び還付加算金	621
	2 繰 出 金	1
4 予 備 費		100
	1 予 備 費	100
歳 出	合 計	298,070

詳細については、所管課長のほうから御説明申し上げます。

○議長（比嘉義彦）

健康保険課長。

○健康保険課長（玉栄 治）

それでは議案第29号 令和6年度北中城村後

期高齢者医療特別会計予算について御説明いたします。

5ページをお願いします。

1款1項後期高齢者医療保険料につきましては、後期高齢者医療広域連合が算出した資料に基づき計上しております。1目特別徴収保険料

は9,851万4,000円、前年度比19.2%の増、2目普通徴収保険料は1億5,736万5,000円、前年度比30.8%の増となっております。

5款繰入金、1項一般会計繰入金、2目保険基盤安定繰入金は3,807万7,000円、前年度比7.7%増となっております。こちらも広域連合が算出したものを計上しております。

続きまして10ページをお願いします。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金2億9,396万9,000円、前年度比23.3%の増とな

っており、こちらは被保険者数の増加及び所得の伸び率に伴うものとなっております。

また、予算書の後ろのほうについている別添、令和6年度後期高齢者医療特別会計に関する資料も御参照ください。

説明は以上です。

○村長（比嘉孝則）

では、議案第30号 令和6年度北中城村水道事業会計予算について御提案申し上げます。

議案第30号

令和6年度北中城村水道事業会計予算について

地方公営企業法第24条第2項の規定により、令和6年度北中城村水道事業会計予算を提出し、議会の議決を求めます。

令和6年3月7日 提出
北中城村長 比嘉孝則

令和6年度北中城村水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度北中城村水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1	給水戸数	7,815	戸
2	年間総給水量	2,520,800	m ³
3	一日平均給水量	6,907	m ³
4	主要な建設改良事業		
	・補助事業		
	・喜舎場ポンプ場機械設備及び弁配管設備改良工事		
	・単独事業		

・北中城村内配水管改良工事

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款	水道事業収益	572,669	千円
第1項	営業収益	540,829	千円
第2項	営業外収益	31,838	千円
第3項	特別利益	2	千円

支 出

第1款	水道事業費用	568,944	千円
第1項	営業費用	566,869	千円
第2項	営業外費用	1,073	千円
第3項	特別損失	2	千円
第4項	予備費	1,000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額104,691千円は、過年度分損益勘定留保資金90,376千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額7,655千円及び減債積立金6,660千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	資本的収入	38,604	千円
第1項	企業債	1	千円
第2項	出資金	1	千円
第3項	他会計からの長期借入金	1	千円
第4項	固定資産売却代金	1	千円
第5項	国庫補助金	36,000	千円
第6項	工事負担金	2,600	千円

支 出

第1款	資本的支出	143,295	千円
第1項	建設改良費	135,634	千円
第2項	企業債償還金	6,660	千円
第3項	国庫補助金返還金	1	千円
第4項	予備費	1,000	千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用、営業外費用及び特別損失との間
- (2) 建設改良費、企業債償還金及び国庫補助金返還金との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 54,101千円
- (2) 交際費 20千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、3,300千円と定める。

詳細については、担当課長のほうから御説明申し上げます。

○議長（比嘉義彦）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

それでは、議案第30号 令和6年度北中城村水道事業会計予算について御説明いたします。

1 ページをお開きください。

第2条、業務の予定量としては、現時点での実績を踏まえて、1、給水戸数7,815戸（前年度比3戸、約0.04%増）。2、年間総給水量252万800立方メートル（前年度比4万7,300立方メートル、約1.8%減）。3、一日平均給水量6,907立方メートル（前年度比129立方メートル、約1.8%減）を見込んでおります。4、主な建設改良事業として、補助事業による喜舎場ポンプ場機械設備及び弁配管設備改良工事と村単独事業による北中城村内配水管改良工事を予定しております。

第3条、収益的収入及び支出の予定額として、収入、第1款水道事業収益の総額は5億7,266万9,000円（前年度比417万2,000円、約0.7%増）で、内訳としまして、第1項営業収益が5億

4,082万9,000円（前年度比306万6,000円、約0.6%増）。第2項営業外収益が3,183万8,000円（前年度比110万6,000円、約3.6%増）、第3項の特別利益は費目存置です。

続いて支出、第1款水道事業費用の総額は5億6,894万4,000円（前年度比2,378万円、約4.4%増）で、内訳として第1項営業費用が5億6,686万9,000円（前年度比2,388万8,000円、約4.4%増）。第2項営業外費用が107万3,000円（前年度比10万8,000円、約8.2%減）。第3項の特別損失は費目存置です。第4項予備費として100万円、前年度同額を計上しております。

2 ページをお開きください。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億469万1,000円は、過年度分損益勘定留保資金9,037万6,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額765万5,000円及び減債積立金666万円で補填するものとする。）。

収入、第1款資本的収入の総額は3,860万4,000円（前年度比3,265万円、約548%増）となっており、主な収入財源としては、第5項国

庫補助金3,600万円で、これについては喜舎場ポンプ場機械設備及び弁配管設備改良工事に係るものであります。第6項工事負担金260万円（前年度費約186%増）となっております。

続いて支出、第1款資本的支出の総額は1億4,329万5,000円（前年度比5,180万2,000円、約56.6%増）で、内訳として第1項建設改良費が1億3,563万4,000円（前年度比5,169万3,000円、約61.6%増）。第2項企業債償還金が666万円（前年度比10万9,000円、約1.7%増）。第3項の国庫補助金返還金は費目存置です。第4項予備費は前年度同様に100万円を計上しております。

第5条、一時借入金の限度額は、5,000万円と定める。

第6条、予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。（1）営

業費用、営業外費用及び特別損失との間。（2）建設改良費、企業債償還金及び国庫補助金返還金との間。

3ページをお開きください。

第7条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費といたしまして、（1）職員給与費5,410万1,000円、（2）交際費2万円です。

第8条、たな卸資産の購入限度額は、330万円と定める。

なお、4ページ以降に予算に関する説明書を添付してございますので、お目通し願います。

以上です。

○村長（比嘉孝則）

では、議案第31号 令和6年度北中城村下水道事業会計予算について御提案申し上げます。

議案第31号

令和6年度北中城村下水道事業会計予算について

地方公営企業法第24条第2項の規定により、令和6年度北中城村下水道事業会計予算を提出し、議会の議決を求めます。

令和6年3月7日 提出

北中城村長 比嘉孝則

令和6年度北中城村下水道事業会計予算

（総則）

第1条 令和6年度北中城村下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1	排水戸数	2, 9 5 0	戸
2	年間総排水量	1, 4 5 0, 0 0 0	m ³
3	一日平均排水量	3, 9 7 3	m ³
4	主要な建設改良事業		
	・補助事業		
	・北中城村内汚水枝線工事		
	・5号調整池整備事業		

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款	下水道事業収益	378, 222	千円
第1項	営業収益	130, 067	千円
第2項	営業外収益	248, 154	千円
第3項	特別利益	1	千円

支 出

第1款	下水道事業費用	366, 235	千円
第1項	営業費用	340, 715	千円
第2項	営業外費用	24, 518	千円
第3項	特別損失	2	千円
第4項	予備費	1, 000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入が資本的支出に対し不足する額71, 732千円は、過年度分損益勘定留保資金18, 881千円当年度分損益勘定留保資金19, 763千円、当年度利益剰余金処分量15, 504千円、過年度未処分利益剰余金17, 584千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	資本的収入	506, 620	千円
第1項	企業債	200, 000	千円
第2項	他会計補助金	110, 300	千円
第3項	国庫補助金	150, 000	千円
第4項	県補助金	46, 320	千円

支 出

第1款	資本的支出	578, 352	千円
第1項	建設改良費	459, 243	千円
第2項	企業債償還金	118, 109	千円
第3項	予備費	1, 000	千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 190,000	(借入方法) 証書借入又は地方証券発行	5%以内	40年以内の償還、その他借入先の融資条件による。ただし、村財政の都合により繰上償還又は低利債に借替えることができる。
流域下水道事業	25,000	(借入先) 財政融資資金、機構資金、その他		

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用、営業外費用及び特別損失との間
- (2) 建設改良費、企業債償還金との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 27,935千円

(他会計からの補助金)

第9条 下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、187,934千円と定める。

その他詳細については、担当課長のほうから御説明申し上げます。

○議長(比嘉義彦)

上下水道課長。

○上下水道課長(伊佐秀樹)

それでは、議案第31号 令和6年度北中城村下水道事業会計予算について御説明いたします。

1ページをお開きください。

第2条、業務の予定量としては、現時点での実績を踏まえまして、1、排水戸数2,950戸(前年度比150戸、約5.4%増)。2、年間総排水量145万立方メートル(前年度比2万5,480立方メートル、約1.8%増)。3、一日平均排水量3,973立方メートル(前年度比70立方メートル、約1.8%増)を見込んでおります。4、主な建設改良事業として、補助事業による北中城

村内汚水枝線工事及び5号調整池整備事業を予定しております。

第3条、収益的収入及び支出の予定額とて、収入、第1款下水道事業収益の総額は3億7,822万2,000円（前年度比512万3,000円、約1.4%増）で、内訳として第1項営業収益が1億3,006万7,000円（前年度比716万円、約5.8%増）。第2項営業外収益が2億4,815万4,000円（前年度比203万7,000円、約0.8%減）。第3項の特別利益は費目存置です。

続いて支出、第1款下水道事業費用の総額は3億6,623万5,000円（前年度比1,053万7,000円、約3%増）で、内訳として第1項営業費用が3億4,071万5,000円（前年度比1,136万1,000円、約3.4%増）。第2項営業外費用が2,451万8,000円（前年度比82万4,000円、約3.3%減）。第3項の特別損失は費目存置です。第4項予備費として前年度同様に100万円を計上しております。

2ページをお開きください。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。（資本的収入が資本的支出に対し不足する額7,173万2,000円は、過年度分損益勘定留保資金1,888万1,000円、当年度分損益勘定留保資金1,976万3,000円、当年度利益剰余金処分量1,550万4,000円、過年度未処分利益剰余金1,758万4,000円で補填するものとする。）。

収入、第1款資本的収入の総額は5億662万円（前年度比2,058万円、約4.2%増）で、内訳としまして第1項企業債が2億円（前年度比340万円、約1.7%減）。第2項他会計補助金が1億1,030万円（前年度比同額）。第3項国庫補助金が1億5,000万円（前年度比同額で、地方創生汚水処理施設整備推進交付金によるものであります）。第4項県補助金4,632万円（前年度比2,398万円、約107%増）。内訳としまして沖縄振興公共投資交付金及び5号調整池整備

に係る社会資本整備総合交付金によるものであります。

続いて支出、第1款資本的支出の総額は5億7,835万2,000円（前年度比3,010万3,000円、約5.5%増）で、内訳として第1項建設改良費が4億5,924万3,000円（前年度比3,704万5,000円、約8.8%増）。第2項企業債償還金が1億1,810万9,000円（前年度比694万2,000円、約5.6%減）。第3項の予備費は前年度同様に100万円を計上しております。

第5条、企業債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法につきまして、公共下水道事業として限度額1億9,000万円、流域下水道事業として限度額2,500万円、その他起債の方法、利率、償還の方法は、表中に示すとおりであります。

続いて、3ページをお開きください。

第6条、一時借入金の限度額は、3億円と定める。

第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）営業費用、営業外費用及び特別損失との間。（2）建設改良費、企業債償還金との間。

第8条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費といたしまして、（1）職員給与費2,793万5,000円です。

第9条、他会計からの補助金として、下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1億8,793万4,000円と定める。

なお、4ページ以降に予算に関する説明資料を添付してございますのでお目通し願います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

以上で村長の説明を終わります。

日程第29. 同意第1号 北中城村教育長の任命について

○議長（比嘉義彦）

日程第29. 同意第1号 北中城村教育長の任命についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（比嘉孝則）

同意第1号 北中城村教育長の任命について。

同意第1号

北中城村教育長の任命について

北中城村教育長に下記の者を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

記

住 所 中城村
氏 名 徳村永盛
生年月日 昭和32年生

令和6年3月7日 提出
北中城村長 比嘉孝則

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、令和6年4月1日付けで教育長を任命するため。

徳村氏の略歴書等については別添にございますので、お目通しのほうお願いいたします。

○議長（比嘉義彦）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略する

ことにしたいと思えます。御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第1号 北中城村教育長の任命についてを採決します。

お諮りします。本案は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

異議なしと認めます。同意第1号 北中城村教育長の任命については同意することに決定されました。

日程第30. 同意第2号 北中城村教育委員会委員の任命について

○議長(比嘉義彦)

日程第30. 同意第2号 北中城村教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(比嘉孝則)

同意第2号 北中城村教育委員会委員の任命について。

同意第2号

北中城村教育委員会委員の任命について

北中城村教育委員会委員に下記の者を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求める。

記

住 所 北中城村字島袋
氏 名 翁長麻紀子
生年月日 昭和49年生

令和6年3月7日 提出
北中城村長 比嘉孝則

提案理由

北中城村教育委員 知念 絹代氏の任期満了に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、令和6年4月1日付けで教育委員を任命するため。

翁長氏の略歴書等については別添にございますので、お目通しのほうお願いいたします。

以上でございます。

○議長(比嘉義彦)

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第2号 北中城村教育委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本案は同意することに御異議

ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

異議なしと認めます。同意第2号 北中城村教育委員会委員の任命については同意することに決定されました。

日程第31. 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長(比嘉義彦)

日程第31. 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長(比嘉孝則)

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について。

諮問第1号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

記

住 所 北中城村字喜舎場
氏 名 安里 恵
生年月日 昭和36年生

令和6年3月7日 提出
北中城村長 比 嘉 孝 則

提案理由

人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により、議会の意見を聞いて

法務大臣に推薦したいため。

安里氏の略歴書等については別添にございます。お目通しのほうお願いいたします。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

す。

これから諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

お諮りします。本案は諮問のとおり答申したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については諮問されたとおり答申することに決定しました。

日程第32. 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（比嘉義彦）

日程第32. 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（比嘉孝則）

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について。

諮問第2号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

記

住 所 北中城村字熱田
氏 名 安里 進

生年月日 昭和25年生

令和6年3月7日 提出
北中城村長 比嘉孝則

提案理由

法務大臣に再推薦するため、議会に意見を求める必要があるため。

安里氏の略歴書等につきましては別添にございます。お目通しのほうお願いいたします。

○議長（比嘉義彦）

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

お諮りします。本案は諮問のとおり答申したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦については諮問されたとおり答申することに決定しました。

日程第33. 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（比嘉義彦）

日程第33. 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（比嘉孝則）

諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について。

諮問第3号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第1

39号) 第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

記

住 所 北中城村字大城
氏 名 山下 幸二
生年月日 昭和55年生

令和6年3月7日 提出
北中城村長 比 嘉 孝 則

提案理由

法務大臣に再推薦するため、議会に意見を求める必要があるため。

山下氏の略歴書等につきましては別添のとおりでございます。お目通しのほうお願いいたします。

○議長（比嘉義彦）

これより質疑を行います。質疑はありますか。

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

略歴書の一番下、人権擁護委員（2期、「目）」が抜けております。法務大臣に推薦するならちゃんとした資料がいいかなと思って。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

申し訳ありませんでした。

しっかりした資料で法務大臣に推薦したいと思えます。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

お諮りします。本案は諮問のとおり答申したいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦については諮問されたとおり答申することに決定しました。

日程第34. 報告第1号 令和6年度沖縄県
町村土地開発公社事業計画書の
報告について

○議長（比嘉義彦）

日程第34. 報告第1号 令和6年度沖縄県町
村土地開発公社事業計画書の報告についてを議

題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（比嘉孝則）

報告第1号 令和6年度沖縄県町村土地開発
公社事業計画書の報告について。

報告第1号

令和6年度沖縄県町村土地開発公社事業計画書の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、令和6年度沖縄県
町村土地開発公社事業計画書を別紙のとおり提出いたします。

令和6年3月7日 提出
北中城村長 比嘉孝則

別添、令和6年度の事業計画書が添付されて
ございまして、その4ページと5ページをお開
きいただきたいと思えます。

現在の北中城村の土地開発公社に債務保証に
入っている事業が2つございまして、1つは北
中城サウスプラザ地区用地の先行取得に係るも
のです。それからアワセゴルフ場跡地健康・ス
ポーツ交流施設用地、これも先行取得に係る用
地取得でございます。

まず、サウスプラザ地区の前年度までの状況
が1万2,171平米、そして金額といたしまして
4億3,789万円。そしてまた、アワセゴルフ場
跡地健康・スポーツ交流施設用地取得に関する
もので6,318平米、金額にして5億3,562万
6,000円になっております。

それから最終的に次年度に繰り越すものとし
て、償還金が生じますので44万4,000円と72万
3,000円、これが合わせて116万7,000円を利息

として公社のほうに元金として積み増しされる
わけでございます。そこで最終的に次年度に繰
り越す面積、金額といたしまして右端のほうを
御覧いただきたいと思えます。

まず、サウスプラザに係るものとして、1万
2,171平米、面積は変わりません。下の泡瀬ゴ
ルフ場跡地健康・スポーツ交流施設についても
6,318平米、面積は変わりません。ただ、金額
が変わります。残高が変わりますので残高とし
て4億3,833万4,000円、そしてスポーツ交流施
設用地に係るものとして5億3,634万9,000円、
合わせて9億7,468万3,000円が現在高として公
社に残っているわけでございます。これはいず
れ村が取得しなければならないものでございま
す。

以上で説明を終わります。

○議長（比嘉義彦）

これより質疑を行います。質疑はありませ

んか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で村長の報告を終わります。

日程第35. 報告第2号 専決処分事項の報告について（北中城小学校擁壁改修工事 第二回改定契約）

○議長（比嘉義彦）

日程第35. 報告第2号 専決処分事項の報告について（北中城小学校擁壁改修工事 第二回改定契約）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（比嘉孝則）

報告第2号 専決処分事項の報告について（北中城小学校擁壁改修工事 第二回改定契約）についてでございます。

報告第2号

専決処分事項の報告について
（北中城小学校擁壁改修工事 第二回改定契約）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和6年3月7日 提出
北中城村長 比嘉孝則

議会の議決を経た工事請負契約に関する専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により下記のとおり専決処分する。

令和6年2月6日
北中城村長 比嘉孝則

記

1 工 事 名：北中城小学校擁壁改修工事

2 原請負契約額：¥59,620,000－
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額：¥5,420,000－)

3 改訂契約額：¥61,435,000－
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額：¥5,585,000－)

原請負契約額を¥1,815,000円増額する。

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額：¥165,000－)

4 契約の相手方：北中城村字島袋602番地1
有限会社 向陽技建
代表取締役 糸満 俊也

改定契約の内容は契約書を添付しております。
そして工事の変更協議書を添付してございます。
2回目の変更が金額の変更でございまして、工期は変更ございません。お目通しのほうよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で村長の報告を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後 2時38分 散会

令和6年第4回北中城村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令 和 6 年 3 月 7 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	令和6年3月8日 午前10時00分			議 長	比 嘉 義 彦
	散 会	令和6年3月8日 午後0時15分			議 長	比 嘉 義 彦
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別
	1 番	川 上 龍 太	出	8 番	大 城 律 也	出
	2 番	屋 良 朝 春	出	9 番	上 間 堅 治	出
	3 番	比 嘉 悟	出	1 0 番	喜 屋 武 す ま 子	出
	4 番	比 嘉 正 志	出	1 1 番	比 嘉 義 弘	出
	5 番	平 安 山 和 美	出	1 2 番	名 幸 利 積	出
	6 番	喜 屋 武 功	出	1 3 番	山 田 晴 憲	出
	7 番	伊 集 守 吉	出	1 4 番	比 嘉 義 彦	出
会 議 録 署 名 議 員	3 番 議 員		比 嘉 悟			
	4 番 議 員		比 嘉 正 志			
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		仲 村 静 香			
地 方 自 治 法 第 121 条 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	村 長	比 嘉 孝 則	教 育 長	德 村 永 盛		
	副 村 長	大 田 繁	教 育 総 務 課 長	平 田 清 徳		
	総 務 課 長	喜 納 克 彦	生 涯 学 習 課 長	比 嘉 利 彦		
	企 画 振 興 課 長	仲 本 正 一	建 設 課 長	安 次 嶺 正 春		
	会 計 課 長	喜 屋 武 の り 子	農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	瀬 上 恒 星		
	住 民 生 活 課 長	楚 南 兼 二	健 康 保 険 課 長	玉 栄 治		
	税 務 課 長	玉 栄 幸 憲	学 校 教 育 指 導 主 事			
	上 下 水 道 課 長	伊 佐 秀 樹				
	福 祉 課 長	喜 納 啓 二				
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第2号

令和6年3月8日（金曜日）

1. 開議 午前10時

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1	議案第8号	北中城村課設置条例の一部を改正する条例について	質疑、委員会付託
2	議案第9号	北中城村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	〃
3	議案第10号	北中城村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	質疑、委員会付託 省略、討論、決定
4	議案第11号	北中城村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	〃
5	議案第12号	北中城村税条例の一部を改正する条例について	〃
6	議案第13号	アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例の一部を改正する条例について	〃
7	議案第14号	北中城村公営墓地条例の一部を改正する条例について	〃
8	議案第15号	北中城村老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	質疑、委員会付託
9	議案第16号	北中城村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について	質疑、委員会付託 省略、討論、決定
10	議案第17号	北中城村水道事業給水条例の一部を改正する条例について	〃
11	議案第18号	北中城村水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について	〃
12	議案第19号	北中城村地域活動支援センターの指定管理者の指定について	〃
13	議案第20号	北中城村老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について	質疑、委員会付託
14	議案第21号	村道北中城高校127号線道路護岸整備工事（R5）改定契約について	質疑、委員会付託 省略、討論、決定
15	議案第22号	令和5年度北中城村一般会計補正予算（第12号）について	〃

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
16	議案第23号	令和5年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第6号）について	質疑、委員会付託 省略、討論、決定
17	議案第24号	令和5年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について	〃
18	議案第25号	令和5年度北中城村水道事業会計補正予算（第6号）について	〃
19	議案第26号	令和5年度北中城村下水道事業会計補正予算（第5号）について	〃
20	議案第27号	令和6年度北中城村一般会計予算について	質疑、委員会付託
21	議案第28号	令和6年度北中城村国民健康保険特別会計予算について	〃
22	議案第29号	令和6年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算について	〃
23	議案第30号	令和6年度北中城村水道事業会計予算について	〃
24	議案第31号	令和6年度北中城村下水道事業会計予算について	〃

○議長（比嘉義彦）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

日程第1．議案第8号 北中城村課設置条例
の一部を改正する条例について

○議長（比嘉義彦）

日程第1．議案第8号 北中城村課設置条例
の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありません
か。

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

質疑させていただきます。

今回、こども未来課を新設するというこ
になっておりますが、このこども未来課、例えば
異動してくるとき。そちらの異動される職員、
どちらの課から異動してされてくるのか。これ
をお聞きしたいです。それからこども未来課の
職員は何名予定されているのか。それとこのこ
ども未来課の業務内容をお聞きしたい。今、私
の考えでは福祉課からそのまま異動してくるの
かという気がいたします。この福祉課は一番職
員の数が多い。たくさんの業務を抱えている。
合計すると90名ぐらいになりますか。役場の職
員の約30%が福祉課に集中しています。もしそ
こから職員が異動するというのであれば、福祉
課の対応がどうなるのか。その辺を含めてお聞
きしたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

お答えします。

福祉課から現在の児童福祉係及びこども係が
福祉課から分かれて、こども未来課に移行する
というふうなことになっています。職員は現在、

児童福祉のほうと合わせて係長2人、係員がた
しか5名、7名の職員が配属されています。そ
のまま移行しますので特に増減があるとかでは
ございません。

業務内容につきましては、今持っている保育
所の業務及び幼稚園の入園手続業務を1つの窓
口でできるような業務を進めてまいりたいと考
えてございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

ぜひこれはですね、福祉課は業務いっぱいみ
たいなんですね。90業務ぐらいですか、251か。
250件ぐらいの業務を抱えているみたいですね。
そこから支障がないようにやっていただきたい
というふうに思っております。

それから先ほど係長2人、職員7名、常勤職
員と会計年度任用職員が何名配置されるのかお
聞きしたいのと。それと大事なことは課長が誰
になるかなんですが、4月1日付で、内定はし
ていると思うんですが、まだ発表できないとい
うのであればこれはやめますが、もし発表をこ
の場でできるのであればお聞かせください。4
月1日付というのであれば、それまで期待して
待っておこうと思っております。その辺いかが
ですか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長、課長の件についてはまだ発表され
ていないから出さなくていいです。支障がある
のでしたら。

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

先ほども説明しましたように、正規職員が係
長2名、職員5名の7名。それに課長職が1人
就きます。課長職の発表につきましては、まだ
内示の発表に至っていないので、ここでの発表
は控えさせていただきたいと思っております。会計年

度任用職員6名の採用を予定してございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

新設、私はこの機構の見直しというのは大賛成でありまして、しかし、異動されて新設をして、また新たな課の役割というのがあります。そして福祉課にしわ寄せが来ないように配慮もしていただければと思っております。よろしくをお願いします。終わります。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第8号 北中城村課設置条例の一部を改正する条例については、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第2．議案第9号 北中城村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（比嘉義彦）

日程第2．議案第9号 北中城村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第9号 北

中城村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第3．議案第10号 北中城村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（比嘉義彦）

日程第3．議案第10号 北中城村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

新年度から会計年度任用職員に勤勉手当が支給されるということで、これは必ず支給されるものなのか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

基本的には支給されるものでございます。ただし、勤務内容によっては査定が入る可能性がございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

人事評価などで評価しての支給ではないのでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

勤勉手当に関して、人事評価には影響は、よっぽどひどいあれでないと影響ありません。あと勤務日数によって欠勤が多かったりとかそう

いったのが評価されるものと考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

ぜひ新年度から活用されるということで、会計年度任用職員にも周知して、必ずもらえるわけではない。人事評価が入ってももらえるものだという事も周知して、新年度からまたチーム北中城で頑張っていただきたいと思います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第10号 北中城村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。議案第10号 北中城村

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第11号 北中城村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（比嘉義彦）

日程第4. 議案第11号 北中城村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第11号 北中城村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。議案第11号 北中城村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第12号 北中城村税条例の一部を改正する条例について

○議長（比嘉義彦）

日程第5. 議案第12号 北中城村税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第12号 北中城村税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。議案第12号 北中城村税条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第13号 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（比嘉義彦）

日程第6. 議案第13号 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

それでは議案第13号 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例の一部を改正する条例についてですけれども、新旧対照表を見てもそんなに村に対して税を取り忘れてたりとかそういったものはないと思うんですが、確認の意味で1点目、今の件に関してこの改正が遅れた分に対して、何か村に対して損益はなかったのかというのが1点。

もう1点ですね、自動車税に対してはここに出ている種別割、今までのように考えると年に1回払う税金と、あと性能割というのがあると思うんですが、性能割の部分の条例がない。またほかのところを見ても条例がないと思うんですが、最近のアメリカ軍人、軍属の自動車の取得の動向を見ても、軽自動車に乗られている方が結構多いんですよ。また、最近の円高と、軽自動車も結構高級な部類に入ってくる部分もあって、この性能割というのは買った時点でどれだけの金額に対して税率がかかってくるのか、この辺はアメリカ軍属、軍人からの徴収はないのか。その辺も含めてお聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

税務課長。

○税務課長（玉栄幸憲）

まず1点目の条例について、村に対して何か不都合がないかということですが、令和元年に条例改正して、今回の条例改正については地方税法上に種別割の制度が入ったために、項がずれたという形で、当初すべきものを今回改正したことによります。

あと種別割については、アメリカ合衆国軍隊の税については、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び日米安保条約第6条に基づく施設及び地域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特別に関する法律というのをございまして、第4条で、この軍隊については条例で税を定めることになっておりまして、軍隊についてはその条例に基づいて税を徴収しているという形になっています。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

種別割に関しては確認で分かりました。

今言っているのは性能割ですね、性能割も本村に対して軍人軍属からあるのか。今先ほど言っている地位協定です、簡単に言えば。その中で13条だったのか、その辺で自動車税に関してはその限りではないという文言が出ているんですよ。それで軽自動車税、年額払う部分も3,000円というふうに条例をつくっていると思うんですけれども、村民も同じように種別割で軽自動車税に対しても高く買ったときは、新車で買った場合は当たり前性能割の税金を払っていると思うんですよ。それに対して、だから先ほど言ったように、昨今そういった事情があって、軍人軍属もこういった性能がいい軽自動車を買って金額が高い、それが入ってくる。それに対して入ってきているのかきていないの

かという確認と、もし入ってきているんだったら先ほど言っているように条例でしっかりやらないといけないんじゃないかという考えなんですよね。その辺はどういうふうにお考えなのかということです。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

税務課長。

○税務課長（玉栄幸憲）

環境性能割のことだと思うんですけれども、環境性能割については、軍人軍属に対しては適用しないということになっています。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第13号 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

異議なしと認めます。議案第13号 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第14号 北中城村公営墓地条例の一部を改正する条例について

○議長(比嘉義彦)

日程第7. 議案第14号 北中城村公営墓地条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

喜屋武 功議員。

○6番(喜屋武 功議員)

この件に関して、管理料ですけれども、サービスが開始されて約1年ぐらいになる中で、途中で管理料を取るというのは、いわば墓地管理検討委員会に新規で新しい方が入られて、そこからの指摘で管理料は必要というふうになったのか。私もこの公営墓地は管理料が取られていると思っていましたけれども、なぜ今こういう感じになっているのかということをお教えください。

それとこの額ですよ、村内が3,000円で、使用者の住所が村外は5,000円という、この根拠も教えてもらえますか。

○議長(比嘉義彦)

住民生活課長。

○住民生活課長(楚南兼二)

ただいまの喜屋武 功議員の質疑にお答えいたします。

もともと公営墓地の管理料の考え方ですけれ

ども、実際公営墓地整備基本計画において、公営墓地整備年間管理料については、県内で管理料の徴収を設定している事例は比較的に少数であります。公営墓地の清掃や維持管理に費用がかかるため、管理料を徴収するのが必要であるという考え方です。これを走らせた際に、他市町村というのは公共工事の立ち退きとかそういったのがほとんどで、なかなかそういう管理料の徴収はなかったんですけれども、ただ、今、令和5年度予算時点で、実際公営墓地に関する年間維持管理が650万円程度かかるものですから、そのまましていくとなかなかそういうのは厳しいんじゃないか。そういった受益者負担も必要ではないかということで、今回管理料の徴収を議案に上げております。

そして2点目の管理料の額ですけれども、年間3,000円、これは平米当たり250円になります。公営墓地の全体の面積と、そして墳墓地の面積、公営墓地全体の面積が1万6,417.8平米、そして墳墓地の面積が4,380平米、大体26.6%が墳墓地。この公営墓地の維持管理費が650万円で364区画徴収しても109万2,000円、大体16.7%。その中で民間が大体平米当たり4,000円の管理料ということで、墓地検討委員会の中でも今回有識者の方もいらっしゃるしまして、その中で維持管理をしていく上で受益者負担も5分の1に当たる程度なら必要じゃないかという意見も踏まえながら、今回の条例の管理料の徴収の提案となっています。

そしてこの中で、村内の方は維持管理3,000円ですけれども、村外の方が5,000円というのは差別化、火葬場とかいろんな使用料についても村内と村外そういう差がありますので、今回の3,000円と5,000円という管理料の徴収ですか、そういうことになっております。

以上です。

○議長(比嘉義彦)

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

何か話では、もともとの説明会というか、管理料はないですという、最初そういうスタートだったというふうに聞いてもいるんですけども、いわば新たな委員が入ってきて、どうしても維持管理に必要なだからと言う、その理由で進められたと思いますけれども、その利用者に対しては、もちろんこの説明を含めて納得は、どういう状況ですか。

○議長（比嘉義彦）

住民生活課長。

○住民生活課長（楚南兼二）

実際、11月1日に公営墓地の管理料についての、あくまでも協力願いとということで説明会を行いました。これは第2期目の募集の方については抽選会のときに、今後そういうのも検討していますよとお話ししていたんですが、第1期目のときには、当初この管理料については使用料に含むということで、案内をかけて応募していたものですから、この辺は使用許可者の皆さんには本当におおびを申し上げて理解を求めたところです。そして説明会に来られない方もいらっしゃいましたので、ちゃんとアンケート調査を行いながら、このアンケートに基づいて60%の理解が得られたということで、今回の条例の提案となっております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

今課長の答弁で、年間3,000円と5,000円ということは毎年徴収するということによろしいですか。

○議長（比嘉義彦）

住民生活課長。

○住民生活課長（楚南兼二）

年間3,000円でございます、毎年徴収ということになっております。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

条例の改正で、管理料のところにも、別表にも年間とか書かれていないんですけども、条例に載せる必要はないのか。

○議長（比嘉義彦）

住民生活課長。

○住民生活課長（楚南兼二）

別表で今、年間という文言は書いてはありませんが、いろいろ説明会でも、この使用許可の方が後々まで自分の子供とか孫とかに、引き継ぎたくない。自分の世代で終わらせたいということもあったものですから、実際いろいろ調べたところ、本土のほうでは1回限りの、何年間という基準を設けてそういう設定をしているところもあったものですから、この辺はまだ、今回初めてもう、改めて提案した管理料ですので、その辺今削除しております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

使用者が自分の代で終わりたいという方は多分この、ただし、村長が特に必要と認めたとき減免することができるに該当できると思うんですけども、今からつくろうと、購入しようとする人は条例を見たりして、年間出るんだとか、1回きりなのか。水道使用料は工事期間中の1回だと思うんですけども、管理料はやっぱり明記したほうが説明しやすいんじゃないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

住民生活課長。

○住民生活課長（楚南兼二）

お答えいたします。

この管理料については、募集要項に明記しながら、もし必要があれば今後検討していきたい

と考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

1点だけお願いしたいと思います。

村長が特に必要と認めるときには減免ができるということですが、どういったことなのか。

○議長（比嘉義彦）

住民生活課長。

○住民生活課長（楚南兼二）

これは規則で減免については、生活保護とかを含めて、もし特に村長が本当に必要があればということになっております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

それは当然だと思いますけれども、やっぱり生活のレベルが違う人たちに配慮するということも大事ななと思いますので、理解できました。ありがとうございます。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

それでは私のほうから2点ほどです。

6条で新しく追記されている部分があるんですけども、村内に墳墓を所有し、現に使用している者ということですが、これ少し例をたどえながらどういったことなのかというのを詳しく説明していただきたいのと、本年度補正予算を見ても募集に対して応募が少なくなっているという部分もあります。この条例を新しく制定したときに、総務厚生委員会でも社会状況等を見ながらどんどん変えていったほうがいいんじゃないかという話で、附帯意見もつ

けています。それに合わせてやってきているところだろうと思うんですけども、兼ねてより懸案になっている生前建立ですか、生前募集ですか、その辺の考え方は今現在どういうふうになっているのか。先ほど言っているように、募集に対して応募が少なくなっている部分もあって、もうそろそろ、今までは持っている方がいっぱいいてどんどん来るはずだろうという形で生前募集はしないというような説明もありました。その辺に関してどのような考えを持っているのか、お願いします。

○議長（比嘉義彦）

住民生活課長。

○住民生活課長（楚南兼二）

ただいまの上間堅治議員の質疑にお答えいたします。

6条の「村内に墳墓を所有し、現に使用している者又は」というものは、例えばお墓が古くなって山の上とか、行き来に厳しいところ、そういうお墓があつて、ただ資格要件で今までは村内に住所を有する者、祭祀を司る者、そして焼骨を持っている者という制限があつたものですから、ただ墓地の散在化のために公営墓地も造ってきておりますので、例えばもともと村内の人だけ村外に出たりとか、その辺を緩和するというので、もしも村内に墳墓を所有していて墓じまいとかをするのであれば、この使用資格を緩和しようという考えで今回制定しております。

今、また2点目の生前建立について、第1期目の募集の際は88件、第2期目の募集が28件ということでありましたが、今の墳墓を所有しながら住所が村外というので、電話連絡等で10件余り断った経緯があります。ただやっぱりそういう資格要件を緩和しないと、この枠が広がらないということで、実際今生前建立、今基本的にこの公営墓地364区画で、50区画を7年間で埋めていこうということで、今実際こどもの国

の公共工事の立ち退きとかいろんな部分が入ってきています。ただ、令和6年度、そして令和7年度はまたユンヂチが来ます。そういう中で募集が、年間50区画の計画が、もしこれで50区画埋まらなければ生前建立についても検討しなければいけないと考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第14号 北中城村公営墓地条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。議案第14号 北中城村公営墓地条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第15号 北中城村老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（比嘉義彦）

日程第8. 議案第15号 北中城村老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第15号 北中城村老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第9. 議案第16号 北中城村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

○議長（比嘉義彦）

日程第9. 議案第16号 北中城村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

それでは質疑いたします。

この提案理由で、道路法施行令の一部改正ということですがけれども、確認したところ、この施行令では所有地が第1級地から第5級地までとなっていて、この占有料を記載しているのは第2級地なのかな、村のほうは。その区別、1

級から5級あるんですけれども、所有地に対して。この区別はどういうふうになっているのかお聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

この1級から5級という、地域別の差、都市部であったり地方であったりというところで、そもそも土地の状況が違うということがあって、そういった等級が分かれております。今回北中城村については、これは県の道路占用条例、徴収条例に合わせて北中城村が該当する部分というところに合わせております。単価のほうも県の条例に合わせる単価を設定しているという状況でございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

要は固定資産税みたいにこういった路線価とかそういったもので区分けしているわけではなく、県の条例に合わせてやっている。だから私のイメージからすると、村内も商業地、今発展しているライカム地区と下のほうとか、また東海岸、若しくは大城、荻道あたりという形ではこの等級も違ってくるのかなというふうなイメージでやっていたんですけれども、確認ですけれども、県に合わせてやっているということ、この施行令もそのような設定なのか。施行令自体にこういった地域は何等級ですよというのはなく、ただ県に合わせているのか、その辺をもう少し確認したいのでよろしくをお願いします。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

まず、この単価の設定に当たって基本的なと

ころが固定資産税の評価額がベースになっております。その中で政令のほう、国のほうの基準が商業地であったり、その他地域であったりというところの使用料率が掛けられてその単価の設定に至ってくるという状況ではありますけれども、ただ同じ県内で沖縄県の単価がございますので、我々が独自で出すというよりもそれに準じた額、同じ単価を使用しているほうが差異がないということでその県条例に倣って単価を設定しているという状況です。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

それじゃあこれは県の話だと思うんですけれども、那覇市のほうも2級の使用料を設定して、あと国頭とかも、山の中のほうも同じような形ということで考えてよろしいですか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

県内でも那覇であったり北部であったりというところで1種とかですね、等級が分かれておりまして、その中で北中城村に属する部分の級に合わせているという状況です。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を

省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第16号 北中城村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

異議なしと認めます。議案第16号 北中城村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第17号 北中城村水道事業給水条例の一部を改正する条例について

○議長(比嘉義彦)

日程第10. 議案第17号 北中城村水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を

省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第17号 北中城村水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

異議なしと認めます。議案第17号 北中城村水道事業給水条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第18号 北中城村水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(比嘉義彦)

日程第11. 議案第18号 北中城村水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第18号 北中城村水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

異議なしと認めます。議案第18号 北中城村水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第19号 北中城村地域活動支援センターの指定管理者の指定について

○議長(比嘉義彦)

日程第12. 議案第19号 北中城村地域活動支援センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

大城律也議員。

○8番(大城律也議員)

質疑させていただきます。

これは議案第19号、20号に関連をいたします。

まず、誇張したいのは、指定管理者をどのようにして決定されたかということについてお聞きいたします。

指定管理者というのは民間事業者とか、そこには蓄積したノウハウがあるわけですし、その民間指定企業のアイデアを生かして多様化する住民のニーズに応えると、これは非常に重要なことだと思います。そういう中で、今議案第19号、20号で行くと年間2,500万円ぐらいの指定管理料を支払うということになっております。そこでそれをどう経費を縮減していくかというのも一つの課題だろうと思うんですが、そこでこの2件ともどのようにして指定管理者を決定したのか。公募をしてそこに何者が応募してきたのか。その辺の内容をお聞きしたいと思います。

○議長(比嘉義彦)

福祉課長。

○福祉課長(喜納啓二)

ただいまの御質疑にお答えいたします。

議案第19号の地域活動支援センターと、議案第20号の老人デイサービスセンターの指定管理の募集についてでございますけれども、まず、地域活動支援センターにつきましては公募を行っておりません。これにつきましては、北中城村公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条のただし書により、合理的な理由があれば公募を行わなくても選定してよいというものがございますので、現在指定管理者であります北中城村社会福祉協議会が引き続き管理したほうが経費的に合理的であるという理由から公募を行っておりません。

同じく第20号につきましては公募により、今回選定を行っております。応募者につきましては1者のみの応募でございました。

以上です。

○議長(比嘉義彦)

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

何で1者しかこないのかなという気がするわけですか。この公募をするやり方の問題があるのか。私、その辺が気になるところでありまして、競争させれば、民間は競争が原理ですから、競争させれば両方合わせて年間2,500万円、ある程度は縮減することも可能だろうと。しかし、むやみにその管理費を下げるわけにもいかない。難しいところではありますが、基本的には競争原理だと思っております。できましたらやっぱり2者、3者応募してくれるような。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午前10時49分 休憩

午前10時49分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

19号は1者しかなかったということでありまして。これはやむを得ないと思っておりますので、できたら今後、できるだけ。村内の社会福祉協議会、どうまた生かしていくかも大事でありますから、それも含めて検討すべきだろうというふうに思います。

以上であります。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を

省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第19号 北中城村地域活動支援センターの指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。議案第19号 北中城村地域活動支援センターの指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第20号 北中城村老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について

○議長（比嘉義彦）

日程第13. 議案第20号 北中城村老人デイサービスセンターの指定管理者の指定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

これまでですね、北中城村社会福祉協議会が指定管理を受けていたと思うんですけども、社協から職員も派遣されていたんですけども、今後、今いた職員はどうなるのか。お聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

現在の指定管理者であります北中城村社会福祉協議会のほうで受託していただいて、指定管理を受けていただいているんですけども、嘱託職員としてほぼ常勤の形に近い勤務体系で4名の方が現場に配置されています。それ以外に村社協の正規職員が兼務という形で現場にも1名配置されているというふうに報告を受けております。今後、指定管理が移管するに当たって社協の正規職員については元の社協、法人のほうに戻る形になろうかと思っておりますけれども、現在、これまで4名の嘱託職員については引き続き雇用していただけるかどうかというところで、新しい指定管理者のほうとの雇用に向けての調整を行っているというふうに聞いております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

嘱託職員はアガペ会に所属するのか、社協から行くのか、それはこれからということ。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

まだ正式な採用等の報告は受けておりませんが、通常考えられる方法としては、そのまま身分を移管して、嘱託職員も新しい法人のほうに移管するというような、採用していただくというような形になろうかと思っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

同じく高齢者福祉ということに関連してくるかと思うんですけども、今おっしゃるアガペ会、若松病院を中心にして活躍していただいておりますこの病院なんですけど、これは本村にお

いても非常に大事な医療機関でありまして、我々村民は大変安心感を持って地域に住めるということでもあります。しかし、それでもやはり業務委託というふうになるのであれば、やはり何とか1者じゃなくて、できたら二、三者が応募して、いろんな面でその運営の内容とか、そして金額等が決定できればというふうに思っておりますので、これが4年間このまま続いていきますので、今後、できましたら2者以上を何とか応募していただければというふうに思っております。社会福祉協議会も我々の高齢化社会、北中城村も23%に達しておりますので高齢化社会に、社会福祉協議会の役割というのは非常に大事な組織であります。地域において高齢者との交わりとか大変活躍しているなというところではありますが、それも含めて福祉関係の施設については、できるだけ公募、繰り返しますけれども、複数者が参加をして競争させていただければなと思っています。よろしく。

以上であります。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

ただいまの今回の老人デイサービスセンターしおさいにおける公募でございますけれども、公募期間は約1か月を設定して募集をかけておりました。ただ、昨今の介護人材であるとか看護職員の不足というところから、なかなか応募できる法人が少なかったのかなと考えております。結果として1者というふうな形となっておりますけれども、少なくとも選定を行った中で信頼できる法人であろうというふうに我々は考えておりますので、また新たな体制でしっかりと体制を組んで、高齢者福祉の向上に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

よろしくをお願いします。

このデイサービスセンター、1日平均何名の方が利用される。もしくはこれまで何名の方が利用していたんでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

デイサービスセンターしおさいについては、登録されている方は週1回のみ利用というふうになります。1日当たりの利用に関しましては20名を上限としております。現在、令和5年度の実績でございますけれども、平均いたしますと1日14.8名の利用というふうになっております。これは登録人数ではなくて、実利用人数という形になりますので、当日欠席とかそういったものも含めた形で実際の利用者は15名弱というふうな状況でございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

1日平均14.8名で理解いたしました。

こういった老健施設、介護士1人当たりに対して何名まで対応できるという、たしかそういったルールがあったかなと思うんですが。そこで仕様書のほうに職員の配置について、施設長、看護師及び指導員を配置しなければならないとあるんですが、それは1日の使用人数に応じた看護師及び指導員は派遣していただけるんでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

この老人デイサービスセンターにつきましては、あくまで村単独の生きがいデイサービスセンターという形になりますので、例えば介護保険法等で利用者何名に対して介護職員を何名配置しなければいけないという基準はありませんので、あくまで村が設定するような基準でもって運営していただくこととなります。

先ほど提案いたしました条例の中にもございますけれども、現在の1日当たり20名最大の利用があった場合には指導員が3名以上プラス看護師が1名以上というような基準が適切だろうというふうに考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第20号 北中城村老人デイサービスセンターの指定管理者の指定については、総務厚生常任委員会に付託します。

しばらく休憩します。

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

日程第14. 議案第21号 村道北中城高校
127号線道路護岸整備工事
(R5)改定契約について

○議長（比嘉義彦）

日程第14. 議案第21号 村道北中城高校127号線道路護岸整備工事 (R5) 改定契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

お尋ねをします。

通常、工事の議会承認事項というのは、契約書に当事者同士が押印をして、その契約書の写しが添付され提出されるわけですが、今回は押印がされていません。契約書の写しでもありませんけれども、それはなぜでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

これまでの事例としては、例えば当初発注ですと、先に相手とその確定をしながら、議会承認を受けて有効にするという形が取られていると思います。今回は1回変更で工期延期がなされておりまして、その工期の中に今回議会のタイミングがあったということで、それであればその議会承認を受けて、それに合わせた日付を打つべきではないかと、その考えに基づいてそれを踏まえてそれぞれで押印をするということで、今の段階では案という形を取らせていただいております。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

これまでは、例えばこの北中城高校127号線、12月に改定契約をして、先ほど申し上げました契約書の写し、押印をされた写しが提出されております。それから昨日も専決処分で小学校の擁壁工事の議案が可決されましたけれども、それも契約書の写しが提出されております。

通常この改定契約書の中に、例えば1番、工事名、2番、工事場所、それから3番、変更金額、4番、工期、そして5番に契約保証金とあって、その6番に議決を要する契約については

議会の議決を得るまでは仮契約とし、議決後は本契約に変わり効力を有するものとあるんですね。今回はこの6番の議決に関する項目がありません。となると、この議案として提出したものが、これは議会の承認を得たということになるのか。私はこれはこの6番が欠けていることをこの書類でもって提出することは、これは議会の承認を得たことには契約上ならないのではないかと思うんですね。これは担当課だけではなく、この議案を司る総務課の意見をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

名幸議員の御質疑にお答えします。

今回の案件は、議会開催中で議会の議決を先にとって契約に移行とする案件でございます。前回出されている案件に関しましては、どうしても契約のほうを優先させて、その後議会の議決、承認を得るという流れになっていまして、そのため6番の記載事項が削られている案件で、今回私たちの見解としてはこれでも十分議会の議決を得て契約を締結するということになりはしないと思います。問題ないと考えてございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

今課長の答弁で、皆さんの見解であるということでの提案でありますけれども、その辺議会の承認事項としての自治法とか、その辺のことはちゃんと踏まえてのこの提案なのか。その辺の明確なものがあっての、根拠があってそういうことをやればいいんですけれども、見解ですそれでよろしいですか、そのままで。要するにこの契約書に当事者が、発注者である村、そして受注者である業者側が押印をするということは、

そのことに対して承諾をしたという証なんですね。この証がない議案の提出が、皆さんのそういうふうな見解でそれが本当に正しいのかどうかですね、もう一度答弁求めます。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

今回の整理の仕方について、実は昨年補助金に係る県の検査を受けておまして、県の担当のほうから議会承認事項というところで、基本的には議会の承認を受けた後の日付とするのが正しいのではないかと、適正と思われるというところがあって、我々も議会承認、このタイミングがあるので、それを踏まえて実施するという形を取りました。

先ほど相手方との調整、確認はどうするのかということ、これに対して添付してごさいます変更協議書で事前に確認を取らせていただいているというところでごさいまして、今回これに基づいて議会承認が得られれば、それを受けて正式な契約締結に入るということを考えたという状況でございます。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第21号 村道北中城高校127号線道路護岸整備工事（R5）改定契約についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。議案第21号 村道北中城高校127号線道路護岸整備工事（R5）改定契約については原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第22号 令和5年度北中城村一般会計補正予算（第12号）について

○議長（比嘉義彦）

日程第15. 議案第22号 令和5年度北中城村一般会計補正予算（第12号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

3点ほどお願いします。

23ページ、2款1項1目18節負担金、補助及び交付金の自治会育成交付金が447万3,000円の減となっています。受け取っていない自治会があるのかお聞かせください。

次に38ページ、3款1項9目18節負担金、補助及び交付金、電力・ガス等価格高騰支援給付金1,008万円の減、実績は2,086世帯6,258万円ということですが、残額で336世帯分が残っていますね。それは通知しても来なかったのか。

次に44ページ、4款1項10目21節補償、補填及び賠償金、予防接種健康被害給付金127万

4,000円、どのような被害があったのか、その3点をお願いします。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

自治会育成交付金の減額補正についてですが、受け取っていない自治会はございません。

38ページの18節についてですが、これは実績額でございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

健康保険課長。

○健康保険課長（玉栄 治）

お答えします。

4款1項10目21節、健康被害給付金ですが、これはコロナワクチン接種によるものです。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

自治会育成交付金、これは多く見積もってその分減ということでいいですか。

あと電力・ガスのほうは再通知とかはなさらなかったのか。

あと予防接種はコロナワクチンの、何か被害があつての補償、補填及び賠償金じゃないかなと思って。その3点をお願いします。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

自治会育成交付金に関しましては、昨年度想定して予算を編成してございましたが、悟議員も御存じのとおり税込だったりとかを勘案して、実績に基づいて算定した額でございます。その残りを減額補正してございます。

それと18節に関しましては、3万円の給付金ですが、実績でこれは副村長のほうでも当初説明してございましたが、2,086世帯、通知を送

って提出期限が切れたものですので減額補正してございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

健康保険課長。

○健康保険課長（玉栄 治）

お答えします。

コロナワクチン接種後に副反応の強い反応が出まして、病状が出たということでこれにかかった療養費、これについて給付という形で認定されましたので給付しております。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

自治会育成交付金は分かりました。

電力・ガスは336世帯分は残っているんですね。低所得者向けだと思うので、ぜひ再通知などできなかったのか。あとコロナのほうは1人でしょうか。

○議長（比嘉義彦）

健康保険課長。

○健康保険課長（玉栄 治）

1人の方が該当しております。

○議長（比嘉義彦）

総務課長は、再通知できなかったのかという質疑に対して答弁してください。

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

お答えします。

担当職員のほうでそういった抜けがないようには事務は進めてございます。その結果残っているものでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

それではよろしく申し上げます。

5 ページ、第2表、繰越明許費、2款総務費、1項総務管理費、この4点ですけれども、システム改修ということで、うちの電算システムというのは大体一本化されていて、システム改修に要する時間はそんなにかからないというふうには私はイメージを持っています。11月の補正で出てきて、なぜこの繰越明許になっているのか、説明をお願いします。

同じページの9款教育費、5項社会教育費の多目的交流施設導入機能調査業務、こちらのほうは9月に補正が出てきて、今回また来年度も繰越しということで、調査に半年以上もかかるのかという部分もあり、今年度どのような業務を行ったのか。しっかり業務を行っての繰越明許なのか。何かやっていそもないような気がします。この辺しっかり説明をお願いします。

続いて6ページ、第3表の債務負担行為ですが、補正で学校施設等照明設備（LED）賃借料が限度額も下がっていますけれども、1年延びています。限度額が小さくなって、契約が減額されて、減額補正になっているということでもあります。本来は少なくなれば期間が短くなるのではないかというふうな思いがあって、なぜ1年延びたのか。その辺しっかり説明していただきたい。そういったことはやっぱり、これも債務負担行為、我々の負債になるわけですので、しっかりした説明をしていただきたいというふうに思っています。

続いて歳出25ページ、2款1項7目18節、負担金ですけれども、北中城村国際交流協会補助金マイナス35万円とありますけれども、理由です、ね、全額なのか一部なのか。またなぜ補助金が返還、マイナスになったのかという説明もお願いします。

続いて40ページ、3款2項1目22節、償還金でありますけれども、保育士等処遇改善臨時特例交付金が令和3年度、令和4年度分合わせて償還になっています。去年報道がありました。

監査委員から指摘された主幹、保育教諭の配置に関して減額調整なされていなかった部分があるというふうに報道がなされて、各自治体には是正の措置をしたという新聞報道がありました。これに関連しての返還なのか。また、もしそうであれば、なぜそのような事態になったのか。今後再発防止も含めてどのような考えがあるのかお聞かせください。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

繰越明許費の総務課分、電算費に関する説明を申し上げたいと思います。

まず1点目、住民基本台帳システム・戸籍附票システム改修業務についてですが、事業実施に向けた仕様書の作成にシステム構築などについて委託業者との調整に不測の事態を要したための繰越しになってございます。

続きまして、戸籍情報システム改修業務についてですが、国の補助金予算繰越に伴い年度内の改修業務が完了できなかったためでございます。

引き続きまして、住民記録システム改修業務、これに関しましては法務省情報連携システムのオンライン化に伴う疎通確認、意思の確認に伴う期間を要しているため繰越しになってございます。

続きまして、障害福祉サービス等システム改修業務についてですが、国の仕様書策定が遅れたことで年度内の改修業務が完了できないためでございます。

併せて25ページの国際交流への補助金ですが、これは活動実績が確認されていないので補助金をカットしてございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（比嘉利彦）

ただいまの上間議員の御質疑にお答えします。

5ページの繰越明許費の9款5項社会教育費、事業名の多目的交流施設導入機能調査業務ということですね、昨年9月に補正をしてこの事業が必要だというところでやっております。この事業において、民間の力を生かそうということでPPP事業を導入できるかというような可能性調査でございますので、これは県内のほうにPPPを取りまとめることのできる企業というのがなかなかなくて、様々な選定にも時間がかかっております。そしてこのPPPを導入するに当たっては業種等も広げないといけないものですから、そのサウンディング調査で企業選定にも非常に時間がかかったということと、あと1社1社企業と対面して、民間活力に関する意見を伺わないといけないわけですが、これに非常に時間がかかったということで、今現在、パブリックコメントということでこれまでの経緯の計画ですね、基本となった計画と、あと今後どうしたいというような住民の様々な意見を聞くためにパブリックコメントの期間中でございまして、それをまとめるにはちょっと時間が足りなかったなということで、その時間が欲しいということで繰越明許、来年1年間かかるわけではないと思っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

上間堅治議員の質疑にお答えします。

当初LEDの照明の契約のほうですけれども、工事を含めて10年を予定していたんですけれども、今年度については使用料という形で組んでいますので、1年整備が終わってからの期間で10年ということで1年延びております。予算が減った理由は、これについては公募型プロポーザルのほうを行いまして、5社から提案があり

ました。その中で金額も含めて、私たちが当初予定していたものより大分落ちたことにより金額は減っております。

以上になります。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

引き続き40ページです。3款2項1目22節、償還金の令和3年度、4年度の御質疑でございますけれども、まず令和4年度につきましては、通常の実績確定に伴う償還でございますので、それとあと令和3年度につきましても金額の修正に伴う返還金ということになりますので、議員御指摘のような何か会計検査等で指摘を受けたものに対する返還というものではございません。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

順次再質疑したいと思えます。

繰越明許のシステム改修のほうは大体分かりました。特段の事由、事故というふうなものを含めてあるんですけれども、教育費の多目的交流施設導入調査業務ですね、こちらのほうは繰越しにできる項目というのか、事故等何とかというのに当てはまるのかなと、今聞いたら。もうちょっと調査して、しっかりまとめ上げてどういう方向にやって予算を出すべきことじゃないかというふうに私は思います。この辺村長どういうふうに考えているのかお答えください。

あと最後に、歳出の2款1項7目18節の負担金の国際交流協会の補助金ですけれども、議会でも何回か補助団体についての附帯意見いろいろなことを言ってきました。今回もしっかりできていない、活動ができていないという部分もあります。村全体として各課にまたがって補助団体というのはあると思うんですけれども、そ

の補助団体に対して一定というか、まとまった規定というのがなく、各課で取りまとめてやっているようなイメージがあって、全然ばらばらのようなイメージが持たれています、指導するに当たってもですね。この辺はずっと言っているんですが、そういった部分で返還に対しての条例とか、規定とかも多分出なかったというふうに思っているんですが、この辺はどういうふうに指導しているのか。まとめて1つの基本的なものを持ってやってほしいというふうにも思っているんですが、この辺も村長どういうふうに考えているのかお聞かせください。

以上2点です。お願いします。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

まず、上間議員から御指摘のありました社会教育の多目的交流施設導入機能調査業務について、基本的に私たち予算編成は通年予算で、予算計上ということで心がけておりますので、当然予算編成方針の中で、全職員の説明では通年予算を通してくださいと。ですから当初から補正ということは考えていないものでございます。ただ、こういう不測の事態にあるわけですから、そういった補正は出てくる。しかし、今回御指摘のとおり補正しながら繰越ということについては、我々の通年予算の考え方を逸脱しているものがあるものですから、そういった面はこれからそういったことがないように留意したいと思います。

それから全体の補助金の交付規定等がございませうけれども、現状といたしましては、それぞれ各課でもって補助金交付要綱等を整備したりしておりますけれども、ある意味では統一した、全体を補完するようなそれができていないのが御指摘のとおりでございますので、これから監査からの指摘もございませうので、そのように努

めてまいりたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

今の2件に関しては、しっかり予算内でできるような形を皆さん取っていただきたいと思っています。また、補助金団体に対してもしっかり監督できるような体制を整えていてもらいたいと思っております。

もう1点、ちょっと聞き忘れたんですけども、学校施設LEDですけれども、先ほど私は限度額が少なくなった。契約の中で少なくなっただけよかたなというイメージはあるんですけども、普通少なくなればこの期間も減るんじゃないか。短くなるんじゃないかというイメージなんです。何でわざわざ期間を1年延ばしてやるのかという意味合いがよく分からない。この辺をちょっと説明していただきたいというふうに言っているんですけども、その辺はどういうふうにお考えなのか。よろしくをお願いします。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

上間堅治議員の質疑にお答えします。

期間が増えているということですが、整備した後から10年間ということで業者のほうとも調整というか契約をしまして、令和6年度からの10年間ということで期間が延びています。以上です。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

44ページの4款1項10目22節、先ほど比嘉議員からも質疑がありました。予防接種健康被害給付金についてですけれども、答弁で1件ということですが、1件で127万4,000円、この

数字から見てかなり大きい副反応というか、ワクチン接種後に症状が重いものが出ているのかなと推測するんですけども、例えばこの年齢ですよ。年齢も含めて、これは予防接種健康被害救済制度に基づくものだと思うんですね。今北中城村への相談件数とか相談窓口的なそれはどういう状況でしょうか。

○議長（比嘉義彦）

健康保険課長。

○健康保険課長（玉栄 治）

現時点で相談を受けている件数は1件となっております。今予算計上されている方の年齢は、高齢者ということだけで控えさせていただきません。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

他の市町村、私も今あまり情報を持ち合わせていないんですけども、那覇市の相談件数が79件あるんです。79件で申請している、多分救済制度に基づくものの申請が20件、申達、いわば担当は厚生労働省になる、上のところへの申達が19件、申達のうち10代が2件あるんですね。心筋炎が1件という形で、今後、とても私はワクチン接種に対しては、ワクチン自体に懐疑的なところもあって、その後の健康被害というのをとても懸念した中で議員になって、2回目の一般質問ですか、取り上げましたんですけども、県全体でも申達が132件あって、70件が認定されているんですよ。いわば給付金を得てのというものがあるんですけども、我が村においても多くの方が摂取しているので、それに対する相談体制というか、とても心配です。この件に関しては、それに対してはどうですか。

○議長（比嘉義彦）

健康保険課長。

○健康保険課長（玉栄 治）

コロナ以外のワクチン等もございまして、現在健康保険課の中でそういった受け付けもしております。コロナワクチンに関しては今年度、3月いっぱいということになっていきますので締めますが、この業務については引き続き対応を行っていくこととしております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

ぜひ、相談していますという村の告知の仕方というか、単に通常の病気の中で症状が出たというふうに思っている方もいると思うんですよ。まさかワクチンが影響しているというふうに分からない方もいると思うので、もっと周知させて被害に遭われた方を救うというのは、これは行政が推し進めた政策でもあるので、特に国ですよ。だから地方行政も、北中城村もしっかり取り組んで救っていくというのは必要だと思います。村長、これは村長に聞きたいんですけども、どうですか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

喜屋武 功議員の御質疑にお答えします。

基本的にそういうワクチン等の接種でいろいろ副反応の被害が出た場合、そこから申し出る制度、その意見を健康保険課のほうでは徴しておりますので、そういうシステムは出来上がっておりますのでそういった申出は結構ございます。ただそういう相談に乗っている職員もしっかりした、看護師とか保健師とかでございますので、そういった面ではしっかり私としては対応していると思っております。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

私のほうから2点確認で御質疑させていただきます。

まず17ページ、18款2項5目14節地域スポーツクラブ活動体制整備事業補助金について56万円減とありますが、昨日の説明で学校部活動地域移行というところであまり進められなかったという御説明がありましたので、具体的に内容をお聞かせください。

もう1点、19ページ、20款1項1目1節、ふるさと納税寄附金、国の10月のルール改正によりまして、多分全国的にどの行政も自治体も厳しい現状があると思います。その中で8,000万円の減となっています。対応とか考えでどういった、8,000万円になった結果というのを具体的にお願いします。

○議長（比嘉義彦）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（比嘉利彦）

川上議員の御質疑にお答えします。

17ページ、18款県支出金、2項県補助金、5目教育費県補助金、14節地域スポーツクラブ活動体制整備事業補助金ですけれども、全国で行われている中学校の部活動の地域移行に関して、本村としましても当初想定していたのは、学校の部活動を指導する教職員の負担の軽減を図りながら、学校部活動以外の日、土日ですけれども、土日に指導員を配置して地域部活動としてスタートさせる予定をしておりましたけれども、実は予定していた補助金が、現在ついている補助金の仕様が学習指導要領という学校部活動、学校の中で行われる部活動の指導員に係る補助金ですよという、これが学校以外で行われる地域部活動の事業としては利用できない、制約があるということが実は後から分かったということがあります。そこで学校部活動として配置するには専門的な知識等も必要だということもあるので、こういった条件をそろえた人を採用するというような、我々の準備体制を整えるこ

とができなかったということもあり、そしてまた昨年の11月でしたけれども、第1回目の学校部活動の地域移行の推進委員会の検討部会ということで、中学校の教頭先生ですね、あと部活の顧問の先生、父母教師会、部活の現役の外部のコーチをしている方、少年野球・少年サッカーの指導をされている方も参加していただいて意見を伺ったところ、やはり学校以外の地域部活動への移行のスタートについてももっと時間をかけながら、理解を得ながらやる必要があるというような話になりまして、やはりこれは体制見直しが必要だということで、次年度に向けてその予算については学校部活動の指導員というのを配置できないかと思って、その体制づくりですね、学校部活動の指導員の配置と地域部活動の実行体制づくりをやっていききたいということで考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

川上議員の御質疑にお答えします。

19ページ、20款1項1目1節、ふるさと納税の寄附金がマイナス8,000万円ということですが、実際ふるさと納税は年々増えてきている状況で、例えば令和4年でしたら2億3,500万円ほどありました。それで令和5年度は目標を2億5,000万円と上げていましたけれども、令和5年10月より寄附額の返礼品、また事務費等で使えたのが6割あったのが、5割に制度改正になったために寄附が伸び悩みをしたところでございます。実際に、例えばマンゴー1.5キロを1万円で売っていたのを、1.5キロを1万7,000円で売るとか、量を減らすか値段を上げるかという工夫はしていますけれども、なかなか今回非常に厳しい結果、今現在1億7,100万円ぐらいしかまだ寄附が届いていませんので、本来なら12月に多くの寄附があります

けれども、今回12月になかなかなかったということで、今回マイナス8,000万円ということを上げております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

再質疑よろしくお願ひします。

まず、17ページのスポーツクラブ活動体制整備事業についてですが、先ほどの答弁で補助金の仕様が適用できなかった。当初予定していた土日の地域による部活動、それが学校部活動による補助金のため適用できなかったとありました。委員会、検討部会についてはぜひ体制見直しづくりを進めていただきたいと思いますけれども、今後この補助金についてどういったものがあるのか。適用できるものがあるのか、調べているのかお聞かせください。

あと19ページ、ふるさと納税寄附金についてですが、5割の制度改正によりちょっと厳しいものがあると。当初2億5,000万円を目標にしていたのがちょっと伸び悩んでしまったところと答弁でありました。その辺、今後の対応、この辺の考えもお聞かせください。よろしくお願ひします。

○議長（比嘉義彦）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（比嘉利彦）

お答えします。

どのような補助金が予定されるかというお話ですけれども、今次年度に向けては、まずはやはり中学校の教員の方の負担軽減ということで、先ほども申し上げた部活動の指導員の配置ですね、これについては国のほうからも補助がございますので、それを今予定しております。そのほかに国の補助として、地域クラブ活動への移行に向けた実験事業をする場合に補助金があるということ。あと地域の中で新たなスポーツ環

境の構築ということで、そういった地域移行に関する施設を造ったり、あるいはその指導員、指導者の要請のための機関等をつくる、講習会等そういった啓蒙活動等の実施についても補助がつくというところですので、このあたりも、まずは受入れ体制をつくることから始めようかと思っておりますので、その補助等はおおい考えていきたいと思ひます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

川上議員の御質疑にお答えします。

ふるさと納税の今後の対応ということですが、なかなか離島県、沖縄もそうですが、輸送料も含めて全国统一のふるさと納税で、沖縄とか離島とか輸送料を含めて高くなるわけなんですね。例えば東京とかであればそのまま普通に輸送料も安くするというので、沖縄は非常に不利ではありますけれども、何らかの方向性を考えないといけないなと思ひます。例えば体験型とか北中城村しかない魅力的なものを取り入れないと、ほかの市町村と比べて、やっぱり北中城村の魅力のあるふるさと納税を今後どのようにしていくかというのを今後検討しながら進めていきたいなと思ひしております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

ただいまの川上議員の質疑と同じ質疑ですけれども、ふるさと納税についてです。

経費のルール of 厳格化で50%以内に収めなさいということですが、9月までに北中城村が返礼品と経費、今度は寄附金に対する経費率というのは大体平均で何%ぐらいありましたか。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午前 1 1 時 5 6 分 休憩

午前 1 1 時 5 7 分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

例年12月が一番多い時期です。1月から確定申告がございまして、今回10月改正があったものですから、9月に多く来ていたのは確かですけれども、数字等については今把握していませんので、後ほどまた提示したいと思います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

今課長からも少し答弁がありましたけれども、結局10月からルール改正、厳格化になるということで結局需要が落ちると、寄附者が落ちるといことで、全国の市町村でここぞとばかり9月にいろんな返品とかを工夫して駆け込み需要を見込んだというような取組をした市町村も多いようですけれども、北中城村でもそのようなルール変更に対しての取組は9月まで行ったことがあるのか。

それからルールの厳格化ともう一つは、地場商品の変更、できるだけ地場商品に限るとい厳格化になって、これといった地場産業がないところが今度は不利益というか厳しくなるというのがこのルールの厳格化ですけれども、これから先の対応についても答弁をいただき、北中城村もこれといった地場産業が見つからないようなところがあるんですけれども、例えば地場産業の変更でも、よその地場産業を加工したり、そういうことをすると認められるというルールになっているかと思うんですが、これは新年度予算にも関係することですので、そういうこと

も何か考えていますか。商工会とか地元の業者とかを活用してルールの厳格化の中でも対応できるようなことを考えているのかお聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

まず、9月までに企画として何かやりましたかということですが、9月までにやったかといえば、これを目標にやっていたわけじゃありませんけれども、その都度商品開発に向けては随時一応取り組んでいるところであります。今回地場商品ですね、地場産業も含めた商品ですが、10月のルール改正によって新たな商品も含めて、国に承認をもらわないといけないというルールになっているものですから、なかなか厳しいものはあります。ただ、うちの商工会を含めて元気ですので、お互いこの制度自体分かっていますので、商工会と一緒に新しい商品に向けて取り組めるという可能性というのは随時持っているつもりであります。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

ぜひ頑張ってください。

これですね、恐らく今の国の傾向としてはどんどんふるさと納税を厳しくして行って、あまり所管する法務省は実は反対だというような話も聞こえて、そういうふうにして過疎地というんですか、農業や漁業とかが盛んなところは応援して、そうでないところはちょっと厳格化していくんじゃないかということも言われています。でもその中でもやっぱり自主財源の確保ということは大事なので、国のそういう情報等も注視しながら、ぜひ地元の商工会とかいろんな、漁業組合を巻き込んでふるさと納税を活用する

ことをよろしく願いいたします。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

では、今ありましたふるさと納税寄附金、名幸議員の質疑にも関連してきますが、現在北中城村ではマンゴーだったり、ほかのいろいろな返礼品があるわけですが、先ほど課長の答弁では商工会と相談して新たな商品、そういったものを模索していく、国に申請するというようなことでしたが、その新たな商品というのを商工会と企画振興課だけで相談していいのか。ほかの団体等からも推薦とかそういった声を聞き入れるのか。どのような形でこの商品を選定していかれるのかというのを、もうちょっと具体的に説明していただければと思います。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

比嘉正志議員の御質疑にお答えします。

ふるさと納税の商品開発を含めて、商工会と一緒に模索するというか、商工会会員がいますので、会員がつくったものを商工会と一緒に、この商品であればふるさと納税に生かせるんじゃないかとかという、お互いが一緒につくるわけではなくて、商工会会員でつくってもらったものを我々がふるさと納税の商品にしていくというイメージであります。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

了解しました。

では、ふるさと納税の商品化に興味がある方々がいれば、まずは商工会の会員になっていただいて、そこで村とのふるさと納税の返礼品に取り上げていただけないかというのを調整さ

れていくということで認識してよろしいでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

できれば商工会、観光協会の会員であることは非常に喜ばしいことではありますけれども、会員でなくても直接うちの担当が会社から電話があって、こういう商品を出したいということがあれば、窓口でいろいろ調整もしていますので、必ずしも会員に入ってからということじゃなくて、いい商品があればお互いはどんどん推奨していきたいと思っておりますので、その取組であります。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

ありがとうございます。まさに聞きたかったことはそういったところでした。

今、私のほうにもいろんな声が届いていまして、ここで具体的な商品名とかは言えませんが、ぜひ村の広報紙あたりで幅広く皆さんにこういったものを求めているよとか、そういった紹介をしていただきたいと思います。先ほど答弁にありました商工会の会員、観光協会の会員のみならず幅広く受け付けていますよというような、そういったアピールを広報紙あたりで紹介できないかと思っておりますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

今後のふるさと納税について、我々も頑張らないといけないことも含めて、どういう周知をしていくかというのはこれから考えますけれど

も、村内に向けて周知を図っていただければと思っています。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第22号 令和5年度北中城村一般会計補正予算（第12号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。議案第22号 令和5年度北中城村一般会計補正予算（第12号）については原案のとおり可決されました。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午後 0時06分 休憩

午後 0時06分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

日程第16. 議案第23号 令和5年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第6号）について

○議長（比嘉義彦）

日程第16. 議案第23号 令和5年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第23号 令和5年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第6号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。議案第23号 令和5年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第6号）については原案のとおり可決されました。

日程第17. 議案第24号 令和5年度北中
城村後期高齢者医療特別会計補
正予算(第2号)について

○議長(比嘉義彦)

日程第17. 議案第24号 令和5年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第24号 令和5年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

異議なしと認めます。議案第24号 令和5年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)については原案のとおり可決されました。

日程第18. 議案第25号 令和5年度北中
城村水道事業会計補正予算(第
6号)について

○議長(比嘉義彦)

日程第18. 議案第25号 令和5年度北中城村水道事業会計補正予算(第6号)についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第25号 令和5年度北中城村水道事業会計補正予算(第6号)についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

異議なしと認めます。議案第25号 令和5年度北中城村水道事業会計補正予算(第6号)については原案のとおり可決されました。

日程第19. 議案第26号 令和5年度北中
城村下水道事業会計補正予算
(第5号) について

○議長(比嘉義彦)

日程第19. 議案第26号 令和5年度北中城村
下水道事業会計補正予算(第5号) についてを
議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませ
んか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わ
ります。

お諮りします。本案についての委員会付託
は会議規則第39条第3項の規定によって
省略することにしたいと思えます。御異議
ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

異議なしと認めます。本案は委員会の付
託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませ
んか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

討論なしと認めます。これで討論を終わ
ります。

これから議案第26号 令和5年度北中城村
下水道事業会計補正予算(第5号) についてを
採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定
することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

異議なしと認めます。議案第26号 令和
5年度北中城村下水道事業会計補正予算
(第5号) については原案のとおり可決
されました。

日程第20. 議案第27号 令和6年度北中
城村一般会計予算について

○議長(比嘉義彦)

日程第20. 議案第27号 令和6年度北中
城村一般会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませ
んか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わ
ります。

お諮りします。本案については議長を除く
13人の委員で構成する令和6年度北中城
村一般会計予算審査特別委員会を設置し、
これに付託して審査することにしたいと思
います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

異議なしと認めます。したがって、本案
は議長を除く13人の委員で構成する令和
6年度北中城村一般会計予算審査特別委
員会を設置し、これに付託して審査する
ことに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました
令和6年度北中城村一般会計予算審査特
別委員会の委員の選任については、委員
会条例第6条の規定によって、お手元
にお配りしました名簿のとおり指名した
いと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

異議なしと認めます。したがって、令和
6年度北中城村一般会計予算審査特別委
員会の委員は、お手元にお配りした名簿
のとおり選任することに決定しました。

令和6年度北中城村一般会計
予算審査特別委員会名簿

①	川上龍太	⑧	大城律也
②	屋良朝春	⑨	上間堅治
③	比嘉悟	⑩	喜屋武すま子
④	比嘉正志	⑪	比嘉義弘
⑤	平安山和美	⑫	名幸利積
⑥	喜屋武功	⑬	山田晴憲
⑦	伊集守吉		
委員長	喜屋武功	副委員長	比嘉悟

日程第21. 議案第28号 令和6年度北中城村国民健康保険特別会計予算について

○議長（比嘉義彦）

日程第21. 議案第28号 令和6年度北中城村国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第28号 令和6年度北中城村国民健康保険特別会計予算については、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第22. 議案第29号 令和6年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（比嘉義彦）

日程第22. 議案第29号 令和6年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第29号 令和6年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算については、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第23. 議案第30号 令和6年度北中城村水道事業会計予算について

○議長（比嘉義彦）

日程第23. 議案第30号 令和6年度北中城村水道事業会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第30号 令和6年度北中城村水道事業会計予算については、建設文教常任委員会に付託します。

日程第24. 議案第31号 令和6年度北中城村下水道事業会計予算について

○議長（比嘉義彦）

日程第24. 議案第31号 令和6年度北中城村下水道事業会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ます。

ただいま議題となっております議案第31号 令和6年度北中城村下水道事業会計予算については、建設文教常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午後 0時15分 散会

令和6年第4回北中城村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令 和 6 年 3 月 7 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	令和6年3月21日 午前10時00分			議 長	比 嘉 義 彦
	散 会	令和6年3月21日 午後2時50分			議 長	比 嘉 義 彦
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別
	1 番	川 上 龍 太	出	8 番	大 城 律 也	出
	2 番	屋 良 朝 春	出	9 番	上 間 堅 治	出
	3 番	比 嘉 悟	出	10 番	喜屋武 すま子	出
	4 番	比 嘉 正 志	出	11 番	比 嘉 義 弘	出
	5 番	平安山 和 美	出	12 番	名 幸 利 積	出
	6 番	喜屋武 功	出	13 番	山 田 晴 憲	出
	7 番	伊 集 守 吉	出	14 番	比 嘉 義 彦	出
会 議 録 署 名 議 員	3 番 議 員		比 嘉 悟			
	4 番 議 員		比 嘉 正 志			
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		仲 村 静 香			
地 方 自 治 法 第 121 条 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	村 長	比 嘉 孝 則	教 育 長	德 村 永 盛		
	副 村 長	大 田 繁	教 育 総 務 課 長	平 田 清 徳		
	総 務 課 長	喜 納 克 彦	生 涯 学 習 課 長	比 嘉 利 彦		
	企 画 振 興 課 長	仲 本 正 一	建 設 課 長	安 次 嶺 正 春		
	会 計 課 長	喜 屋 武 の り 子	農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	瀬 上 恒 星		
	住 民 生 活 課 長	楚 南 兼 二	健 康 保 険 課 長	玉 栄 治		
	税 務 課 長	玉 栄 幸 憲	学 校 教 育 指 導 主 事			
	上 下 水 道 課 長	伊 佐 秀 樹				
	福 祉 課 長	喜 納 啓 二				
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第3号

令和6年3月21日（木曜日）

1. 開議 午前10時

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		一般質問	

一 般 質 問 通 告 書

順位	質 問 者	件 名
1	比 嘉 悟	1. 北中城村の水道インフラについて 2. 災害時の対応について 3. 和仲トンネル上公園整備について
2	上 間 堅 治	1. 不動産に関わる村の取り組みについて 2. 村長公約
3	大 城 律 也	1. 岩手県宮古市視察研修 2. 岩手県葛巻町姉妹町村視察研修
4	喜屋武 功	1. ハワイー北中城村の交流事業と比嘉太郎・武二郎記念館の創設を 2. 反戦平和の像の移設で平和村をアピールすべき 3. DOTEプログラム事業の方針・成果目標と海外短期留学先の治安 状況について 4. ライカム地区公園の方針について

○議長（比嘉義彦）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

日程第1．一般質問

○議長（比嘉義彦）

日程第1．一般質問を行います。

順次発言を許します。

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

おはようございます。

それでは通告に従いまして一般質問を行います。

1点目は、北中城村の水道インフラについてです。

今年1月16日に発生した、うるま市での導水管漏水事故で、生活を支える水道インフラの重要性が改めて浮き彫りになった。原因は水の流れを止める制水弁（バルブ）が経年劣化により生じたさびで完全に閉栓できなかったことが原因とのこと。また、昨年台風6号では、整備の不具合で宜野湾市と中城村の一部で断水が長時間にわたるなど影響が出た。我が村の水道インフラの状況について伺う。

2点目は、災害時の対応についてです。

2月5日、琉球新報一面に災害トイレ不足8割という見出しで記事が掲載された。我が村は国の基準を満たしている備蓄がある8市町村に含まれていた。しかし、想定避難者数は県または自治体独自の試算とのこと。12月末現在、我が村の人口は1万7,961名。想定避難者は896名で人口の約5%である。どのように避難者を想定し試算がされたのか。また、今後マンホールトイレの導入のお考えは。

3点目は、和仲トンネル上の公園整備についてです。

県道81号線、和仲トンネル上に県が整備した広場ができました。今後の活用として、万が一の一時避難場所に指定し活用してはどうか。

以上3点、よろしくお願ひします。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

では比嘉 悟議員の御質問にお答えいたします。

まず1番目に、我が村の水道インフラ状況ということで質問されております。

本村の水道施設の現状といたしまして、令和4年度時点で送水管延長4.4キロメートル、配水管延長106キロメートル、総延長110.4キロメートルで、そのうち耐震管延長は37.3キロメートルで全体に占める割合は33.8%となっております。また、法定耐用年数40年を超えた管延長が5.6キロメートルで全体に占める割合は5%となっており、経年管を主体に管路更新に併せて耐震管へ布設替えする管路改良（耐震化）工事を実施しております。

2番目の12月末現在、我が村の人口は1万7,961名、想定避難者は896名で人口の約5%、どのように避難者を想定し試算されたのか、また、マンホールトイレの導入についての御質問です。

避難者数につきましては、沖縄県地域防災計画、平成19年3月において県人口の20分の1、（5%）が根拠となっております。そのため1月末人口1万7,961人の5%、898人を試算してアンケートには回答をいたしました。また、マンホールトイレにつきましては、状況に応じ検討したいと考えます。

3番目の和仲トンネル上に県が整備した広場ができた。今後の活用として万が一の一時避難場所に指定し活用してはどうかという御質問です。

トンネル上部の広場を災害時の一時避難所と

しての活用について、地域防災計画の見直しと併せて検討したいと考えます。なお、道路管理者である県からは、トンネル上部であるため荷重負担となる建造物は設置不可とされており、仮に防災設備を整備しようとする場合には制約がございます。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

それでは水道インフラの件から再質問いたします。

本村の水道事業は、昭和39年12月に上水道事業経営の創設を受け水道事業が開始された。今年で60年を迎えます。これまで改修等を行われてきて、現在では村全体の管路総延長が110.4キロメートル、そのうち耐震管延長は37.3キロメートルで全体に占める割合が33.8%。法定耐用年数40年を超えた管延長が5.6キロメートルで割合が5%とのことですが、この法定耐用年数40年を超えた、残りは5.6キロメートルの中で、県企業局が設定している更新基準55年を超えている管路はありますか。

○議長（比嘉義彦）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

御質問にお答えします。

更新基準55年については、企業局が局内で検討して導水管の更新基準を55年としております。本村の場合、更新基準を送水管、配水管の本管が40年、配水支管が60年と定めております。令和4年度末で更新基準に達した管路はありません。なお、耐用年数40年を超えた管路は全て配水支管となっております。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

ちなみに年間の更新実績は大体1年に何キロ

ぐらいやっているとか、過去5年ぐらいの平均でもいいので。

○議長（比嘉義彦）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

直近の令和4年度については、既設交換から1年間で約340メートルを更新しております。大体平均的にも大体そのぐらい程度でやっております。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

こちらの更新の優先順位等は決まっていますか。

○議長（比嘉義彦）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

更新の優先順位については、まず管路で40年以上経過した管と、あと施設については耐震補強を優先しております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

今後の整備計画はどのようになっていますか。

○議長（比嘉義彦）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

今後の整備計画としまして、まず喜舎場仲順配水池の耐震補強と、あと熱田配水池からの配水本管の耐震化を予定しております。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

村の水道水は、水道用水供給事業者の企業局の北谷浄水場と石川浄水場から受水して、北谷浄水場から供給されるのが喜舎場、仲順、島袋、屋宜原、瑞慶覧、石平、安谷屋、荻道、大城、

ライカムの全域と、熱田、和仁屋、渡口の一部で、石川浄水場から供給されるのが、美崎全域と熱田、和仁屋、渡口ですが、浄水場から本村の受水点まで、送水管に不具合があった場合、この送水管の改修は企業局がやる認識でよろしいでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

議員の認識のとおり企業局の改修となります。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

では村はこの受水点から村内配水管の改修のみの対応ということでよろしいですか。

○議長（比嘉義彦）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

村としましては、企業局から受水する受水点6か所から配水池へ送水する送水管と、配水池から各メーターまで配水する配水管が村の改修する区間となります。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

では一方の浄水場、北谷としましょう。その送水管に不具合があって、村の受水点まで水が届かない場合、村内の7つの配水管で村内全域にこの配水は可能でしょうか。

○議長（比嘉義彦）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

北谷浄水場からの送水管に不具合があった場合は、7つの配水系のうち6配水系で配水不可となります。一方、石川浄水場からの送水管に不具合があった場合には、喜舎場仲順配水池及び大城配水池から熱田配水池への配水は可能であります。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

確認です。北谷がもし駄目な場合でも、この石川から来たので村内全域には。

○議長（比嘉義彦）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

北谷に不具合があった場合ということですよ。北谷浄水場からの不具合の場合には、全ての配水系といいますか、熱田以外はもう配水不可ということになります。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

村内の配水系が7つでしたか、その管路というのはないということでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

管路はつながっておりますけれども、ただ熱田地区について熱田からほかの地区への配水というのは高低差の関係、水圧の関係で配水ができないということになります。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

もう技術が発展してきているので、今後こういう配水系管をつなぐ必要性はないでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

熱田配水系からになりますと、ポンプ場の施設の用地の確保とか整備、あと維持管理などの費用対効果の面から今考慮しておりません。応急給水での対応を今考えております。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

現在ですね、沖縄県内少雨傾向で県内のダムの貯水率の問題が出てきています。今日の朝見たら44.8%でした。村のホームページによると、昨年の7月と今年の1月の水道水中の有機フッ素化合物P F A Sの検出状況について結果が掲載されていますが、今年2月28日ですね、比謝川から取水が再開されています。その後P F A S検査は実施されていますか。

○議長（比嘉義彦）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

今おっしゃるとおり、比謝川から2月28日から取水を開始しております。3月4日これ県の検査ですけれども、3月4日の検査では北谷浄水場で原水が17ナノグラム、浄水が2ナノグラム、リッターですね。北谷浄水場の活性炭の処理により大分低減が図れていると思います。本村についても2月28日に取水が開始されたことを受けて、3月にP F A S関係の検査を追加でやっております。結果はまだ出ておりませんが、3月5日に検査のために取水を行っております。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

結果が出たらまたホームページで載せるということによろしいですか。できれば毎月発行の村の広報紙にも村民に安全・安心を伝えるためにも結果の公表をしていただきたいんですけども、その件について可能でしょうか。

○議長（比嘉義彦）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

これについては、検査結果が出ましたら速やかに公表したいと思っています。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

今年1月1日ですね、お正月真っ只中に能登半島地震が起きました。本当に災害はいつ起こるか分からない、時を選ばない、選んではくれないことを我々は目の当たりにしました。発生から2か月半が過ぎ、いまだに断水している箇所もあります。平成7年の阪神淡路大震災では断水戸数約130万戸、最大断水日数が約3か月。平成23年の東日本大震災では、19都道府県で断水戸数約257万戸、断水日数約5か月。津波被害地区は除いています。平成28年の熊本地震では、断水戸数約44万6,000戸、日数が約3か月半。家屋等破損地域は除いています。このように一度地震や災害が起こると、水道施設が大きな被害を受け、断水が長期にわたる可能性があります。そういった災害時の対応として、近隣市町村との応急給水の連携はどうなっていますか。

○議長（比嘉義彦）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

この災害時の対応としまして、沖縄県水道災害総合協定を結んでおります。それにより中部管内事業体で応急給水訓練体制を整えており、毎年、県と中部管内水道事業体による応急給水訓練を実施しております。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

ぜひ水を扱っている上下水道課からも、万が一の水の備蓄を村民の皆様に周知していただきたい。防災の両面からその点どうでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

そうですね、災害に備えて住民等についても十分周知して図っていきたいと思っています。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

総務課の防災対策とかではなくて、上下水道課が水を扱っているの、万が一水が出ないよというのも両面から村民に周知する必要があると思います。人は水がなければ生きていくことができません。安全な飲み水の確保は生きていくための最低条件です。蛇口をひねれば水が当たり前のように出る。炊事、洗濯、お風呂、トイレなど、日常の生活においても日々多くの水を使用します。1日でも断水してしまえば、私たちは普段どおりの生活ができなくなり、あらゆる分野で水道インフラは必要不可欠です。

令和2年3月に作成した北中城村水道事業経営戦略に基づき、村民が安全・安心して生活していけるよう、引き続き水の安定供給と持続可能な水道事業運営に尽力していただきたい。その件について村長、お考えをお願いします。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

比嘉 悟議員の御質問をお答えします。

水道水の給水等につきましては、我々人間の当然のライフラインの最も重要なものだと思いますので、そこに万全を期したいと思っております。災害時における給水・配水等についての策については万全を期してまいりたいと思っております。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

年平均350メートルぐらいしか改修できない、相当金額もかかりますよね。国、県の補助金も活用し改修が計画的に進むことを望みます。

それでは次に、災害時の対応について再質問いたします。

想定避難者の試算は、沖縄県の地域防災計画において人口の2分の1、5%が根拠というこ

とですが、もし仮に地震が発生して東海岸側、熱田、和仁屋、渡口、団地、美崎の方々が避難すると考えると、1月末5地区の人口で4,075人、県の人口の2分の1、5%で試算すると203名。あそこで地震があつて避難してよつて言つても4,000名のうち200名しか避難しないつて多分あり得ないですよ。しかし、この5地区の全4,075人が避難しても、1日5回使用の3日分、6万1,125回分。本村の備蓄は6万6,900回分あるので充足率は109%。本村の災害時のトイレは十分に整備されているようでよかつたです。

以前質問した際にトイレ用テント6割、仮設トイレ30基が備蓄されているとの答弁をいただきました。その仮設トイレに取りつけるタイプのものが6万6,900回分もあるという認識でよろしいでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

お答えします。

仮設トイレ今現在2種類用意してございます。1基当たり5,000、これメーカーの公表値なんですけど5,000回使用可能だということと、50回を1パックにしているトイレの合計が先ほど新聞報道では6万弱の回数です。ただし実際くみ取りだとか、そういったことが必要になるので、果たしてそれがくみ取りが現在生きているのかどうか、それも考えないといけないと思つています。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

これまで全国の災害時における避難所のトイレ問題が起きていることとして、集団感染のリスク、不衛生な環境下のため排泄を我慢し、食事や水分摂取を控える。そうすると体調を崩し

たり、エコノミークラス症候群、誤嚥性肺炎が引き起こされる可能性があり、集団生活秩序や治安が乱れ避難所間でのストレスがたまり、避難所運営に支障を来す悪循環など影響が出ます。災害時のトイレ問題は重要な課題です。高齢者だけでなく誰もがトイレに行きやすい環境を整えなければいけない。

そこで県内12市町村で導入している我が村にはまだないマンホールトイレを提案します。先ほど課長からもあったように、この仮設トイレは搬入にも時間がかかったり、し尿処理も必要になるのに比べ、マンホールトイレは設置が簡単で迅速に確保できるという利点があり全国的にも導入が広がっています。我が村も年々少しずつですが下水道整備が進んでいます。トイレ問題は非常に深刻です。状況に応じた対応をしたいという答弁でしたが、私が今述べたのを聞いて村長のお考えをお願いします。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

このトイレにつきましては、総務課等でも協議をいたしまして、万が一大きな地震等が起きた場合、果たしてマンホールトイレ下水道のほうでそれが使えるかどうかというのもまた問題もありますので、そこは状況等に判断したそういった対応が求められると思いますので、そこを勘案したいと思います。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

ぜひ前向きな検討を望みます。

3月8日、国際女性デーの新聞記事に、女性と防災、市町村アンケートが掲載されていました。我が北中城村は女性に配慮している全7項目中、生理用品の備蓄の1項目のみが該当して、他市町村に比べ遅れをとっているのが新聞紙面で一目瞭然でした。その中で防災会議の設置は

なしということでしたが、先ほど議会の図書室からお借りしてきたんだけど、北中城村地域防災計画は、この北中城村防災会議が作成したものでないのか。ここに防災会議って書かれているので、防災会議がてっきり発行したのかなと思っているんですけども、アンケートでは会議はなしとなっていたんですけども、どうなんでしょう。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

議員から御指摘のこの防災会議、実は設置されております。条例上も設置されていることになっています。回答する時点で会議が開催されているかという勘違いがあったもので会議が設置されていないという回答をした次第です。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

会議は設置されているけれども、会議を開いてないからしてないという回答をしてしまったということですね。了解です。

これまで一般質問に2回、各自治会の自主防災組織の連携を図る連絡協議会等を提案してきましたが、これもまだできていない。村民の生命・財産を守り、村民が安心して暮らしていくための防災・減災対策の提案です。このご時世に防災意識の低い北中城村。新聞を見た村民ははるかに驚いていると思います。我が村には東日本大震災後に結成した県内外から評価されているYORISOI（よりそい）隊というすばらしい団体もあります。各自治会自主防災会でそのYORISOI（よりそい）隊を巻き込み、女性に配慮した環境整備のためにも第1回の防災会議の実施を求めます。村長の見解は。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

昨日あった全体防災会議等については、開催としては十分開催できます。ただこれまで女性に配慮した対策と色々な施策の方針と、全体計画を見直す等についての全体防災会議だと思っておりますので、そういった必要性が今ありますので、それに対応した防災全体会議の開催については前向きに検討します。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

その会議の中で、中央公民館が指定避難所に指定されますよね。その中で図書室から和室側を女性専用にするとか、図書室の前にはトイレもあるし、ここを完全に女性用にする。授乳スペースも和室あたりで更衣室、そうすると何項目はもうすぐクリアできると思うんですよね。ぜひ前向きな会議よろしくをお願いします。

先月ですね、我々北中城村議会は岩手県宮古市の行政視察で防災事業の取組についてという研修に行ってきました。宮古市の防災担当に防災事業に取り組むに当たり伝えたい言葉との質問に対して、相手の危機管理課のほうから住民一人一人の取組が大事。宮古市では防災出前講座などを開催して、住民一人一人に防災について備える、伝える、逃げる事の重要性を周知していて、日頃からのコミュニティ形成が重要だ。御近所との日常があって非日常に対応できるというとのことでした。宮古市では避難訓練を年2回実施しているそうです。今年1月の能登半島地震でも無事に避難された方が、東日本大震災をきっかけに地域で毎年避難訓練をして、奇跡ではなく日頃の訓練が生きたと語っていました。我が北中城村もいつ起こるか分からない災害に備え、村民の防災意識向上のためにも、これも2回目の提案です。村全体の防災訓練を実施してはいかがでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

お答えします。

訓練できていないところに本番ではできないものがありますので、本番に対応するためにはどうしても事前の訓練が必要だと思います。おっしゃるとおりでございますので、ぜひ全体を巻き込んだ防災訓練等については実施してまいりたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

まずは防災まつりのような気軽に参加できるものでも、コンパクトにできるものでもいいと思います。

それでは最後に、和仲トンネルの公園整備について再質問いたします。

一時避難場所は地域防災計画の見直しと併せて検討ということですが、東海岸地域の方々にもそうですが、仲順に住んでいてもこういった避難できる整備された広場があるということを知らない方もいると思います。村民への周知も必要かと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

現時点でその広場がどういった取り扱いになっているかというのがそもそもの話だと思います。私たち総務課のほうでまだ指定してございませんので、周知などは逆に誤解を招くのかなと思います。何か経緯を考えると部落であったり、これ中部土木事務所のほうがですか、アスファルトを敷いたと聞いていますので、そもそもそういった活用を元々想定していた活用も考えながら広報などしないといけないのかなと思っています。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

地域防災計画で見直して、一時避難場所に指定して周知していただきたい。

昨年12月の仲順自治会での孝則村長初の地域懇談会、この件は和仲トンネルの件で、防災、トイレ、かまどベンチ、応急給水槽の整備を防災公園的な想定で質問しました。かまどベンチは部落補助で取り組んでほしいとのこと。ちなみにかまどベンチというのは、普段はベンチとして使用していて、座る部分を外すとかまどになるというものです。災害時に必要となる炊き出しに備えたアイテムだと。いろんな全国でも防災公園とかに設置されています。応急給水槽は衛生面が懸念されるため、給水車で対応を検討ということでしたが、給水槽ではなくて水道を引くことはできませんか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

水道を引くことは何ら問題はございませんが、その水道の管理者となる人がどちらになるのか、これは部落になるのか、例えば実際公園に水道はあるんですが、それは公園管理者となっております。そういった取り扱いがどちらが取り扱うかという問題があるのかなというふうなことを思っています。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

広場、公園を活用するにあたり防災面でも何をするにも人が集まればやっぱり水道とかトイレが必要になります。防災トイレは周辺の下水道状況を確認して整備かどうか検討することでした。先ほども災害の対応のところで提案しましたが、その和仲トンネルに普段はベンチ、東海岸は初日の出も見えるきれいな場所なので、

そこにかまどベンチを置いて、トンネルの上整備可能ならマンホールトイレを設置するのはどんなでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

これ一般質問を受けてちょっと調べさせていただいたんですが、当該箇所については下水道整備が実際なされていません。また計画自体もまだ未定ということで、マンホールトイレの設置は難しいという認識しております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

和仁屋、仲順の両自治会を通る和仲トンネルなので、行く行くは私の地元、仲順自主防災会と和仁屋自主防災会との合同防災訓練をできないか今考え中です。和仲トンネルのことを考えていろいろアイデアがワチュン。アイデアが湧き出ることです。和仁屋地区の地域懇談会で避難経路の整備についての質問で、和仁屋地区は里道を通って仲順方面へ上る方法が現時点での避難経路になると回答しています。せっかく県がきれいにアスファルト舗装してもらった広場です。今後活用できるような整備を望みます。

以上、これで私の一般質問終わります。ありがとうございました。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

それでは、通告に従い2人目ですね、一般質問したいと思います。

まず1点目、不動産に関わる本村の取組について。

その中で空家対策改正法が2023年12月に改正され、管理不全空家も空家対策の推進に関する

特別措置法に新たに加わり、一定の条件を満たせば村から指導や勧告を行えることになっている。しかし空家対策の推進に関わる特別措置法では、村の空家対策計画、その他必要な項目を定めることにより推進とある。本村において空家対策計画はあるのか、また空家対策の推進に関わる特別措置法に関わる空家家の現状を伺う。

続いて2番目、相続登記が今年4月より義務化されます。不動産を取得した相続人は所有権の取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならない。本村でも過去、また現在においても公共用地取得で相続登記がなされていなく、事務または経費がかさみ、それどころかいまだに取得に至らない事業もある。この相続登記義務化に対する本村の対応を伺う。

2つ目です。村長公約です。

4年前に、様々な公約を掲げ当選しました比嘉村長ですが、今年も村長選挙もあります。4年前に掲げた公約の中に給食費の無償化が含まれていますが、令和6年度予算には4分の3の補助が計上されています。ここに来てようやくの前進が見られましたが、村長の公約は無償化であり、さらには私立の児童生徒への給食費無償化です。

以上のことを踏まえ、4年間での給食費無償化は実現できない状況である。この件に関して意見を伺いたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

では上問議員の御質問にお答えいたします。

まず1番目の不動産に関する村の取組についてということで、本村において空家等対策計画はあるのか。また空家等対策の推進に関する特別措置法に関わる空家家の現状を伺うということでもあります。

総務省の住宅・土地統計調査、平成30年による本村の空き家（二次的住宅、賃貸用住宅、売却用住宅含む）戸数は280戸、率にして4.3%となっており、全国13.6%、沖縄県全体の10.4%に比べて少ない状況にあり、現在のところ空家等対策計画の策定、特定空家の実態調査等は実施しておりません。なお、管理不全と思われる住宅に関する自治会等からの相談は、直近3か年において3件程度あり、その都度所有者を特定し適正な管理を求めている状況であります。

2番目の相続登記義務化に対する村の対応について。

この相続登記義務化に対する本村の対応ということですので、固定資産所有者の死亡に係る相続人手続通知は毎月実施しております。また、令和5年7月には未相続該当者を抽出し相続手続を促す通知を実施しております。次年度、令和6年度より会計年度任用職員を1名配置し、未相続登記調査及び固定資産所有者に対して相続登記の申請手続の啓発を強化いたします。

次に村長公約についてでございます。

現在村では給食費の半額補助と併せて準要保護世帯への全額補助を実施しています。また最近の物価高騰の影響により食材費が増加し給食費では賄うことができず、その差額分についても補填し、保護者負担増が生じないように取り組んできました。令和6年度から給食費の完全無償化については、財源などの面からも厳しい状況ですが、4分の3補助を実施予定であります。無償化に向けて段階的に取り組んでいるところであります。まずは村立学校の無償化を進めていきたいと考えています。その後には私立の児童生徒の給食費無償化についても進めていきたいと思ひます。私の公約である給食費無償化については、国や県の動向、財源の有無を見極めながら実現に向け取り組んでまいりたいと思ひます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

それでは本村の不動産に関わる対策取組ですね、そちらのほうから順次質問したいと思ます。

まず空き家対策なんですけれども、村内の空き家の状況が全国より低いということで特定空家の実態調査等はやらない、計画も行わないという考えでよろしいのか、この辺をお願いします。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

私のほうからとりあえずお答えさせていただきます。

この空き家対策、どういう視点でどういう取組をしていくのかというところの方針で担当課も異なってまいります。そういった中で今主務的な立場、取り扱っている所管課がないという状況がまず一つございます。そういった中で、特段大きな問題が生じていない状況というところで、今の段階でいつ頃どうやってこれを定めていくのかというところを明確になっていない。しかし今後そういった状況が顕著になってくるといような状況が見られれば、また改めて検討の余地はあるのかなというふうに考えます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

今の答弁だとまだ担当課がない。この状況にしても村内はそれほどではないというふうな認識ではあるんですけれども、実際自治体から3件も特定空家について相談が出ている。3年前からにもかかわらずできていないということは、どういうことなのかというのを、私は今まで議員をやっていて議員の言葉より住民からの言葉

のほうが大切だよというふうに言われてきました。いろいろあれやれこれやれと言っても住民からの意見なのか、そういったのは住民からうちには何も来てないよという話をよくされてきました。その件に関して住民から自治会から3件も来ているということであるのに、まだどこが対応するかというのができてない。そこはどういうふうにお考えになりますか、村長。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

上間議員の御質問にお答えいたします。

今過去3か年で3件の対応ということがございました。そして対応ということなんですけれども、確かに今私が住民の要望等に応えるためには、少数であろうがそれに対応すべきだろうということです。ただ今例規のほうでそういった今空家対策等の担当が今まだ不透明でございますので、これは今後早めにこの所掌業務の条例整備を例規等の整備を努めてまいります。そして少ないからといって対応しないというわけではございませんので、これからしっかりと担当課を決めて対応するように努めてまいります。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

私この法律もいつだったか、大分前にできて全国的にも危険な空き家が出てきているというので報道でも問題視されてきています現状。それでも足りないから、去年この現状にならないために管理不全空家という形で新しくやられているというのが全国的な取組だと私は認識していて、もうあるのかという、しっかり対応できる課を持ってやっているのかというイメージで質問したんですけれども、また3件あっていろいろ指導していますという答弁もあったので、できているのかなというふうに思っていて残念なところもあります。なぜ私がこういった質問

するかというのは、最近また私、結構村内を歩きます。いろんな議員の仕事で。島袋地域でもこれちょっと危ないなというのも3件ほどあります。ほかの地域行っても2、3件見当たります。全体的な部分ではないんですけども、まだ近隣住民に迷惑をかけていないからクレームが来ないだけであって、今からなる可能性があるから、しっかり把握してくださいということで、去年法律も改正されたというふうに認識をしているんですけども、ぜひこの辺もしっかり地域、自治会長会等も合わせながら相談しながら取組をやっていって、早めにやっていただきたい。なぜかという、この質問の繰り返しになるんですが、この答弁の中でも全国的に4%とは言っているんですけども、これはすぐ住めるアパート、今建っている新築の物件等も含めて4%です。今の村内の現状というのは、私不動産の関係も結構知っているんですけども、アパートも空き室が出たらすぐ埋まる。入りたいという人もいっぱいいるんですけどもなかなか入れない。そういう状況です。そういう状況で4%もあるということは、この4%は本当に住むのか住まないのか分からない人が所有しているということだと思えますよ。4%の割合がどのくらいなのか、この特定空家に対してつながるのか、というのも考えながらしっかり村の中で担当課を早めにつくってやっていただきたいと思います。

次に移りたいと思います。相続登記ですが、これも法律関係ではないかもしれないですけども、国のほうで強化していただきたいということで来ていると思います。答弁の中で死亡に係る相続人、相続人相続通知は毎月実施している。また去年7月に未相続該当者を抽出して相続登記手続を促す通知を行っているという答弁ですけども、この2つの通知の違いは何ですか。なんか一緒だというふうに私は思うんですが、どういった状況でこの通知を出すのか、ど

ういう目的でこの通知を出しているのか、いろいろあると思いますけれどもその辺詳しく説明してください。

○議長（比嘉義彦）

税務課長。

○税務課長（玉栄幸憲）

まず毎月実施しているこの死亡者の相続に係る通知ですが、まずこの死亡の届出を住民生活課のほうで届出した後に、このデータが税務課のほうに届きます。そのデータを基にこの死亡された方が固定資産を所有しているかどうか、そういったのを調査してそこで所有しているのであれば、この相続手続等にも係りますので、これを国のほうに村は通知をするという流れになっています。令和5年7月に通知した相続の手続については、今回上間議員から御質問なされている令和6年4月から罰則規定が設けられています相続が義務化されるということで、再度通知したという手続になっています。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

確認ですけども、初めに死亡されたときに相続手続通知というのは、新規で新しくそういった事例が出たときにそういった手続を行って通知をする。広報のほうは今までであるそういった手続されていない事例の方に対しての通知ということで理解はしました。今まで通知を抽出してやったというにもかかわらず、また答弁では来年度また相続登記調査及び固定資産調査に対していろいろやっていくということなんですけれども、さらに何をやるのか、来年度。今回こういう抽出をして、これだけ過去にこれだけの人数が北中城村にはいます。相続登記されていない方がいます。分かっているのにまたさらに来年もそういった調査を行いながらやるということは、さらに輪をかけて誰が相続人なのかと

か、そんなつながりまで調べるのか、そういった部分も調べながら早く相続してください。1人の方に相続手続きしてください。あるいは分割登記してくださいという形を進めるのか、この辺少しお願いします。

○議長（比嘉義彦）

税務課長。

○税務課長（玉栄幸憲）

まず毎月通知している件については、相続の手続きをしてくださいという通知及び相続人を選任するに当たって時間がかかる場合が多分あると思います。そういった方については、相続人代表者の手続きをしてくださいということで通知を促しております。今回新年度に向けてこの調査をするに当たっては、まず相続人の調査、戸籍住民票等の請求をして調査をします。その後、名義変更手続完了の有無を登記所のほうで調査をして、それがなされていなければ相続放棄者等がまだいるのかどうかというのを裁判所のほうで調査をしたいと思っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

これは国からの指導があつて通達があつてやるのか、私からすると、やらなくてもいいのかなというふうなイメージがあります。村としては早めに相続してもらいたい。固定資産税という税を早く取りたいという意味合いでやるにもかかわらず、そこまでやってもやらない方はいるといふようなイメージがあるんですけれども、この辺は国の指示があつたのか、その辺お聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

税務課長。

○税務課長（玉栄幸憲）

令和6年4月実施の件については、国からは協力依頼がございます。そもそも登記に当たっ

ては、固定資産を所有したのであれば登記をしなければいけない義務があります。不動産登記法で明記されていますが、私が先ほど言った相続等で時間がかかる場合に、代表者を立てて相続に代表者の手続きをしてくださいというのは、今回の義務化についても関連はしないといえれば関連はするんですけれども、国からの協力依頼でございます。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

協力依頼ということは別にやらなくてもやってもいいのかなというふうに私は理解しているんですけれども、そのために会計年度任用職員を1人置く、そういった費用対効果、どのくらい村にいるのかというのは分からないんですけれども、そのためにまた新しく職員、会計年度任用職員を置くというのはどういうふうな考えで、本当に必要であればそこから相当な金額が取れます。今まで登記されていなかったから不明であったから、さっき言ったように固定資産税が取れないというふうな話があるんですが、そういった費用対効果の面からしてもちょっと疑問が残る部分だなというふうに思うんですけれども、その辺どういうふうにお考えかお願いします。

○議長（比嘉義彦）

税務課長。

○税務課長（玉栄幸憲）

まずは協力依頼ということですが、費用対効果というより固定資産はやはり村内に固定資産がある場合には、全ての方に賦課はしています。本来固定資産税というのは、この所有者に課する課税ですので、その方が亡くなった場合にはもちろん死亡者課税はできませんのでその方の相続された方に課税をします。死亡されたからといって課税はできないんですけれども、それでストップするのではなくて、その方

の相続人に対して通知をする。そこで税を支払ってもらおうということになります。費用対効果の件からすると今回は人件費がちょっとかさむということになります。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

そうなんですよ、人件費がかさむ。いろいろと新しく課もつくって人件費もかさむということでもあるんですが、それは置いてですけれど、今回の件に関してちょっと今話聞いたら協力依頼という形です。村は村で何が重要かということやらないといけないのかなというふうに思っていて、先ほどから言っているように固定資産税をしっかりといただく。あとこういった土地の収用に関して公共の収用に関してそういった形でやれば早めに済むというのが村の一番のプラスなのか。そこに持っていけばいいはずだと思うんですが、この辺はもう少しこれからという話なので議論していきたいと思えますけれども、先ほどから言っているこの相続人申告登記なんですよ。ここにちょっと私は問題があるのかというふうに思っていて、これをやれば誰かが税金だけ納めてくれるよというだけのイメージ。村はその人に対して税金を申請するだけのイメージであって、私が言っているのは先ほどから言っているように、しっかりと早めにやってもらう。誰か1人にやってもらうという相続をやってもらうというのが一番重要じゃないかなというふうに思っているんですけども、この辺は、国からどういうふうにやりなさい、指示とかあるんですか。例えばこの相続人申告登記、代表者を1人立てておけばいいという話でしたよね。それだけやっておけばもうそれでいいのか。この登記自体は3年というぐりはあるのにそれをやればもうずっとその代表者1人がやるのか。そうするとどんどん枝

葉が分かれてくるんですよ。相続人の相続できる人、権利がある人が。その辺はどういうふうな国から指示があるのか、その辺は指示があるとか、情報とかそういったのももらいながらやるのが一番いいというふうに思っているんですけども、この辺どういうふうなことでやっているのかお聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

税務課長。

○税務課長（玉栄幸憲）

繰り返しになるんですが、不動産登記法では固定資産を所有した場合には登記をしなければならない。これがもう基本なんです。村としてはその登記をする前までの間、この税を徴収しないわけにはいかないの、その間手続をするまでの間については相続人代表者の手続をしてくださいということで、この代表者の方に納税通知書は発送しています。なので国からどうこうしなさいという指導はないんですが、もちろん不動産登記法に基づいて相続はしてくださいというふうに指導はしています。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

ありがとうございます。

ごめんなさいね、国の施策なのになかなか言えない部分もあると思うんですよ、今からのことだし。法律だったらしっかりできるけれども義務化、なんか曖昧な言葉でどんどん進めていこうとしている部分もあるということで認識しながら。わざとというか村民がそれを知らない方もいるかなというふうに思っていて一般質問もしています。そういった形で分かれば、この議会を見ながら村民もしっかり理解、相続に当たりどういうふうな形、登記に当たりどういった形で理解をってもらういいきっかけになるのかな。村からももしそういう不具合、村に

対してマイナスにならないような形もしっかり議論しながら、国に対しても物を言う形にしていただきたいなと思っています。ありがとうございます。

続いて村長の公約であります。

給食費無償化の件ですけれども、準要保護世帯にも全額補助されているということで回答ももらっています。この準要保護世帯に対して何件か、それとあといつ頃この全額補助は始まったのかお聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

上間堅治議員の質問にお答えします。

準要保護の人数のほうは402名、補助額が1,901万円となっております。いつ頃始めたかというのはちょっと資料のほうは手元にありませんので、また後で報告したいと思います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

要保護の場合は国の補助、県の補助があると思うんですけれども、この準要保護は補助はあるのかお聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

上間議員の質問にお答えします。

この準要保護については、村の負担となっております。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

分かりました。今質問したのはある程度後から質問するんですけれども、重要なのは答弁の中でいろいろ取り組んでいるということで、半額補助、今言っている準要保護世帯の全額補助

というふうにありましたけれども、それは多分今調べられないって言ってましたが、それは大分前から準要保護も大分前からやっていると思うんですよ、我が村は。そういった世帯には手厚く。この半額補助も比嘉村長になる前からやっています。物価高騰の部分も国からの補助があってしっかりやりなさいよということでやっています。

村長のこの公約の中でできたというのが、来年度始まる4分の3の補助だけなんですよ、こういったいっぱいメニューありますよってやっている割には、やっと始まったという私はイメージがあって今質問しています。遅いか早いかはどういうふうな形で取るかは後でまたやりますけれども、この今度6年度で4分の3補助をやります。4,800万円ですか予算ベースで出ていますが、この財源の内訳をお聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

上間堅治議員の質問にお答えします。

財源については特に補助等はございませんので、村の一般会計からの持ち出しになります。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

分かりました。また給食費ですね、3年前、4年前から始まっていますけれども半額補助。1人に対して基準をやると、中学生1人幾ら給食費として支払っているのか、今回4分の3補助になった場合に、この中学生1人幾ら払うのか給食費として、この辺はしっかり出ていると思いますのでよろしく願いいたします。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

上間堅治議員の質問にお答えします。

小学校の給食費のほうで、令和6年度の小学校の給食費が年間4万6,200円、村の補助が3万4,650円、保護者の負担が1万1,550円。中学校の給食費、令和6年度が年間5万2,800円、村の補助が3万9,600円、保護者の負担が1万3,200円となっております。2分の1のときの小学校の給食費のほうで年間4万2,900円、村の補助が2万1,450円、保護者負担のほうで2万1,450円。中学校の給食費については、令和5年度年間4万9,500円、村の補助が2万4,750円、保護者の負担が年間2万4,750円となっております。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

内訳は大体分かりました。しっかりやられているというふうに、ちょっとできる計算ざっとですけども。ただ令和5年の予算で2,600万円あって、4分の3の補助をやったときには4,800万円となっております。前年度、普通は踏襲しながらやる部分であると思うんですけども、それを4分の3に直すと3,900万円ぐらいが今年度の補助金ぐらいになるというふうに思っているんですけども、この差額900万円ぐらいになると思うんですけども、この差額はこういうふうな計算で出しているのかお聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

上間堅治議員の質問にお答えします。

今令和6年度の給食費の予定については、令和6年度より給食費の値上げのほうを予定しておりますので、その値上げの部分も含めての金額になっているので差額が生じております。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

ちょっと計算ができないんですけども、給食費2分の1から4分の3になって、家庭の負担は下がるのに今値上げするという話をしていますけれども、これちょっと詳しく、なぜ値上げなのか、なぜ家庭の負担が増えるのか、この辺ちょっとお聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

上間堅治議員の質問にお答えします。

学校給食費については、平成13年度から23年間値上げのほうを行ってきておりませんでした。昨今の物価高騰等でちょっとこのままの給食費では量とか質を維持するのが厳しいということで、一応給食の運営委員会の中で値上げすることによって決定して取り組んでおります。その中で今300円ずつの値上げになるんですけども、小学校の場合の親の負担のほうは、4分の3にすることによって値上げしたときとしないときでマイナス990円の負担減にはなっております。中学校のほうで値上げする前と後で1万1,550円の一応負担減となっております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

せっかく負担をしていく4分の3やっていくなら、もう全部村で持ったらどうか、この辺は村長、値上げした分やりながらやったほうがいいんじゃないかというふうに思うんですが、どういうふうな考えで決めたのかお聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

私はむしろ給食の無償化等については段階的な措置でもよろしいかと思っておりますので、ただいきなりそれをやりますと相当な一般財源

負担等ございます。一昨日もですか、将来の負担等について皆さん承知していると思います。相当なこれから財政需要が出てきますので、そういう面も勘案して、さらには今財源となる財政調整基金等のほうの残高としても非常に今底をつきそうな勢いがございますので、財政上はものすごい旺盛なものがございます。ですからいきなり全額という補助ではなくて、段階的に負いたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

財政的に負担も大変だから給食費を一旦値上げて、その4分の3ということでありませけれども、年間900円ぐらい変わるとかそういう話しているんですけども、やはりそのぐらい変わってどうなのかというふうな部分もあります。コロナのこの時期のときから地方創生臨時交付金ですか、そういったのを使いながらいろいろほかの自治体でも給食費無料化にやりながら有効に使っているという考えもありましたけれども、今後の動向はどういうふうに、来年度はこの交付金というのは予算に計上されていなくて補正でやるのかどうなのか分かりませけれども、今後の動向も踏まえた部分でありますけれども、過去を遡ってそれを活用しながらやるという考えはなかったのか。ただ高騰分だけ上げてという話ではあるんですけども、この辺はどういうふうな考えでいるのか。例えば、もしこういった来年度交付金が決定されて給食費にも使えるというふうになれば、しっかり措置できるのかこの辺をお聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

これについては必ずしも特定財源ができたからといってそれを予算措置するというものではございません。ただ、なぜそこに躊躇しますか

というと、一度補助金制度をつくりましたらこれは今後簡単に変えられないものがあると思います。そこですぐ一緒になって特定財源がついてからやってしまいますと、これは恒久的な補助金になってしまう恐れがありますので、段階的にやっておいたほうが、そして今当然給食費の値上げもございます。これは物価高騰による大変長らく10何年間もそれはこれまで改定がなかったと。これからまた公共料金の検討する、これから結構出てくると思いますので、当然我々また物価高騰によるその値上げ等も考えるべきだと思います。そしてまた今おっしゃる一気にやるという、特定財源が使えれば一気にやるというわけではなくて、段階的にやはりそうしたほうが適切かと思いました。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

段階的にやるという考え方もいいんですけども、村長の公約なんですよ、これは無料化にやるというのは。せっかくそういった財源で使えるというのはあるのに使わなかったというのがちょっと寂しいというわけじゃないですけども、その辺も考えてやったほうが次につながるのかなというふうに。この使い方に関してはこの6月にちょっとまたシルバー人材センターのほうのやり方も少し問題なのかなというふうに思っているんで、話しながらやりたいと思いますので、この辺は次の意図です、この財政難に関しては。あとその物価高騰の中で私立に一度無償化ということで予算つけてやったと思いますけれども、これの実績、どういった形でやったのか、父母の中からのこの評価、そういったのも取れたのかよろしくお願いします。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

上間堅治議員の質問にお答えします。

私立への無償化ではなくて半額補助ということで村の学校給食費の半額相当分の一応補助を行っております。実績としまして小学校で46名、中学校で49名。支出の内訳として2,190万450円の支出を行っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

私立は結構いろんな給食費一律ではないと思うんですよ。弁当なりいろんな考え方があるんですけれども、どういった基準で1人当たり幾らというふうに出してこの予算を使ったのか。それとまたこれは1回きりだったのか、この年の1回きりだったのか、去年はなかったように見えますけれども、この辺もお聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

上間堅治議員の質問にお答えします。

議員のほうからもありましたように、各私立の学校によって給食であったり弁当とかいろいろあるので、それをちょっと把握するのは難しいということで、村の給食費の年間の額の半額を助成しております。令和4年度についてはコロナによる家計急変等の補助金を活用してその場合はやっております、令和5年度については実施しておりません。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

それではですね、この給食費先ほどから答弁あるように無償化ですね、結構な金額もかかります。今の私立の場合でも今聞いて半額でもこのぐらにかかるとかなというふうに驚いています。初めの答弁で国、県の動向を見極めてという話もありますけれども、いち早く無償化にす

るのを掲げたのは比嘉村長であります。そのことを踏まえて他力本願でこの公約ができたよというふうになると、またちょっと違うのかなというふうに思っています。財政厳しいとは言っていますけれども、財政も厳しいのは多分で分かりながらその無償化を打ち出したというのもあるんじゃないかなというふうに思っていますので、ぜひ来年4分の3やって段階的ということなので、再来年無償化できるような形でやっていただきたいなと思いますけれども、村長、この辺の取組、今後どういうふうに行っていくのか、これが10年、20年、30年のスパンで段階なのか、その辺も少しははっきりさせないと公約にもならないし、いつまでに財政計画も立てているという話もしていたので、その辺も多分その中に入ってくると思うんですよ、その大きい金額なので。その辺も含めてできたらいつまでに無償化にしますというふうに答えをもらえればいいんですけれども、できない場合はどういった形でやるかというのをお答えください。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

明言はできませんけれども、村の財政事情が好転した、今それに耐え得るような財源を確保できる財政事情になったらそれは十分いつでも可能だと思います。ただ今は大変厳しい状況ですので、現段階では厳しいものがございます。そしてまた私たちがそれができるように財政を引き締める、そういった措置等も含めてこれから計画をつくり上げていく。そしてそれに給食費の無償化に向けたそれも取り組んでまいります。これはただおっしゃったようにいつとは申し上げられませんが、できるだけ財政上好転させて取り組めればいいかなと思います。

○議長（比嘉義彦）

しばらく休憩します。

午前11時22分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

屋良朝春議員のほうから、午後の本会議を休む旨の届出が出ております。

では午前を引き続き、一般質問を行います。

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

こんにちは。それでは午前を引き続き、一般質問をいたします。

春3月から4月、卒業、入学、進路、就職、転勤、人事異動、定年、まさに悲喜こもごも、人は去り人は来るときであります。若鳥は巣立った後に羽の重さを知るといふふうに言われています。さて一般質問に入ります。

1. 岩手県宮古市の教訓を生かした防災対策と、葛巻町姉妹町村に関連して質問をしてまいります。

石川県能登半島を震源とする最大7の地震は、被害が続々と判明し増え続けている。必要な支援の拡大、拡充に備える必要があります。災害はいつ起こるか分からない。新年を祝う元日の発生である。寒い季節の避難生活となっている。未曾有の激震である。1995年の阪神淡路大震災から29年。2011年3月、東日本大震災。2016年4月、熊本地震。2024年1月、能登半島地震である。自然の脅威はあまりにも突然で容赦ない。被災した住民への万全な支援である。心を一つにして力を結集したいものです。自然の猛威の前では人は助け合うことしかできない。

岩手県宮古市視察研修より。

2011年3月11日東北地方太平洋沖地震、東日本大震災が発生し、宮古市全域で震度5を観測。さらにこの地震に伴って発生した大津波に襲われ、大きな被害を受けた。沿岸集落は壊滅的被害を負った。

宮古市の被害調査状況。人的被害、死者517人、うち行方不明94人。住家被害4,449棟。被

災世帯4,582世帯。これは宮古市東日本大震災概要資料からであります。宮古市は地域特性や様々な災害リスクの想定から、防災・減災に必要な事業に取り組んでいる。

(1) 教訓を生かした防災対策の推進について。

防災事業の取り組み。これは村長施政方針4の(4)に関連してまいります。

①災害対策室を常設して、多岐にわたる災害対応を全庁的に統括して、新しい人と物の流れを生かし、観光産業など経済発展に取り組んでいる。大地震や津波、台風、洪水などの大規模災害発生時に被害状況を把握するために、市内各地域の現場映像で気象情報、災害情報など様々な情報を収集するため、緊急防災・減災事業債を活用し、防災情報システム等を整備して、速やかに現場把握・分析を行い、総合的な判断のもと適切な意思決定をして災害に強い“まち”を構成して、市民の生命と財産を守っている。本村も災害対策室を常設して、宮古市の防災・減災対策事業の取組を参考にして、緊急防災・減災事業債を活用して防災情報システムを導入して、村民の生命と財産を守る取組が必要である。見解を伺います。

②地域防災力の強化について、人口減少社会においても平時における火災・救急等の業務について、行政、消防機関のより柔軟な連携、協力等の強化を図るとともに、消防団・地域自主防災組織など地域の防災に関する多様な主体の参画による地域防災の充実化が求められています。大地震、津波による災害や台風、集中豪雨による災害など、様々な様相を見せる大規模災害に対して、行政・消防機関による対応力の確保と、消防団・地域自主防災組織、地域住民も一緒になって総合的な地域防災力の充実強化を図る必要があります。地域防災力の底上げに向けた取組が期待される。見解を伺います。

③災害支援需要への影響について。少子高齢

化が進む中で、支援の需要が大きく変化する要素が数多く存在している。高齢者、特に高齢者独居世帯の増加に伴い、災害時要支援者の数が増加していくことが想定され、災害支援活動における対応力の強化が求められることになる。災害即応体制を確立していく必要がある。見解を伺います。

④大規模災害発生時は被害の範囲が広大であることから、特に東沿岸集落の情報の収集をはじめ、避難誘導活動などにおいて関係機関との連携が不可欠である。特に共同のまちづくりで中城村・北中城村、消防本部と消防団、地域自主防災組織との情報共有及び連携活動が重要である。通信手段の確保、連絡体制の確立である。災害時における活動の分担や連携方法について、事前に計画を策定して、共同して避難訓練等を実施しておく必要がある。見解を伺います。

⑤被災地から離れた沖縄県であるが、いつ起こるか分からないということも肝に銘じる必要がある。沖縄も琉球海溝と南海トラフで揺れが連動するマグニチュード9級地震の巨大地震が起ると懸念されている。改めて自然災害の経験や教訓をどう継承して、想定される巨大地震など大災害に生かすかが重要である。1771年には琉球海溝を震源とする高さ30メートルの大地震が八重山諸島を襲い「明和の大津波」呼ばれる激甚災害が発生している。大地震、津波、高台へ逃げるといふ反射神経を訓練したいものがあります。教訓は必ず命を救います。備えることで救える命もあります。学ぶことで助かる命もあります。改めて見解を伺います。

東北一の酪農郷、岩手県葛巻町視察研修より。

葛巻町と北中城村は令和6年8月24日姉妹町村締結35周年を迎えます。篤志家、上原清善氏の取り計らいで始まりました。この絆は両町村に受け継がれ、今も温かな交流が続いています。今回の視察研修では氷点下の中、鈴木町長、副町長、教育長、議会議長、副議長をはじめとす

る役場の方々の玄関前で出迎えの大歓迎を受けました。見送りもありました。改めて心から感謝を申し伝えたい。さらなる両町村の交流の発展であります。両町村は様々な分野での交流を深めて友好の絆をさらに強くしたいものです。今後は教育行政も含めた山村留学の継続と発展、民間主体の商工業や観光産業など、それぞれの魅力、資源を生かした交流も期待したいものです。

(1) 地域における情報化。これも村長施政方針4の(4)に関連いたします。

町では地域における情報化で「安全・安心な災害に強いまちづくり」を目指して、地域情報通信基盤整備に取り組み、光ファイバーによるネットワーク網を整備して災害時における効率的、かつ効果的で即応性のある情報伝達を行うため、ワンオペレーションで一括配信できる防災連絡システムの構築で情報伝達手段の拡充を図っている。本村も導入に向けて取り組む必要がある。改めて見解を伺います。

(2) 山村留学という選択。

高校教育の充実のため、平成14年に地域連携型中高一貫教育を導入し、県立葛巻高校と町内中学校の教育連携を推進している。平成27年度に創設され全国から募集する「くずまき山村留学生」では、町営の寮を整備し受入れ体制を整えている。また無料公営学習塾も開塾している。豊富な参考書と設備が整い、学校の授業の復習など個別指導により目的に合わせた学習が可能である。保護者の負担が軽減されるのはもちろんのこと、学力向上と将来の地域やふるさとを担う人材や社会で活躍する人材育成の取組も図られている。山村留学の継続、発展に期待するものであります。見解を伺います。

(3) 葛巻町の環境。

葛巻町は人口6,000人に満たない過疎の町が町政のリードによるビジネスで成功を収め、町外から多くの交流人口を創出。ハード・ソフト

共に豊かな町になっている。歴代町政が築き上げた町、葛巻町である。観光資源もなく、鉄道、高速道路も通っていない。温泉もない山奥の町であった。民間の主導もなく役場の方々のモチベーションが豊かな町を築き上げた。「北緯40度ミルクとワインとクリーンエネルギーの町」をキャッチフレーズとして、町の事業である一次産業（酪農：くずまき高原牧場）、二次産業（ワイン：くずまきワイン）、三次産業（観光：ふれあい宿舎グリーンテージ）を立ち上げ、第三セクターが運営。いずれも経営は好調である。鈴木町長いわく、「ない」と嘆くよりも「ある」資源を生かせという。自治体の規模や環境は異なるが、学ぶべき点が多々ありました。北中城村にはあふれる魅力ある資源がある。温暖で緑の山、青い空、紺碧の海、世界遺産中城城跡、中村家住宅、ライカム地区大型商業施設、大型総合病院、民間大型ホテル、国道、県道、沖縄自動車道インターチェンジ、スマートインター、ゴルフ場など、これを生かすのは行政次第である。広域化の時代です。スクラップアンドビルドで中城村・北中城村一体の共同のまちづくり計画に参考にしたいものであります。見解を伺います。

以上、2項目について私見を述べました。よろしく願いいたします。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

大城律也議員の御質問にお答えいたします。

まず、岩手県宮古市視察研修から、岩手県宮古市の教訓を生かした防災対策と葛巻町姉妹町村に関連しての質問ということで、まず1つ目、岩手県宮古市視察研修より。

（1）教訓を生かした防災対策の推進について。①の質問でございます。

本村も災害対策室を常設して宮古市の防災・減災対策事業の取組を参考にして緊急防災・減

災事業債を活用し、防災情報システムを導入して村民の生命と財産を守る取組が必要であるというその見解についてでございます。

①庁舎スペース（執務室、会議室）の関係で対策室の常設はできませんが、地方公共団体の役割は、住民福祉の増進を図ることを基本としており、当然そこに住む住民の生命と財産を守りことも大変重要なことである。本村でも、緊急防災・減災事業債を活用し、デジタル防災無線を整備してございます。

続きまして②のほうですけれども、大規模災害に対して行政、消防機関による対応力の確保と消防団、地域自主防災組織、地域住民も一緒になって総合的な地域防災力の充実強化を図る必要があるというその取組の見解をお伺いしたいということですが、②の回答といたしまして、地域防災力の強化を図ることは、自助・互助の強化にもつながることであり、役場のみならず社会福祉協議会、各字自治会と連携しながら自主防災組織設立、活動等をサポートしております。

③のほうで、高齢者、特に高齢者独居世帯の増加に伴い災害時要支援者の数が増加していくことが想定され、災害支援活動における対応力の強化についてでございます。

③の回答といたしまして、大規模災害が発生した際、その対応につきましては、自助及び互助による対応がとて大切になります。高齢化が進む中、地域防災力をさらに向上させるために自主防災組織の役割が重要になると認識しております。

④についてですけれども、災害時における活動の分担や連携方法によって、事前に計画を策定して共同して避難訓練等の実施について見解を伺うということです。

④村は県、近隣市町村、公共機関等とは互いに連携をとりつつ、災害対策の推進を図るとともに、防災関係機関、住民等、行政機関の間で

情報が共有できるように取り組まなければならないと認識しております。

⑤についてですけれども、大地震、津波、高台へ逃げるといった反射神経を訓練したいものです。教訓は必ず命を救う。備えることで救える命もある。学ぶことで助かる命もありますということで、その見解を伺うということです。

⑤の回答といたしまして、地震や津波など、私たちはいつ災害が起こるかは想像できません。だからこそ災害対策に関する知識を持っておき、いざというときに命を守る行動が取れるように備えておく必要があると考えます。

大項目の2は岩手県葛巻町姉妹町村視察研修からの御質問でございます。

(1) 地域における情報化ということで、光ファイバーによるネットワーク網を整備して、災害時における効率的かつ効果的で即応性のある情報伝達を行うため、ワンオペレーションで一括配信できる防災連絡システムの構築で情報伝達手段の拡充を図っている。本村の導入に向けて取り組む必要があるのではないかと御質問に対して、葛巻町においては、防災対策室で各地域の状況をリアルタイムで確認することができ、自主放送「くずまきテレビ」で災害情報も発信するシステムが構築されています。葛巻町と同様な設備整備は難しいですが、今後も防災無線、エリアメール、LINE等を活用し、迅速に情報発信ができるよう努めてまいります。

(2) の山村留学という選択ということですが、山村留学の継続発展に期待するものである。山村留学についての見解ということで、(2) 「くずまき山村留学」については実際に拝見して、地域事情に応じた取組だと感じました。今後の山村留学の継続発展については、進路先の一つとして情報提供を行っていきたいと思います。

(3) 葛巻町の環境ということで御質問です。広域化の時代、スクラップアンドビルドで中城

村・北中城村一体の共同のまちづくり計画に参考にしたいものであると。その見解をお伺いしたいということで、中城村との共同のまちづくりにあたっては、世界遺産である中城城跡など両村の有する資源を生かしつつ、両村の将来に有益となる計画の策定を図ってまいります。御提案の葛巻町の取組事例についても参考にしたいと思います。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

それでは、宮古市視察研修からの再質問であります。

①番についてですが、対策室の常設はできないとあります。また防災無線を整備してありますというふうにあるわけですが、これは基本的には気象情報を参考にしての放送になるわけです。自主的な情報発信ではありません。これは気象情報を参考にした放送になり、独自の防災情報システム導入をするということではですね、この気象庁あるいは県からの発表の前に、自主的にこの村の地域は何ミリ雨が降ったら普天間川はどうなる、あるいは渡口はどうなる、それから島袋に今計画している物件ですね、あれがどうなるというもの。これが役場で瞬時に防災システムを活用すれば把握できるわけです。こういう情報が必要なんですこれからは。ですからいかにこの補助をどこから持ってくるかということも大事ですが、そういうものはできませんとかいうことじゃなくて努力はしますということが必要ではないかというふうに思っております。これはですね、今後いつ起こるか分からない状況ですから、津波であっても特に沿岸区域、これは熱田、和仁屋、渡口だけでも駄目なんです。中城方面からやってくるかも分からないし、泡瀬方面かも分からない。そのときはやっぱり広域化の情報収集なんです。少なく

とも村民の命をどう守るか、そういうことになるとやはり教訓をどう生かしていくかなんです。そのためにはやはりいろんなものがないと、かじやなくて、無線は整備してありますとか、これが本当に現在に見合っているのか、防災システムとして。ですから葛巻とか宮古市の情報を確認して、取り入れるべきものは取り入れていただきたいというお願いをしているわけであり、改めて見解を伺います。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

律也議員がおっしゃるとおり、あらゆる情報を確かに確認しないといけないと思っています。それで我が村に対して取り入れられるもの、それを研究していかないといけないのかなと考えてございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

これ宮古市はあんな大変な被害を受けたんです。ですから必死なんですね。それから葛巻町、海拔400メートルとか中心地の平均が400から500メートルぐらいだと。周囲の山は1,000メートルとかあるんです。向こうは津波ありませんよ。しかし豪雪地帯になりますね。雪解けの水が河川をオーバーしたりとか、そういうものがあるから向こうはそういう情報システム整備が広いんです。町土の面積が広い、それが分散しているものですからこの集落がですね。なかなか北中城村みたいにばあっと車で30分、40分あれば一周するような状況じゃないものですから、そういうものが必要なんです。しかし我が村は、この東沿岸あるいは西側、屋宜原と瑞慶覧、海に面した部分があるわけですから、津波対策という意味からもぜひこのものについては取組をしていただきたいなというふうに思っております。

す。

次に行きます。1番目のですね②について再質問です。

地域防災力の活性化を図るため、地域防災活動をきめ細かく指導できる地域防災員、指導員ですね、それぞれの地域には、例えば東沿岸地域は自主防災組織を立ち上げておりますけれども、これはほとんどが自治会を中心にして、それから防災会長を中心にして活動しているわけですが、それに対して防災指導員、役場からあるいは公的な役場あたりの指導員がこの組織としてこういう方がいらっしゃるのか、それからできるだけ防災士を要請する必要があると思っておりますので、村内に役場の中でも結構ですが、その地域的にも防災士の資格を持っている人が何名いるか、それを確認できているのであればそれもお聞きしたいなというふうに思っております。それについて伺います。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

お答えします。

確かにそういった災害・防災に対する指導できる方の人材は必要だと思います。実際、和仁屋の防災訓練の中で社協を通してそういったリーダーの講演であったりというのが実際行われました。そういった必要があるのであればお声を上げていただければこちらのほうからそういった要請をしていきたいと思っております。

それと防災士の資格を職員が持っているかということですが、申しわけません。今現時点で職員の数、持っているかどうか把握してございません。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

課長、防災指導員、防災士の要請をそういうのやっているのか。そしてあと各地域にそれがあかどうか確認したいと思っておりますので、地

域になかったらなかったで答弁してください。
そういう育成、そして各地域にもそういう資格を持つ人たちが配置されているのかということ
を問いているので答弁してください。

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

お答えします。

指導員、防災士の育成については、こちらは直接行っているわけではなく、各自治会でそういった資格を目指している方が本土の方に行って資格を取得してきているような状況です。現在、後ろにいらっしゃる悟議員も内地のほうに行って取ってきているので、各地域の自主防災組織のリーダーが何名か持っているとお記憶してございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

防災士というのも大事なことですし、私も何年か前に防災士の件について、村からこの支援補助金が出ないのかという質問をさせていただきました。そしたらありませんということでした。今後はやっぱりこれだけ地震、津波が日本全国あちこちで発生して大変な被害を被っているわけですので、防災士を育成するためには補助金とかいうものも必要になってくると思いますよ。今悟議員は個人的に九州に行って取ってきた。資格を取得してきたという話を聞いておりますが、最近では県内でもその防災士の資格が取れるようになっているということでもありますから、経費的にもかなりの節減をしながら対応できると思います。今後この防災士の行政から支援の考えがあるかどうかお伺いします。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

まずどこでその防災士の資格が取れるのか、

そういった講座がどこで受けられるのかをまず確認して、今律也議員がおっしゃっていたように、県内で取れるようだったら少しそれを調べてみてどのぐらいの費用がかかるのか、それも含めて確認して判断材料にしたいなと思います。
以上です。

○議長（比嘉義彦）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

この各地区、自主防災組織を立ち上がっているとところは、責任者とよくコミュニケーションを図って、何が今必要かという防災士が必要でありますので、やっぱりその支援体制も行政として取り組む必要があるだろうというふうに思っておりますので、ぜひこれも早急に調べて防災士の養成に全力を挙げていただきたい、それから地域防災指導員もぜひ必要であります。今やっぱり地域で一生懸命やっていますけれども、役場も一緒になって行政も一緒になってやるべきことだろうというふうに思っておりますので、地方の防災組織がやっていますじゃなくて、行政も一緒になってやっていただきたいなというふうに思っております。

それから1番目の③の再質問をさせていただきます。

災害時に自力で避難することが困難な高齢者、避難行動要支援者に対して、災害情報の連絡や避難行動の解除など、支援が地域の中で行われる体制づくりが必要ですね。遠い親戚よりも近くの他人なんです。遠くに親戚いましたってこれはないようなもんですね。だから近くの他人なんです。頼りは向こう3軒両隣なんです。もう隣近所、これが大事なんです。隣保共助と言っているようですね。近所なのかというと、これは近い、助ける、近所と言っているようであります。これの役割を築き上げていかなければなりません。これもやっぱり自治会の大きな役割がありますが、行政からもその辺の情報を収

集して、情報を地域に提供する。特にそこに避難困難が何名いるか我々分かんないんです。これ個人情報でなかなか教えてくれないんです。どこの誰を助けに行けばいいのか。そういう自主防災組織には個人的な情報資料はないんです。これは社会福祉協議会センターとか、それから民生委員の方々は存じ上げているわけです。しかし教えてくれない。ですからいざというときに何をどうすればいいのか健在の方々は。それも昼とか、もうこの震災というのはいつ起こるか分からない。昼間は若い人たちはみんな仕事ですよ。地域に残っているのはみんな女性、あるいは高齢者がいっぱいいる。そのときにどういう助けをするかというのも非常に大事なときが来ているわけでありまして。それも含めて行政ももっと真剣に各地区の自治会とも防災組織とも連絡を取って、この体制を改めて取るべき必要があるというふうに思っていますが、改めて見解を伺います。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

ただいまの御質問にお答えいたします。

避難行動要支援者に関しましては、確かにまず情報を把握して、答弁でもありましたように互助、議員がおっしゃる近所のそういった取組が必要だろうというふうに考えております。我々といたしましても、特に津波からの避難ということを想定して、沿岸地区にはすでに自主防災会が立ち上がっていますので、今後村社協と連携しながら、まずはその沿岸地区における避難行動要支援者の支援体制、避難体制を再度また構築していこうということで取り組む予定でございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

福祉課長からもその説明がありましたが、これ非常に大事なんですね。誰が体調悪くて支援が必要としてもよく分からないものですから、ぜひこの辺も含めて部落の皆さんが全部分かるというわけじゃありませんが、特に防災関係に関わっている人たちにはそういう名簿とか個人情報ですから、これが漏れないような形で各地区の例えば民生委員とかという方々と一般の組織の役員と連絡取ればなというふうに思っておりますので、ぜひこの辺早急に対応をお願いしたいと思っております。

それから次に行きます。④番について再質問であります。

大規模災害発生時に人的、物的援助を受けるため地域防災協定を締結した村内の関係機関は、どこも協定を結んでいるかお聞きします。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

大きくはライカム地区にある病院、スポーツ施設、もちろんライカムの商業施設でございます。LNGも当然協定締結してございます。合わせて社会福祉協議会、商工会の建設部会あたりとも協定を締結してございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

これでいいのかなというふうに思うわけですね。先ほど商工会の建設部会かなというふうに思いますけれども、それから医療法人中部徳洲会病院、説明があったかと思えます。イオンモール株式会社、それからルネサンスライカム24等々あるわけです。私はもっと取り組む企業はあると思っています。民間で言えば営業なんですよ。私は提案したいのは大西ゴルフ場は広大な駐車場もあるし、それから広いレストランもある。そして大きな風呂場もあるわけです。そ

ういうときにこれを活用していただくというような感じで、大西ゴルフ場も追加提案をしたいなど。それからEMウェルネス暮らしの発酵ライフスタイルリゾート、先ほどこれの名前は出てきませんでした。こことも協定を結ぶ必要があると思いますよ。向こうは部屋も結構な部屋があります。そのときに女性、高齢者、それから障害を持っている方々、ちゃんとより分けできるだろうというふうに思っています。そしてそこも大きなレストランがあります。そして浴場もあるわけですね。そういうところとやはり協定を結ぶべきだろうと。そのためにはやっぱり3役が出掛けてお願いしに行くしかないと思っています。その辺はいかがですか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

先ほど答弁では申し上げませんでした。EMホテルとは実際協定締結して実際去る台風時のお風呂、サウナの提供を行っておりました。申し訳ありません、大西ゴルフ場とはまだ協定の締結はしていないんですが、少しどういった締結ができるのか、これ少し考えてみないといけないと思います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

台風6号のときに、中央公民館に避難箇所の設置状況を確認しに行ってきました。確かに立派になっています。そこで女性は女性用で昼間にこれは女性用の避難場所であります。それからこのホール、それから控え室といいますかね、3か所ぐらいに分けられておりました。生涯学習課長が案内をしていましたよ。そのときに思ったのが、食事どうするんだろう。例えばこれが長引いたときに、あれは一泊ぐらいで帰られたと思いますが、帰っても停電が続いてい

るわけですよ。長期間停電してましたからね。だからそれをどうするかということ。生涯学習課長が何人か車に乗せてEMホテルにお風呂入れてきますと言って、私も出かけて行って見えています。そういう状況見たら、これが避難してきた方が四、五名いましたか、それぐらいなんです。しかし津波とか来たらもう大変な、あの東沿岸。一遍にどっか行かないといけませんので、その時に大衆浴場とかいろいろ備えているところ。これは大事だろうというふうな思いをしたわけでありますから、それも提案としてやりますので、ぜひこの辺も大西ゴルフ場とも提携できるように交渉をしていただきたいと思います。改めて総務課長に。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

先ほども述べましたが、大西ゴルフ場とはまだそういった災害時の応援協定締結はしていませんが、大西ゴルフ場とどういった協定の締結ができるのか考えていきたいと思っています。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

これは提案ですので、ぜひ何とかしていただけたら。

時間も迫ってきましたので、葛巻町、行ってきましたよ。初めて。すごいです。役場の皆さん、北中城も負けられないぐらい北中城もすごいです。しかも向こうは何もないですよ。本当に。夜行ったらネオンもないですよ。出てくるのは猪か熊かそういう感じですよ。周囲は雪でしたからね。そういう感じです。しかし生き生きとしているんですね。このまちづくり。

それに関連して最後になりますが、この葛巻町教育一貫ということでものすごい力を入れている。寄宿舎があるんですね。これ何かという

と共同生活を送ることで規則正しい生活時間や公共マナーを身につけることを目指していますということを書いてました。学校活動のほかにまちづくり事業の一環として、葛巻町DMO若者高校生検討部会というのがあって、町の若者たちと一緒に、町を今後どうするかというものを課題に取り組んでいるんですね。土曜、日曜になるとですね。山村留学多くの課題を抱えている中で、まさにこういう厳しいこの町、村の縮図なんです。生き残るためにどうするかというようなものをその場所で学べる貴重な機会なんです。ぜひ本村の将来担うこの子供たち、北中城中学校もぜひそれに2人は送れるような体制ができないかというふうに思っております。この町の未来を担う人材づくりなんです。これすばらしい取組をされてましたよ。村長も企画課長も何人か行かれたようでありますから、改めてその辺も見ながら、もともと全体を強化して教育面も一生懸命やっていたいただければと思います。

改めて葛巻高校も進路指導の選択先として、検討する必要があると思いますが、改めて見解を伺って質問を終わりたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

律也議員の御質問にお答えいたします。

今葛巻高校の山村留学制度が始まって5年ほどになるかと思いますが、本村からも今年葛巻中学校を卒業する生徒も、山村留学を利用して。議員からありましたように、それぞれの子供さん、それから保護者も含めてですけれども、将来の進学先であったりというのは本人の意思が大きく尊重されるべきことではありますが、やはりそういう長い35年の提携している葛巻町との子供同士の交流も進めてきておりますので、やはりそういう葛巻町がやっている山村留学については一つのまた選択肢として学校側のほう

には情報提供したいなと思っています。これまでも葛巻高校のほうからほかの県外県内の高校と同じようにパンフレットがちゃんと送られてきております。その辺もまた毎年学校のほうに提供して、そういうふうにもまた子供たちが閲覧できるようにしていますので、今後ともそういう形でまた紹介をしてまいりたいなと思っています。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

ぜひこの取組は真剣にやっていただきたい。この村は即戦力なんです。学校の教え方は高校卒業しても大学卒業しても村に対する愛情、すぐ湧いてきますよ。教育委員会の職員の関係者お一人が今年3月にめでたく葛巻高校を卒業されておりますので、女性の生徒でしたけれども、今度は国外に挑戦しますということで、もう目も輝いていましたよ。すばらしいですから。ぜひ葛巻町の教育行政も取り入れながら、できるだけ北中城中学校から最低毎年1人、2人は送れるようになればなというふうに思っています。

これを申し上げて一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午後 1時45分 休憩

午後 2時00分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

通告に従いまして、4点の一般質問を行います。

まず初めに、ハワイー北中城村の平和文化交流促進事業として比嘉太郎・武二郎記念館の創設をということで取り上げていきます。

今年の2月4日に行われた令和5年度の平和を守る北中城村民の会の平和講演会、「ハワイに生きる」上映会と比嘉太郎について語るに参加したんですが、本当に心が揺れ動くというか、とてもすばらしい企画だったなと感動したところなんです。だからこそ今回、比嘉太郎・武二郎さんの件をぜひ一般質問で上げていきたいということで今回の場になっています。

ハワイと沖縄の関係、歴史、比嘉太郎さんと比嘉武二郎さんの行ったことを、政治がイニシアチブを持って多くの村民、県民の方々に伝えるべきだと感じたところです。移民から始まったハワイー北中城村のつながりは、双方にとって経済的・文化的な影響や恩恵を受けたことは、確かであります。ただそれだけではなくて愛郷心や肝心（チムグクル）も深めていったと言えます。戦中戦後の比嘉太郎氏や比嘉武二郎氏らの行動はその表れであり、二人の勇氣ある行動が北中城村の戦争被害を少なくし、復興を早めたことは周知の事実だと思っております。しかし、それらについて先ほども言ったように、多くの村民にはあまり知れ渡ってなくて、それを伝えていくべきだと思っております。我が村における戦前・戦中・戦後の多くの歴史的事実は非常に価値があり、今を生きる多くの北中城村民、また後世に伝えていくことは非常に重要であります。

世界で戦争・紛争が現実のものとして今頻発している今の状況だからこそ、先の大戦や沖縄戦の歴史、比嘉太郎氏と武二郎氏の取組を中心にして、次の50年を見越した我が村の平和事業を推進する上でも、ハワイー北中城村の相互交流を促進する上でも必要だということで3点のこの取組を私から提案したいと思っております。

冒頭に言いました比嘉太郎・武二郎記念館の創設。2つ目に、ハワイー北中城村アロハ・かりゆしシャツの製作。そして中高校生の人材交流、文化交流としての海外短期留学としてのハ

ワイについてであります。

2点目に反戦平和の像の移設で平和村をアピールすべきということで取り上げました。

今現在中央公民館に設置されている反戦平和の像であります。もっと多くの方々の目に触れる場所に移動すべきではないかと思っております。平和の発信力を強化すべきという観点から、今ある設置場所が見たときに周辺に多数の植木鉢が置かれて、乱雑した環境の中にこの象が置かれている。もうそれを見るととてもこの平和の像の最初の理念であるとか、そういう価値というものには私は下げられているのではないかというふうに思っております。そこで今役場前から走っている県道81号線沿い、ちょうど和仲トンネルと言うんですか、を超えたところ渡口に向かって交差点の左側のところに、ちょっとしたスペースがあるので、そこが東海岸も望める場所になって、不特定多数の方に見てもらい、発信するにはいい場所ではないかということで提案したいと思っております。

次に、DOTEプログラム事業の方針・成果目標と海外短期留学先の治安状況について。

DOTEプログラムというふうに今書いているんですが、今回からは中学生英語学習講座に変わっているので、ちょっと表現をまた訂正していきたいと思っております。

村長が施政方針の中に、高度な学習を提供する事業を継続する。中学生に向けては資格取得を目指す事業を実施するとあるが、その方針とするところの細かな点、成果目標などを伺いたい。

中高校生海外短期留学については、まず留学先の安全面ですね。実はバイデン政権になってアメリカが今不法移民ですごい深刻な状況になっています。数的には2023年度で247万人。前年度比4%増で3年連続過去最多を記録しているんですよ。どちらかというと、民主党系の知事、市長のところには不法移民がかなり多く移動

しているのです、そこから来る治安悪化というのはもう計り知れないものになっています。そういうのも考慮した意味で留学先を子供たちの安全が一番なのでそこを考慮した意味で考える必要があるのではないかとということです。

4点目、ライカム地区公園の方針について。

ライカム地区には4か所の公園整備予定地がありますが、どのような公園にするか伺うとともに、現状の利用上の安全対策について、また高台に位置するライカム地区の公園だからこそ、防災機能を備えた公園にすべきではないかというふうに考えております。

これについてよろしくお願いします。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

喜屋武 功議員の質問にお答えいたします。

まず1番目のハワイー北中城村交流事業と比嘉太郎・武二郎記念館の創設ということで①の回答といたしまして、記念館の整備については、今後の公共施設整備から優先順位、財政的にも非常に厳しく、まず両氏の功績を広く住民に知ってもらうことが重要であり、機運が高まった後に検討すべきだと考えております。

②ハワイー北中城村のアロハ・かりゆしシャツ制作についてですけれども、ハワイー北中城村アロハ・かりゆしシャツ製作については、村の観光土産品、ふるさと納税返礼品などになる可能性があり、「きたポロ」や「AZAポロ」のように行政としてではなく、商工会や観光協会の会員の事業者が主体となって製品化していただきたいと思っております。

③中高生の人材交流・海外短期留学としてのハワイ。

ハワイとの結びつきは戦後沖縄を支えた先人たちへの感謝と、その子孫と我々村民との絆の継続の観点から学生同士の交流は大変意義深いものと考えます。まずは、お互いの歴史や文化、

相互理解の交流を中心とし、お互いの機運が高まるようこれまで実施してきた海外短期留学とは階層を分けた事業展開が望まれるのではないかと考えます。

2. 反戦平和の象の移設で平和村をアピールすべき。

平和を守る北中城村民の会が建立した2つのモニュメントは、もともとは中央公民館上側にある広場に設置されていましたが、平成10年の仲順地滑りの影響で、現在の場所に移設した経緯があります。当初、建立に際し計画策定委員会が設置され検討された経緯を考えますと、東海岸を望め利用者の多い現在の場所が適当であると考えております。

3番目のDOTEプログラム事業の方針・成果目標と海外短期留学先の治安等については、教育委員会のほうから回答をさせていただきたいと思っております。

4番目のライカム地区公園の方針についてです。

ライカム地区の公園整備については、ライカム地区の住民参加によるワークショップを通して住民の意向を踏まえて整備していくこととしており、現時点で具体的な方針の決定には至っておりませんが、防災機能を有する施設整備も検討の一案になると考えます。また現状の利用上の安全対策について、現時点では整備途上であり、正式に供用開始しているものではありませんが、立ち入り可能な状況であることから、安全確保のため他の公園と同様に禁止行為や安全利用について啓発を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

喜屋武 功議員の質問事項の3点目、英語学習の事業としての方針・成果目標と海外短期留学先の治安等についてお答えいたします。

令和6年度の英語学習の事業といたしましては、これまで行ってきました米国教育機関ネットワーク形成事業DOTEプログラムを見直し、一般公募による事業提案を実施することとしております。中学生の英語学習に焦点を絞り、成果目標といたしましては、英語検定4級から3級の取得を目標としております。

また、海外短期留学につきましては、参加者はプログラム中、大学の施設内の寮で生活をいたします。また、期間中のアクティビティなどについては、引率つきの団体行動となっており、滞在するワシントン州プルマン市の全面的なバックアップも受けておりますので、安全性は確保されております。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

最初の質問からですけれども、村長、比嘉太郎・武二郎さんの取組、功績を広く住民に知ってもらうことから重要だよという1点と、機運が高まったら検討するということについて答えてもらえますか。機運が高まったというのは、何をして機運が高まったと言っているのか。誰かが平和を守る北中城村民の会が取り組んで機運が高まってきたらやるのか、広くこの武二郎さん、太郎さんの取組を村民の会がやるのか、それとも村長がこの機運を高めていくのか、広く知らしめるのかという具体的に。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

お答えいたします。

機運が高まると言いますのは、今私たちが周知・啓発等を行った際に、かなり住民に浸透した状態、そういったところで機運が高まってきたというのではないかと考えます。ですから比嘉太郎さんについては我々が説明しなくても、

住民がおのずからその太郎さん、武二郎さんについては承知していると、そういう状態になったとき機運が高まるのではないかと思います。ただ今の段階で武二郎さん、太郎さんが知らないままにそれを建立して建設していくということについては、ある意味で拙速ではないかなと思いますので、まずは回答いたしましたように周知を図るための広報活動が重要かと思います。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

機運を高めるのは誰が。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

機運を高めるのは当然行政もそうですし、あるいはまたその他の機関として平和を守る北中城村民の会もございまして、それぞれが機運を高めるための所掌を行うことが適切かと思えます。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

本当に講演会聞いて、こういう過去の北中城のゆかりのある方、日系2世の太郎さん武二郎さんの取組というのに、こんなにまでいろんな取組されたんだなというのを考えたときに、一番の功績は何かとなったら、もう究極的にはですよ、私たちが今生きているということなんです。この武二郎さんと太郎さんが方言でガマとか墓の前に行って方言で「出てきなさい大丈夫だよ」って声かけて戦争被害が少なくなった。戦争被害が少なかったということは亡くなった方も少なかったということなんです。言えば生き長らえてきて今の我々に来ているので、だからその功績は私はもうとても重要。それが北中城にゆかりがあるんだったら、この行政がイニシアチブ、もう特に村長のトップのイニシアチブ

でそれを進めていく。もちろん限りある予算なので議員が提案する1から10まではできないですよ。絶対にできない。だけれども私が提案しているのは新しいこの施設を造れということではないんですよ。まさに今回ライカム地域に多目的交流施設がありますよね。そこのものを見たときには、スポーツ交流拠点と防災拠点としての位置づけがされているんですよ。防災という観点で戦争を起こさせない、平和を推進していく拠点づくりというのは、ストーリー的に私は可能じゃないかなと思っているんですね。なぜかというと、災害というものを分けるときには2つに分けられる。自然災害と人的災害。自然災害はもう分かるように、地震、津波、洪水、土砂崩れ、台風、竜巻など。人的災害は工場の爆発、ビルの倒壊、原発事故、戦争も含まれるんですよ。だからその人的災害、戦争を食い止める取組の拠点として、この多目的複合施設にこの太郎・武二郎さん記念館を通して村民の人、県内外の多くの人たちに平和を訴えていく。太郎さんの功績というのを伝えていくというのはとても私は重要で、しかもこのストーリー展開でいけばいけるんじゃないかなと思うんですけども、ただもちろん防衛省とのやりとりもあると思うので、もう少し言えば太郎さんが日系2世として米兵でヨーロッパ戦線に参加した。その時に向こうのヨーロッパの女性の方々が、自分の弱さ、生きるためにもう身を売る、そういう悲惨な状況を見た。それが沖縄であってはならないという思いの中で、日米開戦が始まってこの沖縄によいよ米軍が上陸するよ、このヨーロッパ戦線のことを考えると、ウチナンチュもあんなされる。だったら沖縄に行こうという経緯なんですよ。これは本当に伝えるべきだと思います。どう思いますか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

当然に行政としても両氏の功績というのは継承すべきだと思っております。ただその継承の仕方が今多目的交流施設にするのか、あるいは顕彰碑として別個また設定するのか、そしてまた館を造るというのであれば、あるいはもしかするとあやかりの杜とかそういった中央公民館とか図書館とかそういった部屋を作ってそこにやるのか、そういったことも考えられますので、今喜屋武議員がおっしゃられただけではなくて、いろんな多様な考え方があろうと思いますので、そこは皆さんの意見等をお聞きして決めていきたいと考えております。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

大きい提案になるので、すぐできますということはないと思います。ただ平和運動って考えたときに、私は沖縄左翼の方々の平和運動というのは、本当にこんな取組では平和はつくれないと思っているんですよ。言えば反対運動で拳を振り上げるだけで米軍基地は出ていかないですよ。平和もつくれないです。実は去年ぐらいにユーチューブで有名なひろゆきさんという方がいて、この人が辺野古の座り込みのこの立て看板の数字を見て、そこにテント村の方々とやり取りする場面がありました。そのときのこの座り込みしている人たちのこの言葉、もう暴力的な言葉の投げ方なんです。もうまさにあれがヘイト。あんなやり方を多くの若い子たちに知らしめたというのは、あれは沖縄の汚点だったんじゃないかなと思っています。だからそういうものの展開ではなくて、きちんこの歴史的事実に基づいて、戦争というのは悲惨でどんなしたら食い止めるかというのは、まさに武二郎・太郎さんは、愛郷心、肝心（チムグクル）というのがすごい原動力になったということもあるから、私たちがこれを子供たちに、県外の修学旅行生でもいいですよ、呼び寄せてそれを知

らしめるという活動というのが私は今後の平和促進という意味では必要だと思っています。それはぜひ予算のかかることなので、だけれども次の50年を考えたらこういうのが必要だと思っているので、ぜひ孝則村長、これは田園文化村というか、もう平和村として北中城は有名なので、そういう取組をぜひお願いしたいと思います。

その関連の中で、アロハシャツ、かりゆしというの私ちょっと浮かんだんですけど、このきっかけは、この平和講演会のこのフライヤーなんです。このフライヤーを見たときに、すごい歴史もあってデザインもいいものだなと思って、それをあしらった太郎さんの顔、武二郎さんの顔、その時の村長の顔とか城跡、平和と戦争をいろんなモチーフにしたかりゆしというのを作ることが、もちろん答弁では商工会とかいろんなものとのやり取りもあると思います。ただこれを村がまたイニシアチブを取って、一種各市町村でもプロ野球のキャンプ地のところは、行政側も議会側も同じジャケットを着てとか、シャツ着てというふうな取組していますよ。北中城は幸いこれはないのでそういう一種のユニフォーム的なアロハ・かりゆし、しかもハワイとの関係性があるからそういうデザインだよというふうに売り込んでいけば、これは観光資源にもなると思っています。積極的に北中城を売り込むという元気さも私は行政のトップは一種ロマンとして持ってもいいんじゃないかなと思っているんですけども、改めてちょっといいですか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

喜屋武 功議員の提案には大変これはいいアイデアだとは思いますが、これを今沖縄県でせっかくなりゆしウェアというのが浸透している。それも対外的にそれを着けるとい

うことについては、また観光立県沖縄県もまたちょっと何と言うんですか、メンツを潰すというんですか、沖縄県もちょっとそんなに好ましいと思わないと思うんですけども、我々にとっては対内的、内部のそれでしたら私は構わないと思うんですけども、ただそれが北中城村内でかりゆし・アロハでこれを通すという、それは一つのいいアイデアでそれを皆さん役場内なのか、あるいは社会教育関係団体も含めての全体の村内なのか、そういったことを含めて検討しないといけないと思うんですが、ただアイデア的にはいいと思うんですけども、我々が対外的にはそれを着けるといのは、ちょっと私はあまり好ましくないとは言いませんけれども、ふさわしくないのではないかなと思います。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

私が言っているのは、リゾート地に観光客が着るようなアロハシャツとかというのではなくて、ハワイアロハ、北中城沖縄かりゆしという名称の中でアロハ・かりゆしで、洋服のデザインとか服というのは、今いろいろ「ポロゆし」とかいろんなデザインがあるので、ただこれ語弊があるかもしれないですけども、私的にはサンエーさんとかジャスコさんとかで売っているかりゆしとかは着れないですよ。ちょっとね。なんかもっと若い人にも着てみたいというふうなかりゆしというのをデザインしたら、観光資源にもなって収入にもなると思っていますよ。極端にかりゆしは本土の方は着ないと思います。沖縄ローカルになりすぎて、デザインも。それをもっと県内外となったときには、やっぱりこのデザイン性も重視したアロハの要素も入っているかりゆしという感じのアプローチがいいと思っています。でもこれももうすぐに答えは出ないものだと思うので頭の中に入れて進め

て行ってほしいと思っています。

3点目の子供たちの交流も、さっきの武二郎さん、太郎さんのものにもつながるけれども、やっぱり北中城の次を担う子供たちに歴史的事実を沖縄で学んでハワイで学ぶ。向こうには県人会とか村人会はあるんですかね。そういう方々との交流を通して英語を学ぶってなったら、私は今のワシントンに行くよりかはハワイのほうが断然費用対効果がある。村長、さっき上間議員の質問の答えにもあったように、すごいもう財政が厳しくなっている中で、いろんなものが抑えて抑えてという中ですよ、そういう中で比較したらどこに費用対効果が大きいのかという観点から事業は私はやるべきだと思うんですけども、この点、さっきの答弁である程度理解はするんですけども、北中城の子供たちをハワイに連れて行って、また公約ですから公約。給食費も公約だったけれどもハワイとの交流も公約ですよ。この公約はどうなっているんですか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

ハワイとの交流ですけれども、ハワイとのまだそういう機運の醸成というんですか、醸成期間だと私は思っておりますので、これからいろんな向こうのハワイの機関と組織と情報交換等出てまいります。そういった中で何とかそこで姉妹交流とかそういったことが関係性を持てればいいかなと思っていますので、ぜひそういったときにはハワイのほうに積極的なアプローチをして関係構築をしてまいりたいと思います。

そして留学の件ですけれども、今まだまだその我々との付き合いが浅いところがございますので、向こうの受入れ体制とかそういったのはまだ不十分だと思います。ただ、これまで今ミネソタからワシントンに移りまして海外短期留学をしておりますけれども、そこから長い経

緯がございます。そしてまた向こうとの信頼関係を構築しているところもございます。そしてまた沖縄県内でも市町村がそこに参入する市町村が増えておりますので、そういった面ではこの海外短期留学としては評価を受けているのではないかと考えます。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

ハワイに対しては機運が醸成されたらということですけども、これは村長が公約に掲げたから機運を高めるのは村長なんです。醸成されてないということは村長がやってないということにもなりますよ。だから積極的にという。海外短期留学は後からも質問するので、これで終わるんですけども、とにかくハワイとの関係とはすごい価値あるものだと思うので、ぜひぜひお願いしたいと思います。

2点目、反戦平和の像移設ということで、仲順の土砂崩れで1回目の場所から今の場所に来てという、これもまた移設するに当たってはお金のかかることなので簡単ではないと思っていますよ。だけれども本当に去る12月議会の議会だよりの表紙は、反戦平和の像を写したんですよ。それが一つきっかけになって見たときに、もう平和の像の周りにどこのお家から持ってきたか分からない植木鉢がたくさんあって、あれ見てきれいと思う人絶対いないですよ。だから私は本当に正直、平和の像を重んじてないと思っています。一般のお家の庭だったらこれ個人の自由だから何植えてもいいですよ。あんな中央公民館の正面のところに、もう何の木か分からんのが置かれて、これは公民館を訪れる人が像を多分見ないですね。だから移設ができないんだったらあっちもきれいにし、季節の花を花壇に植えて、もう本当にきれいに見せる取組というのは私は必要だと思いますよ。何であんな誰の指示、村長の指示ですか、あんな植

木鉢置けというのは、それももう本当に疑問ですよ。だからこそさっき言った県道81号線沿いの溜まり場というんですか、そこに統一感の取れた花も植えて平和の像を置いたら、あれ絶対みんな写真写しに来ますよ。また私表紙にしたいと思っていますよ。それについて。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

今回の質問で実際現場も確認して過去の資料も全て調べました。あの平和の像が最初にこういった両手を挙げているモニュメントが設置され、その2年後にもう一つの碑が設置された経緯があります。その設置場所についても多くの人が訪れる中央公民館の上部が平和の交流の場所となるようにという願いが込められて向こうの場所に設定してございます。さらに申し上げると仲順の地滑りの後、移設先の候補地として恐らく検討されています。この20周年記念式典の表の寄稿にも、安里要江さんのほうが、今の移設後の場所を平和の発信の場所にしてほしいと載っていますので、それも事前にそういったのを含めて向こうの場所に検討されて決まっています。それを今の状態が少し見栄えしないということで移設はちょっと難しいと思います。そうするよりも今の設置場所をもう少しきれいにしてというか、今おっしゃっていた花鉢は移設すればいいので、この植栽ですね花の上は中央公民館を管理している生涯学習課と少し話して、多分たまたま花が咲いているときに御覧になったと思いますが、私も6年ぐらい中央公民館にいますが、訪れたお客さんから「すばらしいね」と、「花が咲きほこってとってもきれいです」って言われていることも実はあるんですよ。たまたま見たタイミングが枯れた時期かもしれない。そういったのが悪いかもしれない。中央公民館を管理する生涯学習課と相談しながら、できるだけきれいに保てるように話したい

と思います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

ぜひあの乱雑さはもう本当に私的にはみつともないと思っています。

じゃあ次に英語学習の件ですけれども、答弁にもあって高度な学習というふうに村長が施政方針で言っているんですね。この高度ってどういうことなのかというのと、治安面でもプルマン市が全面バックアップするという、この全面バックアップというのも抽象的で、どの程度全面バックアップなのか。北中城村から10名、1市5村、大体七、八十名の子供たちがアメリカに短期留学で行くと思うんですけれども、その時の引率者というのは何名なのか。その点聞かせてもらえますか。

○議長（比嘉義彦）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（比嘉利彦）

喜屋武議員の御質問にお答えします。

御質問の中であった村長の施政方針の中にあります高度な学習を提供する事業というのが施政方針の中にある前の段のほうですね、英語学習機会の創出について、米国ワシントン州立大学への短期留学や、米国ワットコム・コミュニティカレッジから提供されるものというようなふうにして、それにかかっています。といいますのも、ワシントン州立大学のほうで短期留学というのは行っておりますけれども、TESOLと呼ばれる資格、英語を母国語に持たない学習者に向けた英語授業法という教育を実施することとしております。

それとプルマン市の全面バックアップというところなんですけれども、この海外短期留学をやる際に、こちらの引率だけではやはり足りないところもありますので、向こうの留学生の方

もサポートしてくれております。さらには市内を参加した子供たちが回ったりするときに、例えば警察であったり、消防署であったり、そういったところも見学の中に含まれておまして、そういう見学する際にはやはり市の許可がないとできませんので、そういった形で参加者をサポートしているというところです。それと令和5年度の参加者の今6市村で行っている実行委員会の中で、令和5年度が42名参加しております。全体で参加している中で引率は5人となっております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

分かりました。

40名に5名ぐらいとなれば十分なサポートができていけるのかなって感じはします。全面バックアップが向こうの市役所職員と一緒にアクティビティのときにサポートするのではなくて、許可のことが全面バックアップというのも理解しました。それと英語学習、新しい事業になって英検の合格、成果目標がどれぐらいあるのか。たまたま卒業式に最近行ったときに、これに北中城中の英検の合格者数が出ているんです。令和3年から令和5年ベースで出ているんですけれども、時間の都合令和5年度のだけ言うんですけれども、英検4級が25名、3級40名、準2級9名、2級3名、準1級ゼロとなっております。去る予算審査特別委員会でも4級、3級、中学生に対してそれを資格取得するように向けていく。キャリア教育だという答弁してました。基礎的なもの、4級、3級取らせて次にアップするという意味ではとてもいいと思います。ただ高校進学、推薦って考えたら4級、3級で全然影響ないですよ。だから準2級、2級という感じで持っていくようなシステムを。だからどれぐらいの合格者を目標としているのか伺うと

ともに、私の提案としては準2級、2級取ったら図書券5,000円分あげるよとか、もう安いですよ。合格者が大体20名前後ってなったら10万円ちょっとなので、令和5年のDOTEプログラムで円安の影響で補正しましたよね。これ質疑でもあったけれども、補正で170万円補正したんですよ。円安の効果で。その170万円レートで出すぐらいだったら、子供たちにモチベーションを上げるために図書券、合格者にというのもありだと思うんですけれども、これはどんなですか。

○議長（比嘉義彦）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（比嘉利彦）

お答えします。

この間の予算委員会の中でもお話ししましたが、新しく英語学習を始めるに当たっての目標として、英検の4級から3級を取得してもらおうという、まずは英語に親しむとかきっかけづくりを広く展開したいというようなところで、一応目標値としては参加者の50%が取得できるようにというふうに考えております。それで御提案された準2級、2級というところが高校入学には意味があるんだよというようなところで、そこに対する図書券等を配るといったところがありますけれども、これについては後での検討かなと思います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

4級3級の程度を公の事業できっかけ作りするにあたって、予算をつけるのも妥当、やるべきだと思っています。

次の質問になるんですけれども、アメリカの治安なんですよ。さっきバイデン政権の話もしたんですけれども、実はですね、民主党政権の知事、市長のところは移民が年間200何十万人

って来る中で、民主党政権のところに行くんですよ不法移民が。ワシントン州にもかなり多く行っています。今ワシントンはこれニューズウィークの記事ですけれども、ニューズウィークの記事では、プルマンとシアトルはちょっと距離的に遠いではあるんですけれども、犯罪悪化率は、シアトルはワースト1位になっています。言わばコロナ禍におけるロックダウンであるとか、BLM運動とあって「Black Lives Matter」という黒人の権利を主張するあの暴動で警察の力を弱くしようという動きがあって、それから暴動、略奪、殺人事件も増えているんですね。これが今シアトルかなり企業も撤退、人も撤退しているんですよ。人口流出があるからそれに対して市町村県はバスを無料にしようって無料にしたら、無料にもいろんな人が入ってきて、そのバスの犯罪も増えています。これも細かな数字ですけれども、人口10万人当たりの年間犯罪発生率というのがあってですね。アメリカの平均で凶悪犯罪が392件、10万人当たり。窃盗が1,945人。アメリカが39人に比較したらシアトルは757人。窃盗は5,744件。もうシアトルすごいんですよ今。もうとても有名です。でもネット上では、シアトル、ワシントンは治安がいいですというふうに発信されているんです。これどっちが正しいというのもあるけれども、でも大体この情報を発信しているところは留学を事業としているところ。でも私が調べているのはニューズウィークなので、私よくユーチューブを見るんですけれども越境3.0という番組があって、国際ジャーナリストの方の石田という人の番組ですけれども、彼が言うにはチャンネルで、不法移民の8割がギャングだそうです。中国とかニカラグアとかいろいろ、8割ちょっと強いんじゃないかなと思うけれども、言えすぎいいアメリカは調べれば調べるほど本国には行く価値はない、危ないというふうに見ています。私的には調べた中で。だ

からその点も去年教育長が見て、今度、村長行きますよね。それをしっかり見て判断しないと、英語を学ばせることは重要ですよ。だけれども子供たちを送るから子供たちの安全確保が一番、その点を何かしらのバイアスかかって必ずどこどこに行くという考えは、私は厳しいんじゃないかなと思っています。それについて。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

お答えします。

これまでの実績としてそういった報告は全く受けておりませんので、治安としては大丈夫かなと思っています。今おっしゃったように確かに国境を境にする州というのは大変犯罪率が高い、不法移民が高いと。ある意味では全体的なバランスとしては南部地域のほうで多いんじゃないかと私は認識しておりますけれども、北部は確かにアラスカというのは非常に悪い、高いということは聞いております。ただアメリカの北部のほうでも治安のいいというお話はユーチューブのほうでもそういった情報があると思いますので、私もそれを見ましたので、そして報告の中でもコミュニティカレッジの中での生活ですから、そこはしっかりされたサポートもあるし治安も安定しているということを知っていますので、ですからそういった条件が揃っているものですから、そういった事件等についての報告は受けていないもので、そこが私としては環境としては恵まれているのではないかと考えます。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

ちょっと疑問ですね。治安に対してそういう治安悪化の報告がないから大丈夫と思うという、私はすごい見解は浅い。私はこれ調べていますから。このニューズウィークってここいらの雑

誌じゃないですよ。もう世界的な雑誌なので。このジャーナリストも有名な専門家なので、それでも「大丈夫やさ」と言うんだったらそれはそれでいいと思っています。

次に移ります。ライカム地区の公園についてです。

今日も防災に関して2人からいろんな細かな提案があったので、私の提案のほうもちょっと重複しているところがあるので、すごい抑えていこうと思うんですけども、特にライカム1号公園と言うんですか、今幸いこれから中身を検討するって中で、遊具もない今芝生だけの公園なんですけれども、逆に遊具もなくてもいいのかなという個人的な考えがあります。なぜかというとな年前に沖縄のファストフード店の公園遊具で子供が落下して裁判かけられて、去年かな、那覇地裁から3,800万円の賠償支払命令が出ているということからすると、やっぱり管理上の瑕疵があると厳しいのかな。だったら今の何もない公園の中に防災機能を備えたもので展開してはどうかと思っています。いろんな提案があってもう全てとてもああいう提案が形になればいいものになるなと思っていますけれども、その中にやっぱりいざ避難者が困るのは、もちろんいろんな細かなところもあるけれども、電気、太陽光で充電できるようなこういう防犯灯もあってもいいんじゃないかなと思っています。それと、今現状を見たときに道路沿い、このライカム1号公園の西側道路沿いがオープンになっているんですよ。何のフェンスも何もない。たまたま私が信号待ちでいるときに、お父さんと3歳、4歳ぐらいの子供が遊んでいるんですね。ボールがバーって流れていって道路側に、子供はもう道路に向かってこのボールを追っていくんですよ。でも幸い歩道前でボール取って、これ多分フェンスが今ない状態ですから、そのまま行っていたら子供はボールしか見てないから車にひかれていますよ。そうなっ

たときに管理上の問題は村に来ますよね。だからできるだけ早めに向こうにフェンスして安全管理したほうがいいんじゃないかなと思うんですけども、それについてどんなですか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

公園の整備、フェンスが必ずしも必要なのかどうかという問題があるかと思います。まずは一次的にはその利用者の責任、自主的な子供と遊ぶという中で親子でしっかり安全対策を取っていただきたいという問題があります。仮にそれを抑制しようとする、例えばフェンスがいいのか、それは簡易な対応になるかと思うんですけども、例えば花壇を設けるとか、いろんなやり方があると思います。それとまた本当に公園の利用方法ですね。せっかくそのオープンな空間があるのにわざわざ仕切りをつけてしまうということに対して本当に望ましいのかどうか、この辺りも含めてワークショップを通して皆さんの意見を伺いながら今後整備に向けて調整したいと考えます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

公園の在り方がどうこうとか、望ましいとか何とかじゃなくて、こんな答弁じゃないですよ。子供たちが遊ぶ公園の中で、子供たちがどんな動きを取るかわからない中でパッと走っていくところもある。だから安全管理上これは明らかに何かあったら事故を誘発するよねというのが、今私は見て取れるんですよ。だから花園でも何でもいいですよ、フェンスでも。何かあったときの行動にストップをかけるようなものがないとこれは危ない。せっかく今オープンだからそのままというんだったら、これ村がこんな考え

方するんだったら私は厳しいと思っています。
それについて。

本日はこれで散会します。

○議長（比嘉義彦）

午後 2時50分 散会

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

公園の利用の方法でいろんな利用方法があるかなと思います。そういった中で、もしもその行為が危険であるというふうになるのであれば、そういった行為を禁止するというのも一つの対策になるかなと思います。あらゆる事象に対して全てに責任を負うような対策が取れるのかどうかとなると、そこは本当に疑問もございますので、全体の評価としてどのような対策があるのか、そこは検討してまいりたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

私はあらゆる事象に切れとは言っていないんですよ。子供たちがこのオープンな入口から出る可能性があるものに対して、どういう安全対策が取れるのかって言っているんですよ。あらゆるものに切れきれないですよ。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

子供たちという枠でも幅広い考えがあると思います。本当に小さい子供、二、三歳からあるいは小学生、中学生というような対応、それに応じていろんな対策を取らなきゃいけない。これを管理者としての責務があると思います。今議員がおっしゃるような着目しているのは小さいお子さんだと思うんですが、管理者としては幅広い捉えざるを得ないということを御理解いただきたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

以上で本日の日程は全部終了しました。

令和6年第4回北中城村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令 和 6 年 3 月 7 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	令和6年3月22日 午前10時00分			議 長	比 嘉 義 彦
	散 会	令和6年3月22日 午後2時56分			議 長	比 嘉 義 彦
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別
	1 番	川 上 龍 太	出	8 番	大 城 律 也	出
	2 番	屋 良 朝 春	出	9 番	上 間 堅 治	出
	3 番	比 嘉 悟	出	10 番	喜屋武 すま子	出
	4 番	比 嘉 正 志	出	11 番	比 嘉 義 弘	出
	5 番	平安山 和 美	出	12 番	名 幸 利 積	出
	6 番	喜屋武 功	出	13 番	山 田 晴 憲	出
	7 番	伊 集 守 吉	出	14 番	比 嘉 義 彦	出
会 議 録 署 名 議 員	3 番 議 員		比 嘉 悟			
	4 番 議 員		比 嘉 正 志			
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		仲 村 静 香			
地 方 自 治 法 第 121 条 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	村 長	比 嘉 孝 則	教 育 長	德 村 永 盛		
	副 村 長	大 田 繁	教 育 総 務 課 長	平 田 清 徳		
	総 務 課 長	喜 納 克 彦	生 涯 学 習 課 長	比 嘉 利 彦		
	企 画 振 興 課 長	仲 本 正 一	建 設 課 長	安 次 嶺 正 春		
	会 計 課 長	喜 屋 武 の り 子	農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	瀬 上 恒 星		
	住 民 生 活 課 長	楚 南 兼 二	健 康 保 険 課 長	玉 栄 治		
	税 務 課 長	玉 栄 幸 憲	学 校 教 育 指 導 主 事			
	上 下 水 道 課 長	伊 佐 秀 樹				
	福 祉 課 長	喜 納 啓 二				
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第4号

令和6年3月22日（金曜日）

1. 開議 午前10時

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		一般質問	

一 般 質 問 通 告 書

順位	質 問 者	件 名
5	川 上 龍 太	1. 本村のまちづくり構想について 2. 村当局のDX化と職員の業務負担軽減について
6	喜屋武 すま子	1. 施政方針4 ゆいまーる（相互扶助）で築く安全・安心な地域づくりについて
7	比 嘉 正 志	1. 道路のカラー舗装について 2. 野良猫の糞被害について 3. バリアフリートイレへの生理用品の配置について 4. 防災会議の設置について
8	比 嘉 義 弘	1. 沖縄県道85号沖縄環状線について 2. 義本王の墓の周辺の街燈設置について 3. サウスプラザの土地の活用について（財政も） 4. しおさい市場について

○議長（比嘉義彦）

皆さん、おはようございます。

上間堅治議員から本日の本会議、午前中を欠席する旨の届出が出ております。

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

日程第1．一般質問

○議長（比嘉義彦）

日程第1．昨日に引き続き一般質問を行います。

順次発言を許します。

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

それでは、本日のトップバッターで質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

私から2点です。

まず第1、本村のまちづくり構想について。

現在、本村ではまちづくり関連の事業を幾つか展開し、計画を策定しながら進められています。

昨年、策定された「中城村・北中城村共同のまちづくり計画」では、世界遺産中城城跡を核に、両村の共通する様々な課題を解決し、両村の特性や独自性を活かしたまちづくりや、保全と開発を両立させながら、産業振興・観光振興及び良好な居住環境づくりに資する土地利用を広域的かつ計画的に展開していくこととしています。今後は、本村が属している那覇広域都市計画区域から区域区分の定めのない中部広域都市計画区域への移行を目指して、区域区分を廃止した場合の無秩序な市街化防止や計画的な市街化の誘導を行うために地域住民の意見等を聞きながら具体的な土地利用計画や立地適正化計画の策定等に、両村で連携しながら取り組んでいくこととしています。

また、北中城村内の旧跡や祭祀などの歴史的

風致資産を踏まえた「歴史まちづくり計画（歴史的風致維持向上計画）」を策定、国からの認定に向けて取り組んでいます。

さらに、荻道・大城地区で開発が進められている「農を活かした健康・福祉の里づくりに向けた推進事業」では、バイオガス発電施設、農家レストラン、農産物直売所、医療・福祉・健康増進施設等の事業を関係機関や民間企業との連携により進められています。

このように幾つかのまちづくり関連事業が同時に展開されていく中、本村全体でどういったまちづくりを目標にしているのか村長の考えを伺います。また、各事業の進捗状況についても伺います。

続いて、2つ目の村当局のDX化と職員の業務負担軽減について質問します。

令和2年12月、政府において「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が決定され、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が示されました。

また、令和4年6月、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が閣議決定され、このビジョンが目指すべきデジタル社会のビジョンとして改めて位置づけられました。

このビジョンの実現のためには、住民に身近な行政を担う自治体の役割は極めて重要である。自治体においては、まずは、自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAI等の活用により業務効率化・職員の業務負担軽減を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげていく必要があります。このように自治体でDXを導入する目的は、住民サービスの向上や経費削減、業務効率化、行政の透明性明示等、よりよい行政サー

ビスを提供することにあります。

そこで村当局のDX化の現状と考えを伺います。

よろしく申し上げます。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、川上議員の御質問にお答えいたします。

まず、1番目に本村のまちづくり構想についてでございます。

本村には、世界遺産である中城城跡、国の重要文化財である中村家住宅をはじめ多くの歴史的資産、丘陵、起伏に富んだ緑豊かな環境が多く残されている一方、米軍基地返還地の開発による大型商業施設も含めた新しい都市構造が形成されており、本村は古くからの情緒ある住宅環境とにぎわいのまちが両立した田園都市であると認識しております。これからのまちづくり、むらづくりに当たっては、これまで先人が築いてこられたよき伝統文化を守りつつ、新たな時代に向けた取組を図ってまいり所存でございます。

歴史まちづくりによる歴史的資源及び風致景観の維持向上、農を活かした健康・福祉の里づくりによる新たな持続可能なまちづくりとライフスタイルの創出。また、これらを取り入れた本村にとって望ましい未来に向けて中城村との共同のまちづくりを推進してまいります。

なお、各事業の進捗状況については以下のとおりです。

中城村との共同のまちづくりに関する作業として、現在、立地適正化計画の業務を進めているところであり、今後、各地域住民との意見交換を行いつつ、令和6年度中に案として取りまとめる予定です。

歴史まちづくり計画は、歴史的な活動、歴史的建造物やその周辺の街並みを保全、保存しながら地域固有の財産を活用した地域活性化を目

指すための歴史まちづくりに関するアクションプランです。

令和4年度においては基礎調査を行い、令和5年度には法定協議会である歴史的風致維持向上計画推進協議会を開催し、計画書（案）を策定しております。

令和6年度においても引き続き協議会を開催し、内容を精査した上で年度末には国土交通大臣、文部科学大臣、農林水産大臣から認定を受け、令和7年度より事業を実施する予定です。

農を活かした健康・福祉の里づくりに向けた推進事業の進捗は、令和5年度までに第一段階整備区域で造成及び水耕栽培施設建築、学童農園などの整備を完了しています。令和6年度において第一段階整備区域で夏場以降よりバイオガス発電プラントの試験運用を行う予定です。第二及び第三段階整備区域においては、各事業者による地権者との交渉や現地調査及び設計・整備計画の策定が進められます。

続きまして、2番目の村当局のDX化と職員の業務負担軽減についてでございます。

少子高齢者社会が迫る中、持続可能な自治体の行政サービスを継続するために組織や業務のあり方を変革し、住民の利便性向上、行政サービスの向上、充実が求められております。その実現の手段として、本村のDX化は重要であると考えております。

本村のDX化の現状としましては、令和3年度にDXに関する施策を推進するための北中城村DX推進本部を立上げ、取り組む体制を整備しました。

また、国より示された重点取組事項の中でも、さらに住民サービスに直接影響を与える、（1）自治体の情報システムの標準化・共通化、（2）マイナンバーカードの普及促進、（3）自治体の行政手続きのオンライン化を重要課題として取組みを実施しております。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

それでは、まず1つ目、本村のまちづくり構想について。その中でも中城村・北中城村共同のまちづくり計画について、再質問していきます。

そもそも両村の背景としましては、1つの村でありましたが、終戦後、米軍基地により南北に分断され現在のようになり、分村後も中城城跡を共有して、中城城跡共同管理協議会、中城北中城消防組合、中城村・北中城村清掃事務組合も両村で共同で運営を行い、事業等も共同で行われております。

現在ですね、両村の全体の人口は増加傾向にあり、特に中城村は昭和60年からの人口伸び率が、中南部都市圏17市町村で一番高く、また、我が北中城村では、イオンモールライカムの大型商業施設の立地により交流人口が増加するなど、両村の発展可能性が顕在化しております。

一方で、本村はライカムの新市街地への人口の偏在や交通渋滞の発生、既存地域における人口、特に若い世代、本村でよく言われます次男、三男世代の村外への転出、耕作放棄地の増加や、それらに伴う地域の伝統や文化、慣習の喪失のおそれなど様々なまちづくり問題が顕在化しており、今後のまちづくりに向けてそれぞれの視点で課題への対応が必要であると考えます。

この課題については後ほど触れていきたいと思いますが、まず、答弁にありました立地適正化計画について質問していきたいと思っております。そもそもこの立地適正化計画を調べたところによりますと、人口の急激な減少と高齢化を背景として、高齢者や子育て世代にとって安心できる健康で快適な生活環境を実現すること。財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とすることが大きな課題。こうした中、医療福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地

し、高齢者をはじめとする住民が公共交通により、これらの生活利便施設等にアクセスできるなど、福祉や交通なども含めて、都市全体の構造を見直し、コンパクト・プラス・ネットワークの考えで進めていくことが重要とされております。

平成26年度に都市再生特別措置法が改正され、行政と住民や民間事業者が一体となって、コンパクトなまちづくりを促進するため、この立地適正化計画制度が創設されたとあります。

先ほど両村の関係で申したとおり、両村の全人口は今増加傾向にある中、この立地適正化計画、人口の減少を背景としてというところがあると思うんですけれども、今、進めるべきなのか、今やる必要があるのか、やらないといけないのか、そういった内容をお願いします。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

まず、今我々は中城村と共同のまちづくりということで、中部広域への移行を目指しております。そうした中で、では具体的にどういったその未来像、まちづくりをしたいと考えているのか。それを明らかにする必要があるかと。なぜ中部に行く必要があるのかという。そういった中でまちづくり構想をしっかりとつくりたいというところがまず求められる要件となっております。

そうした中で、広い意味で立地適正化計画というものが、国から作成するように進められているという状況がありまして、この立地適正化計画の中で、その未来像をしっかりと作っていきたい。示していきたいという考えでございますので、単に社会的な要因コンパクトシティというものも念頭にあるんですけれども、まず無秩序な開発の抑制、それを踏まえた上で将来どのような村づくりにしていきたいのかということ

を示すための1つの計画になるというふうに考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

ちょっと認識を合わせるために、これは法律改正により国から下りてきたものなので、本村としても、市町村としてもやらないといけないという認識でよろしいでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

義務的なのというよりも、今後のまちづくりというものをしっかり示す必要があるという中で、国が今推し進めております立地適正化計画、これを作成することで、我々両村が共同まちづくりでどういった方向を目指したいのかというのを示していきたいと。この計画をもって示したいという思いでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

では、この立地適正化計画について、メリット、デメリットというところで、まずメリットから、中心部の狭いエリアに人が集まって住むことで人口が減少しても都市機能を維持できるようにしていく。これにより様々な場所へアクセスしやすくなるなどのメリットが生まれます。反対に、居住誘導区域外となる可能性がある場合には早めの対応が必要だと考えられます。国が示しているこの居住誘導区域という文言ですけども、本村で見ると、まず、居住誘導区域、人口が多く入ってくる区域と考えられると思うんですけども、これが恐らく喜舎場、仲順、島袋、ライカム。それ以外の区域、それが居住

誘導区域外となるのか。また、その対応についてどのように考えているのか、お願いします。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

本村の中でもう既に居住地域、集落が形成されている地域が多くあります。そういったところを、では今の段階で、居住誘導区域から除外できるのかということこれは難しい問題だと思います。

我々としましては、まずは、防災の観点、地滑り地域、津波浸水区域、そういった場所に積極的な誘導を行えるかということなかなか厳しい問題があると。とはいえ東海岸地域低地部では、既に集落が形成されていて、ではそれをどうするのかという、どういった対応ができるのかということも踏まえながら、その位置づけをしっかりと整理する必要があるなというふうに考えています。

ただ、将来的にはやはり安全なところに移ってほしいと。そういうふうな長期的なまちづくりの視点も含めながら、今回の立地適正化計画の中で整理をしていきたいというふうに考えております。その上で、例えば都市機能、利便性施設とかですね、やはり徒歩圏内でそういった生活施設を整えば、住みやすい環境になるのではないかと。そのあたりも含めて、先ほど議員からもございました次男、三男の問題、そういった方々が定住できるような環境ということでは、例えば集合住宅の建築が可能になるとかですね。そういったものも含めながら、将来どうやって村を維持していくのか、維持できるようになるのかというものを検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

それでは、この立地適正化計画ですけれども、国が示しているところで、この内容について、計画について、都道府県都市計画部局あたりと協議することが望ましいと考えられているとありました。このことについて、こういった県との調整とか、この計画を作成するに当たってそういった調整、それから今後の予定、その辺があるのか、お願いします。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

その都市計画の策定に当たっては、やはり国、県、関係機関との調整も含めながら進めるのが望ましいと考えております。場合によってはその策定委員会に参画いただくとか、いろいろ方法があると思いますけれども、今、県の担当部局ともこの立地適正化計画を進めていくということでの話はしてございます。ただ、具体的にどういう関わりを持っていただくのかというのはこれからの調整となってきます。しかし、何らかの形でその検討、協議という形での関わりは持っていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

ぜひ県とも連携して、国とも情報を得ながらやっていただきたいと思います。

答弁の中で、令和6年度中にも案として作成していくという方向で進められていくと思うんですけれども、こういった場合、何か協議会、村内の中でも委員会とかそういったものを設置する予定はあるのでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

この立地適正化計画の策定に当たって、特に今回中城村との共同で取り組むことにしております。両村でその策定委員会なりを設置したいと考えております。その中には有識者、この前段で共同まちづくりの計画をつくっておりますけれども、そこに参加いただいた有識者のメンバーも含めて、これからこういった委員会を構成していこうかというところを、今両村で調整しているところでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

ぜひ、本村の住民のため、本村の将来像も考えていただきながら、ビジョンも考えていただきながら、この委員会を早めに策定して有識者、それから県との調整も踏まえてつくっていただきたいと思っております。

次に中部広域に移行することについて質問していきたいと思っております。

本村は、現在那覇広域に指定されておりました。市街化区域と市街化調整区域で区分され、斜面地での開発も少なく、緑地の保全等もあり、現在の地域風景となっております。

これが中部広域に移行することで、この区域区分ですね、この区分がなくなり、用途地域外、農振農用地外で広範囲に開発が進む傾向。特に景色がいい場所での土地であれば、斜面地での開発も考えられていきます。本村は地滑りの地域もある中、このあたりをどのようにお考えか、お願いします。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

非線引き区域になることで、従来その調整区

域とされていたところが、いわゆる白地という形で制限がなくなるような、そのままではですね、ということになってまいります。そういったところで無秩序な開発がなされないように、我々としては何らかの用途制限をかけるとか、いろいろそういった制限対策を設けることで、その抑制を図りたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

課長がおっしゃるように、ぜひ、無秩序な開発が進められないように、今ある風景とかよさを維持しながらも、住民のため、今いる住民のため、それから今から来られる住民のためにも考えて、ぜひ開発をお願いしたいと思います。

また、この中部広域区域でも農振農用地は存在し、農振除外をしなければいけないため、那覇広域よりも比較的ゆるい規制とは言われておりますが、それでも開発は困難と考えられます。移行しても規制は厳しいままということもあり、那覇広域でも中部広域でもどちらでもいい面、悪い面も考えられ、ただし、このまま中部広域に移行を進めてよいのか、その辺の考えをお願いします。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午前10時24分 休憩

午前10時24分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

今回の取組については、これまで多くの方が、先ほどからもあります次男、三男が家が建てられないとか、いろんな規制が強すぎて住民の方

に不満があるというようなこともあって、両村で非線引き区域である中部広域への移行を目指したいということを掲げております。

確かに那覇広域、線引き区域があったためにいろいろ開発の規制があつて自然が守られているといういい面もあれば、片方でその開発抑制が厳しくてなかなか次男、三男の定住化に結びつかないという課題もありますので、どちらが本当にいいのかというものは、正直どちらにもいい面、悪い面、メリット、デメリットあると思います。ただ、私たちはこれから各地域、村がですね、自分たちの意思でその村づくりをしていく、まちづくりを進めたいという意向のために非線引きの中部広域を目指す。そういうふうに今理解をしております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

今の質問ですが、村長の考えもお聞きしたいんですけども、このまま移行を進めていく。移行して、また問題も発生するかと思われませんが、この辺の将来的な考え、目的、目標、その辺の村長の考えをお願いします。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

中部広域のほうに移行する狙いといたしましては、これまで開発の偏在等いろいろ出てきましたし、そして過疎地の地域からかなりそういった要望が高かった。そしてまた住民からもそういう要望が高いものがございます。私としては、ただ、那覇広域で守り抜いた景観とかそういったのをしっかり保持しつつ、また開発できる範囲についてはしっかり把握して開発を進めていく。そういった面で、中部広域もまたメリットがあるかと思っておりますので、中部広域の、先ほど課長からありました中部広域のメリット、

デメリット、また那覇広域のメリット、デメリット、斟酌いたしまして両方がうまくいくような計画策定に向けて尽力したいと思います。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

ぜひ、住民の要望、意見も取り入れていただきながら、本当にこれでいいのか。このまま進めて問題がないのか。その辺も将来的にイメージをして、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

では、次に農を活かした健康・福祉の里づくり事業について質問していきます。

現在、土地の開発も進行し、事業が進められていて、学童農園等の整備も進められています。試験的に学童農園の体験等も行っているようですが、学校の先生たちや生徒たちの反応や声はいかがでしたでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

川上議員の質問にお答えします。

実際、私どもがその場に立ち会ったわけではないので報告事項として承っているのが、実際これをやられましたEM研究機構と、実際参加された三育小学校の6年生の皆さんが、今回は農業体験ということで、収穫体験と、また別日に植え付けの体験をされたというふうに伺っております。

報告としましては、やはり土に触ること自体が、今体験することが少なくなっているというような状況もあるようでして、大変好評だったというふうに伺っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

こちら農林水産課のほうからお借りしてまいりました。今ですね、この第一段階、議員の皆さんにも見せますね。第一段階のほうが開発が進められています。この学童農園というのが、三育小学校の横のほうになっておりまして、こういった形で進められて、里づくり事業は進められていくんですけども、まずこちらであった、先ほど申した体験等、これは、まず北中城小学校、島袋小学校、北中城中学校のほうの体験の実施も考えているのか。その辺をお願いします。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

お答えいたします。

現在、第一段階の部分では、さすがに北中城小学校、島袋小学校に開放することはちょっと今、面積的にちょっと小さいものですから、そこではなくて、第二段階の一部でやりたいというふうな計画を聞いております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

実はですね、ちょっと私のほうで耳にした話をしますと、学生時代に農業を行っていた方というのは、大人になって出世したり、大成するという学者の話を耳にしました。恐らくいい作物を育てるためにはどうしたらいいかという工夫とか考えを凝らして、それに向けて努力しながら実行していくという能力が備わるところだと思っております。ぜひ、本村独自の学校教育の課程や授業のカリキュラムに、この農業体系を含めたらどうかと考えましたが、教育長、いかがでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

川上議員の御質問にお答えいたします。

議員がおっしゃったように、これは先ほど出世とかそういう話もありましたが、やっぱり心の教育にもつながっているのかと思っています。現在、今年北中城小学校においては、近隣の、それからJAの御協力も得て、田植えから、そして収穫して、最後収穫した稲でまたしめ縄づくりまでを一連の学習の中で実践したこともあります。本当にそういう地域の皆さんの協力、それから、やはり学校の中には畑がないので、そういう土地をまた貸していただけるというんですかね。一緒に指導していただける地域の人がいれば、また学校のほうも一緒に子供の教育のために展開できるのかというふうに思っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

ぜひ、その辺も考えていただいて、子供たちのためになるように、考えて検討していただければと思います。

次に、この事業の第三段階、こちらの場所です。こちらに若松病院の移転計画があると思うんですけれども、現在の進捗状況について伺います。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

お答えいたします。

村長からの答弁でもありまして、現在、第二段階、第三段階の2か所を同時進行で現在進めておられまして、第二段階の整備事業者がEM研究機構、第三段階が医療法人アガペ会が協力して進められているところではあるんですけれども、現在アガペ会が計画されている施設

の規模につきましては、現在第三段階の面積のみでは、ちょっと希望する施設全ての配置が難しいということの相談がありました。これにつきまして第二段階の整備事業者からの協力もありまして、多少第二段階も含めた、この第二、第三を一体で開発しようというような計画を現在進められております。令和6年度につきましては、まだ用地交渉も若干残っているところもございまして、現在その用地交渉と事前調査ですね、地盤の調査とか施設がちゃんと建てられるものかどうか。こういった調査を令和6年度に計画されているというふうに聞いております。以上です。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

この第三段階の当初の計画では、今ある若松病院、それから若松苑全てを移す計画があったと思われるんですが、多分、課長がおっしゃるように土地の規模の状況とかによって計画が変更という形になって、第二段階事業者と相談しながら、協力しながら進める形となったんですが、その認識でよろしかったでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

現在アガペ会からは、既存建物の老朽化というのもございまして、できたら医療施設と老健施設ですね、これを同時に移動したいというようなお話もございました。ただし、その規模感でいきますと、現在のアガペ会が計画されている土地の中での建設がちょっと難しいというところがありまして、第二段階の事業者に協力を求めて、一部、そちらの土地も使わせてもらえないかというような話が事業者間で調整されているというふうに聞いております。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

この計画の変更といえますか、変わったところで、村としてこの事業者ともうまく協力できているのか。今、この第一、第二段階の事業者と第三段階の事業者の中で話がいったいようなイメージもあるんですけども、その辺はうまく行くようにしてほしいんですが、この辺どうでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

先ほどお話ししたことにつきましては、第二段階、第三段階の双方の事業者が協力的で、そこに私どもも法律的に問題があるかないかのアドバイスも含めて、実際この計画に対する会合といえますか会議ですね。これを最低でも月1回は行って、進捗状況についても把握していつているつもりでございますので、特に問題ないかと思っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

ぜひ、村行政、それから事業者とも連携しながら、うまくいい形で進めていってほしいと考えます。

次に第六段階、端っこのほうについて伺うんですけども、先日大城公民館のほうで住民説明会がありまして、私も参加したんですけども、その中で住民の方から、この第六段階の大城側のほうの地滑りの懸念があって、ここに優良住宅を造る予定ではあるんですけども、私の記憶としては、昨年の住民説明会でもそういった声があったと思うんですよ。今回さらにあったので、この辺の地滑り地域に対してどういうふうに考えて進めていくのか。その辺よろし

くお願いします。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

今、川上議員がおっしゃった第六段階の東エリアというふうに私どもは呼んでいるんですけども、大城側のほうですね。こちらの部分につきまして県の地滑り防止区域には指定されている場所ではございません。こちらからもう少し、既存の若松病院のある村道から、その部分から過去にそこから約100メートルほど若松病院側のほうに上ったところで、そういった地滑りの実績があったという記録が残っております。現在、まだそちらにつきましては開発計画も計画中でございますので、またこれから、実際の地域の調査を実際進めた上で、現在の計画がそのまま継続できるかどうかとも検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

ぜひ検討しながら進めていってほしいと思います。

ただ、もしちょっと優良住宅を造るには危ないなという考えに至った場合、この変更とか、そういったことも可能なのか。住宅以外で使い道が進めていけるのか。その辺お願いします。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

お答えします。

この地域につきましては、農を活かした健康・福祉の里づくりを根本として考えておりますので、やはり住宅が難しいというような条件が、はっきり明確になったとしましたら、やは

り計画変更すべきだと考えております。ただ、計画変更するに当たっても、農を活かせるような、ちょっと違うプランをまた改めて考えて、これもまた、これを検討する委員会もございまずので、その委員会に諮った上で、今後の計画の修正がある場合には、そういった場で検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

では次に、歴史的風致計画についてお伺いします。

答弁の中にありました令和5年度に歴史的風致維持向上計画推進協議会を開催し、内容を精査した上で年度末には国から認定を受けて、令和7年度より事業を実施する予定とありました。この計画を進めていこうとなった背景は、先ほどの関連もあると思うんですが、国からこういったのがあったから、受けたから進めていくのか。その辺の背景をよろしくお願いします。

○議長（比嘉義彦）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（比嘉利彦）

川上議員の御質問にお答えします。

この歴史まちづくり計画については、やはり本村の重要文化財、あるいは世界遺産である中城城跡があるたたずまい、その風景を残しておく必要があるだろうというようなところで始まっております。その中でこの歴まち計画をつくって国の認定を受けないことにはですね、国からのサポートが受けられないので、そのあたりも考えて策定をしたということになっております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

ではこの計画の中で、重点地区、重点地域という考えがあるのか。それがどの地域なのか、お願いいたします。

○議長（比嘉義彦）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（比嘉利彦）

この計画の中では、議員おっしゃるように重点区域というものを定めなければいけません、今のところですね、この重点区域の中には重要文化財、重要有形民俗文化財、または史跡名勝、天然記念物として指定された建造物がある場所、ある地域に限るということになっておりますので、今、この計画の中では大城、荻道、安谷屋も含めたところで重点区域を定めようと考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

この重要文化財、史跡等、そういった歴史的な文化があるところが地区に設定する理由というふうな認識でよろしいでしょうか。それが喜舎場、仲順にも、そういった歴史的にもあるものが残っていると思うんですが、喜舎場、仲順あたりは、この地域には含まれないのか。お願いします。

○議長（比嘉義彦）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（比嘉利彦）

今申し上げている重点区域というものが、これは国指定の文化財重要文化財等でございますので、重点区域となると、今申し上げた3地区になりますけれども、風致区域といってですね、人々の活動が営まれて50年以上というような定めがありますので、そういったところについては風致地区として、この計画の中に入れるということになっております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

それでは、この計画を作っていく中で、令和7年度より事業を実施する予定とあるんですが、この辺、住民への説明、こういった形でやっているのか。説明会をやったのか。その辺もお願いします。

○議長（比嘉義彦）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（比嘉利彦）

まず、令和4年度において、基礎調査というところで、住民を招いてですね、その3地区重点的ですけども、どのような風致のものがあるかというところで調査を行っております。そしてまた令和5年度についても、この計画を立てるに当たって地区の方に意見を聞きたいということで、安谷屋、荻道、大城の3地区で説明会を行っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

私の地元大城、先ほど課長からもありましたように、世界遺産中城城跡、国指定重要文化財中村家、それから平成の名水百選にも選ばれた荻道大城湧水群があります。この大城地域は花咲爺会があり、何十年も前から地域の美化活動、湧水周辺の美化清掃、草木の水やりなど、組織の枠を超えて区民が率先してボトムアップ、底上げですね。ボトムアップで取り組んできました。さらに、観光地修景緑化事業により、蘭やブーゲンビリアを湧き水周辺及び地域の歩道等に植え、住民が日々手入れを行い、中城城跡や中村家に観光として訪れる人々を楽しませてきた、そういった自負があります。この湧水群については、地元の諸先輩方や昔の人たちにとっては命の水であり、そういったところも保存し

ていく、保持していく。この大切な水がきれいになるように、水がなくなっていくないように保持していく必要があると思います。この辺も関連してくるかと思いますが、その辺の考えはどう思われますか。

○議長（比嘉義彦）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（比嘉利彦）

議員おっしゃるように大城地区については、非常に美化活動が活発で、湧水群の水を守っていくというような活動も非常に活発にやられて、大変素晴らしいなと思っております。実はこの計画の中でも、今の町並みあるいはその背景にある、その人々の活動までサポートできるということになっております。この計画策定するに当たって、令和6年度も協議会は続くわけですが、その中でも、やはり水源ということのお話も出ておりますので、このあたりも含めて計画の中に入れることができればと思っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

ぜひこの人々の活動、住民たちの活動のサポートも考えていただいているというのが、結構今、大城地域ですけども、農を活かした健康・福祉の里づくり事業とか、この歴史的風致とか、いろんな面で、行政側からとか。または県からも県道沿い、中城城跡の前の県道、これをモデル地区、モデル事業にしたいという話も直接大城に来ていまして、大城的には進めていきたい考えもあるんですけども、マンパワー的に人口も少ないので、結構あつぱあつぱの状態というところもあります。気持ち的にはもちろんやりたい気持ちはあるんですが、仕事もしながらボランティアでそれを全部進めていくとなると、

結構厳しいものがあると思いますので、住民のために活動のために、このサポートが入るのであればぜひ考えていただきたいと思います。

先ほど例に挙げました湧水群とまちづくり、開発についてリンクして考えていきますと、現在大城にマンション予定地となっている看板が立てられている場所があり、ちょうどこの真下が湧水群のある地域となります。昔から山の上のほうから水が来ていると言われておりまして、もし、このマンション建設によって開発が進むことによりこの湧水群に大きな影響が出ないか、とても心配であります。このように、今ある環境資源に影響がないように、現在住んでいる人たち、守ってきたこの生活が安心して維持できるようにまちづくりを行っていききたいと思います。この辺どう考えておりますか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

建築そのものを制限というのはなかなか難しい面はあるんですけども、開発規模の抑制であるとかそういった工夫はできるのかなというふうに思います。ただ、湧水群、地下水脈というところはなかなか見えないところにありまして、どういう影響が生じるのかというのは難しい面がございます。しかしながら、大規模の開発に至らないような工夫をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

この辺ですね、住んでいる人たちにとってはとても重要なことで、諸先輩方も昔はこの水を使って生活をしてきたというところもありまして、この考えは村全体にも広がるんですけども、今あるものを決して壊さないように維持で

きるようにぜひ考えていただきたいと思います。

最後村長に伺いますが、いろんなまちづくり計画が今進められていく中で、村長として、この北中城村をどういうふうにしていきたいのか。将来像をどういうふう考えているのか。人の生活も含めて開発も含めて、村長の考えをお願いします。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

今、個別にまちづくり計画が進んでおりますけれども、ただ基本的にはうちの総合計画に沿った範疇の計画でございますので、それぞれが整合性を図れる。そして総合計画の整合性を図れる計画だと思っております。そして、私たちの将来像ですけれども、これは我々の将来像である標語に、平和で緑と、うちの標語で、大変申し訳ございません。将来像とするそれに沿ったまちづくりをいたします。基本的には活力があって、自然景観の保持、そして伝統文化が維持されている村。平和で。当初の標語が平和で活力ある田園文化です。平和で、賑やかで緑が輝く、文化の村北中城ですから。まず、基本的には平和と文化をしっかりこれまでずっと保持しています。さらにそこににぎわいのある。そして自然景観を保持したまちづくり、そういったまちづくりを目指しておりますので御理解いただきたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

ぜひ、住民のため、人のためにも考えていただきながらまちづくりを進めていってほしいと思います。

では次に、2つ目のDX化と職員の業務負担軽減について再質問していきたいと思います。

このDX化ですけれども、ただ単に、今の時代に合わせて進めていくのはよくないと私のほ

うも考えておまして、効率化、それから安全、安心、そういったことを踏まえてDX化を進めるべきと考えます。さらには、ペーパーレス化、それによる業務負担軽減、予算削減、それも視野に入れて取り組むべきだと考えます。国が出しているこの日本でDX化が進まない理由として、主にIT人材の不足、古いシステムを利用し続けていること。企業体質の3つが関係しているとあります。本村はそのような状況はないのか。現状どういった形でやっているのか、お願いします。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

現状、今取り組んでいるDX推進で自治体の情報システムの標準化、これクラウドに移行するシステムを今構築してございます。併せてマイナンバーの普及促進、これは継続で取り組んでいて、マイナンバーカードを使っているいろいろな交付申請だったり書類が発行できるようなものを目指してございます。それとセキュリティ対策の徹底、これはクラウドに行くことによってセキュリティの脆弱性を突かれないように、そういったセキュリティも自前で強化していくように取り組んでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

私のほうで調べた幾つかの事例というのを紹介していきたいと思うんですけども、まず、兵庫県神戸市ではこのDX化に関連して、DX化だけじゃなくて、働き方改革推進チームというものを構築して、その中で職員のために働き方をよくするためにDX化を進めていこうという事例もあります。

また、岡山県鏡野町、ここではスマートフォンを利用して各種証明書の郵送請求、ごみやリ

サイクルに関する申請、補助金等の交付申請が可能なシステムを導入、マイナンバーカードとスマートフォンを利用して、こういった各種交付申請がオンラインで可能になり、来庁時には専用のタブレットとマイナンバーカードを活用することで、こういった業務負担軽減がされております。証明書等の郵送請求にかかる手数料の支払いについてはクレジット決済、これによって役場窓口への来訪が不要となりキャッシュレスで決済、スマホで完結というふうに、手続も住民のために簡素化、職員も負担軽減というように、このシステムを導入して進められている事例があります。

あとは茨城県笠間市、ここでは、契約書の印刷、郵送、押印、保管といった業務を電子契約サービスに移すことによって、この負担軽減をしています。紙ベースではなく、電子契約サービスになりますので、印刷製本、押印等が簡素化され、今まで一、二週間要していた作業が電子契約で約10分で完了。こういった事例もあります。

あとは、今本村でもLINE、行政のLINEを活用していると思うんですけども、支援が必要な人ほど制度を調べる余裕がないことで、このLINEを活用して、この支援が必要な人が受けられるサービスを行政側から通知、こういったサービスがありますよ。あなたはこういったサービスが受けられる可能性がありますよという通知をプッシュ型でお知らせ、そういったことで受給漏れとかを防止する。市民がサービスを調べる負担を軽減。そういった事例もあります。

例えば、お子さんの予防接種、いついつですよというふうにプッシュ型で通知。それから児童扶養手当を受給できる可能性があります。窓口まで御相談くださいというふうに行政側からプッシュしてあげる。そういった事例もあります。

事例紹介、最後に、窓口を一本化して受け付けシステムを導入しながら、このバックヤードの負担を軽減。住民があっち行ってこっち行ってと窓口を移るのではなく、一本化することで、そこに行けば全ての申請というのできるような体制も北海道ではつくられております。そういったことも業務負担の軽減になるのではと思います。

このようにいろんな事例があるのでいろいろ調べていただきながら、住民サービスのため、それから職員の業務負担軽減、ペーパーレス化といった形で、よくなるように効率化できるように本村もぜひ考えていってほしいと思います。村長、最後にこの辺どうお考えか、お願いします。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

おっしゃるとおりで、時代は確実に高度情報化社会ですので、そういった面に即した自治体づくりをしていかななくてはならないと思います。今おっしゃったようないろんな業務の負担軽減、そしてまた効率化、さらにはこれはまた環境にも影響してくるということを聞いておりますので、そういった面でぜひ積極的にDX推進に取り組んでまいりたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

以上で終わります。

ありがとうございました。

○議長（比嘉義彦）

しばらく休憩します。

午前11時00分 休憩

午前11時11分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

通告に従いまして、一般質問をいたします。

1. 令和6年度の施政方針の4 ゆいまーる（相互扶助）で築く安全・安心な地域づくりについて。

去る3月11日は、東日本大震災から今年は13年を迎えました。私たちは災害の教訓をどれだけ学んだでしょうか。村長の施政方針の4 ゆいまーる（相互扶助）で築く安全・安心な地域づくりの中から質問いたします。

児童福祉・子育て支援の充実について。

子供たちの健やかな成長を育むため、産後・育児・就学・進学等の過程において、きめ細かな支援に取り組むため課を新設し、子育て支援の充実を図ってまいりますと述べておりますが、切れ目のないきめ細かな子育て支援は、村民にとっても希望の持てる事業の展開だと思います。国においてもこども家庭庁ができ、こどもまんなかの社会を形成しようとしております。

①保育所（園）への入所、学童クラブへの入所は、希望する子供たちが入所できるよう願っておりますが、令和6年4月1日の待機児童数は、解消できるのかお伺いします。

②保育園や学童クラブの基盤整備は、微増ながらの人口増加の中で将来をどのように見通し、計画をしていくのか伺います。

次に障がい児（者）の福祉の充実についてです。

①障がい児（者）の現状（人数と施策）と課題について伺います。

②医療的ケア児（人数）の現状と課題について伺います。

（4）地域防災力の向上について。

①災害時等に迅速、確実な情報提供ができるよう防災無線設備の点検、調整、整備に努めることは重要です。一方、瞬時に各字の地域の情報（浸水、崖崩れ、家屋の倒壊、道路網の状況等）を得るのは大切です。災害はいつ起こるの

か、予想がつきません。これまで以上に職員のスキルを磨き、防災を強化する必要があると考えます。見解を求めます。

②災害時の性被害を防ぐために避難所に女性専用避難室を設ける必要があるが、当局の見解を伺います。

③保育所や保育園などは、乳児や幼児を抱えて避難する方に避難所としての位置づけられているのか、伺います。

④非常食等の備蓄品や資器材の充実に取り組むとありますが、具体的計画について伺います。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、喜屋武すま子議員の御質問にお答えいたします。

まず1番目の施政方針からであります。4ゆいまーる（相互扶助）で築く安全・安心な地域づくりについてということで、まず児童福祉・子育て支援の充実についてということです。

①の回答といたしまして、令和6年4月1日の待機児童の見込みについて。認可保育所等につきましては、3月15日現在、21人の待機が発生すると見込まれます。とりわけ1歳児が10人と多くの待機が見込まれます。放課後児童クラブ、いわゆる学童クラブにつきましては、3月1日時点の調査では、31人の利用できない児童が発生しております。そのうち島袋小学校区内では16人となっております。

②保育所や学童クラブの基盤整備についてでございます。本村では、ライカム地区を中心に戸建てや集合住宅の建築が進み人口の増加が見込まれます。今後の人口推計と保護者ニーズを踏まえ、今後の基盤整備を検討してまいります。具体的には既に実施いたしましたニーズ調査の集計を急ぎ、令和6年度に策定する第3期村子ども・子育て支援事業計画において方策を検討してまいります。

次に障がい者（児）の福祉の充実についてに関するものでございます。

①障がい者（児）の現状と課題についての御質問です。村の障がい児・者数につきましては、令和5年4月1日現在で、身体障害者手帳所持者650人、療育手帳所持者177人、精神障害者手帳所持者175人となっております。施設や医療機関に長期入院されている方々の地域移行や障がいを持ちながら就労等による安定した生活の確立、また、介護職等の不足による今後のサービス提供の確保が大きな課題であると認識しております。

②医療的ケア児の現状と課題については、村で把握しております医療的ケア児数は8人でございます。一人一人に応じた支援が求められますが、制度上の制約や災害時の支援、とりわけ未就学児の保育所等での受入れ体制の構築等が課題と認識しております。

（4）地域防災力の向上についてでございます。

①の回答といたしまして、議員の御指摘のとおり、職員は普段から気象情報等を意識するとともに、未然に災害を防ぐよう各施設の点検、対策を講じなければなりません。また、研修等に参加しながら最新の情報、スキルを身に着けることが防災や減災につながるものと認識しております。

②今回の新聞報道で災害時、本村が女性に配慮した備蓄品、環境整備が不十分だと認識しました。今後は、そういった配慮ができるよう努めていきたいと考えます。

③の回答といたしまして、喜舎場保育所は、福祉避難所として乳児や幼児のいる方の避難所として位置づけされています。

④の回答といたしまして、備蓄計画としては、避難者の3日分の非常食、飲料水、トイレ、毛布の備蓄を優先的に整備しつつ、新聞報道でもありました、女性に配慮した備蓄品、環境整備

に必要な備品も併せて整備する必要があると考えます。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

それでは順を追って再質問いたします。

児童福祉・子育て支援について。

令和6年4月1日の待機児童数の見込みは、認可保育所等で3月15日現在21名の待機が発生するとあります。とりわけ1歳児が10人と多くの待機が見込まれるとの答弁でしたが、原因はどこにありますか。

3月は、子供の保護者にとって、保育所に入るか入れないか。役場から通知が来るので、ハラハラ、ドキドキしながら保護者は待っているのです。保護者が入所を希望しながらも保育が受けられない。保護者にとっては死活問題です。子供を預ける施設がないとなると働けない。収入は減る。生活に困ってしまうことなどがあります。待機児童の発生の原因は何でしょうか。お答え願います。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

現状待機が発生する見込みでございますけれども、まず既存の施設、保育施設等の保育士の確保が十分にいかないために定員数を受け入れできない施設が幾つかまだございますので、まずそこが一番大きな要因と考えております。

あと特に、今回1歳児がとりわけ多く発生しております。そこについては我々としても定員ベースで見たとしても1歳児の受入れというのが非常に厳しい状況がございましたので、そこについてはまた次年度以降もその数というのが引き継がれていきますので、2歳3歳と上がっていくにつれてどういうふうな形で解消でき

るかというものについては、引き続き我々としても検討しているところでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

保育士の確保の問題については、ずっとここ三、四年続いているわけなんですね。それがなかなか解消しない。やはり皆さん頭を悩ませていることだと思いますけれども、でもこれはどうしても確保しないと困ってしまう。確保できないからいいというものでもない。子供はやはり平等に育てないといけないんですよ。大事なお子さんですので、保護者にとっても大変なんです。生活にすぐ直結いたします。これはぜひ、これはまだ少し時間が4月1日に向けてあると思いますので、最善の努力を生かして、あちこち保育所はたくさんありますので、ぜひ交渉して保育所に入れるようお願いしたいんですけれども、今、実際に空きはあるんだけれども保育士がいなくて児童が入れないというところは、もし具体的にお分かりでしたらお願いします。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

具体的な園の名称につきましては、今手元に資料ございませんけれども、村内の認定こども園の2か所から3か所程度が定員を満了保育士を確保できていない状況だというふうに認識しております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

こちらのほうとも交渉なさって、何とか御理解をいただいて、受け入れていただけるように最善の努力をしてほしいなと思うんですけれど

も、いかがでしょうか。本村の保育所においては
どのような状況なのかもお伝えをお願いします。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

保育士確保につきましては、国、県等からも
各種補助金等の活用を我々としても各園のほう
にお願いしつつ、まずは採用、確保していただ
くこと。それとあと定着して、辞めないような
支援を我々としてもぜひ続けていただきたいと
いうふうに各園のほうにお願いをしている現状
でございます。

各園といたしましても、採用につきましては
努力していただいている、今回3月15日現在で
集計をさせていただいておりますけれども、そ
の後も採用があったということでの動き等もご
ざいますので、最終的には若干この数字よりも、
4月1日現在は低くなるとは見込まれますけれ
ども、我々としては、やはり、まずは保育士を
確保して、施設として定員をオーバーしてです
ね、面積が満たすのであれば、保育士さえ確保
できれば定員オーバーして受け入れていただけ
る園もございますので、そういった努力を続け
ながら我々としてはその待機解消に向けて取り
組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

本村の保育所の状況は、1歳から5歳児まで
の状況はどうなっているのでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午前11時26分 休憩

午前11時26分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

村立喜舎場保育所につきましても、日々状況
が変化しておりますけれども、まず保育所にお
ける保育士の確保につきましては、必要数は現
在確保できる見込みとなっております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

ぜひ、まだ少し時間が残っていますので、最
後まで努力をして、少しでも待機児童を減らし
てほしいと思います。よろしくをお願いします。

課長も御存じのとおり、児童福祉法にはこう
うたわれております。総則のほうですけれども、
第1章総則、第1条全て児童は、児童の権利に
関する条約の精神にのっとり、適切に養育され
ること、その生活を保障されること、愛され、
保護されること、その心身の健やかな成長及び
発達並びに自立が図られることその他の福祉を
等しく保障される権利を有する。

第2条全て国民は、児童が良好な環境におい
て生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、
児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見
が尊重され、その最善の利益が優先して考慮さ
れ、心身ともに健やかに育成されるよう努めな
ければならない。国及び地方公共団体は、児童
の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに
育成する責任を負うとあります。

ぜひ肝に銘じて業務を遂行していただ
きたいし、村長のほうも待機児童を出さないよ
うに、ぜひいろいろ工面をなさってやっていただ
ければと思います。よろしくをお願いします。

次に進みます。

次に、学童クラブにおいては、3月1日、調
査で31人の利用が発生している。そのうち島袋
小学校区内では16人となっているとの答弁があ
りました。あと、学童クラブのほかにも他の学童
クラブの状況をお聞きいたします。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

島袋小学校区においては先ほど村長から答弁ありましており16名の待機が発生している状況、あと北中城小学校区におきましては、15名の待機が4施設で発生している状況でございますが、一部、学童につきましては、11名ほどの空きがあるというような状況でございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

そうすると北中城小学校区内では11人の空きがあるということですので、それはできるだけ解消してほしいんですけども、どういう現状になっているのでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

福祉課といたしましても空いている状況等がございますので、そういった保護者からの問合せ等がありましたら、その空いている施設等を案内紹介することは対応しているところでございますけれども、中には希望する園、学童が特定されている保護者もいらっしゃいますので、その場合には空いている施設を希望されないという状況も想定はされているところでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

訪ねてきたらという話になるんですけども、訪ねてきたら案内するという話になっているので、もうちょっと利用の方が瞬時に利用でき

るような体制とかは、例えばホームページに流すとか、もちろん秘密の情報を守るという話になるんですけども、そういったこともできないか。あらゆる方法をやるべきではないかと思っておりますけれども、いかがですか。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

従来は、学童の入所申込みについては、各園各々で対応していただいていたところでございますけれども、昨年度あたりから一斉申込期間を決めて、また各施設の空き状況等の情報交換は常に我々福祉課から発信して、各施設にも情報提供していますので、もし入れないお子さんがいたら入れなかった施設から空いている施設を御紹介いただくというような対応を現在は取っているところでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

できるだけ分かりやすいというか、住民が非常に手の届くような情報を確保していただければと思っております。

島袋学童クラブですけれども、16人。昨年も1つ増設して2つ島袋学童はあるんですけども、なおもう今年も16人ということなので、そこをどうにか急いでですね。例えば学校の敷地内にしばらくプレハブを借りるとかはできないものではないでしょうか。もう今はこどもまんなか社会と言われていて、やはり縦割り行政じゃなくて、つなぐ行政をやっていただきたいんですけども、そういった学校敷地内のプレハブであるとか、あるいは民間を借りてということは今のところ想定していないのでしょうか。何か工夫していることがありましたら伺いしたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

島袋小学校区につきましては、現在新たな学童クラブの施設を公設という形で、今、建築に向けて取り組んでいるところでございます。その間の待機をどうするかという部分につきましては、我々といたしましては北中城小学校区での空きがございましたので、そういった空いている施設が島袋小学校への送迎を対応していただけないかというような交渉は従来やっておりましたので、そういった取組でもってまずは対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

もう4月は時間も迫っているのではなかなか難しいかもしれません。でもやはり努力をなさって、そうであれば送迎がきちんとしておれば、またニーズも増えていくと思いますので、そこら辺も各学童クラブと皆さんの福祉課のほうでしっかりと連携を取りながらやっていただければなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

議員御指摘のように、学童、しっかり子供たちを安全に放課後を過ごしていただくためには、必要なサービスといいますか、施設でございますので、ぜひ待機が出ないよう我々としても引き続き努力をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

次に障がい者、障がい児の福祉の充実についてお伺いしたいと思います。

先ほど御説明がありましたとおり、やはりこれは障がい者、障がい児、あるいはまた医療的ケア児というのはたくさんの人の手を借りないといけない社会の中に、やはり生きていくのは厳しい面があります。

特にそれは、第三次の計画に任せましてですね、私のほうからまた災害の視点からお伺いしたいと思います。特に災害が起きたときに、やはり二次災害で災害時関連死という方が、障害者手帳を持っている方が多くいるということが明らかになっております。やはり当事者、あるいは行政、専門職員が一丸となってこの方たちに寄り添って、どういうふうにすべきかということが今問われているということが社会問題になっておりますけれども、そういうことに対して課長の見解を求めます。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

障害をお持ちの方々が災害時の避難に際して、やはり、それぞれの状況に合わせた環境を作っていく必要がございます。

特に大規模の避難所等での避難が厳しい状況がございますので、現在の村の地域防災計画においても、各福祉施設、児童福祉施設も含め、細かく避難所を分けることも対応可能だというふうに考えておりますので、あとはそれを運営する側の、我々が各個人に応じた対応ができるかという部分の備えはさらに必要だろうというふうに考えております。今年度、国からのヒアリング等も受けまして、特に発達障害等をお持ちのお子さんに関しましてはですね、通常の避難所ではなくていつも通っている、例えば特別支援学校等、そういったところの避難所を県と連携して活用していく方向性も、ぜひ今後は考

えるべきだろうというふうな御指摘も受けました。そういったことを含めて、村内にもそういった学校等がございますので、将来的には県との連携を含めて、そのお子さん、あるいは障害をお持ちの方の適切な避難場所の確保に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

こういう障がい者障がい児については、やはり専門職の方、介護職等のそこによる、今後のサービス提供というのが非常に大きな課題になっておりますので、ぜひこれを第三次の計画の中でクリアをしていただければと思っております。

次に医療的ケア児の現状と課題について、村で把握しております医療的ケア児は8人ということでありまして、こういった施設を御利用なさっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

まず、医療施設のほうに入院されているお子さんもいらっしゃいます。また、在宅あるいは施設等で生活されているお子さんもいらっしゃいます。その内訳につきましては今手元にはございませんけれども、あくまでこの数字は行政が現時点で把握している数でございますので、実態としてこちらが把握していないお子さんがいらっしゃる可能性もあるということをお伝えしておきたいと思っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

現在、喜舎場保育所にはこの医療的ケア児は

もういないんですか。いらっしゃるんですか。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

現在、村立喜舎場保育所につきましては医療的ケア児の受入れは、対象となっているお子さんはいらっしゃいません。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

ぜひ、こういう困難を抱えた方たちの支援を十分にやっていただければと思っております。

次に地域防災力の向上についてお伺いしたいと思います。

先ほど、各施設の点検、対策を講じなければなりませんということでしたけれども、特に福祉課などにおいては非常に施設を多く持っておりまして、ややもするとやっぱり見逃しということもあるかと思っておりますので、やはりそれは職員一丸となって、そして職員一人一人スキルを磨いて、お互いに切磋琢磨しながらその施設を守っていただければと考えております。防災とか減災はいつ来るか分かりませんが、やっぱり職員のスキルを身につける。そして情報を多くキャッチするということはとても大事なことなんですね。もちろんこれは全職員に言えることですし、福祉課にとどまらず全庁的な体制を取る必要があるかと思っております。普段の努力が大事かと思っておりますけれども、村長、御意見を伺いたいと思っております。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

喜屋武議員の御質問にお答えいたします。

役場のほうでもそれぞれ各課において防災・減災、そういったあたりのスキルは持っておりまして、また総務課、そして全体としてはそれ

を統括するそれがございます。そういった訓練等、また研修等についてもしっかりとやっていて、対応がしっかりできるような体制をこれからまたさらに高めていきたいなと思います。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

職員が全庁的に取り組んでスキルアップすることが、村民への安心安全につながると思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

次に、今回の新聞報道で災害時に本村が女性に配慮した備蓄品、環境整備が不十分だという認識を新聞に出ておりましたけれども、今後はそういった配慮ができるように努めていきたいということでしたけれども、具体的にどういうことに配慮していくのかお伺いしたいと思いません。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

まずは避難先となる避難場所での女性に配慮した避難場所、普通の一般の避難者と女性の避難者を分けて、区別していくことも重要だと思いますし、併せて備蓄品に関しましては女性に配慮した備蓄品も備えていく必要があると認識してございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

やはり今総務課長がおっしゃってございましたけれども、ちょっとアウトではいけないと思いますので、女性用向けの用品といたしましては、もちろん皆さん御存じのように、生理用ナプキンであるとか、女性用の下着、あるいは衣類ですね。防犯ブザー、それから妊婦用下着、あとは乳幼児用品の粉ミルクであるとか液体ミルクであるとか、離乳食、紙おむつ、お尻拭き

などですね。ぜひ備蓄を添えていただければと思っておりますけれども、これ一遍にはできないかもしれないけれども、今後計画の中でこれをいつまでになさろうとしているのかお伺いしたいと思いません。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

そういった女性に配慮した備蓄品、今回の報道で初めてというか、認識させられました。今特に具体的にじゃあ幾つ整備するのかという計画はございませんが、一般的に必要なとされる備蓄品を確保しつつ、そういった女性に配慮した幾つかの備蓄品も少しずつではあるとは思いますが整備していきたいと思っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

やはりアウトじゃなくて、実際の実施計画として、今年度は何する、来年度はどうするというのを具体的に計画を立てていただければと思っております。

次に喜舎場保育所は福祉避難所として、乳児や幼児のいる避難所として位置づけられているということですがけれども、これまで台風時とかに活用されたのか、実績をお伺いしたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

私が知る限り開設したことはございません。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

台風時によく社会福祉センターとか中央公民館とかに避難をしておりますけれども、乳児を

持つ母親に対しては、やっぱり母乳とかがあるのでどうしても遠慮がちになって、心が狭くなって、共同で一緒にここで二、三日でも生活するというのは非常に心が病むというか、悩むということがあるので、やはり今後はこうした配慮した、女性に配慮したところをですね、皆さんあちこち、一遍に集中してやったほうが管理しやすいということがあるかもしれませんが、やはりもっと心に配慮していただいて、村民に寄り添う形でやっていただければと思いますけれども、そういう避難所、特に今は喜舎場保育所について言っておりますけれども、それについていかがでしょうか。乳児、幼児を抱えた母親に対する配慮として。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

災害時避難者に対してはできるだけストレスがないような環境を整備しないといけないと感じています。同じ避難所でも完全に個別に分けられる避難場所、部屋ですね。そういったのも併せて活用していかなければならないと考えてございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

特に子供に関してですけれども、喜舎場保育所はありますけれども、例えば子育て支援センターであるとか、幼稚園であるとか、児童館であるとかそういう類のところもみんな避難所の指定を受けているのでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

福祉避難所として指定は受けてございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

次に整備計画についてですけれども、避難者の3日分の非常食、飲料水、トイレ、毛布の備蓄等を優先的に整備するとありますけれども、それについて3日分というのが最近、本土のほうで大災害を受けまして、7日分を推奨することとも報じられておりますけれども、いかがですか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

7日分というのはすみません、情報として持っていなかったのですが、県としても県の備蓄計画にもございますように、とりあえずまずは3日分、3日目以降からは外部からの物資補給があるというふうなことも想定されていますので、まずは3日分を目指して備蓄整備していきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

今政府の考え方としても、7日間という文書が結構あちこちにありますので、そこもやはり今後考えていただければなと思っております。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午前11時49分 休憩

午前11時51分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

防災についてですけれども、かなり答えていただきましたので、今後全庁的な取組として、どのようにして強化していくのかをお伺いしたいと思います。

これまでの防災会議の見直しもあろうかと思うんですけども、やはりさきの能登半島の地震も受けて皆さんもいろいろ感じられたところがあると思うんですけども、防災についてはやはり常時見直していくということが大事かと思えます。そこら辺をどういうふう to 今後を考えていくのか、強化していくのかをお伺いしたいと思えます。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

お答えします。

防災計画につきましては防災会議の中で決まっていくなのですが、やはり新しい情報、新しい技術などもあります。そういったのをきちんと捉えながら防災計画を逐次見直す必要があると私も考えてございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

ぜひ逐次、皆さん防災会議を持って、改正するなりやっていただければと思っております。

次に防災会議のメンバーについてですけども、今女性の割合は何名ぐらいでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

現在組織している委員が24名になっています。外部の委員に関しましては今人事異動などでちょっと把握してございませんが、24人中、課長も含めると1名の女性の委員がございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

災害が起こったときに子供、幼児とかを抱えている。あるいは老人を抱えている女性たちが

多くいます。女性の視点を生かして、そしてジェンダーの視点を考える防災ということで、女性委員を増やしてほしいと願っております。これは任期もあるでしょうけれども、次回の任期改正のときはいつでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

特に任期は定めてございません。充て職になっていきますのでそのときの委員が女性かどうかによって構成メンバーが違ってくると思います。以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

今のところは充て職になっていますよね。充て職だけじゃなくて、やはり別途に必要なかと考えておりますので、ぜひ女性をですね、2分の1と言わずとも少なくとも3分の2とか2分の1、それに近いような形でぜひ採用して、女性の声を反映させた防災のむらづくりをやっただければと思えますけれども、再度総務課長の答弁をお願いします。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

委員として参加していただくのか、もしくは女性の意見を取り入れるために逐次必要な方の女性が参加していくのは、その際に考えていきたいと思えます。ぜひ女性の意見が反映できるような委員会にしたいと考えてございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

これで私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午前 1 時 5 6 分 休憩

午後 1 時 3 0 分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

山田晴憲議員と喜屋武 功議員から、午後の会議を欠席する旨の届出が出ております。

では、午前に引き続き一般質問を行います。

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

では、議席番号4番、比嘉正志。通告に従いまして一般質問を行います。よろしくお願いたします。

今回、大枠4件の質問を行います。

まず1件目は、道路のカラー舗装についてです。

昨年11月21日、喜舎場自治会を皮切りに8年ぶりに地域懇談会が開催されました。地域ごとに防災の面、環境衛生の面等々で地域ならではの意見が出され大変有意義な地域懇談会になりました。各地域から出された意見の中で共通な訴えがありましたので一般質問に取り上げたいと思います。

まず、道路のカラー舗装についてですが、村内3か所のカラー舗装を求める声がありました。まず1件目ですが、北中城中学校入り口の村道です。こちらは県道側から右折し中学校へ進入する際に対向車が列をなし、右折がままならない状況が見受けられます。中学校側へ進入が容易にできるよう「おゆずりゾーン」などのカラー舗装ができないか伺います。また、同箇所は右折帯の車線もなく、右折車が停車中は道幅も狭く、追い越し車との接触事故も危惧されます。そこで右折帯の確保と、それと同時に道路の拡張ができないか伺います。

2件目は、北中城小学校から県道81号線、旧道路への進入が困難なところ。ここは直近に新たに整備された県道81号線の交差点があり、

信号待ちの車両が連なり喜舎場地域から県道側へ右折進入が困難な状況が見受けられます。この箇所については県道のため道路管理者である県へ「おゆずりゾーン」のカラー舗装について強く要望していただくようお願いしたい。

3件目も県道81号線なので県への要請になりますが、石平地区への出入口についてです。同箇所は既に停止禁止部分が白色で示されていますが、色も薄くなっており目立たず、また停止禁止部分の距離も短いことで石平地区から県道へ右折をしたい場合に視認性が悪く、交通事故の懸念があります。仮に、交通事故の懸念から同箇所の中央分離帯を封鎖した場合、石平地区の生活道路が奪われ、日々の活動に支障を来すことや、救急車などの緊急車両等も大きく迂回をせねばならず、迅速な救急搬送にも影響が出るのが必至です。

そこで同箇所については、①白色ではない停止禁止部分のカラー舗装。②安谷屋側へ停止禁止部分の拡張。③中央分離帯へ石平地区への出入口を示す看板の設置について、道路管理者である県への要請を強くお願いしたい。

大枠2件目の質問は、野良猫のふんの被害についてです。こちらも地域懇談会のほうで様々な地区から意見が出ておりました。

野良猫のふん被害についてですが、これは自宅の庭に野良猫が侵入しふんをしていくとこのことで、毎回毎回ふんの片づけに追われ、臭いもすごいので不衛生であり非常に困っているとのことでした。また、地域の方が野良猫に餌をあげたりすることで、いつまでもふんの被害に悩まされ精神的にも悪く切実な訴えでした。野良猫の保護を行うなど条例等を整備し、動物のふんの被害に対策は取れないでしょうか。

大枠3件目ですが、こちらはバリアフリートイレの生理用品の配置についてです。

過去に平安山議員により一般質問の中で、公共施設の女性用トイレに生理用品を配置してほ

しいとの質問があったと記憶しております。令和4年度に村婦人会から北中城中学校女子トイレに生理用品の提供があったと聞いております。今回、私が訴えたいのは公共施設の女性用トイレではなく、公共施設のバリアフリースイートイレへ生理用品の配置を要望したい。これは、セクシャルマイノリティー（性的少数者）への対応として理解していただきたい。村の今後の対応として公共施設のバリアフリースイートイレへ生理用品の配置を行っていくのか伺いたい。

大枠4件目の質問ですが、こちらは防災会議の設置についてです。

3月8日付新聞報道で、本村は防災会議の設置がないような報道がされていたが、私が調べてみたところによると、北中城村防災会議条例（昭和52年10月13日条例第8号）があると認識している。真偽のほどはいかがか伺いたい。また、同新聞報道によると女性に配慮している項目が少ないように感じた。そこも事実かどうか伺いたい。

以上、大枠4件の質問を行います。

答弁よろしく願いいたします。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、比嘉正志議員の御質問にお答えいたします。

まず1番目の道路のカラー舗装についてでございます。

1件目の村が管理する村道喜舎場萩道線の北中城中学校入り口部の改良については、交通量調査の必要性も含めて検討してまいります。

2件目の県道81号線北中城小学校近くの旧道からバイパス取付部及び、3件目の県道81号線石平交差点付近（石平集落出入口）については、道路管理者である県に要望してまいります。

2番目の野良猫のふん被害につきましてです。野良猫のふん被害についてですが、現在の対

応としては相談者宅周辺に適切な動物の飼育に関する注意文書を投函したり、ふんの処理に関する注意看板を立てるなどの対策を行っております。餌やりの禁止や野良猫を保護するなどの条例につきましては、県の条例や他市町村の動向を見ながら対応を検討する必要があると考えます。

3番目のバリアフリースイートイレへの生理用品の配置についてでございます。

衛生用品である生理用品については、十分な管理の下配置されるものと考えており、他の自治体で設置されている例を参考に検討したいと考えます。

4番目の防災会議の設置について。

新聞アンケートの設置という設問で「設置していない」と回答していますが、防災会議自体は条例も制定し設置済みですが、定期的な会議開催をしていないため「していない」と回答したところでもあります。また、女性に配慮した備蓄品、環境整備などは不足していると認識しております。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

では、再質問に移らせていただきます。

まず大枠1件目の道路のカラー舗装について。

1件目の1、北中城中学校の入り口の件ですが、まず、こちらを御覧ください。こちらは嘉手納町の道路であります。このように、ここから「おゆずりエリア」というふうに、すごくくっきり、はっきり見えるようになっております。この黄色い看板自体もすごい大きくてとても目立つようになっております。このおゆずりエリアの看板のさらに10メートルほど手前でしたか。

「さらにお願い」という形で、このおゆずりエリア内では右側の車に譲ってくださいと。右から来る車を入れてくださいというような細かい

案内までできております。さらに嘉手納町ということで下段のほうには英語での表記、そちらのほうもきめ細やかな説明となっております。こういったようなものを本村でもつくれないかというふうに提案したいと思います。

まず、今問題になっている北中城中学校の入り口のほうですが、この写真の通りです。右側のほう、皆さんから見て左側ですね。左側のほうに中学校の入り口があるんですが、信号待ちの車両が連なって右に曲がれない状況です。ここでまた右折車両も1台止まっているんですが、1台、もしくは2台が止まってやっとじゃないかなと。なので交差点の手前で右折車が止まっていれば交差点に進入できないというような、すごく短い距離が取られております。また、この右折車両の左側も傍から車が通っていくことはできるんですが、大きく広がっているわけではなく、接触事故の危惧もあるなどというふうに見ております。

続きまして、2件目は北中城小学校正門側から、旧県道81号線に下りていくところです。朝は一方通行の時間帯規制があるところですが、こちらについても、右側に新しい県道81号線の交差点ができてしまったために、信号待ちの間はこのように車両が連なって道路に進入できないような感じになっております。これを仮に進入しようとする、車両の後方がセンターラインを越えて、たまに止まるところが見受けられます。このとき対向車が来たら手前の横断歩道のほうに進入してしまうとか、そういう二次災害のおそれも危惧されているところでもあります。

3件目ですが、これは石平地区から県道側へ出る際に撮った写真であります。このように車が少ない場合は視界が良好に見えるんですが、これが渋滞の時間帯とかに重なりますと、やはり気が焦った車両がどんどんどん前に詰めてきたりとか、そういったのも見受けられるようです。また、この道路には停止禁止というふ

うな、オレンジで標記もされていますが、これをドライバーの目線で見ただけの場合、実際の道路標識にある停止禁止の白線はもうほぼ消えていて見えない状態。このような感じになっております。今、オレンジの停止禁止の文字があるので、そこで、辛うじて車が止まってくれているという状況ですが、この停止禁止の部分がちょっと短いような感じがします。これを安谷屋側手前のほうにもう少し寄せられないかというふうに思っております。

以上の今、カラー舗装について3件説明を行ったんですが、これについて改善ができるのかどうか、ちょっとお聞きしてみたいと思います。答弁をお願いします。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

まず、村道のほうからですけれども、中学校入り口部ですね。これは以前から御相談もあって、一時県道に向かっての方向、取付部、中学校入り口の手前のほうに「信号待ちの間おゆずりください」という看板を設置した経緯がございます。現在取付部が故障しまして今取外しをさせていただいていますけれども、その取り付けた後、一応それを気づかって手前で止められている車が多くなったかなというふうに感じます。

この部分、取付部のカラー舗装、あとは県道側から右折して中学校に入る部分、この辺り一帯の改良について、全体の交通量も含めて検討が必要かなと。主たる流れというのはどうしても直線部に交通量は多いのかなと思います。そういった中で、どれぐらいがこのおゆずり区間、右折帯として設置すべきかどうか。総合的に考えていきたいと思っております。

また、県道の部分については、これは県の道路管理者との調整が必要となってまいりますの

で、そこに要望していきたいというふうに思います。実際いろんなところでおゆずり区間、おゆずりエリアというものが設置されておりますので、そのこと自体は問題ないのかなというふうに思います。あとは調整を図っていきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

分かりました。

今から何年前ですか。30年以上なりますか。たしか昭和62年あたりに沖縄自動車道が開通したと思います。そしてその後、2021年の3月にこの県道81号線、喜舎場から渡口まで、和仲トンネルも含めて開通しました。そういった状況から車がどんどん増えてくるというのは予測できたんじゃないかなと。その間、石平地区の住民の生活道路の確保。やはりそこはしっかり石平地区の住民がこれまで同様、交通に不便を来さないような対応も考えていくべきだったんじゃないかなと思っております。

先ほど嘉手納町の例を示しましたがけれども、このようにくっきりはっきり分かりやすく、やっていただけたらもっと石平地区のほうからも出ていく車両、石平交差点側からまた右折して入ってくる車両、そういった方々がすごい利用しやすいようになるんじゃないかなと。今の状況では直進する、県道を利用しているドライバーの皆さんが、あまり止まるという意識がちょっと少ないのかなと思います。やはりこのように視認性をしっかり確保していただいたほうが、その石平地区の入り口、確実に確保できるんじゃないかなと思っております。

また、課長の答弁の中で以前は案内看板があったということでしたが、その案内看板についても、嘉手納町のこの看板、すごい大きなものでとっても目立つような形になっております。

さらに、また事前に予告ですね、こういった感じで二段にお知らせをしているところです。そういう形で、もう手前手前で、ここは空けてくださいよというのをより強力におゆずりエリアの標識、石平地区については停止禁止部分ですね、そういう道路標識、そういったものを強く県のほうに要望できないかどうか。あと、県のほうが道路についてはやるけれども、この表示、看板についてはやらないということであれば、本村のほうでも対応ができないかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

まず、県への要望についてですけれども、例年、中部市町村の首長を交えて県の幹部職員との意見交換会がございます。その場で提案したいというふうに考えております。より村長から直接お話できるような体制で臨みたいというふうに思います。

また看板につきましては、県とも調整しながら必要に応じて、場合によっては村のほうで対応をという話もあるかもしれませんが、その場合はまた内部で検討させていただきたいと思っております。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

前向きな検討ありがとうございます。

あと、中学校への入り口のほうですが、先ほど答弁を聞き漏らしたといいますか、右折帯の確保も、今あまりにも交差点から近いということと、直進車両がよく利用するだろうということで、検討するというような形の回答だったかなと思いますが、県道側から中学校へ右折する際にそばの、右折車のそばは道幅が狭くなっておりますので、そちらのほうの用地買収、そ

して道路拡張、そういったのは検討できないでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

当該路線、どちらかというと、ゴルフ場のほうからおりてくるラインですね。かなり交通量が多いと思います。そういたしますと、県道に右折で入る車両がかなりあるだろうと。その右折隊の確保も含めて改良が可能なかどうか。これは財政的な問題もありますので、今の段階でできるとはまだ申し上げられないんですけれども、検討してまいりたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

今私が強く、この用地買収とか、そこを早めに整備したほうがいいんじゃないかと申し上げるのは、先ほど説明しました石平地区の入り口についても、沖縄自動車道ができた県道81号線が4車線になった。どんどんどんどん進んでいけば交通量は恐らく増えてくると思うんです。今のうちに早めに手を打ったほうがいいんじゃないかというところを強く進めたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

できるだけ早目に対応したいという思いはございますけれども、いろんな事業、課題を抱えている中で、優先的に取り組めるのかどうか。特にその補助事業の採択が得られるようなものであれば比較的早くできるんですけれども、村の単費でとなつてまいりますと、また財政的な問題で調整があるということをお理解いただきたいと思ひます。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

了解しました。

先ほどから重ね重ね説明しているんですが、この沖縄県の交通事情が、沖縄自動車道ができた、県道81号線が道路拡張で4車線になった、広がってきた、交通量が増えてきたというのを度々申し上げております。その間、例えば住民の生活、道路の確保、これまで支障のないような生活道路の確保というのを喜舎場も島袋も石平も、村内村民全てが不利益を被らないように、先を先を見据えて道路整備、そういったものの計画をしていくべきじゃないかなと。一部の村民だけ生活道路に不利益を被るようなことがあってはいけないんじゃないかなと思ひております。これはもし単費でも、一般財源でも可能であれば整備していただけないかと思うんですが、村長どうでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

これは先ほどから建設課長が回答しております。ただ、緊急性というのを感じますので、財政とも相談して一般財源で可能かどうかもお検討しながら、考えてみたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

ありがとうございます。

ぜひ、村民にやさしい北中城村になっていただきたいと思ひます。

これまでも村政の行政の皆さん、すごい頑張っているのは重々分かっておりますが、この石平地区の入り口については、これまで交通量がどんどんどんどん増えていった中で、やはり石平地区から県道側へ出にくくなっているという

現状があるものですから、これまでずっと見守っていたというところは、やっぱり少しそこは早めにどうにかできなかつたかなというのを考え直していただいて、よりいい方向に、視認性を高めて、石平地区のほうからも出やすいように、入りやすいように、村民が不利益を被らないように改善に努めていただきたいと思います。

この大枠1件目についてはここで終わりたいと思います。

2件目の野良猫のふん被害についてですが、これは野良猫ですので、神出鬼没といいますか、しかし、大体同じ場所によくやるんですね、野良猫というのは。なので同じ方が被害を受ける。私も以前住んでいたところはそういった被害を受けて、毎朝猫のふんを片づけるという状況がありました。

例えば、今、野良猫撃退について、スプレーとか超音波とか、そういったものが販売されているようですが、それを例えば村のほうで、あまりにも被害がひどいところには助成してあげる、補助してあげるというのは、これは可能でしょうか。担当課どうでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

住民生活課長。

○住民生活課長（楚南兼二）

比嘉正志議員の御質問にお答えいたします。

今超音波とか、そういった野良猫の対策ですか、その辺また財政とも相談してからしかいけませんので、今後また検討していきたいと思えます。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

分かりました。

以前も野良猫のふん被害に悩まされたときに、さくら猫というのを対応していたような感じがします。野良猫を捕獲して去勢不妊手術を受けて、耳の先端を桜の花びらのようにV字カット

にするというところからこの名称が来ていると思えます。このさくら猫は殺処分ゼロを目指す、そういう方々が行っている取組のようです。これは以前に本村でもやられたことがありますか。

○議長（比嘉義彦）

住民生活課長。

○住民生活課長（楚南兼二）

さくら猫、TNRと申しますが、Tはトラップ、捕獲すること。そしてNはニューター、不妊手術のこと。そしてRはリターン、猫を元の場所に戻すということで、本村でも令和3年から取組を行っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

ありがとうございます。

令和3年から行っているということですが、これは現在も行っているということでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

住民生活課長。

○住民生活課長（楚南兼二）

はい。令和3年度から5年度まで。まず、令和3年度からチケットを配布しておりまして、希望枚数が200枚、そして実際配布した枚数が140枚、TNR事業実施頭数が124頭。そして令和4年度、希望枚数が270枚、配布枚数が83枚、TNR事業実施頭数が83頭。そして令和5年度、希望枚数が235枚、配布枚数が186枚、TNR事業実施頭数は147頭という実績があります。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

これは例えば実績にばらつきがあるんですが、その実績が多い年は猫のふん被害、そちらの被害の訴え等は少ないものなんではないでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

住民生活課長。

○住民生活課長（楚南兼二）

この被害が少ないというわけではなくて、今全体的にそういう課題があって、限られた枚数であるものですから、そういう中でその実績となっております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

では、この猫のふん被害について、具体的にどういった対策を取ったほうがいいのか、教えていただけますか。

○議長（比嘉義彦）

住民生活課長。

○住民生活課長（楚南兼二）

お答えいたします。

実際、地域懇談会でも5自治会からそういう猫のふん被害に対する苦情はありました。

今、沖縄県が動物の愛護及び管理に関する条例、これ一概に猫をどうするかじゃなくて、やっぱり動物愛護の観点から飼い主ですか、所有者の責務を明らかにしながら、そういう中で今後条例等も含めて整備しながらそういった対応を図ったほうがいいんじゃないかと考えております。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

県と調整というか、足並みをそろえていくというような感じで理解していますけれども、これはいつ頃県のほうは条例制定とか検討されているのでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

住民生活課長。

○住民生活課長（楚南兼二）

今、各自治体にそういう意見も伺いながら、

恐らく令和6年度以内には整備すると思っております。

そしてやんばる北部、大宜味、国頭そういったところは天然記念物とかそういった関係でそういう条例が整備されていますけれども、近隣市町村はまだそういう整備を模索しているところで、県と調整しながらそれを早めに検討できるように進めていきたいと思っております。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

ありがとうございます。

ぜひ、より実効性のある条例制定ができればいいなと思います。よろしくをお願いします。

では、大枠3件目のバリアフリートイレへの生理用品の配置について再質問に移りたいと思っております。

こちら写真ですね。多目トイレと書かれておりますが、これ、お隣ちよーで一村の中城村の庁舎のトイレですね。このように中のほうもすごい広く快適な感じで造られております。車椅子の方も使いやすいようにすごい広がっているとところなんです。そこで、今回私が提案している生理用品の配置についてですが、お隣中城村では予備のトイレトペーパーのそばに生理用品が配置されているんですね。これは以前、何か月前でしたか、私が中城村役場へ伺った際にこれを見て、ああ、こっちはやっているんだなど。この写真も実は昨日撮ってきました。まだずっと継続しております。こういった対応ですね、以前平安山議員のほうからも一般質問で取り上げておりましたが、女性の方は、平安山議員は貧困対策とかそういったところで訴えていましたけれども、私のほうはLGBTQ+ですね。いわゆるこの中ではTのトランスジェンダーのほうですが、生まれたときの性別と自分の認識している性別が一致していない方、そういった方は女性のトイレに行くのか、男性のト

イレに行くのか、すごい迷うと思うんですね。それがバリアフリートイレ、そういったところにこの生理用品を置いておけば、容易に利用できると思うんですが、これについては再検討いただけないでしょうか。どうでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

正志議員からもあったように、生理の貧困という問題で平安山議員から過去質問がありました。これを常設するのではなく、保健室のほうから直接手渡ししていただくというようなことになっていたと思います。

これをうちの職場内で話し合ったんですけれども、こういった生理用品、とてもデリケートなもので、不特定多数の者が利用するところに、そういった密封されているやつを置くのは構わないんですけれども、それに何かしら注入をされるとか。そういったおそれもある。だから、そういった可能性をあえて役場がつくるというのはいかがなものかというのがございました。もし必要であればどこかの窓口で受け取るなり、何なりのほうがいいのかと思います。

併せて申し上げますと、多目的トイレをジェンダーの方が使うのは構わないのですが、こうやって自由に入るトイレですので、ご利用になる方は事前に持っているんじゃないかなと思うんですね。あえてそこに常備する必要が果たしてあるのかなというのが疑問に残った点で、県外のほうを調べてみますと、女性用トイレにはあるんですよ。しかも広告を見せながら機械の中から出てくる。そういった衛生管理がしっかりされているものは見受けられたんですが、こういった、お隣でやっているからあれなんですけれども、こういったものちょっと探し切れなかったもので、逆に言うと今びっくりしているような状況です。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

では例えば、本村のこの役場の建物内のトイレで、私男性なのでよく分からないんですが、急にそういう生理が始まったとか、そういった方がいた場合に、始まってしまったらもう手遅れですけれども、そういった場合に、例えば、この生理用品というのは役場では今置いてないんですが、例えば総務課とかに行けば受け取ることは可能でしょうか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

特段急に生理が始まった。そのために備蓄しているものはあるかということとはございませんが、災害時の生理用品は一応備蓄してございますので、必要であればそれを提供することもやぶさかではないと考えます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

女性の方が役場のロビーへ行って、「すみませんナプキンください」というのはなかなか言いつらいんじゃないかなと思うんですよ。衛生面のこととか、そういったのを危惧されていましたが、今言うところと商業ですか、商業を利用しながらその機械から出てくるとか、そういったのがもし可能であれば、そういった対応を検討していただけないかなと思うんですが、この令和6年度、そういったのを模索して、そういう企業とタイアップしたようなナプキンの自動販売機というか、そういったものの設置は検討できないでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

事例では自動販売機ではなくて無料配布になるんですよ。ただし、果たして広告を見ていただける利用者がそれだけいるかという疑問がございます。一応それに関してはちょっと調べさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

分かりました。

この問題は、お隣の中城村役場の設置方法についてもいかなものかなというような形も、説明も受けて、そこも十分理解はできます。しかし、お隣はお隣で何かできることはないかという思いでやっぺらっぺらとところもありますので、そこもまた何とか、本村についてもどうにかできないかなと思っているところです。

この問題については、今課長のおっしゃったようなそういう広告を経て無料で村民の皆さんに利用できるようなものを、こちらもまた調べていきたいなと思います。

続きまして、大枠4件目の防災会議の設置についてですが、実際会議自体はあると。しかし、開催していないので、ないというふうに答えたという勘違いから生まれた新聞報道でしたけれども、朝の質問で喜屋武議員のほうに答えていた、たしか女性の数が少ないといいますが、現在24人中、女性は1名ということでしたが、これは令和5年度のことでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

現在令和5年度、充て職の外部の方の充て職がどうなっているかは存じ上げませんが、令和5年度、役場の管理職でいくと女性が1名という考えで、先ほど喜屋武すま子議員のほうには答弁させていただきました。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

了解しました。

では、もう間もなく令和6年度となりますけれども、令和6年度はどのような状況になりそうですか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

令和6年度に関しましては、女性管理職1名増えて2名になりますので、会員も2名になる予定でございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

朝の喜屋武すま子議員の質問でも、3分の1とかもう少し増やしていいんじゃないかというような、女性の意見を反映する場を設けていいんじゃないかなというようなことがありましたが、それについては前向きに検討される予定でしょうか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

繰り返しの答弁にはなりますが、委員としてではなくても、そういった女性の意見が反映できるような呼び方もあるんじゃないかなと思います。今回、新聞報道でもありましたなかなかうちが女性に配慮したことができてないというのもございますので、次の会議開催にはできるだけ女性の意見が反映できるような会議運営をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

ありがとうございます。

これまでの県外の大きな地震災害については、先ほど課長のほうは認識されていましたが、女性と男性のトイレを分けたりとか、距離をあけたりとか、そういった対応をされているんですね。しかし、それもこれもやはり女性の意見が反映してから始まってきたことだと思うんですよ。それだけではなくて、やはり避難所にも、例えば女性の方が通行しやすいような移動のラインとか、避難所内でもそういった区分けというんですか。女性に配慮したような区分けとか、そういったものももしかしたら検討する余地があるんじゃないかなと思っております。それもこれも全て男性だけで固めてしまうのではなく、女性も入れて、女性目線も入れながら、そういう会議が進められていけたらなと思っております。

あと災害備蓄の件で、本村はちょっと足りないんじゃないかなというふうな報道だったんですが、先ほど申し上げました生理用品の件についても、やはり災害備蓄用品、ローリングストックをしながら、各地域の防災の訓練とか行っているところがありますので、そこに提供しながら本村の備蓄倉庫には新たなものを備蓄していく。そういった考えはどうでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

当然、その考えは重要だと思っております、実際に防災訓練を実施する自主防災組織に対しましては、備蓄品を提供して防災訓練の実施を行っています。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

ちなみに本村の防災備蓄倉庫はどこどこに何か所あるのでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

村内に4か所ございます。中央公民館、中学校、防災広場、別館の駐車場に4か所ございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

その4か所の備蓄倉庫に、本村の1万7,000、8,000人、そういった方々が避難したときの3日分とか、そういった蓄えがあるのかどうかちょっと分からないんですが、実はうちの喜舎場自治会のほうである催し物が行われまして、防災広場の備蓄倉庫を見て、この中はこういったものが備蓄されているんだろうかと興味を示す区民の方がおりました。何かの機会に、機会を見てその防災備蓄の中身を見学する。そういったことは可能でしょうか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

ぜひですね、こういったのも、防災意識の啓発にもつながることですので、可能です。やっていきたいと思えます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

ありがとうございます。

実はこの方が防災備蓄倉庫の中身に興味を持ったのはですね、じゃあ私たちは防災に備えて何を準備したらいいのか、村は何を準備しているのか。村がやっていないもので私たちがやらないといけないものは何が必要なのか。そういったところに着目して、自宅でそういった防災備蓄品を備蓄しようというような話でした。

今回の正月にあった能登半島地震、そこでも住民だけではどうしようもない、もちろん行政だけでもどうしようもないというような、そういったことがありました。しかし、各家庭、住民同士で災害備蓄をやっていけば、3日、5日、どうにか生きながらえる、そういった対応をしていけば県外から応援部隊が来るまで何とか生き延びていけるのかなと思います、そういう村民に向かって村長のほうから、防災意識を高めるような一言を最後にまとめてお願いしたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

比嘉正志議員の御質問にお答えします。

防災意識の向上と申しますのは、日頃普段の災害訓練、そしてまた研修等で醸成されると思っています。そういった普段の努力をしっかりと重ねてまいりたいと思います。

それから防災会議につきましても、村長が認めるものということがございます。そして議員ということもございますので、議員からの女性、あるいはまた村長が認めるものの女性と、できるだけ女性を増やすような努力もしていきたいと思っています。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

すみません、最後にと申したんですが、あとほんのちょっとありますので。先ほど喜屋武すま子議員への答弁でしたかね、県の備蓄の約3%が基準になっているということで、本村の備蓄も人口の3%分を準備しているというような回答だったんですが、5%でしたかね。3日分というようなことで認識しております。

実はですね、沖縄県というのは東北のような大きな地震、津波があったときに、恐らく那覇空港は潰れると思うんですね。そうなると、県

外からの物資が届くのが、まず船に頼るとしても3日4日の話ではないと思うんですよ。そこで嘉手納飛行場が使えるのかどうか、日米との協定がどうなっているのか分かりませんが、沖縄県においては、離島県については災害物資が届くのがすごく遅れるというのは容易に予想できます。それを村民に対して3日ではなく、5日、1週間持ちこたえるような形でこれから行政としては村広報なり、ホームページなりで訴えかけていくべきじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

正志議員がまさにおっしゃっていたとおり、本県は島嶼県でございます。物資の輸送が船、飛行機が主なものとなってございます。そういった大規模災害時の港湾であったり空港施設、恐らく使えないだろうというのはもう想定されています。だからこそ住民一人一人がそういった防災意識を持ちながら、普段からそういった備品、自分たちで用意できる食料であったり飲み水、そういったものを備蓄する必要があると思いますので、そういった機会の広報紙なり何なりを通して周知できればと考えてございます。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

災害は本当にいつ起こるか分かりませんので、村民の皆さんに情報提供と、これからも啓発活動をお願いしたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午後 2時17分 休憩

午後 2時18分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

引き続き、喜舎場出身の議員が一般質問をやらせていただきます。よろしくお願ひします。本来なら休憩があるようですけれども、それも我慢していただきたいと思ひます。

通告に従い一般質問を、項目別に5点ほど行いたいと思ひます。

1点目、沖縄県道85号沖縄環状線についてあります。

①ライカムの東十字路当たりから沖縄市の比屋根に向け約1キロが橋になっております。その橋の上からの眺望は実に素晴らしく同時に交通の利便性も非常によくなっております。市民や村民が生活する上において非常に快適でもあります。ただ橋から高低が約60メートルぐらいあるのではないかとと思ひますけれども、危険性もあることも事実であります。それについて行政は認識しておりますか。

②最近橋の上から予期せぬ事故が増えていると感じるのはいかがでしょうか。

③橋の上は県道だが、その下は我が村であります。基本的には県道で問題が発生しても迷惑をするのは下の北中城村であります。その対策はのはいかがでしょうか。

④ごみや空き缶等の投げ捨てもあるとのこと。これは私は実際見てはいませんが、県道は県の管轄ということもあり直接村が対策は打てないと思うがということでもあります。

2点目、義本大王の墓の周辺の街灯設置について。

①今回3回目の取上げであります。1回目は前村政時代に質問を行ったが、自治会からの要望や要請もないので無理だとの回答でありました。2回目は新しい村政になってから改めてその件を取り上げました。観光立村を目指しているのであればその通りは街灯が必要でないかとの質問に検討したいとの答弁でした。今回の質

問もそろそろ暖かくなり観光客も増加しつつあるので、ぜひ実現してほしいという内容であります。

②義本大王の墓参りがありますが、墓参りは全県からやってまいります。少し遅くなると暗くなり不便を来すのでその点も考慮してほしいと思ひます。

大きい3点目、サウスプラザの土地の活用について。これは財政も含めてです。

①たしか前村政時代の当初はサウスプラザは公的施設を考えていたが、いつそれを断念したかは記憶からは消えてしまいましたが、現在は沖縄市とともにまちづくりを計画して着実に進んでいるようだが進捗状況を問ひます。

②土地開発公社の資金を利用した計画ですが返済のめどは大丈夫でしょうか。

③前村政時代から引き継ぎだが正直しっかり計画を立てての事業であれば財政の心配はなかったはずであります。ということでの質問です。

4点目、しおさい市場について。

これまでこの件については度々質問を行っております。その理由は農家の皆さんから不満を直接聞くからであります。

①3月いっぱい取りあえず指定管理の契約は切れると思うが。

②しおさい市場から農家に対する注文が極めて少ないようでしたが、のはいかがでしょうか。

③なぜ、村外の問屋から野菜等を仕入れるのか。

④職員が退職するケースが多いことがありました。経営的には大丈夫でしょうかとの質問です。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、比嘉議員の御質問にお答えいたします。まず1番目に、沖縄県道85号沖縄環状線につ

いてでございます。

①の回答といたしましては認識をしておりません。

そして、事故が増えているかどうかということですが、例年より増えていると思われま

す。それから③と④ははまとめて回答したいと思います。

事故防止のために、中部土木事務所へ対策を要請しているところであります。

2番目の義本王の墓の周辺の街灯設置についてでございますけれども、①と②まとめて回答したいと思います。

観光面からの街灯はあればいいと思いますが、防犯灯または街灯間で優先度を加味し、計画的に検討すべきものだと考えます。

3番目のサウスプラザの土地の活用についてでございます。

①サウスプラザ地区については、令和3年7月にロウワープラザ地権者と一緒にキャンプ瑞慶覧ロウワープラザ地権者会が発足し、沖縄市と跡地利用に向けた取組を行っているところであります。

②土地開発公社の資金利用とその返済めどについてですけれども、サウスプラザ地区は、現在イオンモールへ賃貸しており、毎年度約450万円の収入を積立てしている状況であります。いずれ利用目的が決まり次第、清算計画をすることになります。

③についての回答です。どの事業でもしっかりと計画を立てて行うことは必要であると思

います。大卒の4番目のしおさい市場についてです。

①の回答といたしまして、現指定管理者との契約は3月31日で完了となります。

②しおさい市場から農家へ取引価格の情報提供や、今後の値段変動の予測及び売れ筋の品目の栽培要請などについて連絡を取り合っていた

と聞いております。頻度については四半期に1回程度だと思われま

す。③の回答といたしまして、しおさい市場で取扱う村内産の野菜量のみでは、出荷先である大型商業施設での売り場スペースを通年での確保をすることが困難であるためでございます。

④職員の件ですけれども、野菜の取扱量が時期により大変流動的であるため正規職員としての採用が困難で、パートタイマーの方を取扱い、状況に応じ募集採用していると聞いております。

⑤の経営についてでございますが、決算報告書がまだ提出されてお

りませんが、黒字となる見込みの報告はございません。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

1点目の沖縄県道85号沖縄環状線について質問をしたいと思

います。まず1点目、沖縄県道85号沖縄環状線については、直接村の管轄ではないと考えていたので質問はどうかと思

いましたが、環状線の橋の下は北中城村ということで質問を決めました。沖縄環状線は、朝は通勤する人や通学する生徒たちが多く、夕方はジョギングや散策する人も多いが、そのあたりの状況は御存じですか。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午後 2時27分 休憩

午後 2時27分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

住民生活課長。

○住民生活課長（楚南兼二）

お答えいたします。

朝のウォーキングとか、夕方にジョギング等の把握はして

おります。○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

実は、私も最近までは知らなかった。こういう状況になっているということ。たまたま、例のシルバー人材の仕事で、その近くのそういうお墓の掃除等をしている中で、そこでよく見かける。そういったことで、そこで見かける中で問題があるということに気づきました。今日は、多くの人たちがそこを利用しているということを知ったので、我が村はそういったことは認識していますかということを確認しました。どうですか。

○議長（比嘉義彦）

住民生活課長。

○住民生活課長（楚南兼二）

公営墓地のいろんな報告等でもそういうあたりは認識はしております。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

もう少し具体的に入ります。ちょっと質問前後しますが、中には、そこを通る人たちのせいもあるかもしれませんが、ごみや空き缶等もその下に捨てる人もいるということも耳にすることもありますが、そのあたりはどうですか。

○議長（比嘉義彦）

住民生活課長。

○住民生活課長（楚南兼二）

お答えいたします。

確かに空き缶とかそういったのも、報告があった場合は中部土木事務所のほうにも情報は投げております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

橋の下は、いわゆる村ですよ。地域的には。

その中で今ごみや空き缶が落ちていたりする。その回収等も行っていますか。

○議長（比嘉義彦）

住民生活課長。

○住民生活課長（楚南兼二）

お答えいたします。

あくまでも、公営墓地敷地内にポイ捨てされている部分については、シルバーの方が片づけ等も行っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

やっぱり下は村ということもあって、できれば汚れもないような形で、できるだけ協力してもらいたいと思います。

もう一つ、橋の上から見ると、ある意味では非常に眺望がすごい最高なんですよ、見ていてね。しかし、逆に高いこともあって、普通の人間は吸い込まれるような、ちょっと嫌な気分になったりはしますけれども、私は目視したことがあり、少し怖いぐらいですが、目視でそこに立ったことがありますか。

○議長（比嘉義彦）

住民生活課長。

○住民生活課長（楚南兼二）

一度、中部土木事務所へ、県へ要請する場合にどういった状況なのかというのを把握するために立ったことはあります。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

普通の人でもそこへ立ったら、風光明媚ではあるけれども、何となく怖い感じはしますよね。どうですか。

○議長（比嘉義彦）

住民生活課長。

○住民生活課長（楚南兼二）

確かに高さがあるので、怖い気持ちにはなりません。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

そういうことで、問題がもう一つあります。それはその橋の上でよくトラブルがあると。まだ見てはいませんが、聞いたりしますけれども、そういったトラブルがある。具体的には申し上げませんが、そういったことも聞いたことがありますか。

○議長（比嘉義彦）

住民生活課長。

○住民生活課長（楚南兼二）

いろいろ予期せぬ事故とかそういう話も聞いておりますので、その対策を今中部土木事務所のほうに要請しているところでございます。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

この橋の、1つ対策とすれば、具体的には、ここはフェンスがありますけれども、このぐらいの1メートルぐらいの高さなんですよね。そういう意味からすると、環状線の先には高くしているところもあります。あの辺りまで持っていけば、いろいろ安心じゃないかと思えますけれども、そういったことも具体的にお願いを県にはしていますか。

○議長（比嘉義彦）

住民生活課長。

○住民生活課長（楚南兼二）

2月20日に中部土木事務所の道路維持班の担当の方と直接お話しして、全体的に防護柵ですか、そういう中で要請を行いました。そして県のほうも事情は変わりますが、やっぱり予算の面があるので、その辺をまた今後、この防護柵の前にいろいろ看板とか、そしてプラ

ンターに花を植えたりもどうかという話もありましたけれども、その辺はまた村に持ち帰って検討しながら、今後また中部土木事務所のほうに機会があるたびに要請していきたいと考えております。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

県との交渉については、やはりしっかり交渉していかないと簡単には実現できないと思います。予算がかかるということもあって。過去に、実は村民体育館を造るときに、与那原町は2億円ぐらいで完成できたけど、我々の村は14億円ぐらいかかったんですよ。そのときに与那原は、一括交付金を利用させてもらったと。しっかり県と交渉してそれで実現できたと。じゃあ我々はそれができないんですかと質問したら、逆に電話でお願いしたけれども、断られたという形では駄目ですよということで、一生懸命頑張ってもらいたいと思いますが、いかがですか。

○議長（比嘉義彦）

住民生活課長。

○住民生活課長（楚南兼二）

先ほども申し上げましたが、やはりあれですね。いろいろ予算の面もありますので、また機会があれば積極的にそういう要請を行ってきたいと考えております。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

御尽力いただきたいと思います。

それから、確かに我が村の管轄ではないので、少しやりにくい面もあるかもしれませんが、県とタイアップしてこの監視というかパトロール、特に完成するまではできないものか。それはどうですか。

○議長（比嘉義彦）

住民生活課長。

○住民生活課長（楚南兼二）

対策については県のほうも、一緒になって考えていきたいという返事をもたらしていますので、その辺は今後また調整していきたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

いわゆる県もかなり意識していらっしゃるようです。今トラブルというのはどんどん増えてきているので、余計に心配になるので、真剣に捉えて考え、行動してもらいたいと思います。

次、2点目に義本王の墓の周辺の街灯設置についてということで、この点は今回で3回目の質問ですが、1回目は自治会から特に要請がないということで取り上げられませんでした。2回目は観光立村を目指しているのであれば、夜の道路のハブの危険性を除去してほしい旨を訴えた。2回目に検討するという答弁をもらいました。念のためにその後、検討したかどうか伺いたい。財政が苦しいことは承知しています。いかがですか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

前回の答弁では、観光視点ということでの取組の検討というお話だったと思います。それに対して、建設課のほうでは直接検討は行っておりません。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

質問を間違えたかな。今徐々にですね、もうコロナが収束したということもあってか、観光客が多くなりつつある。これがまた暖かくなればさらに増えてくるだろうと思っています。そこにまた、先ほどの義本王の墓は全県からお参りするお客さんがいらっしゃるのです、そのあた

りも、そこを利用する人も夜遅くなる人もいるので、そしてさらにEMホテルの隣近所に高層マンションもできて、そのあたりも散策のために歩かれる。そしてなぜ、観光客だけじゃなくて人が多くなったか。そこにまた、これも申し上げますと仲順地区には立派な割烹がありまして、そこも利用する方が多くなり、そしてライカムがあり、徐々に発展してきているので、よくそこを利用する人たちが多いために、そこをEMホテルから、義本王の墓の前を歩いて歩く人たちが非常に多くなっています。またなります。そういった面から、そこには実はハブが出る回数が多い。これはハブ捕り名人が、北中城で一番どこがハブが出るかという、喜舎場のあの通りだそうです。本土の方からしたらそのハブを見たら立ちどまって固まってしまう。非常におびえてしまう。そういった意味では、私はこのハブの写真を2回ここまで持ってきたことがありますけれども、そういった意味からすると、やはり順番はできるだけ急ぎ、検討しないよりはいいと思いますけれども、ぜひ検討していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

そういった防犯灯に関しましては、やはり数多くの要望がございます。何度も申し上げますように自治会、特に仲順のほうから、向こうを整備してくれという声はなかなかございません。逆に別の場所を整備し、つけてくれというのがありますので、どうしても優先順位は低いのかなと考えています。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

課長、念のためにそこを夜歩いたことがありますか。ぜひ歩いてみてね。特に夏になったら、

歩かれると、この必要性を感じるとは思いますが、ぜひ歩いてもらえませんか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

直接歩いたことはないんですが、車では、通ったことがある。ただ、どうしてもヘッドライトを照らしているもので、実際その怖さというのは分かりません。何度も申し上げますように、まず、ここより先にもっとつけてくださいというところがございますので、そういった事情も、もちろん当然議員がおっしゃっている必要性というのは分かりますが、同じ必要性があっても優先度があるところはどうしても行政というのは、そういうのを対応したいと思っておりますので、そういった考えを理解してください。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

予算が厳しいことも知っています。できればその優先順位を上げてもらいたい。あるいはまた提案してもらいたいという考えで申し上げました。

ちなみにちょっと、質問外ですけれども、通告外ですが、義本王の子孫はわかりますか。今てっぺんは。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

申し訳ございません。勉強不足で存じ上げてございません。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

我々村の議長になったこともあります。花崎為継さんです。現存のてっぺんです。

じゃあ次に行きます。

サウスプラザの土地活用、これは財産も含めてですが、そこで1点目行きます。

検証の意味でサウスプラザの土地は、当初の計画は公的施設を建設ということではなかったかと思っております。その点が分かれば説明はできませんか。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

詳しくは存じませんが、平成25年度に土地開発公社から買い取ったときには、何らかの公共施設を建てる目的があったから買い取ったと思っていますので、何らかの公共施設をやる計画はあったと思っています。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

あの地区は、屋宜原には私の友人もいるものですから、とてもそのときに喜んでいただような気がします。そこでまた、公共施設ができれば私はもうよく利用できるなということを書いていましたのを覚えています。

現在はロウワープラザの地権者とともにまちづくりを計画しているようだが、間違いなく屋宜原地区の皆さんは理解していると思うが、その点はいかがですか。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

屋宜原地区というか、今地権者会が発足しています。その中に屋宜原出身もいますので、地権者会自体は一緒にサウスプラザとロウワープラザ一緒にやるということは周知しております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

ぜひ、また頑張って実現をしてもらいたいんですが、このサウスプラザの土地を購入したとき、土地開発公社からお借りしていますよね。その状況が若干気になります、返済のめどはどうですか。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

先ほど村長から答弁があったとおり、今、計画自体がロウワープラザを一体的にやっているところです。そうするとこのサウスプラザが、もし建物を建てて、補助メニュー等を含めてあるのであれば、もちろん補助を使って土地を買い取るつもりです。だからある程度計画があって、何もないのであればもちろん土地開発公社から買い戻ししないといけないということになっております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

今、たしか4億円ぐらいだったと思いますけれども、その利息は、例の駐車場の件で支払いが間に合っているということですが、それですよ。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

現在450万円ぐらい賃貸しております。利子が約45万円ぐらいですので、一応収入的には利息を上回っているという形です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

先ほどと重複しますがけれども、私は借金をいつ頃返済しますかと言いましたけれども、実際まだ計画も立てられていないので、借金を返すということは、まだ考えていないということですか。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

令和6年度の当初予算の委員会でもお話ししましたけれども、今現在、土地開発公社ですね、2件土地を持っています。サウスプラザと泡瀬ゴルフ場のスポーツ交流施設、今、令和7年度の12月に、この泡瀬のスポーツ交流施設をまずは買い戻したいということで計画を立てて、その後このサウスプラザの土地の買い戻しという流れとなっております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

実は、研修で例の土地開発公社の件が話題になったんですけども、その中で当初土地開発公社ができた頃は、非常に借りやすい、便利であると。自治体でよく利用されたようです。ところが現在は、逆に借りる行政、自治体は結構厳しい経済状態に、財政になっておりますということを言っておりましたが、そのあたりも事実かどうか、もしあれば。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

すみません、私はそういう事実は把握しておりません。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

ちなみに、北中城村が借入れが一番多いようです。沖縄県の自治体では。それでちょっと気になったので言いました。

5点目に行きますが、サウスプラザ、いわゆるロウワープラザのまちづくり。北中城村と沖縄市との共同で計画されていますけれども、完成したときどういった影響が出るか、やっぱり明るい村、財政的にも非常にいい村になると思いますけれども、そういった考えはどうか。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午後 2時46分 休憩

午後 2時47分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

ロウワープラザ含めてサウスプラザも、返還跡地の区画整理に向けて今取り組んでいるところです。サウスプラザ、今は全然使っていない土地を区画整理することによって、いいまちづくりができるということを今期待しているところです。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

期待をしております。

そして4点目のしおさい市場についてですが、①で現在の指定管理者との契約は3月31日で完了ですが、その完了する大きな理由は何ですか、説明いただきたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

比嘉議員の御質問にお答えいたします。

今回のしおさい市場の指定管理につきまして、令和3年度から令和5年度までの3年間という期間限定での指定管理契約ということになっておりまして、令和6年3月31日をもって完了するというごさいます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

指定管理者との契約としての結果は、今回どうだったか、いわゆるどういう影響をもたらしたかということについてはまだ分かりませんが、ぜひ次のもし計画があるのであれば、それを生かしてほしいと思いますが、いかがですか。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

お答えします。

当然、新しくしおさい市場を展開する際には、また、今回の教訓といいますか、実際のやってきた結果に基づいた、またさらによくするための計画、工夫をやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

3点目です。当初からいろんな面から成果については心配をしていました。まず、たまたま農家の皆さん方とお付き合いがあるということからその情報ですけども、職員が定着しない。あるいは農家の皆さん方と少し溝があるようなことも聞きました。仕入れが他市町村の野菜問屋からも入ってくる。これも実は、もちろんそれもいいと思いますが、たまたまローソ

ンの方が、あるスーパーに搬入しているけれども、しおさい市場からも野菜が入ってきている。その隣の野菜はどこから入ってくるかというと、沖縄市の問屋から入っている野菜が置かれているということで、非常に不満を持っておりました。

もう1点は、管理者にはもう一つの事業があって、これがいい意味かどうか分かりませんが、そこにも神経がいらしているので、この指定管理者に対する、私は少し懸念がありました。

そういった意味からすると、今回この契約が3月31日で契約完了するということですが、大いに次計画するときにはしっかりそのあたりも判断の材料に入れていただきたいと思いました。

4点目に行きます。基本的に農家の言い分ですが、野菜を高く購入してもらいたかった。逆になっている。これについては農家の言い分です。そういった傾向があったことを知っていますか。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

お答えいたします。

当然生産者の場合は、同じものでも高く買ってくれるほうに売りたいという御希望はあるかと思えます。ただし、これが市場価格と比較して、よくないものを高く買ってこれというのちょっとわがままが前面に出すぎている話になるかもしれませんので、このあたりはしっかり商品、作ったものを見定めて、ちゃんと適正な値段をつけていったものと考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

確かに今課長のおっしゃるとおりですよ。ある意味ではわがままですが、そのわがままが希望という形で発言になっていました。

そういった中で、地元の野菜生産者、あるいは農家の皆さん方の、農家との信頼関係が若干薄かったのではないかなと思いますが、そのあたりはどうですか。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

しおさい市場で取り扱っている野菜、特に野菜につきましては地産地消出品者協議会の会員の方から入荷していただいていたということがございますけれども、やはり村産品の野菜につきましては、本当に各月によって生産高がもう、各月ごとですけれども、一月100万円取り扱えるときと、1万円2万円分ぐらいしか取り扱えない月が結構頻繁に四半期ごとぐらいで大体サイクルします。そのために、今回指定管理をやっていただいた方には売り場を確保するためにはある程度の商品の量も必要となるのは多分御理解いただけると思うんですけれども、逆に村内産の野菜をバックアップするために、その他の県産品あたりの野菜も入荷しての売り場確保だったというふうな報告を受けております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

最後の質問になりますけれども、あくまでも想像ですけれどもね、流れを見てみると、やっぱり指定管理者は数字的には非常に厳しかったんじゃないかと思いますが、このあたりはわかりますか。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒

星)

各年度におきまして、決算書類、令和3年度、令和4年度分の決算報告書はいただいています。また令和5年度、最終年度につきましては今度3月末で一度締め切りますので、実際生産等の期間を置いた上で、5月の中旬ぐらいには報告いただけるものかと考えております。実際指定管理者とお話する際には、やはりもうけを出すべき施設ではなくて、もし仮に黒字が出た場合は生産者さんに還元しないといけない施設であるということを本人も重々申しておりましたので、やはり黒字には恐らく難しかったのかなという気はしておりますけれども、実際またこれが正確にはまだ報告も上がっておりませんので、私のほうからはそのあたりは控えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午後 2時55分 休憩

午後 2時55分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

ただやっぱり非常にもうけを出さなくちゃいけない、運営をしっかりしなくちゃいけないという意味では、非常に厳しい指定管理というか、いわゆるあやかりの杜とはちょっと違った、そういう意味で難しい要素はあったのかなと思います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

午後 2時56分 散会

令和6年第4回北中城村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令 和 6 年 3 月 7 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	令和6年3月25日 午前10時00分			議 長	比 嘉 義 彦
	散 会	令和6年3月25日 午後3時13分			議 長	比 嘉 義 彦
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別
	1 番	川 上 龍 太	出	8 番	大 城 律 也	出
	2 番	屋 良 朝 春	出	9 番	上 間 堅 治	出
	3 番	比 嘉 悟	出	10 番	喜屋武 すま子	出
	4 番	比 嘉 正 志	出	11 番	比 嘉 義 弘	出
	5 番	平安山 和 美	出	12 番	名 幸 利 積	出
	6 番	喜屋武 功	出	13 番	山 田 晴 憲	出
	7 番	伊 集 守 吉	出	14 番	比 嘉 義 彦	出
会 議 録 署 名 議 員	3 番 議 員		比 嘉 悟			
	4 番 議 員		比 嘉 正 志			
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		仲 村 静 香			
地 方 自 治 法 第 121 条 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	村 長	比 嘉 孝 則	教 育 長	德 村 永 盛		
	副 村 長	大 田 繁	教 育 総 務 課 長	平 田 清 徳		
	総 務 課 長	喜 納 克 彦	生 涯 学 習 課 長	比 嘉 利 彦		
	企 画 振 興 課 長	仲 本 正 一	建 設 課 長	安 次 嶺 正 春		
	会 計 課 長	喜 屋 武 の り 子	農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	瀬 上 恒 星		
	住 民 生 活 課 長	楚 南 兼 二	健 康 保 険 課 長	玉 栄 治		
	税 務 課 長	玉 栄 幸 憲	学 校 教 育 指 導 主 事	島 袋 淳		
	上 下 水 道 課 長	伊 佐 秀 樹				
	福 祉 課 長	喜 納 啓 二				
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第5号

令和6年3月25日（月曜日）

1. 開議 午前10時

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		一般質問	

一 般 質 問 通 告 書

順位	質 問 者	件 名
9	伊 集 守 吉	1. 地域懇談会について 2. 村道1号線（仲順屋宜原）傾斜地の崩壊危険性について 3. 中部広域都市計画区域に移行した場合の土地利用について
10	屋 良 朝 春	1. アンテナショップしおさい市場について 2. 村産品推進事業について 3. 観光、観光協会について
11	平 安 山 和 美	1. 防災について 2. ヤングケアラーについて 3. 学校教育について
12	名 幸 利 積	1. 二酸化炭素排出抑制について

○議長（比嘉義彦）

おはようございます。

上間堅治議員のほうから、本日の会議を欠席する旨の届出が出ております。

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

日程第1．一般質問

○議長（比嘉義彦）

日程第1．一般質問を行います。

順次発言を許します。

伊集守吉議員。

○7番（伊集守吉議員）

皆さん、おはようございます。

これより通告に従いまして、3点ほど一般質問を行います。

まず1点目です。地域懇談会について。

昨年、数年ぶりに地域懇談会が開催された。地域懇談会では地域住民から村政に対しての要望や意見も多くあったと思う。村三役及び各課長が参加し住民の声を直接聞くことは、村行政を運営していく上でとても意義深いと考える。そこで以下について伺います。

①地域懇談会開催で住民の反応はどうだったか。また、どのような意見が多く寄せられたか。

②地域住民から寄せられた意見、要望をどのように村政に反映させていくか。

③地域懇談会は毎年開催する予定か。

次2番目に、村道1号線（仲順屋宜原線）傾斜地の崩壊危険性について。

村道1号線の危険性については、私はこれまでの議会で何度も質問してきました。この村道では平成26年7月9日の大雨により一部斜面が崩壊、一時期通行止めになり全面復旧まで長時間かかりました。私は台風、大雨等の後は村道1号線の状況を確認していたが、昨年台風の影響による大雨後、一部斜面崩壊が見られました。

村道1号線は交通量も多く、村民の生活道路及び幼稚園、小中学校の通学路としても重要な道路で、安全性を十分確保しなければなりません。今後大雨等で前回のような斜面の崩壊を大変危惧しています。そこで以下について伺います。

①昨年、一部崩壊を確認した後、役場に連絡したがどのような対応をしたか。

②以前より崩壊の幅が大きくなっているように見えるが確認はしているか。

③斜面崩壊で被害が出てからでは遅いので、早急に対策が必要だと考えるがどうか。

次3点目です。中部広域都市計画区域に移行した場合の土地利用について。

現在、北中城村、中城村と共同で那覇広域都市計画区域から中部広域都市計画区域移行を目指し計画を進めていると思います。将来に向け人口減少も想定されており、今後限りある土地を有効的に活用するには中部広域都市計画区域移行はとても重要なことである。北中城村は村の面積が中部地域でも一番小さな村だが、地形は起伏に富み、風光明媚な自然に恵まれ住みよい村だと評価も受けており、開発が可能であれば多くの方が住宅を建築し定住していくと考える。ただ、それを実現するには、様々な課題もある。村内には広大な米軍基地キャンプ瑞慶覧施設が存在する一方、多くの地区にある平坦な土地が農用地区域に指定されている場所が多いと思う。そこで以下について伺う。

①北中城村の総面積のうち、軍用地、市街化区域、市街化調整区域の割合は。

②市街化調整区域のうち、農用地区域に指定されている面積は。

③中部広域都市計画区域に移行したら、現在農用地区域に指定されている場所が農用地区域から除外できるか。

④市街化調整区域のうち自己用住宅の開発許可等が一部緩和されている地区と面積は。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

では伊集議員の御質問にお答えいたします。

まず1番目に地域懇談会についてでございます。

①として住民の反応、そしてどのような意見が多く寄せられたかということですが、村三役及び課長職等が直接自治会へ出向くことは、地域住民にとって話しやすい雰囲気があったのではないかと考えております。また意見としては、直接住民生活に関わることが多く寄せられたと思います。

②住民から寄せられた意見要望等について、村政にどのように反映させていくかということですが、多くの意見、要望があり、優先順位を見ながらできることから取り組んでいきたいと考えております。

③の地域懇談会は毎年開催する予定かということですが、地域懇談会の開催は、基本的に首長・議員選挙がない年に行うことにしており、4年に1度のペースで行うことにしております。

2番目の村道1号線傾斜地の崩壊危険性についてでございます。

①、②、③まとめて回答をさせていただきたいと思っております。

当該場所については、連絡を受けて現地を確認しております。また村道1号線から大分離れた場所であり、周辺に民家や公共施設等もなく、特段周辺住民に大きな影響を与える状況ではなく注視していきたいと考えます。

3番目の中部広域都市計画区域に移行にした場合の土地利用についてでございます。

まず①の北中城村の総面積1,154ヘクタールのうち、軍用地が164.2ヘクタール（14.2%）、市街化区域が263ヘクタール（22.8%）、市街化調整区域が726.8ヘクタール（63%）となっ

ています。では農用地区域の面積ということですので、農用地区域の面積は138.6ヘクタールとなっております。

3番目の農用地の除外等についてですが、農用地の除外等に関しては根拠とする法令が違いますので、当該法令にのっとり判断されます。

④の市街化調整区域のうち自己用住宅の開発許可等が一部緩和されている地区と面積ということですので、市街化調整区域のうち自己用住宅の開発許可等が一部緩和とは、いわゆる緩和区域のことと理解します。各地区とその面積は以下のとおりでございます。熱田地区が2.8ヘクタール、和仁屋地区が2.3ヘクタール、渡口地区が0.1ヘクタール、大城地区約13.2ヘクタール、荻道地区約11.7ヘクタール、安谷屋地区21.6ヘクタール、屋宜原地区17.5ヘクタールでございます。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

伊集守吉議員。

○7番（伊集守吉議員）

地域懇談会の①のほうから行きます。

地域懇談会は久しぶりの感じがしましたが、何年ぶりの開催でしたか。また、参加した村民の総数は何名ぐらいでしたか。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

8年ぶりの開催でして、すみません。村民の数等は今ちょっと手元にありません。一応15か所全て回らせていただきました。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

伊集守吉議員。

○7番（伊集守吉議員）

直接住民生活に関わることが多く寄せられた

との答弁ですが、具体的にどのような意見、要望が寄せられていましたか。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

台風6号の後の地域懇談会ということもありまして、多くは防犯灯とか街灯の修繕・新設、また道路の改修、野良猫のふん対策、また中部広域の移行など、151の意見がございました。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

伊集守吉議員。

○7番（伊集守吉議員）

たくさんの意見や要望があったと思います。ところが参加人数が少ない自治会もあったと思います。ただ、参加人数が少ない地区は参加した村民が日頃から地域で話合っている多くの意見、要望を代弁していると思っています。よって地域懇談会は意義があると私は思いますがどうですか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

行政が直接住民の意見を聞く機会ですので、大変重要なものだと思っております。

○議長（比嘉義彦）

伊集守吉議員。

○7番（伊集守吉議員）

屋宜原の地域懇談会に私も参加しました。4点ほどの要望が出されました。その中で公民館入口は夜はもう暗くて、道路はまたカーブにもなっています。いつも危険だと思っていました。今回、村当局に街灯を設置してもらい安全になっています。本当にありがとうございます。

続きまして次に②について伺います。

意見、要望について優先順位を見ながら、できることから取り組んでいくということですが、

令和5年度の地域懇談会は、11月から12月にかけて開催されました。年末の開催になると地域懇談会が出された意見、要望等を検討するには時間もかかり、村民から出され、すぐにでもできそうな要望等も新年度予算に反映されないのではないかと考えています。次回からは、もう少し早い時期に開催したほうが良いと考えますが、いかがですか。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

開催時期については、担当課のいろんな会議等を含めた中でこの時期になりました。どうしても今年度やりたかったものですから、時期はズれてしまいましたけれども早めにやるということであれば、それは検討に値すると思います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

伊集守吉議員。

○7番（伊集守吉議員）

ぜひ検討をよろしくお願いします。

村長に再度伺います。村長就任後、最初の地域懇談会でしたが、開催しての率直な感想をお聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

住民の考え方、意見等がかなり多く出されましたので、本当に真摯にそれを受け止めております。大変貴重な懇談会だったと思っていますので、できるだけ住民の意見を聴取して行政を進めるということが基本だと思っておりますので、これからもまた住民の意見に対しては真摯に向き合っていきたいと思っております。

○議長（比嘉義彦）

伊集守吉議員。

○7番（伊集守吉議員）

③について伺います。

地域懇談会は首長・議員選挙のない年に4年に1度との答弁です。村民の声を聞いて行政を運営していくということは意義があると思う。できる限り多く開催したほうがいいと考える。4年に1度では期間が長いので、首長選挙がない年に任期期間中2回開催することも検討したかどうか。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

回数については検討する余地はあると思いますが、ただ地域懇談会だけが意見とか要望を伺っているわけではなくて、陳情要請含めて各自治会からの要望は毎年度受けているところでして、例えば4年度であれば47件、直近でいろいろな要望を受けて回答しているところです。5年度についても現在今38件受けているところなので、必ずしも毎年とか2年に1回とかというのではなくて、各自治会の要望を聞く機会があるということをお理解いただきたいなと思っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

伊集守吉議員。

○7番（伊集守吉議員）

やっぱり地域、自治会長からの要望とかもいろいろ思うんですけども、各住民から聞く要望が上がるのも、やっぱり大事じゃないかなと思っています。もしできたら4年に2回ぐらいはやってほしいと思っています。ぜひ検討してください。

では次2点目の村道1号線（仲順屋宜原線）の傾斜地の崩壊危険性について伺います。

質問の前に、平成26年7月9日の傾斜地崩壊について説明しますけれども、皆さんのほうに26年度の崩壊時の写真をお配りしてありますの

で、ただちょっと枚数が足りなくて回して見ていただければと思います。平成26年度の崩壊時の写真です。平成26年7月9日午前8時頃、村道1号線で傾斜地崩壊が起きました。この時間帯は幼稚園バスが通過する時間、小中学校登校、また職場の通勤時でもあります。私は当時自治会長を務めており、すぐに現場に向かい状況を確認したところ、幸いにも車両等の巻き込みはなく安堵しました。それから村道の全面封鎖、一方通行が続き、全面開通には長い時間がかかりました。手元に配付した写真のとおり土砂が村道1号線を埋め尽くし、車も通行できない状態でした。私も長い間この村道を利用していますが、初めて見る光景に本当にびっくりしました。それでこのようなことがないように今回の一般質問で取り上げています。

それでは質問に移ります。①から③まで関連しておりますので、一括して質問したいと思いますのでよろしくお願いします。

答弁では連絡を受けて現地を確認したとのことですが、現地の状態はどのようになっていますか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

ちょっと一部しか持ってきてないんですけども、こちら望遠で撮ったんですよ。こちらが以前ホテルとして使われていたところ。こちらの上部の一部に少し山肌、土が見えるような形で滑っているような状況を確認しています。

○議長（比嘉義彦）

伊集守吉議員。

○7番（伊集守吉議員）

役場に連絡したときより屋宜原の高台から見たら崩壊の幅が大きくなっているみたいです。さらに斜めの位置から見たら、西に向かって長さも広い感じがしますが、こちらは確認しましたか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

こちらが先ほどから何回もおっしゃる画像です。こちらが一番最新のもので、多分この写真のことだと理解しておりますが、うちの職員が一般質問を受けて提供していただいた資料で、多分一般質問後の写真だと理解しております。

○議長（比嘉義彦）

伊集守吉議員。

○7番（伊集守吉議員）

分かりました。ぜひ確認して本当に広がってないか、そういうのをちゃんと調べてくださいね。

③の答弁で、村道1号線から大分離れた場所、周辺に民家や公共施設等もない。特段周辺住民に大きな影響を与える状況ではないとの答弁ですが、私が懸念しているのは傾斜地の崩壊危険性です。生活道路、通学路の村道1号線に影響は及ばないか懸念しています。前回のような災害が起きないように、村としても日頃より現場を確認し対策を立てていく必要があると考えるが、どうですか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

傾斜地に関しましては、どういった傾斜地でも当然斜面になっているので、そういった崩壊する危険性は全部はらんでいると思います。今回の場所はちょっと分かりづらいとは思いますが、答弁でも申し上げたように村道1号線があつてホテルのさらに上部です。ここから普通事業採択するのに事業をする場合なんです、近隣に公共施設や民家などが幾つかないと事業採択にならないんですが、今回そういった場所でもないし、ただしそれが道路まで及ばないかという及ばないと言い切れませんので、それは答弁でもあったとおり、やっぱり注視してい

く必要があるのかなと考えています。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

伊集守吉議員。

○7番（伊集守吉議員）

今回斜面崩壊したのは一番頂上近くなんですよ。最初役場に届けたときは、屋宜原のちょっとした高台のほうから見て正面から見たんですよけれども今回斜めから見たんですよ。斜めから見たら幅が広がっている感じがするんですよ。最初見たときに崩壊したところは頂上近く、これが本当に崩れ落ちたら間違いなく急斜面ですので、1号線まで来ると思うんですよ。以前のこの写真ですね。崩れたときに人や車が通っていたら生き埋めか流されています。道路外に。そういう状態でした。だから今回取り上げたのも、ああいうようなことにならないように、ぜひ役場としても確認しながら、大雨とかその後はぜひ確認して、十分注意してくださいね。よろしくお願いします。

次3番目の中部広域都市計画区域に移行した場合の土地利用について。①のほうから伺います。

北中城村の総面積のうち、軍用地14.2%、市街化区域22.8%、市街化調整区域が63%となっているとの答弁です。村面積が小さな北中城村で規制がかかり、土地の有効活用ができない状況をどう考えますか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

この規制区域が多くあるということで今中城村とともに共同まちづくりということで中部広域への移行を目指しているというところでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

伊集守吉議員。

○7番（伊集守吉議員）

分かりました。

②と③について関連しますので一括して質問したいと思いますのでよろしくお願いします。

農用地区域の面積と質問しましたが、138.6ヘクタールは農振農用地面積ということでよろしいでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

伊集議員の質問にお答えいたします。

農業振興地域自体は658ヘクタールございませぬけれども、この中の農用地と呼ばれる区域が138.6ヘクタールでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

伊集守吉議員。

○7番（伊集守吉議員）

農用地区域ですか、農用地以外ですか。138.6ヘクタール農振農用地の全部の面積ですよ。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

お答えいたします。

農業振興地域の中にもいろいろな用地の指定がございまして、農用地に指定されている部分が138.6ヘクタールになっております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

伊集守吉議員。

○7番（伊集守吉議員）

分かりました。

村内で多くの平たんな土地が農地として耕作もされず、荒蕪地で原野状態の場所が多くあり、

土地改良された区域を除き、それ以外の農地については中部広域都市計画区域に移行する機会に、農振農用地から除外して土地を有効活用したほうがいいと思います。農振農用地除外の可能性はありますか。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

お答えします。

先ほど村長からの答弁もありましたとおり、農用地の除外ですね、農業振興地域整備計画の変更に伴う農振除外などにつきましては、関連する法令が農地法及び農業振興地域の整備に関する法律という2つの農地を守っていきこうという法律と大変深い関わりを持つ事項になっておりますので、やはりこの法律に照らし合わせた上で除外が可能かどうか、これは各筆によっての条件等もありますので、この辺りと照らし合わせた上で判断していくことになるかと思われま。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

伊集守吉議員。

○7番（伊集守吉議員）

分かりました。

次に③のほうに行きます。

市街化調整区域内の緩和区域で、自己用住宅建築が可能になった7地区、約69.2ヘクタールのうち、屋宜原地区は安谷屋の21.6ヘクタールに次ぐ17.5ヘクタールです。屋宜原地区が緩和地区になってから約10年経過していると思いますが、その間で建築された自己用住宅は約10件です。ほかの地区の状況はどのようになっていますか。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午前10時29分 休憩

午前10時30分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

詳細な件数までの把握はできておりませんが、それぞれにおいて住宅建築が徐々に進んでいるというふうに捉えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

伊集守吉議員。

○7番（伊集守吉議員）

ほかの地区も同じような状況があると思いますが、屋宜原地区は道路沿いに住宅が建築され、中のほうは袋地になり土地の有効活用ができない状況になっています。今後中部広域都市計画区域への移行に向け、どうしても多くの村道整備が必要になるとと思いますが、道路整備できそうですか、いかがですか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

過去の一般質問でもたびたび同様な御質問があったかと思えます。まず村道として整備をするというのは、地域全体に公共性のあるもの、あとは幹線道路としての整備というところになってまいります。個々の住宅のための道路整備というのは、これはあくまでも個人単位での自助努力によるところが多くあります。これはほかの地域でもそうなんですけれども、接道を自ら設けていただく、あるいは一体的な開発として整備されるものなどがございます。村道としてあらゆる事象に対応するというところは、これは正直言うと困難な場合がございます。あくまでも村全体の土地利用を考えた上での整備になるということになってまいりますので、そ

の辺りを御理解いただきたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

伊集守吉議員。

○7番（伊集守吉議員）

今本当に緩和されるというのは、本当にメリットとデメリットがあるんですよ。メリットは道路沿いの方々はどんどん家を建築していく。だけれどもデメリットとして中のほうはもう完全に袋地。何にも使い物にならない土地になってしまっているんです。これを何とかしないと、役場としても何とか考えてほしいなど。道路を造るとかこういうのをやらないと、もう村内全部こんな道路沿いだけが有効利用できる。でも中は何もできない。税金払えばいいってもんじゃないですよ。だからどうしても何とかやってほしいと思っています。答弁をお願いします。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

先ほども申しましたとおり、これ全体の土地利用計画をまず考えていく必要がございます。そういった上で広い意味で村づくり、まちづくりの中で、その整備が必要だろうということになれば村としての整備もございますけれども、個々の事情、個々の土地利用のためのものとなるとなかなか難しい面があるということは御理解いただきたいと思います。あくまでも全体的な計画として必要に応じて整備をしていくということになります。

○議長（比嘉義彦）

伊集守吉議員。

○7番（伊集守吉議員）

何とか役場としてもこういう袋地みたいな、それも自治会の中のど真ん中にこんなものがあるものですから、もう何とかしてほしいと。それは村のまちづくりに対しても、ものすごいあれ

だと思っんですよね。なんとか村の発展のためにもやっぱり袋地とかそういうのはなくして、みんなが有効利用できるような土地にしてほしいと思っています。ぜひよろしくお願ひします。

以上で私の質問は終わります。

○議長（比嘉義彦）

一般質問を続けます。

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

では通告に従ひ、私からの一般質問を行います。

3点ほど行います。

1. アンテナショップしおさい市場について。

①アンテナショップしおさい市場は中止するのか、休止するのかについて伺う。

②これまでの運営状況について伺う。

③指定管理者から撤退の意向はあったのかについて伺う。

④農家さんに対し説明会を開催し了解を得たのか伺う。

⑤運営当初の目的は達成されたのかについて伺う。

⑥新年度、農家さんに対する販路について伺う。

2. 村産品推進事業について。

①予算で600万円について根拠と詳細について伺う。

②今後の事業内容について伺う。

③今後の委託業者について伺う。

3. 観光、観光協会について。

①新年度の体制、営業時間について伺う。

②村政の観光に対しての考え方を伺う。

③観光客の来村者数、経済効果はどのくらいあるかについて伺う。

④施政方針でガイドツアーを展開しとあるが、年間の受入れ実施回数、目標人数について伺う。

⑤今後、観光客が我が村にもたらす経済効果

は村政はどれくらい期待しているのか。どのような事業を展開していくのかについて伺う。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

では屋良議員の御質問にお答えいたします。

まず1番目のアンテナショップしおさい市場についてでございます。

①アンテナショップしおさい市場は中止か休止かということですがけれども、北中城村アンテナショップ事業推進委員会からの答申を受け、アンテナショップとしての位置づけは見直すことといたします。そのため事業内容を全面的に見直すに当たり、当面休止といたします。

②これまでの運営状況ですがけれども、令和3年4月1日より3年間の指定管理期間として運営していただきました。この期間はコロナ流行期間とほとんど重なってしまい、計画していたイベントの開催なども自粛せざるを得ない状況でした。指定管理者には御苦労いただいたと考えております。

③指定管理者からの撤退の意向はあったのかについて、これについては特にございませんでした。

④農家さんに対し説明会を開催し了解を得たかということですがけれども、地産地消出品者協議会の役員会で、今後について副村長より説明をしております。

⑤運営当初の目的を達成されたのかということですがけれども、②でもお話したとおり、コロナの流行が大変大きく影響したこともあり、指定管理者の努力では賄いきれなかったと感じております。

⑥新年度、農家さんに対する販路についてですがけれども、出品者協議会会員の方々へ販路についてアンケートを取っており、御自身で販路を確保されている方が多数いらっしゃいました

ので各自対応していただきたいと考えております。

2番目に、村産品推進事業についてでございます。

①予算で600万円についての根拠について伺いということですが、計画内容と人件費等の上昇なども踏まえ、仮に現事業を継続した場合、補填可能な金額として算出をしております。

②今後の事業内容についてでございます。今後関係する農林水産課、総務課、企画振興課、教育総務課等と協議した上で、事業内容について検討をしております。

③委託業者について伺うということですが、②の検討結果を踏まえて判断をしたいと思っております。

続きまして3番目の観光及び観光協会についてでございます。

①新年度の体制、営業時間について伺うことですが、役場から職員1名派遣を行い、新年度は6名体制で行う予定であります。また営業時間を基本月曜日から日曜日の8時半から17時15分で観光協会（案内所を含む）業務を運営していく予定であります。

②村政の観光に対する考え方を伺うことですが、令和6年3月に第2次北中城村観光振興基本計画を策定し、観光振興を推進する上で5つの基本方針を進めてまいります。

③観光客の来村者数、経済効果はどのくらいかについて伺うことですが、直近令和4年度来訪者数は6万8,050人、1人当たり観光消費額は2万862円となり、約14億円の試算をしております。

④施政方針でガイドツアーを展開しとあるが、年間の受入れ実施回数、目標人数について伺うことです。今年度21名のガイドを養成し、令和6年度からガイドツアー初年度に当たるため具体的な目標人数は設定しておりませんが、

令和6年度の実績を踏まえ、令和7年度以降の目標人数を設定していきたいと考えております。

⑤今後、観光客が我が村にもたらす経済効果を村政はどれくらい期待するのか。どのようにまた事業を展開していくのかについてですが、第2次北中城村観光振興基本計画では、「地域の暮らしを大切に、村民も来訪者も事業者も幸せを感じる村」を基本理念として掲げており、5か年計画で数値目標としましては、1 村民が居住することに対して幸せとを感じる割合。2 観光客（県内客・県外客）の消費額。3 観光客（県内客・県外客）の満足度を設定しております。また事業展開については、観光協会と協議して決めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

では順に質問したいと思います。

①のアンテナショップしおさい市場を中止するか休止するかについてなんですが、この①の答弁では事業推進委員とありますが、事業推進委員は何名で委員の構成は農家さんがいるのかどうか、会議は何回してどのような会議が行われたのか、詳しく詳細をお願いします。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

屋良議員の質問にお答えいたします。

北中城村産品アンテナショップ推進委員会につきましては委員の数が8名です。この中には出品者協議会、北中城村地産地消出品者協議会の会長さんも含まれております。それ以外に委員長として副村長と佐敷中城漁業協同組合支所より1名、あと商工会事務局から1名、それと役場の関係課、農林水産課及び企画振興課より各課長1名ずつ、あと観光協会事務局から1名、

それと近隣の自治会代表としまして北中城村団地自治会長が委員として参加いただいております。アンテナショップの運営に関する協議の場としてこの推進委員会が行っていたんですけれども、令和3年、令和4年が実際実施できていなくて、令和5年度よりこの推進委員会を開催し協議を進めておりました。委員会の頻度としましては全て4回ほど開催しております、令和6年度以降のアンテナショップの在り方について、この委員会で協議を進めていたところでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

4回の会議の中でそれはいつ頃でしょうか。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

お答えいたします。

令和5年度の後半ですね。前半の決算収支関連の資料が出てくるころから始めましたので、10月ぐらいより実施しております。この内容につきましても、令和6年度以降の予算の編成の関係上、12月までにはそういった回答、ないし考え方を固めたいということで継続してやっただというような状況でございました。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午前10時47分 休憩

午前10時48分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

失礼いたしました。

推進委員会で答申を村長に上げるという必要性もあったものですから、ちょっと申し訳ありません。私の記憶違いでした。1回目が9月7日に行っております。第2回目を11月14日、そして11月30日に3回目ですね。最終的に12月20日に最終的な答申の案を推進委員会で作成、決定いたしております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

3か月に1回行われた運営委員会は開催されていましてでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

もともと開催予定としましては3か月に1回程度やりたいというふうに考えておりましたけれども、なかなか開催に至っておりませんでした。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

この3年間で1回もやってないっておかしくないでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

3年間で全くではなくて、3年目に実施したということでございます。1年目、2年目に関しましては、私どももこの推進委員会を開催するまでの準備がちょっとコロナ等の対策等でなかなかこの結果報告事項も順次遅延しているようなところもございまして、私どももやはりこ

れに対応できていなかったという、確かに御指摘のとおり反省する点でございました。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

この運営委員会が事業推進委員会に変わった理由と根拠をお願いします。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

なぜこの推進委員会というものになったのかといいますのが、もともと出品者協議会でアンテナショップ自体が運営されていた過去は御存じかと思うんですけども、これからまた指定管理者での管理で、これに切り代わったところで実際この運営がいかなるものになるのかを検討すべきということで、この推進委員会という形で管理する組織、こういったものをつくったということでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

では運営委員会と事業推進委員会のメンバー構成は一緒ですか。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

お答えいたします。

当時、運営委員会の際にはほとんど直営の形に近いような状況でしたので、委員長にしましてはその当時、村長が委員長として運営委員会の会長職をされておりました。ただし指定管理に移行しましたので実際指定管理者と契約者でございます村長は、いかがなものかというよ

うな意見もございまして、やはりここは副村長に委員長職に入っていて、関係する地産地消出品者協議会会長が副委員長としてやっていただいていたところでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

課長の答弁では、契約時に運営委員会から事業推進委員会でしたか、これ事業推進委員会が構成されたこの日付は分かりますか。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

お答えします。

アンテナショップ事業推進委員会には設置要綱がございまして、もともとこちらの改定が令和3年4月1日付で1度改定を行っているところですが、また内容につきまして、先ほど委員会名簿の変更等もございましたので、令和5年4月1日に再度改定を行っているところでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

事業推進委員会は令和5年4月1日に構成されたのでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

お答えします。

いいえ、令和3年4月1日ですね。内容のまた修正等がございましたので、令和5年4月1日に内容について改定しているところでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

当初契約時に運営委員会があったと思いますけれども、契約時以降に村長が会長だとおかしいということで事業推進委員会になったんですか。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

指定管理をする際にはやはりそれを審査すべき委員会、こちらで言う推進委員会ですね。運営委員会の場合はもともと村長が委員長でした。この推進委員会に当たっては、やはり指定管理も管理していかないといけないということで、この推進委員会という名称も変えた上での指定管理者への診断というか判断ですね。こういったものをやるためには、やはり委員長がそのまま村長ではまずいということもありまして、やはり委員の見直しですね、こういったものを行ったという次第でございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

では再度確認します。

事業推進委員会は令和3年4月1日構成でよろしいでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

お答えします。

議員のおっしゃるとおりでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

では当面の間休止するとあるが、ではいつ頃再開の予定ですか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

今農林水産課のほうに明示しておりますので、次のプロポーザル開始を喫緊に進めてくださいということでこれから検討する。そして募集期間等ありまして、それから審査をいたしましてプレゼンテーション等を経て審査を終えまして決定するということになります。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

村長、これ予算つけているんですよ。いつ頃かお答えください。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午前10時56分 休憩

午前10時57分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

村長。

○村長（比嘉孝則）

これについては関係課を集めて協議をいたします。ただ具体的にいつというのが決まっておらず、予算としての600万円との措置がある。しかし、これは必ずしも6月、9月という意味合いではなくて、早めにこれを進めてくださいということで申し上げておりますので、基本的には今やはり募集期間等かなり時間を要しますので、6月か9月頃に議会の承認を得ることになるわけです。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

では②のほうに移りたいと思います。

3年間の指定管理者は赤字だったのか、詳細を伺います。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

屋良議員の質問にお答えいたします。

令和3年度につきましては、収支報告によりますと約130万円ぐらいの黒字となっております。令和4年度におきましては100万円の赤字というふうな収支報告でございました。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

令和5年12月まで決算報告書が出ていると思いますが、その辺はお答えください。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

令和5年度の12月までは実際収支報告が上っております。現在純利益として報告が上っているのが279万円のとりあえず黒字ですね。現在、12月時点では279万円で報告されております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

比嘉義弘議員が黒字かということをお聞きしたら、課長は黒字の見込みはありませんと答えていますよね。それはどういうことですか。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

お答えいたします。

実際、令和5年度その後、1月、2月、3月とまだ四半期が残っております。この時点では確かに黒字的な報告があるんですけども、やはりどこで消耗品関係の修理とか、意図せぬような出費等も出る可能性もございます。そのために実際の指定管理者からは赤字とか黒字とかという報告がなかったということで、比嘉義弘議員にはそういうお答えをしております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

では令和3年から指定管理の期間中の令和5年12月までなんですけれども、その辺を含めてこの指定管理者が赤字か黒字か、どちらですか。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

お答えします。

先ほど申し上げたとおり、現在指定管理期間はまだ残っております。実際報告の最終報告が上がっておりませんので、その辺りはお答えしにくい話でございますので、現在ではお答えはできません。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

現在でお答えできないではなくて、令和5年の4月、12月まで決算報告書が出ているんですよ。3か月に1回この報告書を出しているみたいなんです指定管理者は。それなりに今年の1月、3月分計算してできるはずなんですけれども、黒字か赤字かはもう見込みで分かるじゃないですか、その見込みを聞いているんです。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

お答えします。

この見込みはこれは私の私見でしかないものですから、実際に過去3年、4年とずっとコロナが続いていまして、実際に参考になる一番最終の第4四半期とはちょっと違うと思われま。またこの見込みに関してそのまま通年どおりでいきますと、やはりある程度その赤字まではいかないような数字になるのかなというふうな考えではあります。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

では③のほうに移らしてもらいます。

指定管理者からの撤退の意向はあったのかについて伺いたいと思います。指定管理者は継続の意思がありましたか。そういう相談事とかもなしでしたか。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

お答えします。

実際指定管理というのは期間を決めて契約されているものでございます。必ず期間は令和6年3月31日をもって契約期間が終了しますので、それ以降の事業を展開するに当たっては、改めてプロポーザル、ないしは公募という形でやるべき必要がございます。これに関して継続してやりたいというような相談は実際ありませんでしたが、実際経営されてきたことにあたりまして、いろいろやはり指定管理者としての視点、見方ですね、こういったものへの私どもの考え方への御助言等ではございました。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

では④について農家さんに対し説明会を開催して了承を得たのかについて。

出品者協議会の役員会で今後について副村長より説明しておりますとありますが、では出品者協議会の役員は何名で構成されていますか。いつ頃開催されたのか、年に何回開催されたのか。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午前11時06分 休憩

午前11時06分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

副村長。

○副村長（大田 繁）

出品者協議会の役員の数でありますけれども、役員及び幹事まで含めまして9名のメンバーでございます。そして事務局に農林水産課の職員が入っております。開催の時期でありますけれども、ちょっと手元に資料がございませんので後でまた答弁させていただきたいと思っております。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午前11時07分 休憩

午前11時16分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

失礼しました。

令和5年度につきましては、4月25日、6月19日、7月27日、11月22日、1月24日、2月5日、2月26日に実施しておりまして8回となっております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

では副村長に伺います。

出品者協議会で今回しおさい市場が休止することに当たって、どのように説明したか詳しくお願いします。

○議長（比嘉義彦）

副村長。

○副村長（大田 繁）

出品者協議会、先月の開催だと思えますけれども、そこにおきましては、まずアンテナショップ事業推進委員会を開きまして、そこでアンテナショップに関するこれまでの取組から今後の方針等を審議していただきまして、そこで答申の案が出来上がりまして、その答申につきましては12月に答申をいたしまして、出品者協議会に対しましては2月に私から一時中断するというのを皆さんに説明を申し上げました。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

先ほど担当課長が言った令和3年は黒字、令和4年は赤字、大まかに言いますと令和5年12月までは黒字見込みになっておりますが、それを出品者協議会のメンバーには説明されていいますか。

○議長（比嘉義彦）

副村長。

○副村長（大田 繁）

出品者協議会で説明をしましたのは、アンテナショップの今後について一時中断するという事で、中身の運営等につきましては私のほうからは説明してございません。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

では一時中断するという理由をおっしゃってください。

○議長（比嘉義彦）

副村長。

○副村長（大田 繁）

まずこのアンテナショップでございますけれども、設置から10年という期間が経過しておりまして、昨今の社会情勢等が変化することも見まして、再度アンテナショップ自体を検討していくことが求められているんじゃないかということで、令和6年度からは運営を一時停止いたしまして、今後のアンテナショップの在り方といたしますか、運営の仕方について6年度におきまして検討を加えていくということでございます。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

では⑤番目の運営当初の目的ですが、達成されたかに対しては、コロナの影響もあり達成できないと。

⑥番に進みます。

出品者協議会にアンケートを取っていると言っていますが、出品者協議会は何名いて何名のアンケートを取ったのか。それと現農家さんの活動している人たちに取ったのか、辞めた人まで取ってないか、それを確認します。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

屋良議員の質問にお答えします。

現在、この出品者協議会の会員さんは、全体で61名いらっしゃいます。やはりこの事業推進委員会からこういったアンケートを取るべきだ、実際に今の利用者さんの意見を聞くべきだというふうなお話でアンケートを取らせていただいております。ただし現在の会員さんのみではな

くて、逆にこれまで会員ではあったんだけども、この期間中お辞めになられたという方にもお話を聞くべきじゃないかということもございまして、こういったやめられた方が、手元の資料ではその人数まではっきりありませんけれども何名かいらっしゃいましたので、こちらの連絡先が分かる方にアンケートに協力していただいたというような状況でございました。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

販路のアンケートなんですけど、販路を個人的に持っている方とありますが、ただその61名中、何名にアンケートを取って、何名が自分の販路を持っているかお答えください。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

先ほど申しあげました61名のうち、実際農家さん、集積所に野菜を卸すことが可能な方は50名いらっしゃいます。この50名の中で実際しおさい市場が廃止になった場合でも御自身で売り場を確保できていますかという方は42名いらっしゃいました。約8割いらっしゃいました。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

ではその42名販路確保していると言いましたが、しおさい市場に61名のうち卸している人たちは何人いるんですか。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

お答えします。

これは私の持っている令和4年度分の資料で取扱い農家さんの名簿がございましたので、その人数につきましては登録されている方で28名、令和4年度中に納品された方がいらっしゃいました。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

令和4年に28名、令和5年は分からないということなんですが、では42名のうちしおさい市場に卸していた人たちは28名、ではその中で28名中何名の方が自分の販路を持っているって言ったのですか。アンケートを取ったはずですよ。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

お答えします。

アンケートにつきましては記名ではなくて無記名のアンケートでやっております。そうしないと結局正直な話が答えきれないというような方もいらっしゃるかと思うところもございまして、無記名で回答いただいておりますので、屋良議員の御質問にお答えしかねます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

ではアンケートの集計の結果をアンケートを取っただけじゃなくて、アンケートの集計の結果を農家さんたちに報告したのか、いつ頃したのか、お聞きします。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

お答えします。

アンケートの結果自体につきましては、出品者協議会の役員会で役員の方々に報告しております。実際のこのしおさい市場の今後の事業展開ですね、この辺りにつきましては一旦休止するというお話は、うちの営農指導員が全ての農家さんに回しまして、こういった書面で案内文を配布させていただいております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

全ての農家に回ったとありますが、しおさい市場を休止する件に関して。ではいつ頃全員に回ったんですか。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

お答えします。

4月1日からはやはり集荷ができなくなるというようなお話でしたので、ひと月前にはこういった連絡を取りたいということもございまして、3月1日から3月8日までの間に各集荷対象となる農家さん全てにこういったお知らせを配付したところでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

この配布は口で言ったのか、文書を出したのかどちらですか。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

お答えします。

しおさい市場としてとりあえず3月期間中も

集荷の受入れとかがありますので、ちゃんと書面でお渡しすると同時に、営農指導員から口頭でもこういった内容でということの説明も含めてやっております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

それは農家さん全員にですか。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

会員の農家さん全てにやらせていただいております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

では村長に伺います。

村長、この結果を見て、なぜ村長はそのしおさい市場を休止するに当たって、その経緯を教えてください。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

基本的にこの契約は請負契約ではございません。どこの指定管理者も期間があつてその期間を過ぎたら契約が切れます。新たにまたプロポザルとかやって契約をし直します。その一環として今回も同じようなものです。基本的に今申しあげました請負契約でないということは、これは成果品を求めるものではない。ただ委任契約でございますので、そういった辺りは必ずしも成果があるかないかで判断するのではない契約でございます。請負契約というのはちゃんとした対価をする。納品として納めなくちゃいけません。これはそうではございませんので、

だから今各施設のいろんな指定管理者でやっていますけれども、大体3年から5年で期限が切れたら、新たにまたプロポーザル、企画提案書を出してもらって再度決めるというのが定石だと考えております。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午前11時30分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

村長。

○村長（比嘉孝則）

ですから休止ということにしたのは、我々もワンストップ、一度考えてみたいと、私自身もそう思っています。こういう運営の仕方です。果たしていいのかと。それをワンストップ置いて、考えをまたさらに新たに今農水のほうで今考えている最中だと思いますので、これから先次の指定管理者を決めるためにこれをやるわけです。ただ私としては、経緯というのはもともとこれについては我々が1,000万円を出してここに指定管理を指定するので、費用対効果としてどうなのかということもあるので、今黒字ということが出ましたけれども、黒字は基本的には1,000万円を考慮しての黒字だと思いますので、そういうことがあるものですから、果たしてこの毎年1,000万円を補助いたしましてそれを継続していく必要があるのか、そういったことを考え直してみようじゃないかということで関係課に申し上げて見直そうということになったわけでございます。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

では見直すことは大いに結構ですが、では50名中42名が販路を確保していると。村長はこの8名分はどう対処していくんですか今後。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午前11時32分 休憩

午前11時33分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

村長。

○村長（比嘉孝則）

お答えいたします。

今8名の中に必ずしもずっと年中出しているというわけではなくて、月に1回とか年に数回とかそういった方々ということでもあります。そういった方々には説明をしているということです。ですので、皆さんに対して必ずしも100%のケアではございませんけれども、そういったケアはしているつもりでございます。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

100%のケアをしないと多分おかしいと思います、私は。8名の農家さんに対して月1回しか出してない、週に何回。じゃあ村はそれを全部、農家さんは高齢者なんですよ今。それを村は買い取るんですか今後。その意見をお願いします。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

それについては村が回って買い取るということは十分可能です。ただし、やはり今給食センターとの関わりもございますので、そういった辺りの供給する品としての買い取りとっております。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

しおさい市場がなくなっているのに買い取ってどこで買い取るんですか。農林水産課で買

い取るんですか野菜を。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

それについては出品者協議会で買い取るということになるわけです。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

出品者協議会はどちらにありますか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

今休止ですので、中断している期間については新たな組織をつくって、そこで買い取るということになるわけです。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

新たな組織というのはどちらにあるんですかと聞いているんですよ。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

この対応については必ずしも全てを救済するという事は難しいかもしれませんが、ただできるだけのことについて、これは給食センター辺りでそれに必要なものを買い取って納品していただくと、そういうことが十分可能だと思っておりますので、今屋良議員が言うように8名全てを救済するという、彼らにもある意味では自助努力を求めるところがございますので、これは御理解いただきたいと思っております。今どこで買い取るのか、あるいはまた軽トラの市場とかそういったことも可能と考えますので、そういった辺りの買い取り、あるいはまた給食センターの買い取り、それも可能だと思ってお

ります。そののこのところを利用していきたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

軽トラの買い取り、ではその事業は村が行っていくことでよろしいですか。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

先ほど村長から話が出ました軽トラ市などにつきましては、各生産者さんたちが何名か集われてそういったイベントをやって集客をした上で売買されるというようなイベントでございます。事例としましては、結構JAとかが企画されているんですけども、またこの出品者協議会の会員さんにはJAの会員でない方もいらっしゃると思います。なのでJAのイベントとかに参加できない方々も恐らく販路がないというふうにお答えになられた方もいらっしゃるかと思われまので、逆に御希望されるのであれば出品者協議会の中でそういった意見を吸い上げた上で、この協議会の中でそのイベントを企画していけたらというふうに考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

今後そのイベントを農林水産課が企画することよろしいですか。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

仮に出品者協議会で提案がございましたら十分検討する意義はあると思っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

十分に分かりました。

では村長に最後に伺います。村長は今後第1次産業、農業、漁業、振興についてどのようなお考えがあるのか、詳しくお願いします。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

はい今の就業構造からしますと、農業の就業構造は今1%を割る勢いがございます。ですからある意味で若い人たちの農家を育成することが大事なかなと思います。農家のほうも大変高齢化しております、それがだんだん減る傾向にある。ですからこの若い人たちをどう農業として引き寄せるか、そういったことが非常に課題だと思っておりますので、それがまたどのように引き止めるか、どのように魅力ある農業に従事させるかということが出てくると思っておりますので、今先進的な農業をやっている方々がいらっしゃいますので、そういった辺りのいろんな広報等で紹介して、魅力ある農業をどのように構築していくかもこれからの課題でございます。そして広報にこういったことも周知することも、またこれから若い人たちに農業の魅力というのを周知させることもまた農家に引き寄せる手だてだと思います。ただ、直接的にすぐ即効性のある農業政策というのは、今なかなか持ち得ておりませんが、今後総合計画、これから策定等出てきますので、そういった辺りもまた鑑みながら計画策定のほうに向けていきたいと思っております。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午前11時42分 休憩

午前11時42分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

村長。

○村長（比嘉孝則）

同じようなものでございまして、第1次産業が農業・漁業ですので、農業・漁業の従事者が1%割る、もう既に割っていると思います。この前までは1.1%、去年、一昨年まで1.1%でしたので、もう1%を割っていることと思います。そういった意味からしても農業と同じように漁業もそういった先端技術を使った漁業も必要かと思っております。ただなかなかそこまで今零細な漁業従事者、農業従事者ですので、何とかそこに農業・漁業を魅力あるものにするための啓発等を頑張っていきたいと思っております。そして今先端技術と申し上げましたが、今大変非常に若い方々が今農業のほうで頑張っていますけれどもそういったことの周知、さらにそこに初期投資という感覚で農業の政策として初期投資として大変な金がかかるので、ビニールハウスを構築するとかそういったものもまた特定財源の確保等努めてまいりたいと思っております。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

農業は高齢者がいっぱいいますので、ぜひ若い者を惹きつけてそういう農業に発展、漁業のほうも一緒でお願いします。

では2番目の村産品推進事業について伺います。この600万円の根拠なんですが、時給は幾らか、何人雇うのか、税理士、経理はいるのか、お答えください。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

お答えします。

例えば、この野菜の受入れと販売、卸ですね、こういった業務のみでやろうとした場合、店舗、

ないしはその集荷場所の管理が必要になります。こちらに必ず常駐すべき人がお一方と、あと経理関係の方はパートタイム、ないしは毎日いらっしやらなくてもいい職業なので、この方は定期的に。あと実際業務、配達とかやっていたりの方はパートタイムなどで、恐らく約2名から3名程度となるかと思われまじけれども、やはり今沖縄県の最低賃金というのが令和5年9月に改正されておまして、896円最低賃金になっております。ですのでこの最低賃金の改正を遵守しながら、金額を設定すべきかとは考えておりますけれども、勤務する時間帯につきましては、半日ないしは6時間とか7時間、これは業務の内容によっても変わると思われます。また取扱いの野菜の数量ですね。こういったのにも加味されるものがございますので、私からはこれが1人当たり幾らなのかとかというような言い方はちょっと差し控えたいと思います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

予算600万円取ってこれで委託をするに当たって、1人当たり幾らかってもう予測はついてますよね。そうじゃないのに予算計上したんですか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

必ずしも600万円という根拠が、例えばこれまで1,000万円というのをされています。当初からその計画としては1,000万円の計画で、具体的な詳細なことが出ています。1,000万円ですってこれという指定管理料でございます。ただ我々としてもこれまでの当初1,000万円、前の人たち、これにかかった経費として約600万円という数字が出ましたので、ですから基本的には600万円でも可能なのかということで600万円

を示しました。そしてまた年度途中ということでもございますので、必ずしも細かい数値とかそういったのを上げて600万円を計上したわけではございません。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

では村長は、その600万円で運営が成り立つという方向性でよろしいですか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

今、年度途中ですので、我々これから考えます。我々がこれの金額を投げかけることもまた必要かと思えます。我々が予定価格を設定するようなものがございますので、ある意味でその予算内でやってくれということもあります。これまで600万円でやった経緯もあります。そしてまた今1,000万円という委託料をやっています。それをまた今100万円余りの黒字が出たとかそういうのが出ていますけれども、じゃあ900万円でもいいじゃないかということになるわけで、そうしますと我々も年度途中から出すと約半分ぐらいということを考えますと600万円でも妥当かなという気はいたします。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

分かりました。

では今後関係する4つの課等と協議するとありますが、村長がさっき言った6月、9月頃に提案する予定と言っていたんですが、どういうふうに会議してどういうふうに行うのか、何回やるのか、もう6月まで時間ないですよ。どういうふうに動きますか今後。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒

星)

お答えします。

現在、こちら村長からもあったとおり、農林水産課、総務課、企画振興課、教育総務課等とありますけれども、各課におきましても関係係です、こういった人事異動も含まれますので、実際新メンバーになりまして4月に入ってまず第1回目をやりたいと考えております。内容としましてもそんなにゆっくりできるようなものでもございませんので、せめて月1回は定期的にこういった事業進捗を図っていきたくて考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

ちょっと伺いますけれども、教育総務課は給食のほうですよ。現在その野菜とかはどのようなふうに入れているんですか。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

屋良議員の質問にお答えします。

八百屋さんのほうから見積りを徴取して、一部しおさい市場からも購入をしております。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

では今後6月、9月村産品推進事業について、私は期待をしております。

では次の観光、観光協会について伺います。

役場から1名派遣を行い、新年度6名体制で行う予定とありますが、ではお聞きします。その体制で365日こなせますか。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

この人数6名でできる体制で事業を展開していく予定でございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

②について、観光振興に推進する上で5つの基本方針を進めていきますとありますが、5つの基本方針を確認いたします。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

今現在ですね、第2次の観光振興計画を今策定で、もうほぼ出来上がっている状態で、その中の基本方針として1つ目が、地域資源を生かした高付加価値な観光まちづくりの推進。2つ目として、北中城村ならではのライフスタイルの発信。3つ目として、受入環境の整備。4つ目として、維持可能な観光推進体制の構築。5つ目として、観光DXの推進という5つの基本方針の中で観光を進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

ありがとうございます。

③に対して約14億円の試算をしているとありますが、村に入ってくる財源は幾らかお分かりですか。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

村に入ってくるのはございます。基本的にホテルとか飲食店がもうけた税だと思っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

④に対して伺います。

施政方針でガイドツアー展開とあるが、年間受入れ実施回数、目標人数を今後検討するとありますが、これって最初計画した時点で何人受入れする、何回ガイドツアーを実施するというのは決めていないんですか。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

まずガイドのツアーをするためのガイド育成するものですから、これが何回というわけじゃなくて、まず何名来るかも含めて今回21名、最終的に残ったんですが、この21名おのおの登録して好きな人がこの人を指名するというやり方を取りたいなと思っています。今後の事業展開で人数も変わってくるかと思っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

令和6年度の実施回数は、では何回ぐらいか予測できていますか。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

まずガイドを登録して、実際に何名萩道、大城のツアー、仲順、喜舎場のツアーに来られるかも含めて、今後検討していく所存であります。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

分かりました。ぜひとも何名か決めてもらって、そのガイドの人たちに対しても今年10名、10名クリアした。その達成感で次年度は何名にする。そしたらもっと我が村が観光で潤うと思うんですよ。そういうふうにやっていただけたら今年も目標も決めて新たにやってもらえたらありがたいと思います。

6万8,050人来村しているわけじゃないですか村は。その中でホテル税とか宿泊税を取ったらいかがですか。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えいたします。

今後の沖縄県も含めながら宿泊税を取るかどうかを含めて検討することになると思います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

では今後の私からの提案なんですが、今北中城村まつりがあります。それ日本広告に委託しているわけじゃないですか、それを村長の公約にもあったと思いますが、村の事業者にとすとすることで、それを商工会、観光協会、社協で3団体含めて、ステージとかは広告さんに任せて委託事業のほうは。あとその祭りの運営の仕方をその3団体にできることは可能でしょうか。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

事業者の今話が出ましたけれども、あくまで入札した後で事業者が決まっているので、どの事業者というのは今決まっていなくて、たまたま同じ会社が今受けているという状態。今言った3社で請負うことができないかとありますけ

れども、まつり実行委員会の中のメンバーでもありますし観光商工を含めてですね、できることであれば十分降ろしていける価値はあると思っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

ぜひ村にお金を落とすために、村の事業者を使っていたきたいと思います。

観光協会も去年度は9名いたはずなんですけれども今年から6名で運営する。これまでよりきつい状態にもなると思っていますので、村のイベントごととかにも多分出されると思っていますので、その辺は何とか6名で賄えるように、今後病気とかそういう退職者が出ないように、ぜひとも観光協会のほうにも目を届かせてもらいたいと思います。

以上で終わります。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午前 11時58分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

上間堅治議員の欠席届は午前中のみ欠席届けでありましたので訂正いたします。

では午前に引き続き一般質問を行います。

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

通告に従いまして、これから一般質問を行いたいと思います。

1. 防災について。

1975年に国連によって3月8日は国際女性デーに定められました。女性の地位向上や差別の撤廃などについて考え、平和・平等・人権・生活向上を求めて行動する国際連帯の日で、世界各地で記念行事が行われます。自然災害など非

常時の生理の備えや支援の中で、内閣府の調べによると、全国の市区町村の防災・危機管理局の6割で女性職員がゼロという現状。改善の必要性からジェンダー視点を取り入れることが防災全体の底上げにもなり、よりよい社会の一歩になると思います。

(1) 1月19日に琉球新報社が県内41市町村を対象に実施した「女性と防災」市町村アンケートの結果から、本村の実態について伺います。

- I. 災害時に女性に配慮した防災計画の内容。
- II. 防災会議の設置がされてない理由。

(2) 内閣府の調査によると（2022年末時点）

I. 女性・妊産婦の調査対象9品目のうち、生理用ナプキンを除く8品目で県内全市町村の備蓄率は10%を下回っている。下記の品目について本村の実態を伺います。

- ①おりものシート。
- ②サニタリーショーツ。
- ③防犯ブザー・ホイッスル。
- ④女性用下着。
- ⑤女兒用下着。
- ⑥妊産婦用下着。
- ⑦妊産婦用衣類
- ⑧母乳パッド。

II. 乳幼児品の備蓄状況。

- ①粉ミルク・液体ミルク。
- ②授乳用ケープ、バスタオルなど。
- ③乳幼児飲料・軟水。
- ④哺乳瓶・コップ。
- ⑤離乳食。
- ⑥乳児用紙おむつ。
- ⑦おしりふき。

2. ヤングケアラーについて。

ヤングケアラーは病気や障害のある家族の介護や、幼い兄弟の世話をする子供の負担が過度になれば、学業や生活に悪影響が出る懸念があることから、行政が早期に発見し支援につなげられるかが重要だと思います。沖縄県は令和4年9月12日から10月28日に、県内の国公私立学校の小学校5年生から高校3年生の全ての児童生徒を対象にアンケート調査を行い、令和5年3月に報告書が作成されました。

(1) 沖縄県が実施したアンケート結果を共有されていますか。または本村独自でアンケートを実施したことがありますか。

(2) 対象となるヤングケアラーの人数は。

(3) ヤングケアラーへの支援体制は。

3. 学校教育について。

県内公立学校で教職員が不足している問題で、1月時点で137人の教職員未配置があることが県議会の代表質問で明らかになったところです。依然教職員を取り巻く環境は厳しいものがあります。本村の状況について伺います。

(1) 休職者の数と補充、支援について。

(2) 1学級当たりの児童生徒の数(学校・学年別)

(3) 特別支援教育を必要とする児童生徒の数。

(4) 医療的ケアを必要とする児童生徒の数。

○議長(比嘉義彦)

村長。

○村長(比嘉孝則)

平安山和美議員の御質問にお答えいたします。まず1番目の防災についてでございます。

(1) 新聞報道県内41市町村を対象に実施した「女性と防災」市町村アンケートの結果からということで、1番目に、災害時に女性に配慮した防災計画の内容についてでございます。

避難所の環境について、妊産婦等の災害時要援護者に配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、運営に関しては男女のニーズの違い等に配慮するものとする。

2番目の防災会議の設置がなされていない理由ということで、新聞アンケートの設置という設問で「設置してない」と回答していますが、防災会議自体は設置済みで、定期的な会議開催をしてないため「していない」と回答したものでございます。

(2)の内閣府の調査の件でございますけれども、1番目の女性・妊産婦用の調査対象9品目のうち、本村の実態ということで、まず1番目に、女性・妊産婦用品9品目のうち、生理用ナプキン以外備蓄しておりません。

2番目に乳幼児品の備蓄状況についてでございます。

①番の粉ミルク、②番の授乳用ケープ、⑤番の離乳食については備蓄していません。③の乳幼児飲料・軟水については、専用品ではなく飲料水の備蓄がございます。④についてですけれども、哺乳瓶・コップについては50個。⑥乳幼児紙おむつについては、乳幼児用Lサイズ12パック528枚、一般の紙おむつ10パック740枚。そして⑦のおしりふきについては、30枚入り100パック、10枚入り930パックを備蓄しております。

続きましてヤングケアラーについてでございます。

(1) 沖縄県が実施したアンケート結果が共有されているか、また本村独自でアンケートを実施したことがあるかということについてですけれども、アンケートに関する御質問についてですが、県のアンケート結果は本村でも共有されております。また、本村独自のアンケート調査につきましては実施しておりません。

(2) 対象となるヤングケアラーの人数ということですので、本村のヤングケアラーの数につきましては、県の調査結果から推計いたしますと、小学5年生から高校生までのうち5.5%、約90人がヤングケアラー、また1.8%、約30人が何らかの影響があり支援が急がれる子供の数と見込まれます。

(3) ヤングケアラーへの支援体制についてですけれども、支援体制につきましては、まずヤングケアラーの状態にある児童を把握し、関係者間で協議し支援を講じることとなりますが、情報の集約や司令塔機能として福祉課児童福祉係が担っております。

3番目の学校教育につきましては、教育委員会のほうから回答いたします。

○議長(比嘉義彦)

教育長。

○教育長（徳村永盛）

平安山和美議員の大枠の3点目、学校教育について本村の現状についてお答えいたします。

（1）休職者の数と補充、支援についてお答えいたします。

現時点での休職者の人数は、小学校で12名、中学校で3名となっており、補充については小学校12名中11名、こちら訂正をお願いいたします。12名中11名と記されておりますが、12名中10名の補充教諭が配置され、配置されていない学校では、学級担任1名と音楽専科1名の計2名の補充教諭が配置されていないため、主幹教諭が学級担任として日々の学習指導にあたり、4年生から6年生の音楽の授業につきましては、学級担任が授業を実施しております。また中学校においては、事務職員を含む3名の休職者の補充として全て補充教諭が配置されてございます。

2点目の各学校の学年別1学級当たりの児童生徒の人数については、現時点での人数は以下の表のとおりとなっておりますのでお目通しください。

3点目の特別支援教育を必要とする児童生徒の数につきましては、現時点での特別支援学級在籍児童生徒は、小学校で78名、中学校で19名となっております。

4点目の医療的ケアを必要とする児童生徒の数につきましては、小学校で2名の児童が医療的ケアを受けております。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

では再質問を行っていきたいと思います。

防災時に女性に配慮した防災計画ですが、策定した時期はいつですか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

平成31年3月に策定してございます。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

女性に配慮した防災計画の内容についてですが、避難所の環境について、妊産婦等の災害時要援護者に配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、運営に関しては男女のニーズの違い等に配慮するものと答弁ですが、具体的にお聞きしたいと思います。要援護者である対象者は把握されておりますか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

例年ですと福祉部門のほうで、社協で避難されている方が大体1世帯から2世帯、中央公民館で実際避難されている女性の方はいますが、妊産婦の方で避難されている方の実績はございません。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

災害というのはどこでどう起こるのか分からないんですよね。今社協で1、2世帯、中央公民館ではまだ実績はないということなんですけど、妊産婦がどこにいる、対象者がどこにいるかという数が把握できているかということなんですけど。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

総務課のほうで妊産婦の数自体は把握してございません。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

それでは要援護者をどのような形で援護していくのかというのは、本人が避難所に行かないといけないということでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

私たちが作成している防災計画の中で想定している方というのは、こちらに来ていただいて避難されている方の妊産婦を対象として計画づくりをさせていただいています。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

情報弱者とか、また交通手段のない方については、そこはもう行政としては難しいというような考えでよろしいですか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

避難する際にどうしても高齢者で車がない、だけど避難したいという御要望がございます。実際にそういった方をお迎えに上がったこともあります。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

そういった方は事前に当事者からの連絡があるんですか、それとも役場のほうからそういった方にお声掛けをしているというような感じでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

こういったケースは事前にそういった避難される方からこちらのほうに問い合わせがあって、

そういうふうな対応をさせていただきますということをしています。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

では妊産婦もそのような形で事前にそういうふうに登録というんですか、あればお迎えに行くなりとかというような対処の仕方はあるのでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

平安山議員のおっしゃるとおり、まず妊婦を含めたそういった要配慮者というような形で国が定めておりますけれども、その方々がさらに御自身で避難することが困難な場合、例えば妊産婦でありながら車椅子とか、そういった移動が困難な方の場合には、こちらとしても事前に申し出ていただければお手伝いすることは可能だろうというふうに考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

そういった対象の方について、こういった周知とかというのはされているのでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

我々これまでの取組の中で妊産婦についても要配慮者というような認識を持っておりますけれども、これまでそういったことを実際に取り組んだことはございませんので、今後の課題といたしますか、まずはしっかりと母子手帳、親子手帳を発行する健康保険課等とも情報連携しな

がらそういった災害対策については取り組んでいくべきものだというふうに考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

ぜひよろしく願いいたします。

では施設・設備の整備の進捗状況ははいかがでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

お答えします。

そういった配慮が必要な方に関しましては、施設の中で分けけるなり、テントを分けけるなりして対応できると思っています。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

その施設というのは具体的にどういったところを指していますか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

現在、中央公民館でやっていますが、災害の状況等によっては役場庁舎が対象になります。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

男女のニーズの違い等に配慮するとは、どのようなことを想定されていますか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

プライベート、授乳のときの視線であったり、トイレですね、男女を確実に分けるとか、例え

ば大災害時に女性用のトイレを多く設置するか、そういったことを配慮してございます。計画の中に盛り込んでございます。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

施設が今中央公民館、役場というようなことでしたので、役場でしたら階がありますので、専用のトイレ等を設けることは、かなりやりやすいのかなというふうに思うんですが、まず中央公民館をどのように仕切っていくのかというのは一つ課題があるのかなというふうに思います。

識者は、トイレ問題は災害関連死につながる。命に関わる緊急事項として取り組むべきと指摘しています。避難時に配慮が必要な災害弱者である妊娠中の女性が避難生活を強いられる場合、急激な環境の変化によるストレスで血圧の上昇や膀胱炎、切迫早産などが指摘されています。産道感染の恐れもあるので、被災地で清潔なトイレの整備は急務だと思います。また、能登半島地震では、妊産婦や乳幼児を専門に受け入れる福祉避難所の重要性が確認されたところです。授乳や着替えができる女性専用のスペースを、性暴力、性被害の防止のための女性専用の避難所の確保、不安を相談できる窓口を設ける必要があると思います。いかがでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

まさに平安山議員がおっしゃっているとおりだと思います。プライベートだったり、そういった女性に配慮したことを今後積極的に進めないといけないかなと思っています。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

ぜひ早急に進めていただきたいというふうに思います。

それでは次の質問に行きたいと思います。

防災会議が設置されていない理由の質問に対して、新聞アンケートの設置という設問で「設置してない」と回答していますが、防災会議自体は設置済みで定期的な会議開催をしてないため「していない」と回答したとの答弁ですが、直近で防災会議が開催されたのはいつですか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

正確な日付は、申し訳ありません、今お答えできないんですが、この防災計画書をつくった前ですね、会議をもって防災計画書を策定されてまして、31年の恐らく1月か2月その辺りには最終の開催日となっているはずです。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

防災会議は通常どれぐらいのスパンで開催されるものですか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

防災会議の開催につきましては、その防災計画書の中身の審議であるとか、法律の改正、それに基づき会議開催を行うのが常でございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

通常定期的に年に何回というような開催の仕方はしてないということでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

特段決まった開催日を設けているわけではございません。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

先ほど31年3月に防災計画を策定したということでしたが、令和4年9月の議会の一般質問で、本村での災害備蓄事業が開始したのは平成30年からとの答弁でした。そのあとにそういった防災計画を策定したということよろしいでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午後 1時53分 休憩

午後 1時53分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

最後に防災会議をいつ開催したのかというふうなお答えをさせていただきました。これが防災計画の作成というか改定に合わせて31年3月に開催しているという答弁でした。防災計画自体それぞれ見直しがありますので、一番最終の見直しが31年3月ということです。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

では31年3月以降は、これまで全く開催されてないということの認識でよろしいですか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

その認識で間違いございません。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

比嘉村長が就任した令和2年12月当時はすでにコロナ感染症がパンデミックと言われる世界的に流行した時期でした。コロナ禍でいろいろと制限や自粛がなされていた3年間でした。昨年令和5年5月にはコロナが5類感染症に移行になったことで、ようやく通常の生活が戻ってきたところですが、防災会議が開催できなかったのも、それも要因の一つではなかったでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

特段コロナがあったから防災会議が開催できなかったのではなくて、制度の改正、法律の改正、あと改正する何ら緊急的なものがたまたまなかったというふうなことで理解してもらって大丈夫です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

では備蓄品について伺います。

女性・妊産婦用品9品目のうち、生理用ナプキン以外備蓄していませんとの答弁ですが、内閣府の調査、令和4年12月末に調査があったかと思うんですが、生理用品のナプキン以外の8品目について備蓄の必要性を認識できなかったのでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

生理用ナプキンを主に意識してましたので、それが少し気が抜けたというか、意識が足りなかったのかなと思っています。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

同じく全国的にその調査が行われているんで

すが、女性・妊産婦・乳幼児の備蓄品がいずれもなかったのが宜野湾市ですね。同年12月には県が策定した備蓄方針や他市町村の事例を参考に、令和5年3月に市の備蓄計画を立てて体制を整えています。現在は生理用ナプキンやミルクなど備蓄していて、令和6年度は備蓄品を拡充できるよう準備を進めているということです。本村でも備蓄計画を立て体制を整えていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

今回の報道を受けて、そういった女性だったり子供たちに配慮した物品・備品などないということが明らかになったので、ほかの備蓄品との兼ね合いも考えながら購入して備蓄していきたいと思います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

よろしく願いいたします。

また乳幼児用品について、①の粉ミルクや液体ミルク。②授乳用ケープ、バスタオル。⑤離乳食の備蓄なしとのことですが、赤ちゃんにとってミルクや離乳食は栄養を補う大切な食事です。しっかり準備していただきたいと思います。授乳用ケープはかぶるものなんですけれども授乳用ケープというのは。それを上からかぶることで赤ちゃんも慣れない場所で安心して母乳を飲んでくれると思います。また、性被害防止の観点からも大切なアイテムなので、早急にそれも備蓄していただきたいと思います。紙おむつLサイズのほかにも、体重に応じたサイズでSサイズ、Mサイズ、ビッグサイズもありますので、それもしっかり準備していただきたいと思います。

元旦の能登半島地震、2016年熊本地震、2011

年東日本大震災、1990年阪神淡路大震災、最近では千葉県、埼玉県、栃木県などでの地震、3月5日には伊江島で竜巻がありました。昨年は大きな台風もありました。1960年にはチリ地震があり、沖縄県でも津波の被害がありました。2月に議会として、岩手県宮古市に行政視察に行ってきました。津波が起これば「逃げる」「自分の身は自分で守る」教訓ということでした。自然災害は伝承しなければ時とともに忘れられてしまう。自然災害はいつ起こるか分かりません。災害の知識を学ぶこと、訓練を繰り返すことが大切だと思います。

今自治会の自主防災組織の立ち上げを進めているところだと思いますが、村役場においては防災訓練、避難訓練の実施はどのような状況になっていますか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

避難訓練、防災訓練はまだ実施したことはございませんが、昨今のこういった状況ですので自主防災組織と何かしら協力し、社協と一緒に連携しながら防災訓練を開催できればと思っています。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

いつ災害が起こるか分かりませんので、窓口に住民の方が来たり、役場職員の身の安全を守るためにも、ぜひ防災訓練、避難訓練を実施していただきたいというふうに思います。

地震や豪雨など各地で自然災害が相次ぐ中、防災会議で女性委員の割合が30%を超えたのは8都県にとどまったことが内閣府の調査で分かりました。国は第5次男女共同参画計画で、2025年までに女性委員の割合30%の目標を掲げていますが、警察や消防組織などの長などが充

て職として委員になることが多く男性に偏りがち。しかし一方で大幅に改善した自治体もあるとのこと。兵庫県立大学院の准教授は、かつての災害対策はハード面での整備と人命救助を中心に力仕事の主だったと、会議が男性主体になりがちと分析しています。だが早期の復興には多様な人たちが防災計画をつくる段階から加わる必要があり、対応は待ったなしと警笛を鳴らしています。

本村は令和5年は、委員は24名中1名が女性とのこと。村長が防災上必要と認めるものを委嘱または任命することができると先日の一般質問の答弁でした。ぜひ、その部分を強化していただきたいと思います。村長へ、その件について一言お願いいたします。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

今回の異動の中で女性の昇格もございましたので、確実にそこに入ります。そしてこれからまた委員の任命等を村長に依拠するところがございましたので、条文に従ってまたできるだけ積極的に女性を登用していきたいと思っています。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

ぜひよろしく願いいたします。

では2番目、ヤングケアラーについて再質問を行っていききたいと思います。

県の実施したアンケート結果は本村でも共有されており、また本村独自のアンケート調査につきましては実施しておりませんとのこと。県のアンケート結果はどの程度共有されているのでしょうか。例えば県がホームページで公開している範囲なのか、本村に関わる実態が分かる内容なのか、お願いいたします。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

県が実施したアンケート調査の共有でございますけれども、まず関係する福祉課、それから教育総務課のほうともその辺の共有は行っております。既に公開されております県の概要版と全体の調査報告書に加えて、各市町村の結果についても求めがあれば県は配布するとされておりましたので、その辺につきましても入手しているところでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

本村の大体の状況というのは今把握されているというようなことでよろしいでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

まず県のアンケート調査でございますけれども、全児童を対象にアンケート調査を実施しておりますけれども、回収率に関しましては約40%程度であったということがございます。また県の調査した結果の公表につきましては、特定の市町村ごとに結果を公表することは差し控えるようありましたので、我々としても個別の結果を公表することは差し控えて、あくまで今回お示しした数字につきましては、県が推計した数から算出し得る村内のヤングケアラー、それから特に支援を急ぐ必要のある児童数という形での推計結果を村長の答弁として示しているところでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

県の実施したアンケートの自由回答を読むと、

とても切実です。普段地域で生活をしていてヤングケアラーの支援対象となる児童生徒の実態が見えない。正直言って分かりません。子供たちの声を一部紹介したいと思います。「いつも私が妹にしていることを全て代わってもらいたい」「自分に自由な時間が欲しい」小学生からです。「先生が否定せずに親身に聞いてほしい」「自分だってやりたくてやっているわけではなく、まだ学生である私たちは役所に行くこととか、病院に行くとか車がないので連れて行くことができない」「そんなときにつながるイベントが欲しい」「頼れる大人が欲しい」高校生からです。「学校の先生や周りの大人が家庭の状況を知ることが大事だと思う」「あとは自分の場合、家族の病院の付き添いで学校を早退することが多い。しかし先生には家庭のことは言えないから、通院しているので早退しますということが多い。本当は自分自身は通院していないけれども、家族の病院付き添いをやらないといけないから、嘘をつかないといけない。また、嘘をつくことに対しても心が苦しい」高校生からの意見です。ヤングケアラーの人数について県の調査結果から推計ということで、小学校5年生から高校生まで90人、また30人が何らかの影響があり支援が急がれる子供たちの数と見込まれるとの答弁ですが、アンケートの結果から世話を始めた年齢が未就学児からの頃からだったとの回答があります。それを踏まえるともう少し変動があるかと思われませんが、いかがでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

今回の調査はあくまで小学5年生からの調査ということでございますので、実態としてはさらに拡大するだろうというふうに認識はしております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

よく実態を把握していただきたいというふうに思います。

子供たちは「学校のいじめのアンケートのように、ヤングケアラーのアンケートも定期的にしたほうが良いと思います」小学生です。同じ意見が高校生からもありました。また、中学生からは「ヤングケアラーがどれだけいるのか確認し、学校や市町村で手厚い保護をするべきだと思う」「教育は誰にでも受ける権利があると思うから支援は絶対したほうが良い」中学生のお子さんです。子供たちの素直な気持ちです。教育長へ、児童生徒の切実な声を聞いてどう思われますか。

○議長（比嘉義彦）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

今議員のほうからアンケートの結果ということで子供たちの本当に切実な声を聞いて、また学校現場で直接子供たちの家庭になかなか今の学校現場は入っていくというのが非常に難しい場面もありますが、やはり学校に登校している中で子供たちのそういういろんなサインをしっかりキャッチをして、子供たちにまたヤングケアラー以外の面も含めて家庭で困っていることの支援ができるように、学校の先生方にも常日頃から持ってくださいというお話はさせていただいているところですので、今後ともそういうことを重ねていながら関係機関とも連携をしながら、1人でもそういう子供たちの学習する時間の確保とか精神面のケアとか、その辺もできたらいいなと思っています。学校現場と連携しながら努力してまいりたいと思っています。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

子供たちは自分からなかなか声を上げることはとても難しいと思います。先ほどもありましたように、学校の先生や大人たちが気遣ってほしいというようなこともありますので、ぜひ関係機関、役場のほうとしては児童福祉係とも一緒に連携されて、児童生徒のために頑張りたいと思います。

では3番目の学校教育について再質問していきたいと思います。

1月時点で137人の教職員未配置がある厳しい状況の中で、休職者の数と補充支援についてはしっかりと取り組まれているので安心しました。令和6年度の見通しはいかがでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

お答えいたします。

現時点では県中頭教育事務所の人事担当と調整をしているところがございます、まだ確定してないところがあります。大幅に配置がされてないかということではなくて、あと2、3名ずつその配置の内示を今待っているところがございますので、この調整がずっと年度末、4月1日、第1週目ぐらいまで続くかなと思われま

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

令和6年度も引き続き未配置がないよう、よろしく願いいたします。

次2番目、1学級当たりの児童生徒の数ですが、昨年に引き続き沖縄県の基準を維持されています。教員が不足している状況で相当の努力をされたと思います。引き続きよろしく願いいたします。

3番目の特別支援教育を必要とする児童生徒

の人数ですが、昨年、令和5年3月現在で、小中合わせて192名でした。今現在は小学校で78名、中学校で19名、合わせて97名とのこと。年度によって多少の増減はあると思いますが、95名減になった要因は何でしょうか。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

お答えいたします。

昨年度からということで6年生の卒業であったりとか、特別支援教育に関する理解が深まってきたりとか、この障害に合った子が入級しているかどうかという見直しも図られながら、毎年更新というか継続していくところがございますので、退級があったりとか、転出があったりとかということで変動があることとなります。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午後 2時11分 休憩

午後 2時12分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

お答えいたします。

前回の190何名というのは在籍児童のみではなくて、支援が必要な子であったり、通級の子であったりということが全て含まれて支援を要する子という答弁で回答させた人数でございますので、今回のこの人数と95名の差というのは通級が必要な子であったりとか、通常の学級にいるけれども支援が必要な子も含まれた数ですので、その辺の少し内容の誤差があるのかなと思っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

では4番目の医療的ケアが必要な児童が小学校で2名とのこと。対象児童の通う学校と学年を伺います。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

お答えいたします。

小学校2名ですね。まず北中城小学校、現在5年生、4月から6年生になる男子児童1名、それから島袋小学校、現在1年生、次年度4月からは2年生になる児童、女の子1名の計2名となっております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

高学年となると教室は北小だと3階になると思うんですね。たしか学校にはエレベーターはないと思いますが、対象児童の教室への移動はどのようにされているのでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

お答えいたします。

車椅子での移動になりますと学校にエレベーターが備えつけられておりますので、それを活用しての移動ということになります。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

すみませんエレベーターは設置されているのか。北小です。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

お答えいたします。

北中城小学校に設置されております。島袋小学校に関しても設置をされておりますが、人が乗れるような大きさではないという、一応エレベーターとしては2小学校とも設置されているということでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

エレベーターは通常は使われているんですか。誰でも乗ろうと思えば普通の私たちが大型施設で活用できるようなエレベーターの感覚として使われているということでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

お答えいたします。

給食運搬によるエレベーター使用を主に行っておりますが、俗称で言いますがバリアフリー法の一部改正に伴って配慮が必要な子供たち、あるいは地域の方の活用も可能であるということで、けがをしたり車椅子の移動に関しては、乗れるエレベーターということで活用させていただいているところでございますので、誰でもいいということではちょっとないかなというふうに思っています。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

なんか最初そのようなイメージに取ってしまいました。そうですね。なかなかこの子供たちがエレベーターを活用した学校というのは私もよく分かりませんでした。ただ、そういった特別な場合には給食用の運搬エレベーターを活用しケアをしていく。また地域の方たちが学校参観日や学校行事へ気軽に参加できるというよ

うな活用の方法をされているということでは、とてもいいことだなというふうに思いました。

あと重度知的障害のある島袋在住の仲村伊織さんが3月1日に県立真和志高校「ゆい教室」を卒業しました。仲村さんと御両親は、地域と社会がつながりを持てる生き方を願って高校受験をチャレンジしてきましたが、3年間合格が認められませんでした。2021年の玉城知事の所信表明で、沖縄らしいインクルーシブ教育システムの構築に向けて「ゆい教室」を開設し、障害のある人もない人も共に学ぶ取組を進めると表明し、仲村さんは4月から念願の高校生活がスタートしました。卒業式に答辞を述べた棚原さんは、「ハンディのある方と関わったことがなく、どう接したらいいか戸惑うこともあったが、授業や行事を通して不安がなくなった」「伊織といると周りが温かい雰囲気になる」「自分の考えが変わった」とお話をされました。現在、ゆい教室の生徒は2年生が2人、1年生が1人、4月からは新1年生が入学予定されています。今後、医療的ケアの児童も進級・進学をしていきます。児童が安心した環境で義務教育を送れるよう、これからも支援を継続していただきたいと思います。教育長、児童生徒へメッセージをお願いいたします。

○議長（比嘉義彦）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

議員の御質問にお答えいたします。

今議員のほうからもありました。それから子どもまんなかとか子供の人権とか、そういう部分のところもいろんなところから宣言なり、提言もされております。そういう形で子供たち一人一人がその個性がしっかりと輝けるというんでしょうか、そういう場所を私たち大人はやはりつくっていくことが大事なのかなと思っています。学校現場においてもその子供たちの輝ける場づくり、その環境整備に向けてはまた日々

努力してまいりたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

私の一般質問を終わります。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午後 2時20分 休憩

午後 2時30分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

通告に従いまして一般質問を行います。

1. 二酸化炭素排出抑制について。

「蛍光灯27年末で製造禁止」これは水銀の使用と輸出入を国際的に規制する水俣条約の会議が昨年11月スイスのジュネーブで開かれ、2027年末の蛍光灯製造禁止が合意されました。日本政府は当初カーボンニュートラル行動計画で、2030年までに政府施設のLED化の予定でしたが、3年前倒して取り組むこととなります。それにより全国の市町村もあと数年で完了しなければなりません。そこで次のことを伺います。

1. 現在、村内公共施設及び所有物の何%がLED化されているのか。また未整備施設、所有物への今後の対応は。

2. いずれ事業者や村民も対応を迫られることとなります。情報発信及び補助金等の活用で支援を行い、北中城村全体で取り組まなければならないと考えますが、見解を伺います。

3. 過去に一般質問で提案しました二酸化炭素の排出抑制、地球と人にやさしい輻射式冷暖房システムを村内公共施設への導入に取り組んでいただきたい。見解を伺います。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

では名幸議員の御質問にお答えいたします。

まず二酸化炭素排出抑制についてでございます。

1番目の質問といたしまして、公共施設等において何%がLED化されているか、またその他所有物への今後の対応について伺っておりますので回答いたします。

役場庁舎から各字公民館を含めた37の公共施設でLED化されている施設が14、規模の違いはありますが率にして37.8%です。また未整備施設については、2027年の蛍光灯製造中止に間に合うよう取替えを実施しないといけないと考えております。

2番目の北中城村で取り組まなければならないということに対して村の見解ということでございます。

令和6年度に地球温暖化対策実行計画を策定し、それに基づき温室効果ガス排出量の実態及び成果等を公表し、照明器具のLED化の取替え等を村民、事業者へ村広報ホームページで定期的に掲載するとともに、チラシでの周知を図っていきたいと考えます。

3番目に、二酸化炭素の排出抑制、地球と人にやさしい輻射式冷暖房システムを村内公共施設への導入についてでございます。

平成27年12月の定例議会での一般質問「サブアリーナ建設について」で、輻射式冷暖房装置について御提案をいただいた際、比較検討するに値する旨の答弁をしております。その後、村民体育館及び役場第一庁舎の整備では、民間活用により実施したことにより、輻射式冷暖房装置の導入には至っておりませんが、今後、公共施設の整備に当たっては、費用対効果等も含めて検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

では再質問をいたします。

まず1番目にLED化の進捗状況。

整備を完了した主な施設はどういったところでしょうか。それから未整備施設はどういったところでしょうか。答弁にあります各字公民館も含めたということなんですけれども、公民館には指定管理先の公民館とそうではない公民館があるんですが、全字全体が対象となるんでしょうか。お尋ねします。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

お答えします。

まず整備された施設なんです。まずこの第二庁舎、一部第一庁舎が完全にLED化されています。第二庁舎に関しましては、会議室以外はLEDに交換されていると思います。それと喜舎場保育所がLED化されていて、教育委員会が持っている施設の全てがLED化されています。ほかに公園、墓地、比較的新しい施設に関しましては、ほぼLED化されており、各字自治会でLED化されているのが、美崎集会所、安谷屋公民館、熱田公民館がLED化されているという報告を受けてございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午後 2時37分 休憩

午後 2時38分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

お答えします。

公民館に関しましては、3か所以外が未整備の公民館となり、役場のほうで持っている施設

で、例えば、あやかりの杜、しおさい公苑、若松公園、子育て支援センター、児童館、これは両児童館ですね。北中城地域ゆいまーる創造館、デイサービスしおさい、資源化ヤード、アンテナショップしおさいなどが未整備の施設となっております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午後 2時39分 休憩

午後 2時39分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

公民館のうち公共施設として取り扱う施設が9施設ございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

確認します。

その公共施設として村が扱っていない公民館もあるんですか。つまり対象外になるんですか、その公民館は。もしそうであればどここの字が対象外になるのか。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午後 2時40分 休憩

午後 2時40分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

村が指定管理していない公民館に関しましては、村が替える対象ではないと認識してございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

これは整備すべきだと私は思うんですが、このことは対象としない字の公民館、自治会長とかその地域の人には伝えられているんでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

これは伝えてございません。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

このLED化というのは、何も公共施設だけではなくて、国内の企業、そして国民が対象となっていくはずなんです。そうなるとこういう指定管理ではないところは村がやらないということは、私はやっぱり行政としてはいかなものかなと思うんですけれども、検討の余地はないですか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

今公共施設の管理計画というものがございまして、その中で対象としない施設も管理計画の中に記載されています。それを見ながら何かしらそういった管理計画の中でうたわれているようであれば、それは検討する余地があるのかなと思います

以上です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

情報ではこの後自治会長会もあると聞いているので、多分モニターを御覧になっていると思うのでぜひ議論していただきたい。これはちょっと予定になかったので次の質問。

私は冒頭に今後期限内に全国の市町村も対応を迫られると申し上げましたけれども、これに対して国からの連絡、通達等はあるんでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

マスコミを通して国からも報道などで本来であれば2030年に蛍光灯の製造廃止で、蛍光灯の器具に関してもすでに廃止になってございます。そういった情報が流れているので、当然私たちとしてもそれに向けた計画づくりも今年度やる予定でございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

ということは、あくまでも報道で知ってその対応を考えていると。国から特段対応を急ぐよという通達、連絡はないということでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午後 2時44分 休憩

午後 2時45分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

事務連絡という形で令和6年2月に経済産業省製造産業局化学物質管理課というところから、蛍光灯の製造、輸出入廃止に向けた周知について、これ依頼なんですけれどもこういった通知文が来てございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

今回この質問した理由を申し上げます。この蛍光灯の製造禁止というのは、タイプによって段階的に製造禁止されていくんですね。このタイプは何年に、このタイプは何年に。お互いがよく知っている細長い直管型という蛍光灯が最終的に2030年に日本政府としては製造禁止という理解の下で計画を進んでいったんですけども、昨年の国際会議で、日本は予定どおり2030年を主張したんですけども、しかし早いところで2025年に製造禁止を主張する国もあって、それで間を取って2027年の製造禁止に決定したといういきさつがあるそうです。この間で日本はこの国際条約では、蛍光管が製造禁止になっても在庫があればこれを販売、そして使用することが認められているんです。日本政府はこの在庫を多く確保して、そしてそれを対応した後にLED化を進めても大丈夫だという認識の下で進んで行ったんですけども、しかし国際条約では3年前倒しになったために、これは在庫が確保されるのかという実は心配の声が上がっています。ほかにもその理由があって、まず蛍光灯の製造会社が計画を立てていた段階では、5社から6社あったのが今2社しかない。多くが撤退をしているということです。それからこの水俣条約に加盟した国が147か国あるということで、蛍光灯の在庫の確保、そしてLEDの奪い合いが生まれると。それによって品薄と価格高騰が起きる予測がされています。

それからLEDには半導体が使用されていますので、日本はその多くを輸入に頼っているということと、あとLEDの発光ダイオードというのは原料となるのがガリウムという成分らしいんですけども、これがもう90%は中国が保有していて2位がロシアということで、日本が今外交的に一番よくない2か国がこれを抑えているということです。実は厳しい状況と一部の専門家には言われています。それでおまけに日本では来月から働き方改革で建設業、運送業、

流通業は残業させるな。そして土日は休日にするという取組が始まるということで、工事の延長が予想されて、それから施設を利用しながらの工事、去年中学校がLED化したときは土日とか休みを利用して工事に当たったということなんですが、これがちょっと厳しくなるんじゃないかなと。そのために施設を制限しながら工事をやる可能性が出てくる。それからその分の安全対策とか経費がかさむ等々があって、実は日本政府というか、この環境省は実は焦っているという情報が専門家ではあって、ですから早めにこれは取り組んだほうがいいということで質問をしました。

それで結局先ほどから言っていますけれども、この取組というのは公共施設だけではなくて、日本中の企業とかあと国民に対応が求められるので、もう蛍光灯が切れるんですから製造禁止なので。そうやって品薄になったときに、この働く世代とか経済的に安定しているフットワークがきく世帯はまだしも、高齢世帯とか、障害をお持ちの方の世帯、それから困窮世帯という方々は、私が知る限り失礼ながら住環境も決して恵まれているとは言い難い住環境の中でお暮らしの方々も多いだろうと思いますので、まかり間違ってもそういう弱者と言われる方々が短期間でも明かりが灯らない生活があってはならないという思いで質問をしています。ですからそのためには、やはり公共である市町村の役割が重大になってくるだろうと思っています。

このことを踏まえて2番の質問に行きます。

答弁で令和6年度、対策実行計画を行うとありますけれども、これは2回目の計画ですよ。今後の5年間の取組ですか。前期の取組、2017年から2021年までの取組を伺います。計画では対象施設、対象組織における2015年度での村の二酸化炭素排出量というのが、5,092.874キログラムCO₂、これを年1%ずつ削減して2021年度までには6%削減する計画となっています。

予定どおり削減できましたか。どのぐらい削減できたかお尋ねします。

○議長（比嘉義彦）

住民生活課長。

○住民生活課長（楚南兼二）

お答えいたします。

計画では、この温室効果ガス排出量の削減目標6%削減となっておりますけれども、実際対策委員会等も設置されていなくて、かんたん算定シートに基づき、排出量の状況等も行っておりません。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

もう行っていませんと答え出されてしまって何聞こうかなと思ってはいますけれども、計画では今課長がおっしゃったように委員会を設定されて、これは村長を筆頭にした全庁体制での取組になっているんですよ。エコ点検報告書ですか、それが月1各課長が村長へ、それから所属活動報告書が半年に1回事務局へ、実績進捗状況は、職員、事業者、村民へ公表することと。これ法律なんです。ということはこれも実施はされていなかったという理解でよろしいですか。

○議長（比嘉義彦）

住民生活課長。

○住民生活課長（楚南兼二）

お答えいたします。

今名幸議員のおっしゃるとおり、そういったのも行っておりません。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

これ原因はどこにあるんですか。何なんでしょう原因は。

○議長（比嘉義彦）

住民生活課長。

○住民生活課長（楚南兼二）

本来であれば平成29年3月に地球温暖化実行計画が策定されておりますけれども、やはりこの温暖化対策委員会ですか、そういうのも本当は設置しながら各課長から報告も受けながらやるのが本来ですが、この担当事務局の業務多忙により、置かれてないのが現状でありますので、今後検討していきたいと思えます。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

事務局というのは住民生活課になるんでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

住民生活課長。

○住民生活課長（楚南兼二）

この事務局も本来どこが見るべきか、今後また役場全庁で検討する必要があると思えます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

村長にお尋ねします。

私はある程度それはできていて、それで何とかこの不十分さを別に声高に指摘するつもりはなかったんですよ。ただ、あまりにもちょっとできなさ過ぎで、この組織表には村長を先頭として、先ほども言いましたけれども全庁体制で取り組むことになっているんです。実際今後の5年間もまた策定業務をやるという予算化もされているんですけども、それが前期ではうまくなされていないということに対して、トップである村長はどう感じられますか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

御指摘、大変ありがとうございます。

これについては本当に環境問題、COP21か

らパリ協定から非常に厳しいそれが出ておりますので、私も正直言いましてこの委員会についてはちょっと存じませんでした。ただこれについては法律的な制約もございますので、早めに対応することが求められておりますので、この対策委員会を再度確認してみんなでもた委員会を設置していきたいと思っております。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

それで委員会の組織もちょっとうまく機能してないということなので私は思うんですけども、組織ではこの委員会は村長がトップなので、この事務局、実際今どこが事務局なのか分かりませんが、やっぱり村長部局である総務課とか、あとはこの温暖化対策にはもう予算もかかってくる話なので、やっぱりその辺で事務局を担ってやるべきではないのかなと。もし仮に住民生活課が今後もやると言ったら、申し訳ないですけどもそういう全課を網羅してそれをやれるポジションなのかなと私思うんですね。それはやっぱり村長の側近の課でもって、それを過去5年間も踏まえて対応したほうが実効性があるのではないかと感じますが、いかがですか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

全庁体制の委員会というのは持ち得ていますので可能だと思うんですけども、今の成果からして全庁体制をしっかり組まなくちゃいけない。議員御指摘のところもありますけれども、これについては今までやってきた、そしてこれからやっていこうとするときに、現行の制度では難しいということであれば、これはもうしんしゃくして、また別の所掌業務として別の課に変えることも可能ですので、そこをまず検討させていただきたいと思っております。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

はい検討してください。

この6年度に新しい今後の5年間の策定業務を取り組むんですが、予算委員会で答弁もありました。計画の内容を主に役場庁舎や公共施設における省エネ対策、削減を目的として行う事業であるという答弁がありましたけれども、これは過去の5年間とあまり変わらないのかなと。私が言いたいのは、そこにやっぱり企業やあるいは村民を関わらせてそれを支援していく。そういうことも必要ではないのかなと。前期の5年間はどうもいってないので、次の5年間はまた振り返って1からではないんですけども取り組んでいる部分にプラスしてまたやっていくということ。5年間というこの国が温暖化対策の中間目標であった2030年がやってくる。そのときに恐らく今後、国が企業や国民に対して、そういう温暖化対策の強化を私にしてくると思うんです。そのときに何の準備運動もできていなかった村民が「なんでよ」という状況にならないのかなと思っているんですけど、その辺、今度6年度の実行計画に向けては、やはり皆さんの公共施設を対象とした計画にしかならないんでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午後 2時58分 休憩

午後 3時01分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

住民生活課長。

○住民生活課長（楚南兼二）

名幸議員の質問にお答えします。

この地球温暖化対策の推進に関する法律第21条で都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガス排出量の削減並びに吸収作用の保

全及び強化のための措置に関する計画、地方公共団体実行計画を策定するものとありますけれども、今対象範囲としては6年度もあらゆる公共施設を今予定しております。まだこういった事業所とか民間とかは、今の段階では考えておりません。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

分かりました。

なぜこのことを言うかという、今少し課長も触れられていましたけれども、この上位法である温暖化に関する法律ということで、やっぱり国の責務、市町村の責務、そして事業者の責務、国民の責務ってあるんですね。そこに市町村は、そういう温暖化の対策を施策に措置を講じていかなければならないと。その時にさっきも言いましたけれども、情報の提供とかそういう措置を講じることとなっているんです。事業者、国民はそれに協力することということになっているものですから、そういうようなことをしなくて、皆さんの公共施設がそういう庁舎とかを整備した後、村外企業とか村民は温暖化もどんどん進んでいくけれども、この情報とかそれを聞いていても取組方が分からないとか、あるいは資金が必要であるとか、そういうことになると思うんですね。そういうことも含めて補助金とかも含めて、村内企業や村民に情報提供をしていかないと、それが関わることではないのかなと思って質問しているんですけども、それはいかがですか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

この計画の主たるものとして市町村の事務及び事業に関してですから、ある意味では公共事業かなとも思います。ただ公共事業の範疇の外

にある民間企業の事業等について、果たしてそこに助成金とかそういったのが可能なのかということは、これから研究して調べて、それが措置できればできるだけ措置するようにいたしますけれども、現行のところ今こちらのほうで補助金、交付要綱等も整備されておきませんので、中身をさらに検討して話合いの中で出てくると思います。

さらに今もう一つは周知徹底というのがあると思いますので、そのところは早めに取り組んでいきたいと思っております。そこにまた実行計画のほうにもしっかりと盛り込んでいきたいと思っております。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

根掘り葉掘り突っ込む気はないんですが、これもこの上位法では、市町村の温暖化対策の中に実は委託先、そして指定管理者、そして委託先も実は含まれるという環境省は発表しているんですよ。これは環境省のホームページを見ていただければ分かると思う。よくある質問という中でこれは地方自治体での質問です。「事務事業というのはいくらまで含まれるんですか」という問いかけに対して、指定管理そして委託先、それも含まれると環境省は明言しているので、その辺もよく熟慮してまた計画を進めてほしいと思っております。これはもうよろしいです。

次に3番目の輻射式冷暖房システムをお尋ねします。

私ですね、もう前の質問でもう大分前なのでサブアリーナという表現をしたんですが、この時は村民体育館なのか何なのかちょっと名称もはっきりしなかったのもそういう表現をして質問をしました。答弁にもありますように、その時の村長や課長は、物のよさというのは認めていらして検討に値するという。ただし答弁にもあります、役場庁舎や体育館は民間活用に

なったことで導入されなかったということなんですけれども、その際には村からの提案としてそういう民間事業者にはこういう輻射式とかは提案はされたのでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

第一庁舎の建て替えの際には、特段この輻射式の冷暖房装置を設置してということは業者のほうには伝えてございません。ただ空調設備を管理するよという事で設計は委託してございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

この輻射式冷暖房システム、今答弁にもあるんですけれども、費用対効果を見極めて含んで検討したいということなんですけれども、当時の村長、課長は答弁でイニシャルコストは3割から4割は高くなると、ただその後のランニングコストは従来型よりも60%とか70%ぐらいで抑えて、つまり3割から4割は費用対効果を認めるということをおっしゃっているんですが、村長、直接話するのは初めてなんですけれども、このシステムについてはどのような印象をお持ちですか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

システムとしては恥ずかしながらそんなに多くは存じませんが、ただ、今おっしゃったようにイニシャルコストが若干高めで、ランニングコストで30%近い低減ができるのであれば、もう当然我々の選択肢は決まるのかなと思います。我々が一番気にするのはランニングコストです。ただ、これのシステムで私も現物をまだ見たこともございませんし、これか

ら議員がおっしゃったようなことであれば、ぜひ現物をしっかり見てみたいと思います。効果等もまた検証してみたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

中城村の図書館や庁舎に配備をされておりますので御覧になってください。

当時は何て言うんですか、そういうランニングコストとかその辺のものが重要視されただろうと思います。ただ先ほどから言っているように、そういう温暖化に対する取組がどんどん国からそういう強化というか、そういうことが各市町村にも来るだろうと思う。そうしたらそのランニングコスト、費用対効果も大事なんですが、そういう環境とか、あるいは飛沫防止、初めて聞かれる方もいるんですが、今の従来型の風でもって冷やすということではなくて、壁に備えつけたパネルでもって冷やすということで、飛沫防止にもなるし音もしないということで、床から天井まで平均的な温度を保つということが利点ですので、ぜひとも今後の活用の検討をしていただきたいと思っておりますけれども。

この温暖化、先ほどから言うように、そういう国民に対しての強化をしてくるんじゃないかと。その1例を申し上げますと、個人が住宅を建てる場合に、今は省エネ対策が努力義務となっているものが、その努力義務が義務化になると部分的には決まっています。部分的ですけれども。建築をする際には温暖化等級は断熱等級というのがあって、今最高レベルが4なんですけれども、来年からこの最高レベルが最低レベルになるんです。3以下はもう建築は認められないということがあって、2030年にはこの等級が今度は5から6に上げる予定です。ですからもう温暖化対策を国民はやりなさいと。どんどんやっていきなさいという強化をされるのが予測されますので、市町村がそういう村内企業、

そして住民に情報提供をしているいろんな補助金とかを活用して、その対策が取られるように、そのことを強く要望して私の一般質問を終わります。

○議長（比嘉義彦）

以上で本日の日程は全部終了しました。

これをもって一般質問は全て終了しました。

議員の皆さん、そして執行部の皆さん並びに傍聴の皆さん、大変お疲れ様でした。

本日はこれで散会します。

午後 3時13分 散会

令和6年第4回北中城村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令 和 6 年 3 月 7 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	令和6年3月27日 午前10時00分			議 長	比 嘉 義 彦
	閉 会	令和6年3月27日 午後0時59分			議 長	比 嘉 義 彦
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別
	1 番	川 上 龍 太	出	8 番	大 城 律 也	出
	2 番	屋 良 朝 春	出	9 番	上 間 堅 治	出
	3 番	比 嘉 悟	出	10 番	喜屋武 すま子	出
	4 番	比 嘉 正 志	出	11 番	比 嘉 義 弘	出
	5 番	平安山 和 美	出	12 番	名 幸 利 積	出
	6 番	喜屋武 功	出	13 番	山 田 晴 憲	出
	7 番	伊 集 守 吉	出	14 番	比 嘉 義 彦	出
会 議 録 署 名 議 員	3 番 議 員		比 嘉 悟			
	4 番 議 員		比 嘉 正 志			
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		仲 村 静 香			
地 方 自 治 法 第 121 条 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	村 長	比 嘉 孝 則	教 育 長	德 村 永 盛		
	副 村 長	大 田 繁	教 育 総 務 課 長	平 田 清 徳		
	総 務 課 長	喜 納 克 彦	生 涯 学 習 課 長	比 嘉 利 彦		
	企 画 振 興 課 長	仲 本 正 一	建 設 課 長	安 次 嶺 正 春		
	会 計 課 長	喜 屋 武 の り 子	農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	瀬 上 恒 星		
	住 民 生 活 課 長	楚 南 兼 二	健 康 保 険 課 長	玉 栄 治		
	税 務 課 長	玉 栄 幸 憲	学 校 教 育 指 導 主 事			
	上 下 水 道 課 長	伊 佐 秀 樹				
	福 祉 課 長	喜 納 啓 二				
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第6号

令和6年3月27日（水曜日）

1. 開議 午前10時

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1	議案第8号	北中城村課設置条例の一部を改正する条例について	委員長報告、質疑、 討論、決定
2	議案第9号	北中城村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に 関する条例の一部を改正する条例について	〃
3	議案第15号	北中城村老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する 条例の一部を改正する条例について	〃
4	議案第20号	北中城村老人デイサービスセンターの指定管理者の指定につ いて	〃
5	議案第27号	令和6年度北中城村一般会計予算について	〃
6	議案第28号	令和6年度北中城村国民健康保険特別会計予算について	〃
7	議案第29号	令和6年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算について	〃
8	議案第30号	令和6年度北中城村水道事業会計予算について	〃
9	議案第31号	令和6年度北中城村下水道事業会計予算について	〃
10	意見書第1号	児童生徒の県外派遣費用の補助拡大を求める意見書	説明、質疑、委員会付託 省略、討論、決定
11	意見書第2号	学校給食費無償化の早期実現を求める意見書	〃
12	決議第1号	日米地位協定の見直しに関する要望決議	〃
13	決議第2号	V22オスプレイ飛行再開に対しての抗議決議	〃
14	意見書第3号	V22オスプレイ飛行再開に対しての意見書	〃
15	決議第3号	閉会中の議員派遣に関する決議について	〃
16		閉会中の継続調査の申し出	

○議長（比嘉義彦）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

日程第1．議案第8号 北中城村課設置条例
の一部を改正する条例について

○議長（比嘉義彦）

日程第1．議案第8号 北中城村課設置条例
の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（比嘉義弘議員）

おはようございます。報告させていただきます。

議案第8号 北中城村課設置条例の一部を改正する条例について。

令和6年3月8日、本委員会に付託されました議案第8号 北中城村課設置条例の一部を改正する条例について、本委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会においては3月12日、18日、25日に開催し、全委員出席の下、審査を行いました。執行当局からは担当課長及び担当係長が出席しました。

質疑の主なるものと、それに対する答弁について御報告いたします。

こども未来課設置に至った経緯はとの質疑に対し、令和3、4年度に実施した行政診断調査支援業務によって、他の多くの自治体で、こども課やこども家庭課といった子供を中心に扱う部署が設置されているが、本村では、福祉課児童福祉係や教育委員会教育総務課と分散され、子供に関する施策を展開していく中、縦割り行政となっていた。令和5年度から保育所入所手続、幼稚園入園手続が1か所で行えるように福祉課にこども園係を設置し、令和6年度から児

童福祉係を子育て支援係とし、こども園係とともにこども未来課として子供を中心に施策を展開し、子育て世代のサービス向上に努めるため新たに課を設置するとの答弁。提案に当たって説明会等を開く必要はなかったかとの質疑に対し、令和3、4年度に実施した行政診断支援業務委託料の予算・決算委員会の説明の中で子ども係を設置後、子ども課が設置されることを説明し、周知が図られているものとして考えているとの答弁。12月定例議会で提案はできなかったのか、議決を得る前に人事も発令し、課の設置準備を進めているが議案が通らなければどう対応するかとの質疑に対し、議案が可決されなければ人事もなしになる。本来、12月定例議会で提案し可決後に次年度の設置に向けて準備に取り組むべきであったが、引越しや人員配置等4月1日からスタートできる確信が12月の段階では得られなかったためとの答弁。

新たな業務内容の詳細はとの質疑に対し、課設置に当たって新たな業務ができるのではなく、これまで福祉課と教育総務課で持っていた子育て支援業務とこども園に関する業務を一つの課でまとめ、これまでそれぞれの係で行っていた所掌事務を引き継ぎながら子育て世代のニーズに対応できるような業務を模索展開していくとの答弁。

人員配置についてはどうなっているかとの質疑に対し、本庁舎内に課長1名、係長2名、係員5名、会計年度任用職員9名の17名。外部に喜舎場保育所の所長、保育士、調理師及び栄養士の正規職員15名、会計年度任用職員24名。児童館及び子育て支援センターが会計年度任用職員9名。外部を含む課全体で合計65名が配置される予定との答弁。新たな雇用はあるのか、また他の課の増減はあるかとの質疑に対し、令和5年度にこども園係を創設した際、教育総務課の会計年度任用職員を1名減し、児童福祉係に充てている。そして令和6年度は会計年度任用

職員を補助事業を活用して新規で2名配置するとの答弁。

新規採用の会計年度任用職員は資格を有するかとの質疑に対し、それぞれの職種によって資格が変わるが、これまで福祉課で社会福祉士、保健師資格であったが、相談業務に充てるため、今回追加で教員免許を含めているとの答弁。

行政診断報告書の中で人員配置の適正化の部分で、本村の人件費は類似団体の中で高いとあるが、新課設置との整合性は図ったかとの質疑に対し、機構改革の中で今回は子供に特化した課の新設のみであるが、次年度以降は事務事業の見直しや効率化を図りながら、賃金の問題も含めて継続して審査していくことを答申したとの答弁。

子どもに特化した課であるが、本村の子どもの人口推移はどうなっているかとの質疑に対し、令和2年の第2期北中城村子ども・子育て支援事業計画書からゼロ歳から5歳児は平成27年から減少したが、平成29年からは再び増加し、その後、横ばい傾向になると予測されている。また、6歳から11歳児は増加傾向で推移しているとの答弁。

以上で質疑を終結いたしまして、討論、採決の結果、本委員会は全会一致で附帯意見を付して原案を可決すべきものと決定いたしました。

附帯意見、今回の条例改正案については、議会の議決を得る前に可決を見越して、新課設置に関わる人事発令や部署移動を行っている。本来であれば12月定例会において提案し、議会の議決を得た後に新課設置に向けた準備を行うべきである。

今回のような議会軽視とも取れるようなことがないよう、今後はしっかりと計画的に行政運営を進めていくことを求める。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第8号 北中城村課設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は附帯意見を付して原案のとおり可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。議案第8号 北中城村課設置条例の一部を改正する条例については委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2．議案第9号 北中城村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（比嘉義彦）

日程第2．議案第9号 北中城村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（比嘉義弘議員）

議案第9号 北中城村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部

を改正する条例について。

令和6年3月8日、本委員会に付託されました議案第9号 北中城村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、本委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会においては3月12日、18日、25日に開催し、全委員出席の下、審査を行いました。執行当局からは担当課長及び担当係長が出席しました。

質疑の主なるものと、それに対する答弁について御報告いたします。

報酬に関する審査会や委員会を経て決定したかとの質疑に対し、報酬に関しては、各自治体で条例により定めることとなっていて、議会の議決をもって決定するものであるため、今回、審査会や委員会は設置していないとの答弁。

会長職、委員長職が外されている理由はとの質疑に対し、各自治体によって、長と委員等に差を設けている場合もあるが、本村は委員の職種等で報酬を決めるため差を設けないようにしたとの答弁。これまでの会長、委員長職の方々から意見等を聴取したかとの質疑に対し、総務課が全て総括して提案しているが、前段階で各組織を所管する課から差を設ける必要はないと確認を取っていて、意見は上がっていないとの答弁。会長職の職務の重さが金額の差になっていたと思われるがどう考えるかとの質疑に対し、そういった一面もあったが、例えば差額500円をもってその職務を引き受けるのかというのも疑問であり、委員の中で互選させて信頼される方に長になってもらうことを想定しているとの答弁。報酬の差を設けないと考えたのはいつ頃からかとの質疑に対し、昨年度から各課において他市町村との比較をさせた結果、会長、委員長職がない市町村があり、金額の改定と会長、委員長職の設置に関して検討を行ってきた。そして最初に提案したのが、昨年の固定資産評価

審査委員会委員の報酬で裁判を抱えていることもあり先に提案したとの答弁。

成年後見制度利用促進協議会委員（医師・弁護士）及び委員の業務内容はとの質疑に対し、本村の成年後見制度利用促進協議会は、関係機関ネットワーク機能をはじめ、後見制度利用前から開始後の個別支援に係る助言、成年後見制度利用促進の施策や村計画の策定に関する業務を担っている。委員は各専門職団体からの代表や学識・知識経験者により構成されている。とりわけ、医師は対象者の判断能力に関する専門的所見や、弁護士は後見制度における財産管理・処分等に関する高度な知識が求められる内容となっているとの答弁。新規の委員であるが、これまではどう扱っていたかとの質疑に対し、委員は以前からあり、条例のその他諸委員会の委員の扱いで4,000円を超えない額を支給していたとの答弁。

部活動指導員の業務内容はとの質疑に対し、教員に代わり学校部活動を指導するものであり、業務内容としては部活指導、大会等引率、学校長への報告等、教員が行ってきた部活動に関する業務となるとの答弁。大会登録のような事務も教員の負担軽減になると思うが、時給に含まれるかとの質疑に対し、細かい業務については担当課で決めると思うが、負担軽減になるのであれば手当しないといけないので課で詰めていくと考えられるとの答弁。時給1,600円の根拠はとの質疑に対し、国が示した令和5年度地域スポーツクラブ活動体制整備事業の中で積算されているものが根拠となっているとの答弁。

削除されている委員が複数あるが、その他委員に含まれているかとの質疑に対し、村税等徴収嘱託員については、コンビニ収納が開始されるのと同時に委託を辞めたことに伴い削除するもので、他の委員の削除については、その他委員に含んで取り扱うとの答弁。

以上で質疑を終結いたしまして、討論、採決

の結果、本委員会は全会一致で原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第9号 北中城村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。議案第9号 北中城村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3．議案第15号 北中城村老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（比嘉義彦）

日程第3．議案第15号 北中城村老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の

一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（比嘉義弘議員）

報告いたします。

議案第15号 北中城村老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

令和6年3月8日、本委員会に付託されました議案第15号 北中城村老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、本委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会においては3月12日、18日、25日に開催し、全委員出席の下、審査を行いました。執行当局からは担当課長及び担当係長が出席しました。

質疑の主なるものと、それに対する答弁について御報告いたします。

第3条（指定管理者による管理）でその他の団体を削除し、法人のみにした理由はとの質疑に対し、指定事業の生きがい活動支援通所事業は、虚弱や閉じこもり傾向にある高齢者を対象とする事業であり、より適切な支援と安全対策・危機管理が求められる事業である。村としては、指定管理者の要件を法人に限定することで、適切な運営の確保につながるものと考えているとの答弁。その他団体による指定管理でこれまで不都合があったのかとの質疑に対し、今までの指定管理者が社会福祉協議会でその他の団体ではなく法人である。その他団体というのが任意団体のことを指すので、責任を持って運営できる法人のみにしたとの答弁。公募において法人の応募がなかった場合どう対応するかとの質疑に対し、高齢者施設で看護師配置が必要なため法人を公募するが、もしなければ行政の直営になると考えるとの答弁。

生きがい活動支援事業を長年運営してきた中

で、新年度に向けて変えようという具体的な理由はあるかとの質疑に対し、同事業とデイサービスセンターしおさいの運営は平成18年から社会福祉協議会が指定管理を請け負っている。5年毎の指定管理期間であったのを令和3年時に契約を3年に区切った。それは3年前に社会福祉協議会から、障がい者施設あざみやデイサービスセンターしおさいが外部にあるため管理が十分に行き届かないといった課題が上がったため、3年をかけてどちらかの施設を民間に任せてはどうかと話し合いをしてきた。老人デイサービスセンターを選んだ理由は、看護師配置が必要な事業で嘱託員配置でやってきたが、休暇の際の代替看護師が確保できない、さらに今年度は嘱託の看護師も離職した。そこで看護師を配置できる法人に移管してはという意見がずっとあったため今回の変更に至っているとの答弁。そのことについて社会福祉協議会も理解の下でという解釈でよいかとの質疑に対し、社会福祉協議会も理解しているとの答弁。

第6条（事業の実施）で通所による各種サービス提供を人材や施設等活用に変更した理由はとの質疑に対し、高齢者の介護予防や福祉向上を目的に当該施設を有効に活用するため、当初の生きがい活動支援通所事業だけに限定せず、指定管理者による自主事業として様々な事業に対応できるようにしたとの答弁。

人材とは看護師のことで、施設等活用とはこのデイサービスセンター施設のみではなく法人の所有する施設も含むかとの質疑に対し、人材は看護師や指導員、法人所属の派遣される職員。施設はデイサービスセンターのみを活用予定との答弁。これまでの送迎サービスも変更があるのかとの質疑に対し、送迎付きのデイサービス事業は継続して行い、車両は村の所有なので建物とともに貸し出す予定との答弁。

第7条（職員配置）で看護師が1名から1名以上、生きがい活動指導員が2名から3名以上

に変更した理由はとの質疑に対し、現行条例では、指定事業である生きがい活動支援通所事業の利用者数に対して、適切な支援が行き届かない職員配置の設定となっているため、しっかりとした支援が継続されるよう適切な人員の配置としたとの答弁。生きがい活動指導員については行政と法人どちらが探すのかとの質疑に対し、指定管理者で確保することになっているとの答弁。1名以上、3名以上とあるが、サービス事業の人气が上がって受けたい人が増えた場合、人数の増員も考えられるかとの質疑に対し、利用定員が現在1日20名であるが、施設の面積基準ではまだ余力があり25名までは大丈夫と考え、介護事業の法律で利用定員に対する職員の数があり、それを参考に事業と照らし合わせて人員数を決めていくとの答弁。

第10条（利用時間）の変更理由はとの質疑に対し、現在、生きがい活動支援通所事業のみを想定した利用時間とされているが、指定管理者による自主事業によって当該施設の有効活用に資するために施設の利用時間を午前10時から午後4時までだったのを午前9時から午後5時までに拡大したとの答弁。利用者からもっと延ばしてほしいと要望があったかとの質疑に対し、1回の利用時間を延ばしてほしい意見はこれまでないが、週1回の利用がせめて2回といった利用日数の要望はあったとの答弁。朝は早くなり、午後は遅くなるが、送迎時間に支障はないかとの質疑に対し、送迎時間は慎重に検討していくが、開館時間の観点から、家族送迎の方は9時からマシン等が使えるなど、利用拡充に努めていくとの答弁。

第12条（利用料金）の変更理由はとの質疑に対し、現行条例は生きがい活動支援通所事業のみを想定した利用料金の条文が明記されているが、今後、指定管理者による自主事業の実施による料金徴収を想定しているとの答弁。料金は指定管理者が決めるのかとの質疑に対し、生き

がい通所事業に関しては村が利用料金を決めている。それ以外の事業、土日や夜間開放してマシンを利用してもらうといった場合は村と協議して指定管理者と決めていくとの答弁。今までの料金と新たな法人に変わった場合の料金はどうかとの質疑に対し、利用料金は200円と変わらないが、昼食代が現在600円であり、その変更が考えられるがこれから調整していくとの答弁。

以上で質疑を終結いたしまして、討論、採決の結果、本委員会は全会一致で原案を可決すべきものと決定いたしました。

○議長（比嘉義彦）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第15号 北中城村老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。議案第15号 北中城村老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4．議案第20号 北中城村老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について

○議長（比嘉義彦）

日程第4．議案第20号 北中城村老人デイサービスセンターの指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（比嘉義弘議員）

報告いたします。

議案第20号 北中城村老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について。

令和6年3月8日、本委員会に付託されました議案第20号 北中城村老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について、本委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会においては3月12日、18日、25日に開催し、全委員出席の下、審査を行いました。執行当局からは担当課長及び担当係長が出席しました。

質疑の主なるものと、それに対する答弁について御報告いたします。

指定管理者の公募の条件はどの質疑に対し、公募要件として、申請者の資格として法人であって、県内に本社又は事務所等を有し、類似事業の運営実績があること。安定かつ健全な経営能力を持つこと。運営に必要な資格、技能を有する者を配置し管理・運営ができること。その他、指名停止を受けている者や民事再生や会社更生手続している者等の欠格事項を定めたとの答弁。公募はいつ頃行い、何社応募があったかとの質疑に対し、令和5年12月22日から令和6年1月23日までの1か月間を公募期間とし、1社のみのお応募だったとの答弁。1社を選定するうえでしっかり審査しないといけないがどのよ

うに行ったかとの質疑に対し、北中城村指定管理者選定委員会設置要綱があり、構成メンバーも決まっています、その中で決定しているとの答弁。

指定管理料の2,270万円の根拠はどの質疑に対し、公募において過去の事業実績や利用者数の推移を参考に予定価格を設定している。指定管理候補者からも同額の予算と事業計画が示されているとの答弁。昨今は賃金上昇の動きがあり対応しないといけないと思うがどう考えているかとの質疑に対し、従事する方の給与体系に基づき、法人の給与体系を参考に昇給等を加味し令和7年度以降の指定管理料を協議していくとの答弁。

基本協定書の第6条（委託料）で年度協定書に定めるとあるが、金額の変動もあるかとの質疑に対し、同施設の指定管理料は、これまでも利用者数の推移や指定管理者からの事業計画に基づき、村が予算の範囲内で年度毎に指定管理料を設定している。次年度以降についても、同様な方法で指定管理料を設定していく予定との答弁。

サービス内容に変更はあるかとの質疑に対し、指定事業である生きがい活動支援通所事業については、大きな変更は予定していない。今後は指定管理者と定期的な協議を重ね、利用者数の推移や更なる事業の改善に向け適宜指定事業の見直しを検討する。また、指定管理者の自主事業については、当初の事業計画では具体的に示されていないが、まずは指定事業をスムーズに移行した後に、当該施設を活用した自主事業の実施を検討していくとの答弁。

現在の指定管理者との引継ぎはどのように行うかとの質疑に対し、密に協議していく予定である。またサービスを提供する現場の職員、社会福祉協議会に所属する4名の嘱託員については、全員新しい法人に身分を移すことに同意を得ている。現場の混乱はなく引継ぎはスムーズ

に行くと考えるとの答弁。

以上で質疑を終結いたしまして、討論、採決の結果、本委員会は全会一致で原案を可決すべきものと決定いたしました。

○議長（比嘉義彦）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第20号 北中城村老人デイサービスセンターの指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。議案第20号 北中城村老人デイサービスセンターの指定管理者の指定については委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5．議案第27号 令和6年度北中城村一般会計予算について

○議長（比嘉義彦）

日程第5．議案第27号 令和6年度北中城村一般会計予算についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

一般会計予算審査特別委員長。

○一般会計予算審査特別委員長（喜屋武 功議員）

皆さんおはようございます。

令和6年度一般会計予算について報告いたします。

議案第27号 令和6年度北中城村一般会計予算について。

令和6年3月8日、本委員会に付託されました議案第27号 令和6年度北中城村一般会計予算について、本委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会においては、3月11日、13日、14日、15日、18日、19日、26日に開催し、全委員出席の下、審査を行いました。執行当局から担当課長及び担当係長及び担当職員が出席しました。

質疑の主なものとそれに対する答弁について御報告いたします。

債務負担行為、新一般廃棄物処理施設整備事業の内容はとの質疑に対し、令和6年度に整備事業に係る業者を決定し、令和7年度から令和10年度までの4年間で設計、建設工事を実施するための債務負担行為になる。限度額は8億2,651万2,000円との答弁。これまでの流れを見ると当初の計画内容や運営方法も変わっており、建設費のほうもかなり膨れ上がっている。債務負担額も大きい中で、本来なら議会への説明を早い段階ですべきだがとの質疑に対し、今後はしっかりとした資料を揃えて議会には説明していくとの答弁。

債務負担行為、新一般廃棄物処理施設運営事業の内容はとの質疑に対し、令和10年度までの整備事業及び令和11年度から令和30年度までの20年間の運営事業を含めた業務を実施するための債務負担行為になる。限度額が31億5,004万円になるとの答弁。浦添市になった場合には、村内の収集運搬業者のランニングコストや業務量も相当なものになると言えると思うがとの質

疑に対し、それらも含めた説明は準備室において、分別収集の方法や運搬方法など運営に関わるものが決まってきます。今後動きも確認しながら業者の方々と情報交換を行うとの答弁。

債務負担行為、北中城村立学校通学バス購入事業の内容はとの質疑に対し、現在の中学校バスは平成15年に購入し、21年が経過することから故障修理も多くなっており、買換えを行うもので令和6年度に発注を行い、令和7年度納車の予定との答弁。財源はとの質疑に対し、島袋自治会が購入したバスを引き継いでおり、バスと共に積み立てていた島袋自治会の基金1,420万円ある。この基金を活用し残りは村の単費で購入予定との答弁。現在のバスの今後の使い道はとの質疑に対し、予備のバスとして利用との答弁。

歳入、1款1項1目1節、村民税個人現年課税分の所得割合が対前年度比1,945万円減額になっている理由はとの質疑に対し、主な要因としては定額減税制度により、住民税が減少したためとの答弁。定額減税は所得税にかかるとの認識だが、なぜ住民税が減少するのかとの質疑に対し、内容としては所得税から3万円、住民税から1万円になっているとの答弁。どのように予算をたてたかとの質疑に対し、新年度の予算を作成するには、通常は前年度実績の96%で立て、2,400万円増の試算であったが、今回は定額減税が入ってきているので、減税対象者の7,561名の定額減税分4,536万円を差し引いた数値で作成しているとの答弁。

19款1項1目1節、軍用地料（ライカムローワー地区）が対前年度比で15万5,000円減額の理由はとの質疑に対し、令和5年度実績値で予算計上している。上昇した場合は補正予算で対応するとの答弁。軍用地の用地買取りが出来なかった為の減かとの質疑に対し、令和5年度は軍用地全体の買取り目標値が1万1,000平方メートル、その中でできなかった面積が約203平

方メートルあった。そこの交渉が難航したので、新年度は実績値で計上し買取りが決まった時点で補正を組む予定との答弁。

20款1項2目3節、海外短期留学企業寄付金の内訳はとの質疑に対し、令和6年度より6市村海外短期留学実行委員会事務局が本村になることを受け、当委員会に向けた企業からの寄附金について、事務局を担う市村が受け、補助金として執行することとなるため新たに計上。沖縄電力より150万円の寄附を受けてのものになるとの答弁。6市村あるが事務局の業務は輪番制かとの質疑に対し、首長同士の話し合いで2年交代で南城市と北中城村になったとの答弁。事務局業務を6市村で公平負担すべきではないかとの質疑に対し、実行委員会に伝えていくとの答弁。事務局を担当することで北中城村は職員を増やすのかとの質疑に対し、事務局はドットソリューションに委託するとの答弁。

23款3項2目1節、二酸化炭素排出抑制対策事業補助金の詳細はとの質疑に対し、二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金は、浄化槽分野における脱炭素化の推進に向けて、エネルギー効率の低い既設の浄化槽について、先進的省エネ型浄化槽への交換を行うものに対する補助金で、環境省が執行団体として採択した事業者（一般社団法人全国浄化槽団体連合会）へ申請等行い民間から補助を受けるものになっているので雑入になっている。島袋小学校の浄化槽移設工事が対象事業となる。補助率は総事業費の2分の1となっているとの答弁。

歳出、2款1項12目18節、スクールゾーン委員会補助金がなくなった理由はとの質疑に対し、小学校の父母教師会事務員の方から事務負担が大きいとの意見があり、学校周辺交通安全対策消耗品費として実績に応じ支出できるような予算の組替えで計上しているとの答弁。スクールゾーン委員会補助金は北中城小学校のみに使っていた予算であったが、予算を組み替えたこと

で北中城中学校や島袋小学校から要請があれば対応するかとの質疑に対し、予算の範囲内で学校は限定する事なく支出は可能だと考えるとの答弁。

2款1項24目24節、公共施設整備基金積立金が対前年度比で5,000万円の増になっている理由はとの質疑に対し、沖縄県町村土地開発公社北中城支社が先行取得したアワセゴルフ場跡地健康・スポーツ交流施設用地の買戻しに充てるため、当該積立金を増やしているとの答弁。いつまでに買戻しするか今後の計画はとの質疑に対し、令和7年12月の借換時期を目標にしている。現在5億4,000万円かかる想定をしており、手元に3億6,000万円積み立てているので、残り1億8,000万円を入れて買戻しをしていきたいとの答弁。

2款2項2目12節、訴訟関連検討業務委託料の内容はとの質疑に対し、鑑定評価に関する鑑定士からの助言及び訴訟資料作成である。また、令和5年度から固定資産税に関する訴訟が始まり結審に至っていないので新年度の予算計上になっているとの答弁。鑑定評価は経済価値や需要などいろいろな関係性で影響されるが、それを不動産鑑定士が出した評価基準に基づいて算出したのが正常価格で、原告の相手方はそれに不服としているのかとの質疑に対し、こちらは、村が委託している鑑定士のみで鑑定しているのではなく、路線価や周辺施設、建物など環境を勘案して評価していくが、それだけでなく沖縄県に設置された土地評価調整協議会において周辺市町村との均衡化と適正化についても協議された上での土地評価になっている。相手方はその評価を不服としているとの答弁。いつ結審するのかとの質疑に対し、令和5年度で5回の裁判の審議が行われているが結審の見通しがつかない状況との答弁。村は裁判に対して、前準備など後手後手なのはとの質疑に対し、相手方は鑑定士が裁判で提出した資料の基となる資料

について指摘してくる。村としては早く結審したいが、訴状に対してこちらは質問状に1つずつ回答しないといけない立場にあるので時間もかかっている。最終的には裁判長の判断になるとの答弁。

3款1項1目18節、村社会福祉協議会補助金が対前年度比で264万4,000円増額になっている理由はとの質疑に対し、職員の定期昇給等による人件費162万3,000円、次いで権利擁護支援センター事業を委託事業から補助事業へ変更したことに伴う事業費94万円、マイクロバス修繕費の36万7,000円の計上が主な理由となっているとの答弁。権利擁護支援センター事業を委託事業から補助事業へ変更した理由はとの質疑に対し、国の成年後見制度利用促進の第二期計画の変更があり、市民後見推進事業が市町村単独での取組がなかなか進まないことで県が主導して進める方向性変わったので、社協への補助事業という本来の形に戻したとの答弁。委託から補助事業に変わることで、支援を受けている人たちに影響はないかとの質疑に対し、影響はないとの答弁。

3款1項1目18節、社会福祉センター運営補助金が対前年度比で435万4,000円増額の理由はとの質疑に対し、センター屋上屋根修繕工事に対する村補助金304万3,000円とセンター警備委託料、101万7,000円の増額の計上が主な理由となっている。センター屋上屋根修繕工事については、事業費2,016万9,000円に対して競輪・オートレースの補助事業4分の3、残りを村社協自己資金200万円と村補助金で賄うものとの答弁。警備委託料増の主な理由は人件費かとの質疑に対し、人件費の増になるとの答弁。村内施設への機械警備導入が広がっている。人件費高騰や人手不足の影響もある中で社協施設も機械警備の検討をすべきではとの質疑に対し、夜間警備が有人警備である必要があるかなど社協と相談していききたいとの答弁。

3款1項1目18節、災害ボランティアセンター運営等補助金、機能強化補助金の内容はとの質疑に対し、村社会福祉協議会に対して、災害ボランティアセンター運営等補助金としてポータブル電源購入費30万円、また、災害ボランティアセンター機能強化補助金として災害ボランティアセンター設置運営訓練に係るアドバイザー業務委託料50万円を補助する内容となっている。なお、災害ボランティアセンター機能強化補助金については、財源として2分の1国庫補助金を充当しているとの答弁。災害ボランティアセンターの設置運営に関して、社協との協定は結んでいるのかとの質疑に対し、協定については、社協からも要請はあるが、協定がないことで社協が動かないということではないので、ボランティアセンターの役割をきちんと確認した上でしっかり議論して進めていきたいとの答弁。アドバイザー業務委託料とはとの質疑に対し、ボランティアセンターを運営するに当たっての訓練になり、これまで作成したマニュアル等の見直しも進めていく。社協だけの訓練ではなく、各地域防災会、行政、地域住民の方々にも協力依頼を求めていくとの答弁。自治体とボランティアセンター、社協がしっかり結びつかないと支障が出る。自治体が関わりを持つという考えが必要だと質疑に対し、村と社協については、一緒になって地域福祉計画を策定し、社協の活動計画もセットになっている。また新たな視点での行政の関わり方を構築していければと思っているとの答弁。

3款1項3目7節、トーカチ、カジマヤー及び新百歳報償費が対前年度比で143万6,000円減額になっている理由はとの質疑に対し、慶祝事業として、トーカチ、カジマヤー及び新百歳を迎えられる高齢者の皆様へ、村長から贈呈する祝状（賞状）、フォトフレーム付き記念額及び記念品等の費用となっている。対前年度から減額となっている理由につきましては、今年度に

トーチ祝いを祝い額付き祝状（賞状）からアルバム式祝状へ変更したことによる減額が主な理由であるとの答弁。村長による慶祝訪問もないのかとの質疑に対し、トーチ祝いの部分での祝状（賞状）の変更と村長の慶祝訪問もなしになるとの答弁。これまでの労をねぎらう対応ではなく、簡素化された対応だと感じるとの質疑に対し、祝い額を作成する業者さんが対応できない背景もある。慶祝訪問については改めて村長の意向を聞いて検討したいとの答弁。

3款1項3目12節、美寿ネクストステージ委託料の内容はとの質疑に対し、女性長寿日本一を機に、これまで北中城村を健康長寿村として村内外へPRしてきた『美寿きたなかぐすく』だが、令和5年5月に日本一からランクを下げたことで、新たな事業展開を試行するための準備及び実施に係る委託料として133万3,000円を計上している。現行の事業の課題を検証し、新たな取組として元気な高齢者や団体等、男女を問わず健幸長寿の村をブランド化し観光資源として活躍してもらうための事業運営費及びプロモーション業務を委託するものであるとの答弁。『美寿きたなかぐすく』はとの質疑に対し、女性長寿日本一ということ、美寿きたなかぐすくへの取材等があったが、日本一の座を明け渡したことで、選ばれた皆さんの活躍の場が減る傾向にあった。この事業を検証している中で、この事業に対し一歩踏み込んで、美寿きたなかぐすくを残す形でさらに人材を増やしたほうがいいのか。もしくは一旦美寿きたなかぐすくをリセットして、男女問わず美寿とか美寿ターなど新たな取組を構築したほうがいいのか考えているとの答弁。いつ頃から動き出すかとの質疑に対し、事業者を選定した後に、個人の方なら65歳以上で30名程、団体なら5段階に分けて3年間かけて15団体の登録を目標にしていければと考えている。時期的には8月頃からスカウティングしていく事業計画を持っているとの答弁。

3款1項3目17節、機械器具備品（シルバー人材センター）の詳細はとの質疑に対し、特定防衛施設周辺整備調整交付金を活用して、村シルバー人材センターのさらなる効率的な運営を確保するために備品購入費として764万4,000円を計上している。具体的には除草作業等に活用するための2トンダンプ車1台の購入を予定しているとの答弁。リース等もある中で、なぜ購入に至ったかとの質疑に対し、これまで村所有2トンダンプの利用や民間からのリースだったが、受注件数と作業効率を上げるための購入であるとの答弁。一般家庭から出る草木の量や処分する場所も近くにある。狭い土地、細い道が多いことも考えると、2トンダンプ購入より軽トラックを複数持つ方がいいとの質疑に対し、シルバー人材センターからの要望でものになっているとの答弁。業務内容からして、シルバー人材センターを福祉課で見るべきなのかとの質疑に対し、他の市町村での担当は様々だが、高齢者福祉や高齢者社会参加を促すと言う意味で北中城村では福祉課の担当である。しかし、今後についてはどこの担当が相応しいかも検討していくとの答弁。

歳出、3款1項5目12節、認知症ケアパス業務委託料の内容はとの質疑に対し、認知症ケアパスについては、認知症の方の状態に応じて提供できる適切なサービス等の流れをまとめたものである。具体的には、認知症の初期から重度にわたる段階毎に活用できるサービス、医療や相談窓口の情報をまとめたものとなっている。当該委託料については、現在の本村認知症ケアパスが紙媒体によるパンフレット形式で作成されており情報更新が課題となっていたので、業務委託によりデジタルデータを作成にすることにより掲載する情報更新が容易になり、また村ホームページ等での活用等、広報の充実を図ることを目的に委託料32万5,000円を計上しているとの答弁。この事業に対して、公民館や公共

施設などでもポスターを貼るなり周知してはどうかとの質疑に対し、積極的に活用できるように検討するとの答弁。

3款1項8目12節、相談支援事業委託料は、令和6年度の体制はとの質疑に対し、障がい者の相談支援業務の委託料として900万3,000円、対前年度より123万4,000円増額し計上している。精神保健福祉士等の有資格相談員を外部事業者からの派遣日数を増やし、会計年度任用職員の相談員2人とともに、本村の課題である計画相談支援への支援拡充、サービス支給決定ガイドラインの作成、教育機関と福祉との連携促進に対して取り組んでいくとの答弁。令和4年度の決算委員会の中で、相談支援体制については必要な人材の配置に至っていないということであったが、新年度はどうかとの質疑に対し、まだ、有資格者の正規職員配置は厳しいということもあり、外部から派遣日数を増やすことで対応していくとの答弁。支援の拡充とあるが、現状相談員の業務負担がかなりあると聞いているとの質疑に対し、村の相談支援業務では相談件数が多いというのはないとの答弁。

3款1項8目19節、加齢性難聴者等補聴器購入費助成事業の詳細はとの質疑に対し、当該扶助費につきましては、聴力の低下により補聴器の使用が必要となった方に対して、購入費の一部を助成する事業として62万5,000円を計上している。従来は障害者総合支援法に基づき、聴覚障がいによる身体障害者手帳の交付を受けられた方のみ補装具として補聴器の交付が行われていたが、高度・重症化に至る前に補聴器購入費として2万5,000円を上限に助成することにより、生活支援や社会参加の促進を図ることを目的として実施するものである。昨年11月1日より事業を開始しており、現在までに5件の申請があったとの答弁。購入補助金人数枠の増や購入補助金増を検討できるかとの質疑に対し、今後精査し必要であれば検討していくとの答弁。

3款2項1目12節、支援対象児童等見守り強化事業委託料の内容はとの質疑に対し、当該委託料につきましては、支援員の配置や食事の提供などの事業費として1,260万8,000円を計上している。具体的には村の要保護児童対策地域協議会の支援対象児等を訪問し、状況の把握と学習・生活指導、食事の提供等を行うこととし、ソーシャルワーク専門員を2名以上配置し、公募により事業委託を行うものである。財源については、児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金として3分の2を充当するものであるとの答弁。支援対象人数はどれくらいかとの質疑に対し、要保護児童対策地域協議会が示す数によると、支援対象者は35世帯91名だが、そこに至る前の家庭や児童もいるので実際はもっと増えるとみているとの答弁。拠点型子供の居場所の運営支援事業委託料と一緒にだが、今回の委託事業の公募の公表から契約までの日数がかなりタイトである。なぜかとの質疑に対し、4月1日スタートに向けて事前の準備に時間がかかり過ぎた結果日数がタイトになった。公募方式としてはプロポーザル方式の実施を公表しているとの答弁。プロポーザル方式は通常プレゼンテーションをするが、なぜ書類選考だけになっているのかとの質疑に対し、事業を実施するに当たり事業者からヒアリングをした。そこで公募期間となっているとの答弁。

3款2項1目12節、拠点型子供の居場所の運営支援事業委託料の内容はとの質疑に対し、当該委託料につきましては、沖縄こどもの貧困緊急対策事業費による拠点型のこどもの居場所運営に係る委託料として1,107万2,000円を計上している。具体的には貧困をはじめとした諸課題を抱えるこども及び家庭を対象に、拠点型の居場所を設置し包括的な支援を行うもので、拠点型居場所に常勤のソーシャルワーカー等を1名配置し、生活指導、食事の提供や送迎支援等の業務を公募により事業委託を行うものである。

財源については、沖縄こどもの貧困緊急対策事業国庫補助金として事業費の10分の8を充当するものであるとの答弁。この事業に該当する子ども達の基準はとの質疑に対し、所得を確認したりするものではなく、生活状況を見て然るべきサービスにつなげていこうと考えているとの答弁。

3款2項2目18節、認可保育所保育提供体制強化事業補助金の詳細はとの質疑に対し、当該補助金については、保育施設等における待機児童の発生を 방지、認可保育所の保育の質の向上並びに保育士の処遇の安定・離職防止を図ることを目的として528万5,000円を計上している。具体的な事業及び内容につきましては、①保育士特別配置等支援事業254万円。年度途中のゼロから2歳児の受け入れを促進するための加配保育士の雇用に係る経費を補助。②障害児保育支援員配置支援事業276万4,800円。保育が必要な児童の受け入れ促進や障がい児保育の質の向上を図る目的で、障害児保育支援員（障がい児を担当する保育士等の補助を行う者）の雇用に係る経費を補助するものとなる。財源については、認可保育所保育提供体制強化事業費補助金として10分の9を充当するものであるとの答弁。認可保育所全て対象かとの質疑に対し、全て対象との答弁。

4款1項3目12節、スポットビジョンスクリーナーの保守点検業務委託料の内容はとの質疑に対し、令和5年度に備品購入したスポットビジョンスクリーナー（視力検査機器3歳児健診で使用）のメーカー保障終了後の修理保証、代替機の貸出しになるとの答弁。購入して1年もたっていないのに修理をする想定なのか。修理の代替なのか。補正でも対応できないのかとの質疑に対し、1年目はメーカー保証だが、その後は補償がないので2年目からは保守料を組んで修繕に出して代替機の貸出しで得るような形になるとの答弁。リースはできなかったのかと

の質疑に対し、リースはできない契約内容になるとの答弁。保守点検委託料に当たるのかとの質疑に対し、財政と相談して理解を得ているとの答弁。契約期間はとの質疑に対し、2年の長期継続契約にしているとの答弁。

4款1項3目12節、健診委託料（生後1か月児健診・5歳児健診）の内容はとの質疑に対し、1か月児の実施方法としては、原則として個別健診（病院）で健診内容は身体発育状況、栄養状態、身体の異常の早期発見、子供の健康状態や育児の相談等を実施する。5歳児健診の実施方法として原則として集団健診。健診内容は、発達障害など心身の異常の早期発見（精神発達の状況、言語発達の遅れ等）、育児上問題となる事項、必要に応じて専門の相談等を実施するとの答弁。該当する児童は何名かと5歳児健診の回数はとの質疑に対し、1か月児165名。5歳児200名で健診は年に4回から5回になるとの答弁。5歳児健診に来ない家庭への対応はとの質疑に対し、リストを作り声掛けしていくとの答弁。発達障害の早期発見について、専門性を持った職員がいて専門相談という形で専門機関につないでいくのかとの質疑に対し、実際のところ、はっきりした実施方法は決めてないので、これから県のほうから指導も仰ぎながら進めていくとの答弁。相談員はどうなっているかとの質疑に対し、課に助産師を1名配置しており、相談業務、関係部署との対応をしているとの答弁。

4款1項6目12節、北中城村地球温暖化対策実行計画策定業務（事務事業編）委託料の内容はとの質疑に対し、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、今後5年間の実行計画を策定するものであり、主に役場庁舎や公共施設における省エネ・省資源化等に関わる取組を推進し、温室効果ガス排出量を削減、抑制することを目的としコンサルに委託する業務で委託料は212万3,000円になるとの答弁。実行計画に基づ

いた目標はとの質疑に対し、温室効果ガス排出の削減目標として、5年間で6%減らしていこうと考えているとの答弁。

5款1項3目12節、農を活かした健康福祉の里づくりに向けた推進事業の進捗はとの質疑に対し、令和5年度までの進捗は、第一段階整備の事業着手及び第二、第三段階整備の事業実施計画の具体化に向けた関係者調整会議を開き業務支援してきた。第一段階は整備工事に着手し、令和7年4月に供用開始を予定している。また、第二、第三段階は文化財の試掘調査に向けて調整している。令和6年度においても引き続き事業者支援、エリアマネジメント調整会議を実施していくとの答弁。令和6年度の事業者支援、エリアマネジメント調整会議とはとの質疑に対し、北中城村や第一段階、第二段階の事業主体であるEM研究機構、第三段階の事業主体である医療法人アガペ会の事業者支援だけでなく、荻道、大城自治会含め地域全体でこの事業を共有し取組んでいくための調整会議になるとの答弁。当該エリアで文化財が出る可能性はあるかとの質疑に対し、文化財調査については、開発エリアの近くで過去に遺跡があったとの情報があるので調査をするとの答弁。

5款1項3目12節、農地利用地域計画策定支援委託料の内容はとの質疑に対し、村内の農業振興地域（農振農用地）において、おおむね10年先の担い手への農地の集積目標を定めるものとなっている。委託内容としては計画の策定に関わる補助業務、コンサルティング業務になるとの答弁。この事業は令和5年4月の法改正により2年間で農地利用地域計画を策定しなければならないが、その見通しはとの質疑に対し、令和6年度末までには策定していくとの答弁。農業振興地域内の耕作放棄地はどの程度あるかとの質疑に対し、程度にもよるが約5割から6割程度あるとの答弁。担い手不足解消策など農地の利用を促進する策はあるかとの質疑に対し、

近年若い方々から農業をしたいという問合せもあり、農業を始めるに当たりしっかりと計画が立てられるかを審査し、できる方々には実質的な支援をしていこうと考えている。担い手農業者は40名おり外国出身の方もいる。また、農地利用を進めるに当たっては地権者と意見交換が大事になるとの答弁。

5款1項3目12、村産品推進事業委託料の内容はとの質疑に対し、現在のアンテナショップしおさい市場について、販売関係も含めアンテナショップとして求められていた機能をしおさい市場に全て担わせるのは厳しいという北中城村アンテナショップ事業推進委員会からの答申があり、一旦運営を止めた上で庁内の関係課と協議し、今後の施設運営を効果的にするための方法や事業の分散化、方向性など、どのような形で委託していくかを決めていくとの答弁。以前は1,000万円の委託料であったが600万円になった理由はとの質疑に対し、委託料600万円というのは、最低限村内野菜の販売ルートを確保するために必要な人件費になるとの答弁。アンテナショップ再開の目途はとの質疑に対し、村産品野菜の出荷量が増えてくるのが9月から10月ぐらいなので、6月までにはしっかりと事業方針を固め、どう事業を実行できるか決めていく中で9月、10月あたりの再開を目指すとの答弁。4月から8月までの村産野菜の扱いはどうするのかとの質疑に対し、しおさい市場に野菜を卸している方々からアンケートを取り、しおさい市場がなくても販路を持っているので心配はないとの回答を得たので今回の判断となったとの答弁。

6款1項3目12節、iJAMP（行政専門ニュースサイト）使用料の詳細内容はとの質疑に対し、年間のライセンス料2件分及びLGWAN接続料であり、全国の地方自治体の情報収集できる行政情報サービスとなっているとの答弁。この情報サービスの内容と活用方法はとの質疑

に対し、このシステムに関しては、沖縄県と同じもの使っており、全国のリアルタイムの情報から過去の情報も見ることができる。それだけでなく大都市の情報、先進地事例、北中城村の類似団体等の事業、取組などもしっかり調べることができる。現在は企画振興課企画係の係長と職員がライセンスを持っており、各課からの問合せに対しての情報源になっているとの答弁。

6款1項3目18節、北中城村観光協会補助金が対前年度比で100万円増額になっている理由はとの質疑に対し、直近の決算により運営費支出額が増になったことにより、観光協会からの補助金増額要求があり、予算査定を行った結果の増額分であるとの答弁。運営支出増はイベントにかかった予算と収入のバランスから増になったのかとの質疑に対し、村が出している運営費1,400万円はイベントにかかるものではなくて、本来事務所が出さないといけない家賃、給与、弁護士・税理士費用などの事業費や管理費などを試算している。しかし、実際にかかった経費が200万円の増もあり、要求額が1,600万円になるが、お互いの今後の自主努力もしながらの100万円増の査定になっているとの答弁。新年度から観光協会会長はじめ職員が変わると言う話があるがとの質疑に対し、3月いっぱい職員はじめ、会長、事務局長、次長なども辞めるので、当分の間、村長に会長代行をと考えており、一度は役場が観光協会を引き取り整理して再度民間に預けようと考えているとの答弁。

7款2項1目10節、道路維持費の道路修繕費が計上されていない理由はとの質疑に対し、例年同様に計上予定であったところ計上が漏れた。なお、財政部局と調整の上、次回定例議会での補正予算に諮りたいと考えているとの答弁。

7款2項2目12、14節、北中城小学校地区交通安全施設設計業務、北中城小学校地区交通安全対策工事の内容はとの質疑に対し、琉球銀行前から北中城小学校の間で歩道側に現在設置さ

れている横断防止柵を車両用の防護柵に取換え機能強化を図るとともに、喜舎場公民館前と幼稚園付近の2か所で設置している仮設ハンブを本設への取換え等、交通安全施設の整備のため令和6年度内で設計業務及び対策工事を行うものとの答弁。喜舎場公民館前と幼稚園前に仮設ハンブが設置されているが、設置基準があるのか。また、バイクの場合、夜の見えづらさから事故を起こすおそれがあると思うがどうかとの質疑に対し、生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的とするゾーン30区域を設けた上での取組になる。また、基本的に速度制限がある中で、スピードを出し過ぎてハンブを横断しての事故は自己責任だが、警察との対応になるので状況に応じて検討していくとの答弁。事故が多い場所や防護柵の破損箇所も多くあるが、原因として道路の形状に問題があるのかなど警察署とやり取りし原因究明を図る必要があると思うがとの質疑に対し、なぜそのような状況になるのかという認識は持っているが、これまで具体的に調査にまで至っていなかったが、今後は警察の方とも相談していきたいとの答弁。

7款2項2目16節、用地購入費（中城公園アクセス線、中城アクセス線・単独）の内容はとの質疑に対し、中城公園アクセス線の道路用地として地権者1名1筆の用地買収を予定している。また、中城アクセス線・単独は、中城公園アクセス線と同じ路線ではあるが、既設道路の潰れ地となっている地権者1名2筆の用地買収を行うとの答弁。これまでなかなか進まず補正減もあったがとの質疑に対し、今回はこれまで難航していた場所ではなく、別の地権者との交渉場所になるとの答弁。用地取得が今後も難航するようなことになれば補助金関係に影響はないかとの質疑に対し、用地買収に反対されるのであれば、法的措置として収用という手続も考えられるとの答弁。

7款3項1目12節、北中城村立地適正化計画策定業務委託料の詳細はとの質疑に対し、中城村との共同まちづくりに関連し、都市再生特別措置法に基づき人口減少及び少子高齢化への対応として、居住機能や都市機能の誘導と公共交通の充実等を図り、コンパクトシティーの形成による生活利便性の向上などを推進するための計画となるもので、令和5年度に業務委託契約し令和6年度中に案として策定する予定になるとの答弁。土地利用を見直していくに当たって地元の意見をどう参考にしていくかとの質疑に対し、地域の自治会を含めて地域の方々と意見交換していきたいとの答弁。当初のこの事業の説明では市街区区域を増やすのに村側の消極性を感じたがとの質疑に対し、急激な発展と言うのはインフラの対応など問題が出てくる。また乱開発は抑制するよう進めていきたい。また、どの部分をどのように開発していくというのは未定だが、現況の中で建物の高さ制限などの変更・緩和等も考えて進めていくとの答弁。

7款3項2目12節、無電柱化支援業務委託料の内容はとの質疑に対し、ライカム地区の無電柱化を推進するため、各電線事業者との円滑な調整を図るものとの答弁。景観や台風対策等にもつながるものだが、どれくらいの期間を想定しているか。まだまだ開発されていない所もあるので早めの取組が必要と考えるとの質疑に対し、個々の建物への電気の引込みなど状況調査しないといけないとの答弁。

7款3項3目12、14節、若松公園テニスコート資材単価特別調査業務委託料、改修工事（特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金）の内容はとの質疑に対し、著しく劣化しているテニスコートの舗装面と囲障フェンスの改修工事を特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金を活用して行うこととしており、資材単価特別調査業務は、標準単価（公表単価）がなく、かつ工事で使用する価格が高額となるものについて、

特別調査を行うものですとの答弁。現テニスコートは傾斜しているとのことだが把握しているかとの質疑に対し、把握していないので対応していきたいとの答弁。テニスコートに関してナイター設置などいろんな声がある。利用者の声を聞いたほうがいいのではとの質疑に対し、ナイターは設置していくとの答弁。

9款1項2目12節、村立学校ICT支援員配置業務委託料の内容はとの質疑に対し、村立学校ICT支援員配置業務委託料は、GIGAスクール構想で整備した1人1台端末の利活用を推進するため、また、これまでのコンピューター指導員の業務を強化するための委託で内容は、ICT支援員の配置及び学校サービスデスク業務になるとの答弁。配置人数はとの質疑に対し、1名で各学校を週4ペースで巡回するとの答弁。教育現場の負担軽減につながるのかとの質疑に対し、ICT支援配置業務を入れることで、事業支援を含め、電話、メール、リモートなど様々なサポートをするので教職員の負担軽減につながるとの答弁。

9款1項2目18節、検定受験料補助金の内容はとの質疑に対し、検定受験料補助金は、村立小中学校の児童生徒に対し、英検・英検Jr・漢字能力検定・数学技能検定の受験料を3分の1以内の額を補助するものです。令和6年度からは補助の回数制限は設けませんとの答弁。今後検定の幅も広げるかとの質疑に対し、内申書に入れ込めるような検定で考えているとの答弁。検定受験者が増えればどうするかとの質疑に対し、受験者が多ければ補正も考えるとの答弁。

9款2項1目1節、会計年度任用職員（スクールサポートスタッフ）の配置状況はとの質疑に対し、現時点での会計年度任用職員（スクールサポートスタッフ）の配置状況は、北中城中学校と島袋小学校は決定しているが、北中城小学校には配置できていないとの答弁。村広報での案内含め人材募集を父母の方にも案内をかけ

る必要があると思うがとの質疑に対し、父母にも案内をしていくとの答弁。募集をかけた時に北中城小学校への希望がなかったのか。学校の規模からして北中城小学校のほうが多忙だと思うが」との質疑に対し、決まった方の希望で島袋小学校になった。今後ローテーションも考えるとの答弁。シルバー人材センターの活用はどうかとの質疑に対し、年齢の上限があるとの答弁。

9款2項1目12節、スクールバス運行委託料の内容はとの質疑に対し、令和5年度と同様で、小学校スクールバス3台分の運行前後の車両点検・小学校登下校運行（3回）・幼稚園登下校運行（2回）に係る経費になるとの答弁。運行内容について保護者からの意見は聞いたのか。また変更等はないかとの質疑に対し、変更内容についてはアンケートを取っての判断になりましたが、ルート3コースについては若干の変更がある。対象児童も1年から4年までに増やしている。今後も増やせられればと思っているとの答弁。

9款3項1目1節、委員報酬（部活動指導員）の内容はとの質疑に対し、委員報酬（部活動指導員）は、中学校の部活動において、教員に代わり指導、管理、引率等を行う者として配置する者の報酬になるとの答弁。何かあったときの責任の所在はとの質疑に対し、教育委員会になるとの答弁。報酬と1日の実働時間はとの質疑に対し、時給1,600円の1日2時間、月の週4日、年の40週になる。これ以上かかるようであれば補正で対応になるとの答弁。

9款3項2目18節、生徒の県外派遣に関する補助金が対前年度比で164万円減額になっている理由はとの質疑に対し、令和5年度の実績を鑑みて計上しているとの答弁。前年度以上の実績が出たらとの質疑に対し、補正や流用で対応していくとの答弁。

9款5項1目12節、海外短期留学先視察委託

料の内容はとの質疑に対し、航空チケット手配、宿泊先の確保、米国内での移動補助、視察先における翻訳、通訳となっている。委託費は人数によって変わるが、143万円になるとの答弁。昨年4市村の教育長中心に視察に行っているが、今回村長が行く理由はとの質疑に対し、北中城村で教育長や村長が変わってから視察に行っていなかったので行くことになるとの答弁。委託費は4市村同程度か。また今回視察する提案はどこからかとの質疑に対し、委託費は同程度の額です。経緯としては琉米歴史研究会からの提案との答弁。

9款5項1目12節、中学生英語学習講座委託料の内容はとの質疑に対し、令和6年度からの語学学習事業については、中学生への英語講座を行い、資格取得と異文化の理解を目標とした事業予定。委託企業に関しては、事業者提案により公募を行う。想定する内容としては、英検4級から3級の取得を機に次を目指して、英語がコミュニケーションとして活かせるか実体験をする取り組みの実施になるとの答弁。DOT Eプログラムは小学生も対象になっていたが中学生英語学習講座に変わった理由はとの質疑に対し、これまでは英語に慣れ親しむためのオンラインプログラムだったが、英語をキャリアにするという目標設定にして進学を意識したものになっているとの答弁。

9款5項1目12節、多目的交流施設アドバイザー委託料の内容はとの質疑に対し、令和5年度に実施した多目的交流施設導入機能調査の事業の成果を受け、当該事業予定地における事業実施に際し、民間事業者から設計支援、詳細計画策定支援、企業ヒアリング支援などを受ける事業。当該事業用地では、特殊な土地形状への対策、また、村民体育館や民間スポーツクラブとの連携など、本村の村づくりの一環としてスポーツ交流エリアを意識した計画とする必要があることから、実施に向けた具体的計画の策

定と事業方法・事業者選定準備を実施との答弁。この施設はスポーツ交流施設と防災機能を備えたものになるのかとの質疑に対し、多目的交流施設は元々の計画であったアリーナ事業を引き継ぐものになっており、スポーツ交流エリアと防災拠点というコンセプトになっているとの答弁。今後の見通しはとの質疑に対し、課題等もあるのですが着手は厳しいが、スケジュール感として、実施設計等していても最速でも令和11年の完成だとみている。また、工期の短縮やコスト削減、民間のノウハウが反映されたDBO方式を検討しているとの答弁。

9款5項3目13節、出土遺物収蔵庫賃借料の内容はとの質疑に対し、基地内文化財調査により出土した遺物（主に厨子甕）を収納するための倉庫4棟分、レンタル料として計上との答弁。遺物の個数はどれくらいになるか。今後増える可能性もあるのかとの質疑に対し、現時点で30個。今後増える可能性はあるとの答弁。厨子甕の今後の取扱いはとの質疑に対し、永年の保管義務がある。その点で他の市町村も同じく悩みどころがあるとの答弁。倉庫のレンタル期間が過ぎての保管場所等はどうなるかとの質疑に対し、今後防衛省との協議になるとの答弁。

以上で質疑を終結いたしましたして、討論、採決の結果、本委員会は全会一致で附帯意見を付して原案を可決すべきものと決定いたしました。

附帯意見、今回の1市2村で進めている新一般廃棄物処理施設の整備・運営に係る事業について、議会に対し当該事業の経過及び内容の説明が不十分であり、積極的な議会への説明と情報提供に努めるべきであった。今後は議会に対し事業の十分な説明と進捗状況についても適宜報告することを求める。

○議長（比嘉義彦）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第27号 令和6年度北中城村一般会計予算についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は附帯意見を付して原案のとおり可決です。

休憩します。

午前11時55分 休憩

午前11時56分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

議案第27号 令和6年度北中城村一般会計予算については委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（比嘉義彦）

起立全員です。議案第27号 令和6年度北中城村一般会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6．議案第28号 令和6年度北中城村国民健康保険特別会計予算について

○議長（比嘉義彦）

日程第6．議案第28号 令和6年度北中城村国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（比嘉義弘議員）

議案第28号 令和6年度北中城村国民健康保険特別会計予算について。

令和6年3月8日、本委員会に付託されました議案第28号 令和6年度北中城村国民健康保険特別会計予算について、本委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会においては3月12日、18日、25日に全委員出席の下、審査を行いました。執行当局から担当課長及び係長が出席しました。

質疑の主なるものと、それに対する答弁について御報告いたします。

歳入、1款1項1目、一般被保険者国民健康保険税が対前年度比で2,786万6,000円の減額になっている理由はとの質疑に対し、主な理由として被保険者数の減少が考えられるとの答弁。社会保険や後期高齢者医療保険への移行が多かったことによるものかとの質疑に対し、高所得の方が移行した等、いろんな要因があり個別の判断は難しいが、おおよその要因は他保険への移行によるものと思われるとの答弁。大幅減額により運営に支障はないかとの質疑に対し、従来から赤字運営の中での税収の大幅減であるが、被保険者数が減ることによる医療費の減額もあり運営状況は例年どおりと考えるとの答弁。

1款1項1目、国民健康保険加入者数、世帯数の推移はとの質疑に対し、令和3年度末加入者数5,140名、2,938世帯、令和4年度末加入者数4,958名、2,873世帯、令和5年度は2月末現在で加入者数4,849名、世帯数2,835世帯との答弁。加入者が減少し、人口減少も進んでいく中で国保の運営をどう考えていくのかとの質疑に対し、北中城村は平成19年度から保険税率が変わっておらず、今後は段階的に上げていかないとはいけないと考えているとの答弁。今後の計画はあるのかとの質疑に対し、赤字解消、県による保険税の統一に向けた計画で、令和6年度で周知を図って令和7年度から2年毎に令和12年

度まで保険税の段階的な引き上げを考えているとの答弁。

歳出、1款1項1目12節、国保システム改修（被保険者証廃止に伴う資格確認書交付対応）の内容はとの質疑に対し、令和6年12月にマイナンバーカードと健康保険証が一体化され、被保険者証の新規発行は廃止され、資格確認書の発行に移行するためのシステム改修との答弁。資格確認書交付について国からの通達があったのかとの質疑に対し、令和6年1月9日付で、沖縄県保健医療部長から国からの通知が届いているとの答弁。住民から不安の声や医療機関から問合せ等が届いているかとの質疑に対し、今のところ問合せ等はないとの答弁。

2款2項2、4目、退職被保険者等高額療養費、退職被保険者高額介護療養費が廃目となっている理由はとの質疑に対し、退職者制度が廃止されたためとの答弁。退職者制度はかなり前に廃止されているが、今まで費目存置で残っていた理由はとの質疑に対し、医療費の返還等がある場合、年を遡って還付対象となり、費目存置で対応をしていたが法律改正により、令和6年4月から還付制度の廃止となったため廃目としたとの答弁。

6款1項1目12節、特定健診未受診者対策（調整交付金）の詳細内容はとの質疑に対し、ナッジ理論（強制せず無意識に行動させる）を用いた特定健診受診勧奨及びデータ分析業務を行い、7月に2,500通、11月に2,000通の受診勧奨はがきの通知を予定している。はがきの内容として、受診勧奨対象者の性格を7パターンに分類しさらに年齢毎に動く手紙（QRコードを使用して動画で受診勧奨）を添付し通知。又、データ分析として、過去3年の特定健診対象歴を分析し、特定健診、生活習慣病の通院歴有無等の結果から新規受診者を掘り起こし、リピート率等の分析をすることで健診受診を定着させ連続受診者を増やすことを目的としているとの

答弁。

以上で質疑を終結いたしまして、討論、採決の結果、本委員会は全会一致で原案を可決すべきものと決定いたしました。

○議長（比嘉義彦）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第28号 令和6年度北中城村国民健康保険特別会計予算についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決です。

議案第28号 令和6年度北中城村国民健康保険特別会計予算については委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（比嘉義彦）

起立全員です。議案第28号 令和6年度北中城村国民健康保険特別会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7. 議案第29号 令和6年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（比嘉義彦）

日程第7. 議案第29号 令和6年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算についてを議題と

します。

本案について委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（比嘉義弘議員）

議案第29号 令和6年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算について。

令和6年3月8日、本委員会に付託されました議案第29号 令和6年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算について、本委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会においては3月12日、18日、25日に全委員出席の下、審査を行いました。執行当局から担当課長及び係長が出席しました。

質疑の主なるものと、それに対する答弁について御報告いたします。

歳入、1款1項、後期高齢者医療保険料が対前年度比で5,291万1,000円増額になっている理由はとの質疑に対し、後期高齢者医療広域連合の試算により計上しているが、被保険者数の増加が考えられる。被保険者数の推移として、令和3年度末1,905名、令和4年度末2,003名、令和5年度1月末2,062名、令和6年度は推計値として2,174名となっているとの答弁。

以上で質疑を終結いたしまして、討論、採決の結果、本委員会は全会一致で原案を可決すべきものと決定いたしました。

○議長（比嘉義彦）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

ます。

これから議案第29号 令和6年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決です。

議案第29号 令和6年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（比嘉義彦）

起立全員です。議案第29号 令和6年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8．議案第30号 令和6年度北中城村水道事業会計予算について

○議長（比嘉義彦）

日程第8．議案第30号 令和6年度北中城村水道事業会計予算についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

建設文教常任委員長。

○建設文教常任委員長（大城律也議員）

議案第30号 令和6年度北中城村水道事業会計予算について。

令和6年3月8日、本委員会に付託されました議案第30号 令和6年度北中城村水道事業会計予算について、本委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会においては3月12日、18日、25日、26日に開催し全委員出席の下、審査を行いました。執行当局から担当課長及び係長が出席しました。

質疑の主なるものと、それに対する答弁について御報告いたします。

令和6年度北中城村水道事業予定貸借対照表中、2．流動資産、（1）現金預金の内訳はとの質疑に対し、現金預金14億6,063万418円のうち定期預金として銀行等6行へそれぞれ1,000万円で合計6,000万円と現金14億63万418円となっているとの答弁。保有する資産を投資等、資産運用の検討をしたかとの質疑に対し、今後、健全運営な金融機関と安全な金融商品について検討したいとの答弁。

収入、1款1項1目1節、年間給水量は下がっているのに水道料金が対前年度比290万円増額となっている理由はとの質疑に対し、令和6年度予算では全体的な水量は減少見込みであるが、水道料金の用途別による給水単価の高い営業用水量が増加見込みであるため、増額となっているとの答弁。県の水道料金の見直し報道について本村の対応はとの質疑に対し、令和6年度に経営戦略の見直しを検討している。県の供給単価の変動は本村の購入単価に影響するため必要な対応を検討するとの答弁。

支出、1款1項2目4節、水質検査業務が対前年度比79万4,000円減額の理由、またPFAS関連の検査も含まれているのかとの質疑に対し、令和5年度当初、PFAS関連検査（PFOS・PFOA・PFHxS）を年6回として計上していたが、近隣の北谷浄水場受水事業体等の検査状況を参考に年2回としたことによるものであるとの答弁。6回から2回に減った理由は汚染水の危険性が低減されたのか、フィルター交換によるものなのかとの質疑に対し、検査の頻度については特に規定はない。北谷浄水場での高機能活性炭処理により低減が図られている。北谷浄水場では週1回程度で検査を実施している。本村では夏場と冬場で確認しているとの答弁。

1款1項2目9節、動力費、ポンプ場等電力料金が対前年度比747万1,000円減額の理由はとの質疑に対し、令和5年度当初予算において、

令和4年度実績を基に電気料金高騰を勘案し割増し計上していた。その後、国・県補助による電気料金負担軽減策があったことも考慮し減額としてあるとの答弁。令和6年度は電気料金の増額の可能性はとの質疑に対し、現在のところは5月までは電気料金負担軽減策が適用されるが、その後については確認できていないとの答弁。

1款1項4目1節、仲順・島袋地内配水管測量設計業務の内容はとの質疑に対し、仲順・島袋地内配水管改良工事を行うためのもので当該箇所の配水管は、材質が鋼管で耐用年数が40年を超え腐食による錆出水が確認されたことから、管の布設替えを行うための設計業務であるとの答弁。この工事は、令和6年度で設計して、工事は令和7年度の計画かとの質疑に対し、令和6年度上半期の8月から9月までに設計を予定している。工事は年度内に完了予定であるとの答弁。施工距離はとの質疑に対し、仲順地内で約150メートル、島袋地内で約80メートル予定しているとの答弁。この工事に伴って断水することもあるかとの質疑に対し、この工事に伴う断水は発生しないとの答弁。

1款1項4目1節、屋宜原・瑞慶覧地区減圧弁設置検討業務の内容はとの質疑に対し、屋宜原・瑞慶覧地区については、県の山里配水池からの直結配水のため山里配水池の水位による水圧が不安定なため、配水圧安定化に向けての検討業務であるとの答弁。屋宜原地区の水圧は強い状態であるが、その調整はとの質疑に対し、屋宜原地区の水圧は7から8メガパスカルの強い状態である。家庭内の水道器具に損傷を与えるおそれがあるため家庭内の水道水圧を減圧する必要があるとの答弁。減圧工事の予定はとの質疑に対し、令和6年度に調査して、減圧箇所を決定して、令和7年度に工事を予定しているとの答弁。

以上で質疑を終結しまして、討論、採決の結

果、本委員会は全会一致で原案を可決すべきものと決定いたしました。

○議長（比嘉義彦）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第30号 令和6年度北中城村水道事業会計予算についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決です。

議案第30号 令和6年度北中城村水道事業会計予算については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（比嘉義彦）

起立全員です。議案第30号 令和6年度北中城村水道事業会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

休憩します。

午後 0時16分 休憩

午後 0時21分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

日程第9．議案第31号 令和6年度北中城村下水道事業会計予算について

○議長（比嘉義彦）

日程第9．議案第31号 令和6年度北中城村下水道事業会計予算についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

建設文教常任委員長。

○建設文教常任委員長（大城律也議員）

議案第31号 令和6年度北中城村下水道事業会計予算について。

令和6年3月8日、本委員会に付託されました議案第31号 令和6年度北中城村下水道事業会計予算について、本委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会においては3月12日、18日、25日、26日に開催し全委員出席の下、審査を行いました。執行当局から担当課長及び係長が出席しました。

質疑の主なものと、それに対する答弁について御報告いたします。

支出、1款1項2目5節、浄化槽設置事業補助金270万円の内容はとの質疑に対し、地方創生汚水処理施設整備推進交付金に関するもので、公共下水道整備と併せて浄化槽設置をすることが交付条件となっている、村全区域でおおむね5年以内で整備が見込めない地域及び地形上、下水道整備が困難な地域などを対象に単独浄化槽から合併浄化槽への布設替えなどに要する費用の3分の1について補助するものである。令和6年度は、8件の浄化槽設置を見込んでいるとの答弁。令和6年度からの補助金制度であるのかとの質疑に対し、令和5年度から補助金制度はあったが、特に予算計上はしてなくて、節内で対応したとの答弁。令和7年度以降も補助金制度の活用はあるのかとの質疑に対し、この補助金制度は令和9年度まで予定しているとの答弁。この補助金制度は村内全域が該当するのかとの質疑に対し、村内全域が該当するとの答弁。設置費用の3分の1補助金は上限があるのかとの質疑に対し、上限については、5人浄化槽設置で32万6,000円、6から7人浄化槽設置

で41万4,000円、8から10人浄化槽設置で54万8,000円となっているとの答弁。令和6年度は8件予定しているが、事前申込みがあったのかとの質疑に対し、令和6年度の募集については、これから取り組むとの答弁。村内の単独浄化槽設置は何件あるのかとの質疑に対し、約1,200件の単独浄化槽が設置されているとの答弁。浄化槽は住民生活課の管轄ではないのかとの質疑に対し、住民生活課の管轄ですが、県補助金の収入・支出を一括して下水道係で行っているため、上下水道課で取り扱っているとの答弁。

1款1項1目13節、工事費、公共下水道屋宜原汚水枝線工事が対前年度比5,200万円の減額と工事の詳細はとの質疑に対し、令和5年度当初、屋宜原地区において2件工事を予定していたが、工事予定箇所が現在建設課で改良工事を検討している村道仲順屋宜原線であるため、道路線形及び縦断計画、構造物設計等を考慮して道路計画に影響がないよう次年度以降に変更したことによるものである。また、令和6年度の工事については、平成29年度以降中断している村道屋宜原39号線の既設整備箇所の延伸100メートルを推進工法による工事を予定しているとの答弁。令和6年度に予定している工事箇所はとの質疑に対し、屋宜原39号線沿いの668番地先から東向け100メートル程度予定しているとの答弁。前回、軟弱地盤のため工事費が割高になると説明を受けたが、今回の工事予算で大丈夫かとの質疑に対し、工事予定100メートルは、本管工事と公共樹間の延長である。現在の予算で工事は可能であるとの答弁。今回の施工区間で住宅の接続予定軒数はとの質疑に対し、接続予定住宅は8軒予定しているとの答弁。公共樹の位置決定はとの質疑に対し、土地や建物所有者と立ち合いで位置決定し承諾書を取っているとの答弁。

1款1項3目1節、土地購入費2,130万円の場所と目的はとの質疑に対し、島袋地内浸水対

策として、現在仮設調整池である5号調整池本整備に必要な調整池用地2筆を購入予定として計上してあるとの答弁。土地取得の購入予定はとの質疑に対し、8月か9月頃、購入予定をしているとの答弁。土地の取得面積はとの質疑に対し、2筆の合計坪数は48坪であるとの答弁。今回の購入予定地の2筆の詳細はとの質疑に対し、調整池本体と現在の水路の一部を購入予定しているとの答弁。調整池の本整備の内容はとの質疑に対し、現在の調整池は仮設で構造設計はされていない。調整池の耐用年数は50年であるため構造設計をするものであるとの答弁。工事着手時期はとの質疑に対し、令和6年度で用地補償、一部物件の補償を完了して、令和7年度に着手予定しているとの答弁。浸水地域の指定箇所はとの質疑に対し、以前、農協島袋支所があった周辺一帯である。3号調整池は、令和2年度に整備を完了している。それに関連して5号調整池を整備するものであるとの答弁。物件補償後の、5号調整池の構造の規模は当初の計画に変更はないかとの質疑に対し、当初の計画では、現在ある建物移転補償で検討していたが、建物の移転先が決まらず、進入路の一部変更と既存の建物を残した条件で調整池容量に変更がないよう設計するとの答弁。現在の仮設の調整池を取り壊して5号調整池の本整備に着手するののかとの質疑に対し、仮設の調整池も取り壊して本整備に着手する。一部形態の変更があるため、全体的に取り壊して新たに構築するとの答弁。仮設構造としても調整池として機能している。令和7年度の本整備に対して降雨時期の対策計画はあるかとの質疑に対し、雨季の時期を外して工事を発注するのは難しい。水路の排水を維持して、仮設水路の整備で対応したいとの答弁。浸水対策、安全対策は万全な対策をとる質疑に対し、安全管理は全力を挙げて対応するとの答弁。

以上で質疑を終結しまして、討論、採決の結

果、本委員会は全会一致で原案を可決すべきものと決定いたしました。

○議長（比嘉義彦）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第31号 令和6年度北中城村下水道事業会計予算についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決です。

議案第31号 令和6年度北中城村下水道事業会計予算については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（比嘉義彦）

起立全員です。議案第31号 令和6年度北中城村下水道事業会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10. 意見書第1号 児童生徒の県外派遣費用の補助拡大を求める意見書

○議長（比嘉義彦）

日程第10. 意見書第1号 児童生徒の県外派遣費用の補助拡大を求める意見書についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

意見書第1号

児童生徒の県外派遣費用の補助拡大を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

令和6年3月27日提出

北中城村議会議長 比嘉 義彦 殿

提案者：北中城村議会議員

屋 良 朝 春

賛成者：北中城村議会議員

川 上 龍 太

上 間 堅 治

比 嘉 正 志

山 田 晴 憲

比 嘉 悟

喜屋武 功

平安山 和 美

伊 集 守 吉

大 城 律 也

比 嘉 義 弘

名 幸 利 積

喜屋武 すま子

児童生徒の県外派遣費用の補助拡大を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の扱いが2類から5類へと引き下げられ、児童生徒の文化・スポーツ活動も活発になってきた。県外派遣費用の補助金については、沖縄県内各市町村独自で派遣費の補助をしているが、補助率や要件などは統一されておらず、負担の格差が生まれた。金銭的理由で窮する事が無いよう沖縄県がしっかりと現状を把握し、すべての児童生徒が負担なく大会に参加できるような事業が必要であり、県が一括して補助の拡大に努めて頂きたい。

児童生徒が沖縄県の代表として派遣されることは大変誇らしく、またその経験は何事にも代えがたい貴重なものであり、今後の沖縄県の担い手づくりにおいても大変重要なことである。

よって、すべての児童生徒が負担なく大会に参加できるように沖縄県として、派遣費の補助拡大を強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年（2024年）3月27日

沖縄県中頭郡北中城村議会

宛 先
沖縄県知事

以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（比嘉義彦）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見書第1号 児童生徒の県外派遣費用の補助拡大を求める意見書についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。意見書第1号 児童生徒の県外派遣費用の補助拡大を求める意見書については可決されました。

日程第11. 意見書第2号 学校給食費無償化の早期実現を求める意見書

○議長（比嘉義彦）

日程第11. 意見書第2号 学校給食費無償化の早期実現を求める意見書についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

意見書第2号

学校給食費無償化の早期実現を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

令和6年3月27日提出

北中城村議会議長 比嘉 義彦 殿

提案者：北中城村議会議員

喜屋武 功

賛成者：北中城村議会議員

平安山 和美

伊集守 吉

大城 律也

比嘉 義弘

名幸 利積

喜屋武 すま子

屋良 朝春

川上 龍太

上間 堅治

比嘉 正志

山田 晴憲

比嘉 悟

学校給食費無償化の早期実現を求める意見書（案）

日本国憲法は第26条第2項で「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする」とあり、学校教育法は第6条で「学校においては、授業料を徴収することができる。ただし、国立又は公立の小学校及び中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部における義務教育については、これを徴収することができない」と定めている。

また、学校給食については、学校給食法第1条で「食育の推進」を規定しており、第2条に定める学校給食の7つの目標達成に向け、教育活動の一環として、学校給食を通じた「食育」が行わ

れ、その意義は大きく、学校教育の根幹となっている。

学校給食の経費負担については、食材費が保護者の負担となっている。しかしながら、ウクライナ情勢の長期化と円安の進行、さらには、イスラエル・ハマス紛争などがエネルギーコストや原材料価格を押し上げ物価上昇を引き起こしている状況にある。子育て世帯の家計に対しても深刻な影響を及ぼしている。

そのような中、玉城知事の掲げる「学校給食費無償化」の公約は、まさに子育て世帯の切実な願いであり、早期の実現に大きな期待が寄せられている。

よって、北中城村議会は、子育て支援に地域間格差が生じることのないよう、学校給食費無償化の早期実現を強く要請する。

記

1. 国による学校給食費の全国一律無償化が実現するまでの間、県内市町村一律無償化を早期に実現すること。
2. 学校給食費の全国一律無償化の実現を国会及び政府に強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年（2024年）3月27日

沖縄県中頭郡北中城村議会

宛 先

沖縄県知事

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣

○議長（比嘉義彦）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見書第2号 学校給食費無償化の早期実現を求める意見書についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

異議なしと認めます。意見書第2号 学校給食費無償化の早期実現を求める意見書については可決されました。

日程第12. 決議第1号 日米地位協定の見直しに関する要望決議

○議長(比嘉義彦)

日程第12. 決議第1号 日米地位協定の見直しに関する要望決議についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

比嘉 悟議員。

○3番(比嘉 悟議員)

決議第1号

日米地位協定の見直しに関する要望決議

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

令和6年3月27日提出

北中城村議会議長 比嘉 義彦 殿

提案者：北中城村議会議員

比 嘉 悟

賛成者：北中城村議会議員

山 田 晴 憲

比 嘉 正 志

上 間 堅 治

川 上 龍 太

屋 良 朝 春

喜屋武 すま子

名 幸 利 積

比 嘉 義 弘

大 城 律 也

伊 集 守 吉

平安山 和 美

喜屋武 功

日米地位協定の見直しに関する要望決議（案）

我が国には、日米安全保障条約に基づく日米地位協定によって、30の都道府県に130施設、約9万8千ヘクタールの米軍基地施設が所在している。

米軍基地を抱える全国の町村は、我が国の防衛、安全保障の一翼を担う一方、米軍基地の存在による住民生活への過重な負担を抱えている。

特に、全国の米軍専用施設の約70%を占める沖縄県においては、米軍基地から派生する事件・事故や航空機騒音、米軍人・軍属等による犯罪が、戦後78年を経た今日においてもなお後を絶たず、また、環境や人体に影響を及ぼす可能性が指摘されている高濃度の有機フッ素化合物（PFAS）が米軍基地周辺の井戸や地下水から検出され、水源等の汚染が懸念されているが、基地内の立ち入り調査ができず原因が特定できないため汚染除去等適切な対応が困難な状況となっており、地域住民の生活に多大な影響を及ぼしている。

日米地位協定は、日米を取り巻く安全保障体制や我が国の社会環境が大きく変化しているにもかかわらず、昭和35年に締結されて以来、64年以上もの間、一度も改正されていない。

これまで運用改善や環境補足協定の締結がなされてはいるものの、米軍基地から派生する様々な事件・事故等から国民の生命・財産と人権を守るためにはまだ不十分で、根本的な解決のためには日米地位協定を抜本的に見直す必要がある。

よって、本村議会は、村民の生命・財産と人権を守る立場から、日米地位協定を抜本的に見直しされるよう、強く要望する。

以上、決議する。

令和6年（2024年）3月27日

沖縄県中頭郡北中城村議会

宛 先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、厚生労働大臣、環境大臣、沖縄基地負担軽減担当大臣、内閣官房長官、沖縄及び北方対策担当大臣、外務省沖縄特命全権大使、沖縄防衛局長

○議長（比嘉義彦）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

す。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから決議第1号 日米地位協定の見直しに関する要望決議についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（比嘉義彦）

起立全員です。決議第1号 日米地位協定の見直しに関する要望決議については可決されました。

日程第13. 決議第2号 V22オスプレイ飛行再開に対しての抗議決議

○議長（比嘉義彦）

日程第13. 決議第2号 V22オスプレイ飛行再開に対しての抗議決議についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

決議第2号

V22オスプレイ飛行再開に対しての抗議決議

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

令和6年3月27日提出

北中城村議会議長 比嘉 義彦 殿

提案者：北中城村議会議員

川 上 龍 太

賛成者：北中城村議会議員

屋 良 朝 春

上 間 堅 治

比 嘉 正 志

山 田 晴 憲

比 嘉 悟

喜屋武 功

平安山 和美

伊 集 守 吉

大 城 律 也
比 嘉 義 弘
名 幸 利 積
喜屋武 すま子

V 2 2 オスプレイ飛行再開に対する抗議決議（案）

令和5年11月、鹿児島県屋久島沖での墜落事故を受け、米軍と陸上自衛隊はすべての機体について飛行停止の措置をとっていたが、防衛省は3月14日以降、整備等を終えた機体から国内での飛行を段階的に再開すると発表。見合わせていたV22オスプレイの飛行を3月14日普天間基地で再開させた。

そのような中、V22オスプレイの配備がされている全国の自治体から不安の声が多く寄せられている。

本村議会は令和5年11月の事故発生直後、V22オスプレイの飛行全面中止を決議し、意見書を提出した経緯もある。事故原因の理由も明らかになされないまま本村上空を飛行する事は断じて容認できない。

よって、村民の生命、財産を守る北中城村議会は下記の事項を強く要求する。

記

1. V22オスプレイの国内の飛行を全面中止すること。
2. 日米地位協定の改正。
3. 普天間基地早期の使用中止と全面返還。

以上、決議する。

令和6年（2024年）3月27日

沖縄県中頭郡北中城村議会

宛 先

在沖米国総領事、在沖米四軍沖縄地域調整官

○議長（比嘉義彦）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わり

ます。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから決議第2号 V22オスプレイ飛行再開に対しての抗議決議についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(比嘉義彦)

起立全員です。決議第2号 V22オスプレイ飛行再開に対しての抗議決議については可決されました。

日程第14. 意見書第3号 V22オスプレイ飛行再開に対しての意見書

○議長(比嘉義彦)

日程第14. 意見書第3号 V22オスプレイ飛行再開に対しての意見書についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

川上龍太議員。

○1番(川上龍太議員)

意見書第3号

V22オスプレイ飛行再開に対しての意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

令和6年3月27日提出

北中城村議会議長 比嘉 義彦 殿

提案者：北中城村議会議員

川上 龍太

賛成者：北中城村議会議員

屋 良 朝 春

上 間 堅 治

比 嘉 正 志

山 田 晴 憲

比 嘉 悟

喜屋武 功
平安山 和美
伊集守 吉
大城 律也
比嘉 義弘
名 幸利 積
喜屋武 すま子

V 2 2 オスプレイ 飛行再開 対しての 意見書 (案)

令和 5 年 1 1 月、鹿児島県屋久島沖での墜落事故を受け、米軍と陸上自衛隊はすべての機体について飛行停止の措置をとっていたが、防衛省は 3 月 1 4 日以降、整備等を終えた機体から国内での飛行を段階的に再開すると発表。見合わせていた V 2 2 オスプレイの飛行を 3 月 1 4 日普天間基地で再開させた。

そのような中、V 2 2 オスプレイの配備がされている全国の自治体から不安の声が多く寄せられている。政府は地元の不安や懸念の払拭のため、関係自治体への丁寧な説明に努めるとしているが、言葉とは程遠い対応。米国優先で国民への安全優先は置き去りにされた内容である。

本村議会は令和 5 年 1 1 月の事故発生直後、V 2 2 オスプレイの飛行全面中止を決議し意見書を提出した経緯もある。事故原因の理由も明らかになされないまま本村上空を飛行する事は断じて容認できない。

よって、村民の生命、財産を守る北中城村議会は下記の事項を強く要望する。

記

1. V 2 2 オスプレイの国内の飛行を全面中止すること。
2. 日米地位協定の改正。
3. 普天間基地早期の使用中止と全面返還。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 (2 0 2 4 年) 3 月 2 7 日

沖縄県中頭郡北中城村議会

宛 先

内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣

○議長（比嘉義彦）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見書第3号 V22オスプレイ飛行再開に対しての意見書についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（比嘉義彦）

起立全員です。意見書第3号 V22オスプレイ飛行再開に対しての意見書については可決されました。

日程第15. 決議第3号 閉会中の議員派遣に関する決議について

○議長（比嘉義彦）

日程第15. 決議第3号 閉会中の議員派遣に関する決議についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

決議第3号

閉会中の議員派遣に関する決議について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

令和6年3月27日

北中城村議会議長 比嘉義彦 殿

提案者：北中城村議会議員

上間堅治

賛成者：北中城村議会議員

比嘉正志

山田晴憲

比 嘉 悟
喜屋武 功
平安山 和美
伊 集 守 吉
大 城 律 也
比 嘉 義 弘
名 幸 利 積
喜屋武 すま子

閉会中の議員派遣に関する決議について

本議会は閉会中に、下記の諸研修会へ議員派遣することを決議する。

記

1. 沖縄県町村議会議長会主催による議員研修会
(令和6年度沖縄県町村議会議長会事業計画に基づく諸研修会)
2. 中部地区町村議会議長会主催による議員研修会
(令和6年度中部地区町村議会議長会事業計画に基づく諸研修会)
3. 全国市町村研修財団が実施する市町村議会議員向け研修会
研修科目 : 議会議員研修
期 間 : 令和6年5月8日から5月10日まで
令和6年10月16日から10月18日まで
場 所 : 全国市町村国際文化研修所
4. 本村議会主催による議員研修会
(令和6年度中に開催される諸研修会等)

令和6年3月27日
沖縄県中頭郡北中城村議会

以上です。
○議長（比嘉義彦）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから決議第3号 閉会中の議員派遣に関する決議についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

異議なしと認めます。決議第3号 閉会中の議員派遣に関する決議については原案のとおり可決されました。

次にお諮りします。ただいま可決された閉会中の議員の派遣に関する決議の内容について及び日程等に変更を要するときは、その取扱いを議長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

異議なしと認めます。日程変更等を要するときの取扱いは議長に一任されました。

○議長(比嘉義彦)

日程第16. 閉会中の継続調査の申し出の件を議題とします。

総務厚生常任委員長、建設文教常任委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りした申出のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

異議なしと認めます。したがって委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。本定例会における議決事件の字句及び数字、その他の整理に要するものは、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

異議なしと認めます。本定例会における議決事件の字句及び数字、その他の整理に要するものは議長に委任することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日をもって議会は閉会となりますが、議員各位、そして執行部の皆様には長い会期中、熱心な御審議をいただき、議長として心から感謝を申し上げます。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって、令和6年第4回北中城村議会定例会を閉会します。御苦労さまでした。

午後 0時59分 閉会

日程第16. 閉会中の継続調査の申し出

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北中城村議会

議長 比嘉義彦

署名議員 比嘉悟

署名議員 比嘉正志